

## 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

林真貴子・三阪佳弘・緑 大輔

矢野達雄（アイウエオ順）

## 目次

- 一 はじめに
- 1 本稿編集に至る経緯
- 2 本稿に収録した資料
- 二 陪審公判一覧表
- 1 陪審公判件数一覧表
- 2 陪審公判概要一覧表
  - (一) 札幌 札幌地方裁判所における陪審公判概要一覧表
  - (二) 函館 函館地方裁判所における陪審公判概要一覧表
  - (三) 旭川 旭川地方裁判所における陪審公判概要一覧表
- 三 陪審公判始末簿および刑事統計年報から見た陪審裁判
  - (四) 釧路 釧路地方裁判所における陪審公判概要一覧表
  - (五) 樺太 樺太地方裁判所における陪審公判概要一覧表
- 四 予審終結決定・説示・問書・答申
  - 1 札幌 札幌地方裁判所における陪審事件処理状況
  - 2 函館 函館地方裁判所における陪審事件処理状況
  - 3 旭川 旭川地方裁判所における陪審事件処理状況
  - 4 釧路 釧路地方裁判所における陪審事件処理状況
  - 5 樺太 樺太地方裁判所における陪審事件処理状況
- 五 刑事判決書
  - 1 札幌
  - 2 函館
  - 3 旭川
  - 4 釧路
- 六 新聞報道に見る陪審公判

- 1 司法省陪審宣伝並各地法況
- 2 陪審公判に関する新聞報道

- (一) 札幌 陪審公判に関する報道
- (二) 函館 陪審公判に関する報道
- (三) 旭川 陪審公判に関する報道
- (四) 釧路 陪審公判に関する報道
- (五) 樺太 陪審公判に関する報道

- 七 陪審公判に対する判検事・弁護士のご感想

- 1 札幌 (一) 判検事のご感想、(二) 弁護士のご感想
- 2 函館 (一) 弁護士のご感想
- 3 旭川 (一) 判検事のご感想
- 4 樺太 (一) 判検事のご感想

- 八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

- 1 札幌 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴
- 2 函館 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴
- 3 旭川 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴
- 4 釧路 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴
- 5 樺太 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

- 九 おわりに

- 一 はじめに

- 1 本稿編集に至る経緯

本稿は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が、『修道法学』に発表を続けてきた「広島控訴院管内における陪審裁判」(広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山)、「大阪控訴院管内における陪審裁判」(大阪・京都・奈良・大津・和歌山・神戸・徳島・高松・高知)、「東京控訴院管内における陪審裁判」(東京・横浜・浦和・千葉・水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟)、「名古屋控訴院管内における陪審裁判」(名古屋・安濃津・岐阜・福井・金沢・富山)、「長崎控訴院管内における陪審裁判」(長崎・佐賀・福岡・大分・熊本・鹿児島・宮崎・那覇)および「宮城控訴院管内における陪審裁判」(仙台・福島・山形・盛岡・秋田・青森)に関する資料集に続くものであって、最後の「札幌控訴院管内における陪審裁判」(札幌・函館・旭川・釧路・樺太)に関する資料を収録した。

(注1)「我が国で行われた陪審裁判」の調査・研究は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士、元第二東京弁護士会所属)が中心となって、同会を構成する次のメンバーと共同して調査・研究を行なっている。

加藤高広(広島修道大学名誉教授(初代会長)、元広島修道大学法学部教授、民法)、紺谷浩司(広島大学名誉教授(元広島大学法学部教授、元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法)、緑大輔(一橋大学法学研究科准教授(元広島修道大学法学部助教授、刑事訴訟法)、矢野達雄(広島修道大学法学部教授(現会長)、元愛媛大学法文学部教授、日本法制史)、居石正和(島根大学法文学部教授(日本法制史)。

また、「大阪控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究から、緑大輔と入れ替りに三阪佳弘大阪大学院高等司法研究科教授（日本法制史）が参加し、「東京控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、緑大輔が再度参加することになった。更に、「名古屋控訴院管内における陪審裁判」の調査・研究からは、林真貴子近畿大学法学部教授（日本法制史）が参加することになった。

（注2）これまでに発表した広島控訴院管内・大阪控訴院管内・東京控訴院管内・名古屋控訴院管内・長崎控訴院管内における陪審裁判に関する資料集・論文は、次の通りである。その内、「修道法学」に掲載されたものは、修道大学のウェブサイトに「学術リポジトリ」において、PDF形式で読むことができる。

① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」『修道法学』第29巻第2号・二〇〇七年二月

② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判（2）―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」『修道法学』第30巻第1号・二〇〇七年九月

③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判（1）―予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第31巻第1号・二〇〇八年九月

④ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判（2）―防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第32巻第1号・二〇〇九年九月

⑤ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判―陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決書ならびに新聞報道を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第33巻第1号・二〇一〇年九月

⑥ 居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判―陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新聞・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月

⑦ 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月

⑧ 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」『法制史研究』60・法制史学会年報、二〇一一年

三月）

⑨ 矢野達雄「愛媛における陪審裁判」『えひめ近代史研究』第66号、近代史文庫・二〇一一年四月

⑩ 増田修・編「広島における陪審裁判（3）補遺―問書、説示、陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝並各地法況から見る陪審裁判―」『修道法学』第34巻第1号、二〇一一年九月

⑪ 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」『J L F N E W S』50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇一二年二月

⑫ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判―因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判―」『修道法学』第35巻第1号、二〇一二年九月

⑬ 居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松山における陪審裁判―刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報・愛媛新報・大阪朝日新聞（愛媛版）を中心に見る陪審裁判―」『修道法学』第36巻第1号・二〇一三年九月

⑭ 緑大輔「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年二月

⑮ 増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像―広島・大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証―」『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月

⑯ 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―（1）大阪編・上」『修道法学』第37巻第1号・二〇一四年九月

⑰ 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―（1）大阪編・下」『修道法学』第37巻第2号・二〇一五年二月

⑱ 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―（2）京都・奈良・大津・和歌山編・上」『修道法学』第38巻第1号・二〇一五年九月

⑲ 増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―（2）京都・奈良・大津・和歌山編・上」『修道法学』第38巻第1号・二〇一五年九月

料探究——(2)京都・奈良・大津・和歌山編・下」(『修道法学』第38巻第2号・二〇一六年二月)

②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・矢野達雄・共編「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(3)神戸・徳島・高松・高知編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)

②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(1)東京編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)

②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(2)横浜・浦和・千葉編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)

②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・共編「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(3)水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」(『修道法学』第39巻第2号付録CD・二〇一七年二月)なお、『修道法学』第39巻第2号付録CDには、⑬⑭⑮も再録した。

②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・林真貴子共編「我が国で行われた陪審裁判——実証的研究のための資料探究——名古屋控訴院管内編」(『修道法学』第40巻第2号付録CD・二〇一八年二月)

②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・林真貴子共編「我が国で行われた陪審裁判——実証的研究のための資料探究——長崎控訴院管内編」(『修道法学』第40巻第2号付録CD・二〇一八年二月)

②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・林真貴子共編「我が国で行われた陪審裁判——実証的研究のための資料探究——宮城控訴院管内編」(『修道法学』第41巻第2号付録DVD・二〇一九年二月)

②増田修・居石正和・加藤高・紺谷浩司・三阪佳弘・緑大輔・矢野達雄・林真貴子共編「我が国で行われた陪審裁判——実証的研究のための資料探究——札幌控訴院管内編」(『修道法学』第41巻第2号付録DVD・二〇一九年二月)

(注3) 増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(『修道法学』第33巻第2号・二〇一一年二月)は、広島控訴院管内の陪審公判の概要および陪審公判の復元資料を紹介し、陪審公判における(1)裁判長の説示、(2)陪審員の答申、(3)予審問調書の証明力、(4)陪審公判の無罪率、について問題点を指摘し、更に、陪審公判が少なかった原因を考察している。そして、全国調査の必要性を訴えた。

(注4) 増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(『JIF NEWS』50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇二二年二月。同財団のホームページで読むことが出来る)では、「大阪における陪審裁判」を調査研究するに至った経緯を述べた。そして、陪審公判はすべて公訴事実を争うものであるから、無罪の主張だけでなく、縮小認定(例えば、殺人ではなく傷害致死の認定)の主張もあり、現実の陪審公判における被告主張の容認率(無罪+縮小認定)は30〜40%程度はあり、また求刑よりも低い判決がなされる傾向にあるのが特徴であることを指摘した。

(注5) 「広島控訴院管内における陪審裁判」および「大阪控訴院管内における陪審裁判」は、増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像——広島大阪控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証——」(『修道法学』第36巻第2号・二〇一四年九月)において、陪審公判の実際を実証的に分析するのに使用した。

(注6) 「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の調査資料は、①「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(1)大阪編、②「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(2)京都・奈良・大津・和歌山編、および③「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(3)神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイル化した資料集にして、①は平成25年11月11日公益財団法人日弁連法務財団(以下、日弁連法務研究財団という)・研究部会、②・③は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団から調査研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載した。

(注7) 「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」の調査資料は、①「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(1)東京編、②「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(2)横浜・浦和・千葉編、および③「東京控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(3)水戸・前橋・宇都宮・静岡・甲府・長野・新潟編」と題する三本の電磁ファイル化した資料集にして、平成28年11月14日開催された、日弁連法務研究財団

研究部会において、同財団に提出した。これら三本の調査研究成果は、日弁連法務研究財団から調査研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載した。

## 2 本稿に収録した資料

陪審裁判は、陪審法が昭和三(一九二八)年一〇月一日施行され、昭和一八(一九四三)年四月一日施行を停止されるまでの間に行われた。その間、札幌控訴院管内においては、二六件(二 陪審公判一覧表「参照」)の陪審裁判が開かれた。

陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道などがある。

(1) 陪審公判始末簿は札幌・函館・旭川・釧路地方裁判所に保存されていたが、樺太は残っているかどうかは不明である。

(2) 予審終結決定書は、旭川一件①事件と、樺太一件①事件を収録した。

(3) 陪審説示は、札幌二件①②事件、函館一件①事件、旭川一件①事件、樺太一件①事件を収録した。また、陪審問書は、札幌一件①事件、旭川一件①事件、樺太一件①②事件を収録した

(4) 刑事判決書は、札幌地方検察庁に一件中七件、函館地方検察庁に三件中三件、旭川地方検察庁に四件中三件、釧路地方検察庁に六件中四件は保存されていたが、樺太地方裁判所分における陪審裁判判決書の現状は不明である。

(5) 新聞報道については、札幌は北海タイムス・小樽新聞、函館は函館毎日新聞、函館

日日新聞・函館新聞、旭川は旭川新聞、釧路は釧路新聞、樺太は樺太日日新聞、その外に東京朝日新聞・東京日日新聞・読売新聞の各地方版などを検索し、事件の概要と表題目録を収集した。

(6) 本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の間歴、ならびに札幌控訴院長、札幌控訴院検事長、札幌地方裁判所部長判事、札幌地方裁判所検事正、札幌地方裁判所検事、旭川地方裁判所判事、樺太地方裁判所長、樺太地方裁判所検事正および北海道各地弁護士の陪審裁判についての感想を収録した。

(注1) 札幌弁護士会会史編纂委員会編『札幌弁護士会百年史』(札幌弁護士会・一九八三年七月)には、第三章・第二節「陪審制度の施行」の項目がある。ここでは、札幌における最初の陪審裁判が記述されている。

(注2) 旭川弁護士会編『旭川弁護士物語 旭川弁護士会百周年記念誌』(旭川弁護士会・二〇一七年五月)には、「第3話 北海道発の陪審裁判と山崎有信」があり、旭川で行われた最初の陪審公判に関する記述がある。

(注3) 旭川①事件については、山崎有信『陪審殺人未遂火か傷害か』(法律新報社・一九二九年一〇月)、および小幡尚「北海道最初の陪審裁判」(『旭川研究』一九二八年、旭川地方裁判所における事例)第14号、一九九八年二月)がある。

(注4) 釧路弁護士会史編纂委員会編『釧路弁護士会の歩み』(釧路弁護士会・二〇一五年二月)には、大正一五年一〇月一五日付「陪審法ノ実施準備ニ関スル件」と題する、陪審法廷の構造に関して(検事席と弁護人席を同等の高さにせよ等)、司法省刑事局長あて申入書の写真が掲載されている。

## 二 陪審公判一覧表

1 陪審公判件数一覧表

本資料集に収録した陪審公判は、札幌地方裁判所二一件、函館地方裁判所三件、旭川地方裁判所四件、釧路地方裁判所六件、樺太地方裁判所二件、合計二六件で、次の「年度別裁判所別陪審公判件数一覧表」の通りである。

7		6		5		4		3		昭和
請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定
	2			2			1			2
	1								1	
									2	
										1
							1		2	
										1
	3			2		1	1		7	2
7		6		5		4		3		昭和

裁判所	計 合				15			14			9			8			更新
	合計	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	更新	請求	法定	
札幌	11	1	1	9												2	1
函館	3			3													1
旭川	4			4					1								
釧路	6	2		4			1									1	1
樺太	2			2								1					
合計	26	3	1	22			1		1		1	1				4	2
	計 合				15			14			9			8			

(注1)「法定」は法定陪審事件(陪審法第2条)、「請求」は請求陪審事件(陪審法第3条)である。「請求」には、請求陪審だけの事件を表示し、「法定」と「請求」が併合された事件は、「法定」に表示した。

(注2)「更新」は、裁判所が陪審の答申を採択せず、更に他の陪審の評議に付した事件(陪審法第95条)である。

## 2 陪審公判概要一覧表

札幌控訴院管内における陪審公判の概要は、下記の「陪審公判の概要一覧表」の通りである。この陪審公判概要一覧表は、刑事判決書・陪審公判始末簿・説示集・問書集・新聞記事などにより作成した。これによつて札幌控訴院管内における陪審裁判の傾向を見ると、次の通りである。

無罪は、札幌⑥(放火)事件、一件のみで、無罪率三・八五%で、全国平均の一六・七四%よりも、かなり無罪率は低い。

縮小認定は、札幌①(殺人・殺人未遂↓傷害致死・傷害)、札幌⑩(放火↓非現住建造物放火)事件、函館①(殺人未遂↓傷害)、函館②(殺人未遂↓傷害)事件、旭川①(殺人未遂↓傷害)、旭川②(殺人未遂↓殺人中止未遂)、旭川③(強盗傷人↓窃盗傷人)事件、釧路③(殺人未遂↓傷害)、釧路⑥(殺人↓傷害致死)事件、樺太(尊属殺人↓嘱託殺人)事件、合計二六事件中九事件で、縮小認定率は三四・六一%である。無罪率と縮小認定率を合計した被告人の主張容認率は三八・四六%である。

執行猶予は、札幌⑪(建造物等以外放火・懲役1年・執行猶予3年)事件、釧路⑥(殺人↓傷害致死・懲役2年・執行猶予3年)事件、樺太①(殺人、懲役2年・執行猶予3年)事件の三件である。

求刑より軽い量定の判決は、札幌③(放火、3年↓1年6月執行猶予)、札幌④(殺人、15年↓12年)事件、函館③(通貨偽造、3年↓2年・2年6月)事件、釧路③(殺人未遂、2年↓1年)、釧路⑤(放火、12年↓8年)事件、樺太①(殺人、3年↓2年)事件の六件である。

求刑と同じ量定の判決は、札幌②(放火未遂、2年6月)、札幌⑤(殺人、1年)、札幌⑦(猥褻致傷・懲役3年・未決90日算入)、札幌⑨(強姦致傷・4年)事件の四件である。

更新(再陪審)は、札幌⑧(放火、無罪答申↓非現住建造物放火)事件、釧路①(放火、無罪答申↓放火)、釧路④(放火、無罪答申↓放火)事件の三件である。

未決勾留日数を本刑に算入した事件は、札幌⑦(猥褻致傷)、札幌⑨(強姦致傷)、札幌⑩(放火↓非現住建造物放火)事件、函館①(殺人未遂↓傷害)、函館②(殺人未遂↓傷害)事件、旭川④(強姦致傷)事件、釧路②(放火)、釧路⑤(放火)事件の八事件である。

なお、全二六件中、旭川④事件、釧路②事件は、求刑が不明である。

## (二) 札幌地方裁判所における陪審公判概要一覧表

昭和5年	判決日(昭和)		判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	①	②					
	4・1・24	4・3・20	傷害致死及傷害 懲役3年 (懲役5年)	S持平 坑夫(42)	矢野慎治 谷忠治 籠倉正治	男庭善之助 高野精一 小寺叔輔	山田清壹
	殺人及殺人未遂 (内縁の妻とそ の不倫相手殺傷)	放火未遂 (保険金詐欺)	懲役2年6月 (懲役2年6月)	TW政吉 馬車追業(44)	矢野慎治 谷忠治 室谷慶一	男庭善之助	秋山常吉 高野精一 山田清壹

昭和7年	①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	4・3・15	殺人未遂 (情婦斬り)						

(二) 函館地方裁判所における陪審公判概要一覧表

昭和9年	⑩	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	8・2・10	放火 (夜遊びを叱られて放火)						
昭和8年	⑨	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	8・1・21	強姦致傷						
昭和9年	⑪	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	9・4・2	建造物等以外放火 (請求陪審)						

昭和7年	⑤	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	6・11・21	殺人未遂 (喧嘩仲裁で罵倒され)						
昭和7年	④	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	6・7・16	殺人 (夫毒殺)						
昭和7年	③	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	5・9・11	放火未遂 (模範青年の放火)						
昭和7年	⑥	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	7・2・3	放火 (家主が修繕しないので放火)						
昭和7年	⑦	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	7・9・12	猥褻致傷						
昭和7年	⑧	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士
	7・9・29	放火 (夜遊びを叱られて放火)						



昭和8年	②	7・5・25	殺人未遂	傷害	I T 勝三郎	増田喜一	中島美樹	樋渡道一
			(情夫と勘違い 人妻斬り)	懲役1年・未決勾留60日 算入(懲役1年)	日雇(38)	猪瀬一郎	大崎孝之榮	赤井力也 橋本清次郎
昭和8年	③	8・3・4	通貨偽造 (贗札事件)	懲役2年 (懲役3年)	O O 國治郎	増田喜一	中島美樹	赤井力也 橋本清次郎
			懲役2年6月 (懲役3年)	A B 勝治 印刷業(36) 印刷工(33)	渡邊泰敏 松本勝夫			

(注) 被告人兩名は上告(弁護士川端正夫・鈴木義男・赤井力也・二關敏)したが、昭和8年6月21日、大審院は上告を棄却した。

(三) 旭川地方裁判所における陪審公判概要一覽表

昭和3年	①	3・11・24	殺人未遂 (飲酒の上喧嘩)	傷害 懲役8月 (懲役1年)	K M 金作 漁夫(32)	綿貫清隆 内藤丈夫 濱守龍	松野嘉七	山崎有信 大塚守穂
			殺人未遂					
昭和4年	②	4・4・22	殺人未遂	殺人中止未遂	Y M 米作	綿貫清隆	石川近之進	山崎有信

昭和14年	③	4・12・16	強盗傷人 (強盗して示談)	窃盗傷人 懲役5年 (懲役5年)	F S 喜作(31)	綿貫清隆 柿本知己 重友芳夫	田部顯穂	山崎有信 宇野繁衛
			娼妓と無理心中 (懲役4年)	懲役2年 (懲役4年)	土工夫(33)	内藤丈夫 中兼謙吉		關口勘作 飯島豊
昭和14年	④	14・9・29	強姦致傷	懲役4年・未決勾留60日 算入	N M 外五郎			

(四) 釧路地方裁判所における陪審公判概要一覽表

昭和4年	①	4・5・16	放火 (保険金詐取)	更新(無罪答申)	Y D 勇 菓子製造業 (27)	井上敏夫 名越鉄夫 三村一恵	遠山茂	佐藤忠暉・官
			放火 (保険金詐取)					
昭和4年	②	4・7・11	放火 (保険金詐取)	懲役4年・未決勾留20日 算入	Y D 勇 菓子製造業 (27)	渡邊常太郎 井上敏夫 三村一恵	三島恒三郎	佐藤忠暉・官

(注) 被告人は上告したが、昭和4年7月17日、上告を取下げた。

昭和7年	③	4・11・25	殺人未遂	傷害	懲役1年(懲役2年)	KH彦三郎 無職(64)	井上敏夫 三村一恵 内田實	遠木茂	松田雄太郎
	④	7・11・25	放火 (帯広刑務所放火)	更新(無罪答申)		YU梅治 元看守(35)	黒瀬善治 藤山藤作 中林利一	鈴木勇七	中田克己知
昭和8年	⑤	8・1・28	放火 (帯広刑務所放火)	懲役8年・未決勾留100日 算入 (懲役12年)		YU梅治 元看守(36)	田沼金造 藤山藤作 中林利一	田口環	南雲正朔 中田克己知
	⑥	15・5・21	殺人 (妻を奪われ)	傷害致死 懲役2年・執行猶予3年 (懲役5年)		KM次信 ブリキ職(36)	森岡信二 濱邊信義 中込所尚	米丸歳郎	飯島安三郎

(五) 樺太地方裁判所における陪審公判概要一覧表

昭和3年	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	判事	検事	弁護士

昭和9年	①	3・11・6	殺人 (姦夫殺し)	懲役2年・執行猶予3年 (懲役3年)	AB益吉 農業(31)	若林祐三郎 三浦卓爾 鶴岡徹一	堀井治一郎	川守田勤治・ 官選
	②	9・5・9	尊属殺人 (実母殺し)	嘱託殺人 懲役5年 (懲役5年)	NM善藏 元林務署雇 (49)	池ノ内一郎 岩城重男 伊東甲子一	松田計治	湯村安次郎・ 官選

三 陪審公判始末簿および刑事統計年報から見た陪審裁判

札幌・函館・旭川・釧路地方裁判所については、保存されていた陪審公判始末簿に基づいて、年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。樺太については刑事統計年報を用いて、年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。

(注1) 『刑事統計年報』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一覧表」には、年度別に旧受理、新受理、陪審公判、公訴棄却、他ノ陪審ノ評議ニ付ス、通常公判、自白、辞退、未結局事件などの件数・人数が記載されている。しかし、『刑事統計年報』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。

なお、刑事統計年報は、現在は国立国会図書館デジタルコレクションに収録されている。

(注2) 『刑事統計年報』の前記「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳人数は出ていない。そこで、今回は、辞退の件数と人数は同数と仮定して処理してみたが、自白と辞退の件数は実数とは多少異なるであろう。

(注3) 「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次年に繰越された事件数であ

る。

(注4) 受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された事件数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑訴法365条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などである。括弧( )内の数字は人数である。( )内数字のない個所は、件数と人数が同一の場合である。

(注5) 司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからのである。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

### 1 札幌 札幌地方裁判所における陪審事件処理状況

陪審事件の処理状況の特徴は、陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。

刑事事件の大部分は、自白事件であるといわれているが、公判準備において自白したときは、事件は陪審公判の対象とはならない(陪審法第7条)。陪審公判を辞退し、通常公判で処理されている事件が相当数あるという現象は、自白事件でも先ず陪審公判を辞退して、通常公判に入ったことを示している。すなわち、準備公判において、裁判長は被告人に対し、事件の認否を求める前に、先ず陪審公判を辞退するかどうかを被告人に問うたか、あるいは準備公判前に書面で辞退届を提出させたと思われる。

札幌地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	3	4	5	6	7	8	9	10
旧受理		2	2	1(3)	2	5		4(5)
新受理	2	23(24)	30(32)	27	32(37)	27(27)	46(47)	46
自白		14(15)	22	14(16)	15(18)	3	13	2(6)
辞退		7(7)	8	10	11(13)	27(27)	28	42
陪審公判		2	1	2	3	2	1	
公訴棄却								

(未済2)

昭和(年)	11	12	13	14	15	16	17	18
旧受理	5	3	5	4	1	2		4
新受理	23	35(36)	35(38)	22	17	14(18)	24	5
自白	2	17(18)	18(19)	16	9	10(14)	15	6
辞退	23	16	18(20)	9	7	6	5	1
陪審公判								
公訴棄却								

### 2 函館 函館地方裁判所における陪審事件処理状況

陪審事件の処理状況の特徴は、陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、多くは自白で処理されている。

函館地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		1				
4	1	3	2	1	1	
5			9	3		
6	2	9	9			
7	1	12	8	4	1	
8		14	9	4	1	1
9		20	6	5		
10	2	11	12	1		

3 旭川 旭川地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		15	9	5		
12	1	13	12	2		
13		8	8			
14		10	7	2	2	
15	1	7	2	5		
16	1	9	4	3		
17	2	7	8	1		
18		2	2	2		

陪審事件の処理状況の特徴は、陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、昭和七年までは、殆ど自白で処理され、昭和一〇年〳〵昭

和一二年までは、辞退で事件処理がなされるのが大部分である。  
旭川地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		4	2		1	
4	1	12	9	1	2	
5	1	10	11			
6		18	18			
7		10	9			
8	1	19	13	5		
9	2	16	6	9		
10	3	24	24	26		

(移記1)

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	1	20		21		
12		27	3	21		
13	3	12	7	7	1	
14		6	1	4	1	
15		8	7	1		
16		11	9	1		
17	1	15	10	5		
18	1	1	1			

4 釧路 釧路地方裁判所における陪審事件処理状況

陪審事件の処理状況の特徴は、陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極

めて少ないことである。そして、昭和七年までは辞退で処理する方が多いが、昭和八年からは自白が優先するようになり、昭和一三年からは辞退が優先して事件処理がなされている。

釧路地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		3		1		
4	2	16	4	10	3	
5	1	14	7	7		
6	1	21(33)	6(16)	15(17)		
7	1	26	11	13	1	
8	2	16	14	3	1	
9		16(17)	10(11)	6		
10		16(17)	14(15)	1		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	1	8	7	1		
12	1	11	11			
13	1	10	3	6		
14	2	12		11		
15	3	10		12	1	
16		12(13)		10(11)		
17	2	10(12)		12(14)		
18		3		3		

5 樺太 樺太地方裁判所における陪審事件処理状況

陪審事件の処理状況の特徴は、陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、昭和一〇年までは自白で処理されている方が多いが、昭和一一年以降は、辞退で事件処理がなされるのが大部分である。

樺太地方裁判所における陪審事件処理状況

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		3	2		1	
4		13	12			
5	1	14	7	7		
6	1	13	7	7		
7		23	18	4		
8	1	19	12	4		
9	4	20	16	6	1	
10	1	17	13	5		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11			2	25		
12		20(22)		20(22)		
13		20		20		
14		8		8		
15		17		17		
16						
17						
18						

#### 四 予審終結決定・説示・問書・答申

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』（第7巻第7号・一九二九年七月）の「陪審問書集（一）」に東京一件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件、大阪二件、合計一〇件が収録された。次いで、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・一九二九年一〇月）の「問書集」に四九件が収録された。そして、その四九件が、『陪審問書集』第一輯（司法省刑事局・一九二九年三月）として、単行本として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・一九二九年一〇月）の「説示例」に浦和一件・大阪一件・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が収録された。そして、『陪審説示集』（司法省刑事局編・一九二九年一〇月）に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を収録」して、単行本として刊行された。収録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものは適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。

本資料集には、予審終結決定書は、『陪審裁判殺人未遂か傷害か』から旭川①事件、「樺太日日新聞」から樺太②事件を収録した。

説示については、陪審説示集から、札幌①②事件、函館①事件、旭川①事件、樺太①事件を収録した。問書・答申については、陪審問書集から、札幌①事件、旭川①事件、樺太①事件を収録し、「樺太日日新聞」から樺太②事件を収録した。

（注1）『陪審問書集』第一輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を収録したるものなり」と、昭和四年三月一五日付の陪審係による説明が記載されている。

（注2）『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事実の如何を問はず説示案とせり」と注記されている。

### 1 札幌

#### （一）説示

#### ① S時平（札幌地方裁判所殺人及殺人未遂被告事件昭和4年1月24日判決）

##### 一、公訴事実の梗概

被告人S持平は大正十一年頃よりSSKキミと内縁関係を結ひ爾来同棲し既に三児を儲けたりしか昭和二年頃よりキミは被告人の同僚FY久松と密かに情を通し漸次被告人を疎外するに至り被告人も又夙に之を察知し居りたる処昭和三年九月十七日偶々キミが無断家出し帰宅せざるより其の所在を搜索し空知郡□□村住友S炭鉱に居ることを聞知し同月十九日同人を帰宅せしめんと隣人と共にS炭鉱に至りキミを促したるも頑として之に応せざるを以てキミの連れ居る幼児清三（昭和三年六月生）を取戻し一旦帰宅したるも妬嫉憤懣の情遣る方なく同月二十一日遂に殺意を生し同日居村市街地なる某鍛冶職をして自宅にありたる出刃庖丁を研かしめ同夜飲酒の上右庖丁を携へ翌二十二日午前一時頃右住友S炭鉱□□号坑夫長屋YG三保藏方に到りたる処キミか右FYと同衾就寝中なるを以て更に両名を殺害せんことを決意し右庖丁を以てFYの頭部、頸部其の他に突刺し或は斬り付けて殺害し又キミ

の右肩胛部に斬付けたるも治療約一ヶ月を要する傷害を与へたるのみにて其の目的を達成せず逃走したるものなり

## 二、説示案

陪審員諸君、諸君の評議に先ちまして本件の問題となりたる事実上の関係及証拠の要領並に法律上の論点を説明し然る後諸君の評議すべき問題を提供致します

本件の公訴事實は被告人か其内縁の妻S S Kキミを殺害せんと決意し出刃庖丁を携へ昭和三年九月二十一日の夜空知郡□□村住友S炭坑第□□号坑夫長屋Y G三保藏方に到り其翌午前二時頃右キミ及其情夫F Y久松か同衾し居るを見て更に兩名を殺害せんと決意し携帯の庖丁を以てF Y久松の頭部頸部其他を突刺して殺害し又キミの右肩胛部に斬付け治療約一ヶ月の傷を負はしめたるも殺害の目的を遂げざりしものなりと云ふのであります

被告は右公訴事實に対し自己所有の出刃庖丁を携へて昭和三年九月二十一日夜住友S炭坑第□□号坑夫長屋Y G三保藏方に到り翌二十二日午前二時頃同家に内縁の妻S S Kキミと其情夫F Y久松か同衾し居るを見てキミの頭髪を切らんとした処F Yか跳起き掛つて来たのて同人及キミを突刺し又は之に斬付けたか殺意ありしに非ず唯夢中にて突刺し又は斬付けた丈て夫れか為兩名か死亡したものと思ひ警察署に自首したものと弁解するのであります

夫れ故本件の事実関係に於ける論点は被告か殺意を以て右兩名を突刺し又は斬付けたるや將殺意なく唯夢中で兩名を突刺し又は斬付けたか此点か唯一の争点であります

陪審員諸君、吾刑法ては人を殺す意思で殺害の行為を為したるときは殺人罪に問はれ人を殺す意思なくして人を斬り突刺し或は殴つた結果其人か死亡した場合は傷害致死罪又傷を負ふたのみて死亡しない場合は傷害罪に問はれるのであります人を殺す意思とは殺害行為の認

識であつて人を斬り又は突けば其人か死ぬると云ふことを知りて斬つたり突いたりせば殺害の意思あるものである始めから殺す考へて斬つたり突いたりした場合は勿論或は斬つたり突いたりすれば其人か死すると云ふことを知りて即ち死の結果を予想して斬り又は突刺したるときも殺人罪でありまして其行為に因り人か死すれば既遂となり死せされは殺人未遂となるのである斬られた人か死すると否とを問はず殺す意思かあれは殺人罪となるか殺す意思かなければ斬るとか突くとか殴ると云ふ行為の結果人か死亡し又は傷を負ふても夫れは傷害致死罪又は傷害罪で殺人罪にはならぬのであります

本件に於てはF Y久松か被告に庖丁で突かれ又は斬られて其れか為に死亡と云ふ事又S S Kキミか被告に庖丁で斬られて自由のきかぬ傷を負はされたか死亡するに至らなかつたと云ふ事實は争のない処であつて只問題は被告か兩名を突き又は斬るとき殺す意思でやつたか又は殺す意思はなかつたかと云ふ点に帰着するのであります

之に対し検事は被告か兩名を殺す意思で突刺し又は斬付けたものであると主張し其理由として第一に被告は三人の幼児あるに拘らず内縁の妻を奪はれ幼児を連れて働かねはならぬ境遇となり之を悲観したこと第二住友S炭鉱に到るに先ち出刃庖丁を鍛冶屋に研かし柄をすけさして其準備を為したる点第三に被告か内縁の妻と其情夫か一つ蒲団に同衾して居るを見て二人に斬付けたる点第四にF Y久松の傷の状況の点を挙げて居るのであります

被告人及弁護人は殺意のなかりしものであると主張し其理由として昭和三年三月頃にもS S KキミかF Yと関係があることを詰責しキミの頭髪を切りたる事実と若し被告に殺意かあつたとすれば被告か其場に行つた際には二人は寝て居つたのであるから一刀の下に突刺し殺して居る筈である然るにF Yは被告と格闘して居るのであるから被告弁解の如くキミの頭髪

を切らんか為其上に片膝を掛けたる際にF Yか起上り被告に掛つて来たものと見なければならぬと云ふのであります

以上に対する証拠でありますか被告人かS S Kキミと内縁の夫婦となり永く同棲し三人の子を挙げたることは被告の供述するところであつて其S S Kキミか昭和三年九月十七日同年六月生の幼児を連れ銭湯に行くことと称して家出したので被告か他の子供を擁して困つて居つたことも被告の認むる処である而して被告はキミか住友S 炭鉱に行つて居ることを知り之れを連れ帰らんと欲し同月十九日隣人のH S 隆治及朝鮮人数名を連れ住友S 炭鉱に行きO 茂太郎方に於てキミと会見したる際最早キミか被告の所へ帰る見込なきことを知りキミに対し於前はF Yに呉れてやる然し此俟ては済まされないとキミに掛つて行かんとするのを皆か引止めた処被告はキミか逃げぬ様引受けて呉れるかと云ひし故H S 隆治か引受けたので一応同炭鉱より立帰りたることはH S 隆治の証言する処である夫れより間もなく同月二十一日に被告は其所有の出刃庖丁を鍛冶屋に研かし柄をすけさせたことは被告の認むるところである以上の証拠を信用するならば被告人かS 炭鉱に於てキミと会見したる際キミか被告の所へ帰らぬことを知り之を憤り出刃庖丁を用意した様にも見へる然し被告は此点に付て子供二人を連れ外出した際子供か婦人を見ると母を慕ふので其情を見るに堪へずキミの頭髪でも切りて恨みを霽らさんと出刃庖丁を用意したるものである弁解して居るのである此弁解に付参酌すべきはM I 長太郎の証言であるそれに依ると曾つてキミか被告人方を家出したのを連れて帰つた際被告人か小刀でキミの髪を切ると云ふて騒いだことかあると云ふて居る此証言は被告人の弁解を助ける証言であるか事実の判定には総て事情を照合して観察せねばならぬ

次に被告か同二十一日夜懐中電灯と出刃庖丁を携へ茂尻からS 炭鉱に行き同所第□□□号

Y G 三保藏方に這入つた処Y G 三保藏と其内縁の妻か寝て居る奥にS S KキミとF Y 久松とか同衾し居るを見て兩人に斬付け又は突きたることは被告の認むる処であるか被告はキミとF Y 久松か同衾して居るのを見てキミの頭髪を切らんと左の片膝をキミの蒲団の上に掛け左手でキミの頭髪を掴まんとする際F Y 久松か跳起きて掛つて来たからF Y とキミを出刃庖丁で斬つたり突いたりしたか殺す意思はなかつた何処を斬つたか突いたか更には知らず自分の足を取つて倒されたり掴合をしたので如何なる場合に如何様にしたのか分らぬ自己の左の肩から腕に柳葉の庖丁か刺してあつたのも覚へぬ位であると弁解して居る併しS S Kキミに対する予審調書には二十一日の夜Y G 三保藏方の奥の方にF Y と二人か一つ蒲団に寝て居ると蒲団の上から何か被さつた様な気がしたので目を覚ますと夫れは夫S 持平であり自分は吃驚したか同時にF Y も目を覚まし跳起きなから自分に起きると云ひしかF Y 久松か起上つたときは同人の身体か血たらけになつて居り自分も起きんとしたか手足か痺れて思ふ様に動かすことか出来なかつた旨及夫S 持平は嫉妬深く困つて居つた旨の供述記載あり之れを信用すると被告人か出刃庖丁を用意して行て居り目の前に妻と情夫か一つ蒲団に寝て居て殊に平素嫉妬深き被告人か之れを見たとき更に兩人を殺す意思を決したものであるか又は被告の弁解の如くキミの頭髪を切らんとしたものであるか更にF Y 久松か跳起きたときに同人の身体に血がついて居たとすれば起きる以前に斬られて出た血ではないか被告はF Y 久松か起上り掛つて来たから斬付けたと云ふのであるか起上つたとき身体か血たらけになつて居たとすれば其以前に斬られて居らねばならないさうすると寝て居つた時に斬られたこととなる併し被告人か同夜Y G 三保藏方に這入つた際三保藏及其内縁の妻とS S KキミF Y 久松の四人か同家に寝て居たか被告人の這入つたことを誰れも知らなかつたことは三保藏の証言する処であつて又S S Kキミに対す



る予審調書に依るとキミは手足か痺れて身体を動かすことの出来ぬ様な傷を受けたのは同人が目を覚ます以前か目を覚まして後か判明せざる旨の記載あり又被告人は殺害の意思ありしものならば熟睡せるキミ及F Yを一刀の下に殺すのであると弁解して居る此点は極めて重要な点であつて被告人かキミ及F Yの目を覚ます以前に斬付け又は突刺したるや否やは殺意ありしや否やを認定する上に重大な関係かあると思はる

更にF Y久松の傷であるか鑑定証人門山週通の証言にはF Yの頸部には左側中央部耳殻の約一寸下方に深さ六分を算する刺傷あり又右頸部前面に偏し中央咽喉部を右に距る六分鎖骨に平行して一の刺傷あり其他顛頂部に大なる切傷あり後頭部にも切傷あり其他に多数の創傷あり右頸部の傷は格闘中には出来難い傷て右下に寝て居れば上から刺すのに最も刺易く仰向けに寝て居れば頭の方から突刺した様な傷である而して頸部の傷か致命傷であると証言して居る又予審判事の検証調書にはキミとF Yとか寝て居つた敷布には頭部に当る所と足部に当る所とに経五寸位血の浸潤せる跡かあると記載してある此等の証拠を信用すればF Yの頸部の傷は格闘よりも以前寝て居る処で刺され前記キミの証言の如くF Yか起上りたる時身体に血か流れて居つた様に見える又Y G三保藏の証言には二十一日の夜自分はドタバタする音に目を覚まし見ると丸裸のF Yと知らぬ男とか組打をして居り其男は出刃庖丁で刺そうとしF Yは表に逃出す際炊事場に懸けてあつた柳葉の刺身庖丁を取つて出て行きしか後から其男か追掛けて出て間もなく誰か、F Yか倒れて居ると知らせて来たと云て居る之れを信するならばF Yは丸裸であつて被告人は研いた出刃を持つて格闘したことになる

以上の説明に於て諸君は本件に於て決せねはならぬ論点と証拠との関係とか判明せしことと思ひます即ち陪審に於て評議すへき主要の事実は被告人か殺意を以てF Y久松とS S Kキミを突刺し又は斬付けF Yを殺しキミに傷を負はせたか殺害を遂げなかつたか又は殺意なくして突刺し又は斬付けした結果F Yは死しキミは傷を負ふたのであるかである此点に付き何れの証拠を信用し如何に判断するかは諸君の権限に属するのである又被告人の供述であるからと云ふて一概に排斥することも出来ぬか又全都を信用すへきものとも言ひ雖い各証拠及諸般の事情を照合して曩に諭告した通り曇りなき最も公正なる心で証拠に依り判断せねばなりません

法律に従ひまして之を主問と補問とに分けて提出し諸君の評議を求むることに致します

主問は被告人S 持平は殺意を以てF Y久松S S Kキミを突刺し又は斬付け久松を殺しキミには傷を負はせたのみて殺害未遂に終つたのであるかと云ふのであります、補問の一はF Yに対し殺害の意思を以て殺しキミに対しては殺意なく斬付け傷を負はせたのであるかと云ふこと、補問の二はS S Kキミに対し殺意を以て斬付け傷を負はせたけれども殺害を遂げず久松に対しては殺意なく斬付け又は突刺したるものなるやと云ふこと、補問の三はF Y久松及S S Kキミに対し執れも殺意なく斬付け又は突刺したるものなるやと云ふのであります第一に殺意を以て突刺し又は斬付けたものと認めたらは主問の下に然りと答へるのであります此間に然りと答へたならば補問に付ては評議するに及はず夫れて終るのであります若し主問に付殺意を以て斬付けたのてないと評決したときは然らずと答へ更に補問の一に付F Yには殺意を以て殺しキミには殺意なく斬付けたものであると云ふ認定ならば然りと答へ其れて終るのである夫れを否定したときは然らずと答へ補問の二に付評議しF Yには殺意なく斬付けキミには殺意を以て斬付けたと認めたならば然りと答へ夫れて評議を終り若し否定するならば然らずと答へ更に補問の三に付評議し兩名に対し殺意なく斬付けたものであると認めたら

ならば然りと答へるのであります

諸君は是から評議室に退き慎重に評議せられて答申せられんことを望みます評議するに付ては評議室に這入ると先づ陪審長を互選し選はれた陪審長か議事を整理し陪審員諸君は間に付て各自必ず意見を述べねはなりません評議の顛末や各人の意見等を他に漏すと刑罰に処せられます夫れ故評議の事柄は外部に漏れることはないのてあるから其辺のことに懸念することなく自由なる意見を述べ充分に評議を尽されんことを望みます評議の結果陪審員の意見が一致した場合は其評議の通り答へるのでありますか若し一致しない場合は意見が過半数即ち七名又は其れ以上であれば然りと云ふ答申を為し評議の結果各人の意見が一致せず六名宛とか又は否定する方が多数のときは然らずと答申するのであります

陪審員諸君諸君の任務は重大であります其心得は前に諭告した通りでありますから重大なる責任を深く考へ誠実公正に其任務を尽されんことを望みます

## ②TY政吉（札幌地方裁判所放火未遂被告事件昭和4年3月20日判決）

### 一、公訴事実の梗概

被告人は経済上困窮したる余り予て火災保険契約を締結しありたる自己の住居に使用する木造葺葺平家及之に付属する厩舎一棟に焼燬せは保険金の支払を受くるものと妄断し隣家なるGM秀勇所有の住宅に放火し因て自己の前示建物に延焼せしめんとし揮発油を注ぎたる古外套と刻煙草燐寸を新聞紙に包みその刻煙草に点火し新聞紙の上より荒縄にて括りたるものを右GM方便所に其窓口より内部の床上に落込み以て放火したるも同家人か之を発見消火したるを以て該便所内壁板の一部を僅に煙焦したるのみにて焼燬の目的を遂げざりしものなり

## 二、設示案

陪審員諸君、諸君の評議に先ちまして本件の問題となりたる事実上の関係及証拠の要領並に法律上の論点を説明し然る後諸君の評議すべき問題を提供致します

本件公訴事実は被告人か生計困難なるより予てTK火災保険株式会社及TYD火災保険株式会社と自己の家屋に対し各千円宛の保険契約を為し居りたるより該家屋を焼燬し保険金を受取らんか為め隣家GM秀勇方に放火せんと決意し昭和三年十月十八日午前二時頃自己所有の刻煙草はぎ一個を新聞紙に包み鹿印燐寸を添へ古外套に揮発油を掛けたるものを使用し右刻煙草に点火し該火か刻煙草燐寸古外套に自然に移り行く様装置し右GM秀勇方便所外側窓口より便所板の間に落し込み以て放火したるも秀勇方家族に発見せられ家屋焼燬の目的を遂げざりしと云ふのであります

右公訴事実に対し被告人は昭和三年十月十七日夜午後十一時頃馬に秣を与へる為め起床したか毎夜の如く馬に飼餌を与て直に就寝し決して放火したるものに非す又保険金を受取るべく生計困難なるものに非すと弁解するのである夫れ故本件の事実關係に於ける論点は被告人か公訴事実の如く自己の家屋に延焼せしめんか為め種々の物品を使用し放火したるや否やか唯一の争点であります

陪審員諸君吾刑法では人の住居する家屋を焼燬せんか為に火を放けた者は放火罪として死刑無期又は五年以上の有期懲役に該る罪となるのであります人の住居すると云ふのは自己以外の人を云ふのである即家族又は他人の住居するのを云ふのであります火を放けると云ふのは火か自然に燃へ移る様に装置を為せば其火か燃へ移らざる以前に発覚しても火を放けた行為になる唯其場合は未遂となるので火を放けたことには変りはないのである人の住居して居

る家に直に火を放けることもあり又は垣根に火を放け家屋に燃移る様にすることもあり若くは厩便所等に火を放けて住家に延焼する様にすることもあるか孰れも人の住居する家屋に火を放けた罪になる其火か人の住居して居る家屋に燃移りて焼けた場合は既遂罪となり中途消止められたり充分燃移らないときに発見して消止められた場合は孰れも未遂罪となりますか火を放けた事実は変りないのである又火を放けるには燐寸を以て直に屋根の藁とか柱とかに放けるのもあり又他の物品に火を放けて自然に家屋便所垣根等に燃移る装置を為すのもあり或は床下又は押入等に衣類等を入れ其れに火を放けたりする等種々の方法がありますか孰れも放火罪であります

本件に於いて刻煙草と鹿印燐寸を新聞紙に包み荒繩を括り之に火を点し揮発油を掛けた古外套と共に小樽市□□町□丁目□□番地GM秀男方の便所板敷の上に外部窓口より落し火を放けたことは争ひなき事実で右火を放けたる者か被告人なりや又は被告人に非ざるやか争点であります

之れに対し検事は被告人か放火したるものであると主張し其理由として被告人は当法廷に於て犯罪を否認して居るけれども予審に於ては九回の多き亘り取調を受け終始一貫自白して居る尤も其自白は放火の方法に關し多少疑問とすべき点かはないではないけれども予審判事の実験したしたところに依れば其方法に依るも全然不可能ではないと云ふことになつて居る然し其他の点に付ては証人の証言及物的証拠に照し一つも矛盾の点を発見し得ない総て真実と認めなければならぬのである尚犯罪の原因であるところの被告人か財政上窮乏を告げて居た点よりするも放火材料か皆被告人の所有物件であり押牧の揮発油壘に被告人の指紋か存する点よりするも本件放火は被告人の犯したるものであることを認むるに其証拠は十分であると

云ふのである

之に対し弁護人及被告人は借財は順次弁済しつゝあつて窮状にあるものではない又本事件前昭和三年十月九日に被告人所有の空家に放火した者かあつたか之は被告人でない事か明になつて居る当被告人は予審で自白して居るけれども其自白は真実でない被告人か自白する如き方法では到底被告人方の便所よりGM方便所へ其窓から押収されて居る放火材料を落込むこむことは不可能であるのみならず予審では新聞紙を半分に破り刻煙草を包んだと云ふて居るか証拠物件となつて居る放火現場より押牧された新聞紙は全紙であつて半分ではない其等の事情よりすれば被告人の自白は信用すべきものでないと弁解して居るのであります

以上の事実に対する証拠を説明致しますか前に申す通りGM秀男方の便所の板間に揮発油を掛けた古外套と刻煙草と鹿印の燐寸一箱とを新聞紙に包み繩を括りたるものに火を点し便所の窓から入れて放火したと云ふ事は証人GMカネGM秀男の各証言するところであつて其放火により便所内の横板を少し焦したのみで火か他に移らざる前にGMチエか発見しGMカネか之れを消止めて未遂に終つたと云ふことはGMチエGMカネの証言に依り明かて又予審判事の検証及当裁判所の検証の結果に依るも焦けた跡か残つて居るのであります之れは証拠物件か先に示した通り残つて居るのであります争ない事実であります夫れて先第一に此放火の材料に付て吟味致さなければならぬのでありますか古外套か被告の所有て被告方の厩の秣切場の棚の上に置いてあつたものであることは被告か当公廷で認むる所でありまして其外套に掛けた揮発油は被告か昭和三年十月十六日ST座前の葉店て其雇人AN義雄から四合入壘二本を買求め自宅秣切場の附近に置きたるものなることは之れ又被告人認むるところであります更に本件検挙の衝に當つた証人土屋常雄の供述するところに依りますと被告人方とG

M方との間に遺留してあつた揮発油の空壇のレッテルが剥かれてあつたから被告人を能く探して見ると厩舎の秣切場の所にレッテルの爪で剥はかれて丸めて捨ててあるのを発見し夫れを伸して見たら二本分のレッテルであつたから今一本ある筈であると思ひ捜した処床の下に投込んであるのを発見したと云ふて居る更に同証人の証言に依れば焼残りの刻煙草を専売局で見つて貰つたら刻煙草のハギてあることか分つたから被告人の常用の刻煙草を出させて見るとハギてあることか分り燐寸を出させて見ると放火材料の鹿印の燐寸と同印のものであつて又新聞は北海タイムスを被告人方て購読して居ることも発見したと云ひ被告も亦放火の為品か被告人方の物品と同じきことを認めて居るのであります而して北海タイムスの昭和三年十月十四日の分は四枚の内被告方に残つて居る分の外不足になつて居る分か放火の新聞紙に該当することは証拠物件として押牧になつて居る新聞紙と土屋証人の証言とに依り同証言を信用するならば明瞭な事実である次に右外套の置いてあつた秣切場の棚の処及揮発油壇のあつた秣切場と外部との關係に付て考慮しなければならませぬ当裁判所の検証の結果に依りますと右の場所は外部から這入れない様に板囲になり居り厩の馬を出入せしむる出入口は内部より戸締を為し外部から開閉することか出来ぬ様になつて居つたことになる証人GM秀勇の証言に依るとGM方から被告方の鶏小舎に這入る所も塞いで横から這入る所はないと云ふて居る当裁判所の検証の結果に依ると外部から這入ることは出来ない様になつて居るか被告人方入口内庭の土間から厩のある土間に出て厩の前の土間から秣切場の所を通り本件当時被告人所有の空家にて現在SK宇吉の使用し居る家の便所へ行くことか出来る此土間を通つて便所に行けることは被告も認めて居る而して此便所は予審判事検証の結果及当裁判所検証の結果に依るとGM秀勇方便所即ち放火のあつた便所とは五尺九寸を距る近き所に在り其の便所の

窓から上半身を出せは証第十三号の捧かGM方便所の窓に届くことになつて居る是等の証拠を信用するならば何人も容易に行けない被告人宅に置いてあつた被告人所有の物品を以て放火したことになる被告人は右厩の馬を出入せしむる所は吊り戸であるから外から押せは人が這入ることか出来ると弁解し当被告人は自分の所有物か本件放火の材料となつて居ることを自認し自分に恨みのある者か放火し恰も被告人か放火犯人の如く取繕つたものであると弁解して居るのである

更に土屋常雄の証言にはGM秀勇方の便所即ち放火のあつた便所へはGM方と其隣家との間に仕切垣があり折戸か設けてあつたか之れには異常がなく其他から便所に近づく通路はないと述べて居る又予審判事の検証の結果に依ると放火のあつたGM秀勇方の便所外側へはGM方と其横手のHN梅雄方とMM貞雄方との間に一筋とHN梅雄方とZS徳太郎方との間に一筋と二箇所より行く道があるか其二筋の道には孰れも仕切垣があつて之れには異常かなかつたと記載してある以上の証拠を信用すれば外部の道路から犯人が来た形跡かないことになる

併し現在SK宇吉の使用せる家屋は昭和三年十月には被告所有の家屋なるも空家になつて居つて同年十月九日の夕其空家に放火のあつたことは被告人の主張する処て又当裁判所の検証の結果に依れば其放火の焦跡(SK宇吉方流し場長方形の丸みを帯ひたる長さ一尺一寸幅四寸五分の黒焦の部分)か残つて居ることか明になつて居る然るに其際には被告人かKT傳十郎方に掛取りに行き不在の出来事であつて被告人及弁護人は此十月九日の空家の放火も何人の行為か分らぬと同様被告人所有の材料を以て被告人所有の便所に接するGM方に放火したるものかあつても直に被告の行為と認むる訳には行かぬと弁解して居る更に証人NY文五

郎の証言に依ると昭和三年十月十九日本件放火の現場に遺留してあつたと云ふ揮発油空壇二本に対し指紋を取り之れを被告人の指紋と対照して見たところ証第十二号の壇の下部に露はれた指紋は被告人の右拇指の指紋と一致し壇の上部には示指中指環指の三本中中指の指紋が被告人左手中指の指紋と一致することを認めたとある之を信用すれば被告人が揮発油の壇を握つて掛けたのであるか古外套には揮発油が掛けてあつたのである之も被告人の不利益な証拠である

次には犯罪の原因に付ての証拠でありますか被告人の予審調書に被告人の供述として其当時の借金はA T久松に二百五十円H S G小太郎に七百五十円T G松太郎に二百四十七円四十銭S G惠造に二百三十九円七十銭K T勝成に二十二円五十銭合計千五百九円六十銭の外毎月T H銀行に十九円五十銭宛O T無尽会社に二十九円五十銭宛S T榮太郎発起の無尽二十円M D仁三郎同上二十円I D與三松の同上二十円K D榮作の同上五円簡易保険五円普通の生命保険五円計百二十四円を掛けねはならぬ尚外に馬二頭の馬糧代金か月六十円雇人の給料か月五十円之を合計すれば毎月支出すへき金は二百三十五円となり一面被告人の牧入は馬一頭にて夏から秋に掛け月百七十円冬分には百円平均二頭にて一ヶ月二百八十円位之れより右支出金を差引すると一ヶ月四五十円の余りにしかならぬ然るに被告人の家族は八人にて其食費等生活費に相当の支出をせねはならぬ左すれば生計上容易でないと記載してあるのである而して被告人か其住宅と其続きの空家を所有して居るのであるか其家を五百円で買受けたることは被告人の当公庭に於て供述する所であつて該家屋に対しT K・T Y Dの両火災保険会社に各千円宛の保険契約を為し居ることは之も被告人の認むる処である又証人H S G小太郎の証言に依れば一昨年の年末に被告人か金を借りに来て年か越せぬから親方助けて呉れと頼まれ

二百円を貸し更に昨年三百円を貸したるか其際毎月の喰込みと子供か病氣で費用か嵩み支払に困り居ると窮状を訴へて頼みに来たから貸した事実かある之等の証拠を信用すれば被告人の生計か頗る困難であつて且家屋を二千円の保険に付して居つた事か分る之に対し被告人及弁護人は借錢と云ふても月賦で弁済すれば宜いので急に金か必要な訳ではなく月々二頭の馬車で相当の儲けを為し弁済して行けるのであるから放火して保険金を取らねはならぬ必要に追つて居つたものではない即ち急に支払の迫つて居つた借錢はないのであると弁解して居る更に此原因の点も亦放火の点も昨日読聞けた如く被告は予審に於て九回に亘り訊問を受けて居るか一昨日以来示した材料を使用してG M秀勇方の便所に放火したと自白して居る之に対し弁護人は被告人の予審に於ける供述は真実でない例へは其放火の用に供した新聞紙の如きも予審では半分を便所に使用し残り半分を以て刻煙草を包み之れに点火したと述べて居るか証拠物件として残つて居る新聞紙は全紙であつて半分ではない又放火の方法に付ても被告人は予審に於て被告人方便所より棒を以て新聞紙に包みたる材料及古外套をG M方便所の窓硝子の間より差込みたりと供述せるも右方法にては窓の構造上古外套や新聞包を差入ることは到底為し得ざるものである之等に依り被告人の予審に於ける自白は信用するを得ざるものなりと弁解して居るのである

以上の説明に依り諸君は本件に於て決せねはならぬ論点と証拠との関係とか御分りになつたことと思ひます即ち諸君か陪審に於て評議すへき主要の事実はG M秀勇方の便所に放火したのは被告人であるか又は被告人でないかである此点に付何れの証拠を信用し又如何様に判断するかは諸君の自由なる権限に属するのである夫れ故各証拠及諸般の事情を深く攻究して曩に論告した通り最も公正なる心で証拠に依り判断せねはなりません殊に放火事件は公安に

関する極めて重大なる犯罪であるから最も慎重に評議を遂げ公正なる判断を以て正義の徹底に努められんことを希望する次第であります

本件は前述の如くG M秀男方の便所に放火した事実は明て争ない処であつて此犯人が被告人であるか否か、問題である依て法律に従ひ問を提出して諸君の評議を求むる次第である其問題は被告人は昭和三年十月十八日午前二時過揮発油を掛けたる古外套と刻煙草及鹿印燐寸を新聞紙に包み其刻煙草に点火し之を小樽市□□町□丁目□□番地G M秀男方便所に外側より落込み以て放火したるものなりや

右問題に付諸君か評議を遂げ被告人か火を放けたものと評決したるときは然りと答申し被告人か火を放けたものに非すと評決したならば然らすと答申するのでありますか十二名か一致の意見でないときは七名以上上火を放けたと云ふ意見であれば然りと答申し六名以下るときは然らすと答申するのであります諸君はより評議室に退き慎重に評議せられんことを希望します評議するに付評議室に這入ると先陪審長を互選し陪審長に選ばれた者か議事を整理するのであります陪審員諸君は問に対し必ず各自に意見を述べねばならぬ評議の顛末や各人の意見は秘密であつて他に漏すと刑罰に処せられます従つて諸君の意見は外部に漏ることはないのてあるから諸君は其辺のことに懸念することなく自由に各自の意見を述べ互に議論を闘し充分評議を尽されんことを望みます

評議の結果陪審員の意見か一致したときは其通り答申し若し意見か分れたとは前申す通り然りと答申するには過半数即ち七名以上にならねばなぬ六名以下であれば然らすと答へるのであります而して終りには陪審長か署名捺印して裁判所に提出するのであります

陪審員諸君諸君の任務は重大であります其心得は最初に論告した通り重大なる責任を深く

考へられ誠実公正に其任務を尽されんことを望む次第であります

## (二) 問書・答申

### ① S時平 (札幌地方裁判所殺人及殺人未遂被告事件昭和4年1月24日判決)

#### 一、公訴事実ノ梗概

被告人S持平ハ大正十一年頃ヨリSSKキミト内縁關係ヲ結ヒ爾來同棲シ既ニ三児ヲ儲ケタリシカ昭和二年頃ヨリキミハ被告人ノ同僚FY久松ト密カニ情ヲ通シ漸次被告人ヲ疎外スルニ至リ被告人モ亦夙ニ之ヲ察知シ居リタル処昭和三年九月十七日偶々キミカ無断家出シ帰宅セサルヨリ其ノ所在ヲ搜索シ空知郡□□村住友S炭鉱ニ居ルコトヲ聞知シ同月十九日同人ヲ帰宅セシメント隣人ト共ニS炭鉱ニ至リキミニ帰宅ヲ促シタルモ頑トシテ之ニ応セサルヲ以テキミノ連レ居ル幼児清三(昭和三年六月生)ヲ取戻シ一旦帰宅シタルモ嫉妬憤懣ノ情遣ル方ナク同月二十一日遂ニ殺意ヲ生シ同日居村市街地ナル某鍛冶職ヲシテ自宅ニアリタル出刃庖丁ヲ研カシメ同夜飲酒ノ上右庖丁ヲ携ヘ翌二十二日午前一時頃右住友S炭鉱□□号坑夫長屋YG三保藏方ニ到リタル処キミカ右FYト同衾就寝中ナルヲ以テ更ニ兩名ヲ殺害セシコトヲ決意シ右庖丁ヲ以テFYノ頭部、頸部其ノ他ニ突刺シ或ハ斬り付ケテ殺害シ又キミノ右肩胛部ニ斬付ケタルモ治療約一ヶ月ヲ要スル傷害ヲ与ヘタルノミニテ其ノ目的ヲ達成セス逃走シタルモノナリ

## 二、問

### 主 問

被告人ハ出刃庖丁ヲ以テ昭和三年九月二十一日夜空知郡□□村住友S炭鉱坑夫長屋第□□

□号YG三保藏方ニ於テ殺意ヲ以テSSKKキミトFY久松ヲ突刺シ又ハ斬付ケ久松ヲ殺害シキミニ負傷セシメ殺害ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補問

一、FY久松ニ対シ殺意ヲ以テ斬付ケ又ハ突刺シ殺害シSSKKキミニ対シ殺意ナク斬付ケタル結果傷ヲ負ハシメタルヤ

二、SSKKキミニ対シ殺意ヲ以テ斬付ケタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケスFY久松ニ対シテハ殺意ナク突刺シ又ハ斬付ケ死亡シタルモノナリヤ

三、SSKKキミFY久松兩名ニ対シ殺意ナク斬付ケ又ハ突刺シタル結果FY久松ハ死亡シSSKKキミハ傷ヲ負ヒシモノナルヤ

三、答申

主問、然ラス

補問、一、然ラス 二、然ラス 三、然リ

2 函館

(一) 説示

①KT留吉 (函館地方裁判所殺人未遂被告事件昭和4年3月15日判決)

二、公訴事実の梗概

被告人KT留吉は昭和三年十二月十四日午後五時頃函館市□□町TM榮一方に於て予て夫婦約束を為したるTHキヨシの変心を恨み殺意を以て真切にてTHキヨシの右頬を刺し

創傷を負はしめたるも殺害を遂げさりしものなり

三、説示案

陪審員諸君、諸君の評議を煩はすに先ち本件に於て問題となるべき事実及之に対する証拠の要領並法律上の論点に付大体の説明をして然る後諸君の評議すべき問題を提供することに致します

本件公訴の事實は被告人留吉か昭和三年十二月十四日午後五時頃函館市□□町TM榮一方に於て殺意を以て烏賊割用真切を使用しTHキヨシの右頬部を刺し傷を負はしめたるも殺害を遂げさりしものであると謂ふのであります

之に對する被告人留吉の当公庭に於ける弁解は同日午後五時頃予てキヨシに預け置きたる衣類及帽子等を貰ふ為にTM方へ行きたるに流元にキヨシか居つたからキヨシ、キヨシと言つた処返事をせぬ然るに被告人は是れ迄キヨシに多額の金を与へたことかあり又病氣を癒して遣つたこともあるのでキヨシか返事をせぬのを余りの仕打と思ひ警察へ来いと言ひ乍らキヨシの後ろに手を掛けたるにキヨシか肱にて被告人の胸を突いたから俄に腹を立て上衣の隠しより軍手を取り出しキヨシを叩いた処キヨシか倒れた為夢中になつて外に出て門口の所迄行つたとき真切を手にするに氣付き叩くに用ゐた物か軍手に非ずして真切なることを知り茲に初めてキヨシか創を負ふたものと思つたから自殺する考を起し少し許り歩いた処其の間に手にして居た真切を遺失した為自殺を思ひ止まり直ちに交番に行き自首したのである殺す氣で叩いたものではないと謂ふのであります

法律のことを御話致す刑法の規定に依れば人を殺す意思にて真切を以て突刺し遂げさるときは殺人未遂罪となるものであります人を殺す意思とは我れか人を突けは其の人か死ぬと云

ふことを知て居ることであります人を殺す欲望は必要でありませぬ又殺す意思なく単に人を叩く考にて突刺し傷を負はしむれば傷害罪か成立つのであります

本件に於ては第一被告人留吉はキヨシを殺す意思にて突刺し遂げさりしや否第二若も殺す意思なかりしものとせは単に暴行の意思にて突刺し傷を負はしめたりや否か問題であります被告人は予審に於て殺す考て突いたと言つて居り当法廷に於ては殺す考はなく叩く積りにて叩いた丈であると言つて居りますから問題は畢竟被告人か予審にて述べたことか真実であるか当法廷にて述べたことか真実であるかに帰着するのであります

凡そ或事柄の起るや其の由て来る所かあるものでありますから右の問題を決するには先づ被告人か十二月十四日午後五時頃に本件の行為を為すに至る迄の経過事実を観ることか肝要であります其所で被告人とキヨシとの従来の関係を観るのに被告人の当法廷に於ける供述は諸君か直接聴取られた通てあります即ち要約すれば被告人は昭和三年二月キヨシと夫婦約束を為し其の後樺太次には上磯郡□□村字□□の□漁場に出稼を為し十月にはキヨシか怪我したとの通知に接し「ちよ」の家に来て見舞をしたか其の時二十歳位の男か居つたのでキヨシに其の男の何人なるやを問ふた処キヨシは關係して居る人でないと答へた後に至て其の男かS K富衛なることを知つた其の時は其の儘□□の□へ帰り十二月八日函館に來りキヨシの居住するA Dちよ方に來てキヨシと一緒に居つたか其の間に被告人はキヨシ外一名と弁天座へ活動写真を觀に行つたことかあるか其の時キヨシは中途に無断何れへか立去り其の俣外泊したことかあり又度々外出し夜も帰らぬことか屢々あつた十一日夜の如きはキヨシか外出したて被告人か尾行したるにキヨシはT M方に這入つた其所で被告人はT M方に行きお神さんに聴いた処お神さんは二階でキヨシと鈴木と竈を持て居ると言つたので被告人は立腹して帰つ

たそして其れ迄に被告人は漁夫として稼いで儲けた金を数回に三百余円キヨシに与へたと云ふのである被告人の予審に於ける供述も亦之と同様であります証人T Hキヨシの当法廷に於ける供述は陪審員諸君か直接聴取られた通てあつて被告人と夫婦約束をしたこと、十月に被告人か見舞に來たこと、金額は二百円程であると云ふか兎に角金を貰つたこと、活動写真を觀に行き無断立去りしこと、外泊せしこと等はキヨシの認むる所であります之と証人A Dちよ、T Mサヨの証言に依て被告人の述べました右十二月十三日迄の事実か真実と認めることか出来ませうか是れは諸君の十分考究せらるべき事柄でありますそして此の事実か若し真実なりと認めらるゝならば被告人か非常に立腹し其の結果遂に殺意を生し本件の行為を為したもてはないか之を言ひ換ゆれば右の経過事実は殺意の有無を觀る有力なる一資料となるのではないかと謂ふことを考へねはなりません

次に重要な数個の点に付て事実と証拠とを説明致します

第一はキヨシとS K富衛とか夫婦約束を為し竈を持ち居たるや否でありますキヨシは証人として当法廷に於て自分はS K富衛に同人と夫婦になると言つたことあると言ひ証人S K富衛も夫婦約束をしたと述へて居ります証人T Mサヨは十一月二十八日にS K富衛に証人方の二階を貸したか其の時S Kとキヨシと共に証人の家に來た爾來S Kは毎日漁に出て居つた其留守中キヨシは二階に住つて居た私は兩人か夫婦なりと思つて居たと証言して居ります此等の証言に依り陪審員諸君はキヨシとS Kとの關係を判断せねはなりません

第二被告人かキヨシには他に男かあると思ひキヨシを函館に残し置くは不安なる為利尻島へ連れ行かんとしキヨシに同行を求めたるもキヨシには同行の意思なかりしや否であります此の点に付被告人の予審に於ける第二回の供述には十二月十三日キヨシに対し利尻島の漁場



へ共に行くへく話をした夫れは他に男かあると感し不安に思つたからである然るにキヨシは「ちよ」の家の主人さへ承諾すれば利尻島へ行つても宜いと申したから十三日千代の家の主人に交渉した処主人はキヨシは身体が弱く又前借金もあることであるから連れて行くことを承諾する訳には行かぬと言つたから連れて行くことを止めたとなつて居り証人WDちよは被告人がキヨシを利尻島へ連れて行き度いから千代の家へ話をし呉れと言つたと証言し証人HZ久作は右の被告人の供述と一致する証言を為し証人THキヨシは利尻島へ行く心は無かつた趣旨の証言をして居ります此等の証拠に依り第二の点を然るへく判断せられ度い

第三は被告人が出刃庖丁を持ち又は隠し居たることありや否てあります之に付ては証人THキヨシは被告人が利尻島へ一緒に行け行かねはお前を殺し自分も死ぬと言つて庖丁を懐に入れて居つた旨供述し証人ADちよは被告人がキヨシに向ひ漁場へ一緒に行かなければ共に死んで呉れと言ひ出刃庖丁を持ち出したから恐ろしかつたとキヨシが語つたと証言して居ります諸君か若し此等の証言を真実なりと認めらるゝならば第三の点は自ら判断することか出来ませう

第四真切は十四日午後五時頃被告人が用意してTM方へ持ち行きたるものなりや否此の点に付ては被告人は真切は鉛筆を削り其儘ポケットに入れ置いたもので殺す考て携帯したものは無いと言ひ証人警部補井上清造は自分か被告人を取調へたるとき被告人はキヨシか自分と夫婦になれば宜いかならぬと言へは同人を人事相談所へ同行して話を付けて貰ふ若しキヨシか同行を肯んせされは同人を殺し自分も自殺する考て真切を用意して持つて行つたものであると述べたと証言しましたから第四の点は此の被告人の供述と証人の供述と何れを採るやに依て決せらるゝのであります

以上重要な点を説明しました是れより十二月十四日の事を説明します被告人の当法廷に於ける供述は先程述べた通りでありますか被告人は予審に於ては之と異なつた供述をして居ります其の概要を申述べれば被告人は十四日にキヨシかTM方にSKと一緒に居ると思ひ午後四時頃其の家の前へ様子を見に行き一旦MK方へ帰つたか腹か立つて耐らぬのでキヨシと話を付ける考てキヨシに渡した金の精算書を書き其れを持ちTM方へ行つた処恰度キヨシか二階から流元に降りて来る姿を見たので被告人はお晩ですと言ひTM方へ這入つたらTMのお神さんと子供か居りキヨシは流元にて芋の皮を剥いて居たからキヨシにお前は幾ら言つても肯かぬから交番へ行つて話を付けて貰ふと言ひ乍らキヨシを引張る為帯の辺に手を掛けた処キヨシか五月蠅と言ひ肱にて被告人の胸の辺を突いた為被告人は腹を立てキヨシを殺し自分も自殺する気になり真切にて突いたか夢中で何所を突いたか判らず其の俛外に出たそしてキヨシか死んだものと思つたか自殺は之を思ひ止まり自首したのであると述べ居ります証人THキヨシは十四日午後五時頃TM方の流元にて芋の皮を剥いて居りたるに突然人か物をも言はず不意にキヨシの右頬を刃物にて刺したか後ろを見た時には最早人は去つて仕舞つて居つた自分は間もなく其の場に倒れたと証言し証人TMサヨは自分は十四日午後五時頃下座敷に居た処流元に居たキヨシかあつと叫ひ頬に手を当て自分の居る間に這つて来たので初めてキヨシか刺されたことを知つた刺される前に被告人とキヨシか語を交したことは之を聞かなかつたと証言しましたキヨシの負傷の状況は証人KT洲二の証言した所であります

証人IU清造は被告人が真切を逆手に持つて突いたと述べたと証言しました果して逆手に持つたか怎うかは諸君の判断せらるへき事柄であります逆手に持つと云ふことは人を殺すとか相手を十分痛めるとか相当決心して掛る場合に為す態度でないてせうか考慮すへき事柄で

あります次に被告人は自殺する心を起したと言つて居ります自殺する心になると謂ふことは容易に出来ぬ事ではないてせうか自殺の心を起すは大罪を犯したとか兎に角自己か到底此の世の中に生きて居られぬと思つた場合に起ることはないてせうか此の点も考へねはなりません

次に証人A D ちよは十三日被告人かちよの所へ来て永々御世話になつた今度キヨシを諦めて漁場へ行くことにしたので御暇乞に來たと言つて帰つたと証言して居りますか是れは注意すへき証言であります

以上説明した所に依り被告人か立腹の余り殺す意思にてキヨシを突刺したものが即ち被告人の予審の自白か真実であるか或は殺す意思はなく単に突刺した為キヨシか傷を負ふたに止まるものか然るべく判断せられんことを望みます

尚申して置きますか被告人か予め殺す考てT M 方に行きキヨシを突いたとしても亦予め左様の考はなくT M 方に行き流元にてキヨシに会つた後俄に殺す心を起し即時突いたとしても何れも殺人未遂罪たるには差異ありません

是れより評議に付注意して置きます先程問書の写を諸君に配付して置きましたか其れを御覧下さい其の中には『主問として……………と書いてあり補問として……………と書いてあります諸君は先つ主問に付評議し主問を肯定せられたるときは補問に付評議する必要はありません主問を否定せられたるときは更に補問に付評議せねはなりません答申は其の書面の答申と書いてある下に肯定せられたるときは「然り」否定せられたときは「然らず」と書入るのであります陪審員諸君は先つ陪審長を互選せねはなりません互選は多数決に依るのであります陪審長は議事を整理し陪審員は問に付各意見を述べねはなりません

長は最後に意見を述べるのであります評議は秘密であつて之を漏すときは千円以下の罰金に処せられます諸君は斯る罰則なくとも評議の秘密を守らることは本職の信して疑はざる所であります其れ故諸君は安んじて十分意見を述べられむことを希望致します

犯罪事実を肯定するには陪審員の過半数の意見に依るのであります意見過半数に達せざるときは否定したることになります陪審に於て更に説示を聴く必要あれば評議を了る前に申出てらるれば更に説示を致します答申は問書に記載し昭和年月とある所に今日の年月日を記入し陪審長とある下に陪審長か氏名を自記し捺印するのであります夫れては一番の陪審員に問書の本書を交付します

(此の時一番の陪審員に問書を交付したり)

陪審員諸君、諸君は是れより評議室に退き評議をねはなりません諸君の任務の重大なることと並諸君か其の任務を行ふに方り心得ねはならぬ事柄は本公判の劈頭に於て諸君に諭告した通でありますから諸君は責任の重大なることに深く思を致されまして誠実公平に其の任務を尽されむことを希望致します補充陪審員は評議の間陪審員控室に入られむことを望みます

### 3 旭川

#### (一) 予審終結決定

① K M 金作 (旭川地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月24日判決・山崎有信『陪審員控室に於て殺人未遂か傷害か』(法律新報社・一九二

九年一月)

予審終結決定

本籍 青森県中津軽郡□□村字□□幡□□番地

住居 北海道礼文郡□□村大字□□字□□□□KB與太郎方

解夫 TH初太郎事 KM金作

明治三十二年十月□□□□日生

右に対する殺人未遂被告事件に付、予審を遂げ決定すること左の如し。

主 文

本件を旭川地方裁判所の公判に付す。

理 由

被告人は肩書住居KB與太郎方に、KF運送株式会社廻漕部解夫として雇はれ居りたるものなるところ、昭和三年九月十六日右KB與太郎方二階解夫寢室に於て同僚KS武(孝)外数名と共に飲酒し、同家茶の間に於て些細の事より右KSと口論し、同人より殴打せらるゝや、其の場に居りたる解夫等より引放され、一時同家十畳の間に避けたるも、KSより追跡の上、殴打又は足蹴にせられ、同家物置(A)外側板敷辺に逃るゝや、同所に於て同人より殴打せられ取組居りたる所、FT外一来り合せて兩人を引放し立別るゝや、被告人は憤慨の余り、鉄棒(証第二号)を取つて右KS武(孝)に投げ付けたるも果さず、FTの誘ふ俣二階解夫寢室に到り、事なきを得たりしが、其の後被告人は二階解夫寢室より梯子段を降りて茶の間に出でんとするや、同茶の間に於て、KS武(孝)より襟首を捕へられたる上何回となく殴打せられ、二階梯子段下に押付けられしかば、被告人は右KSより数回殴打又は足蹴にせらるゝ等、同人の執拗なる態度に甚しく憤慨し、憤怒の余り、右梯子段下薪の上に在りたる鉞(証第一号)を手にするや、殺害の結果を生じ得べきことを予知しながら、右鉞を振翳して、同家茶の間戸棚附近の板の間に於て、斬つてしまふぞと怒鳴

りて、右KS武(孝)前頭部に斬付けたるも、同人の前頭部に治療日数約四週間を要する長さ八・五仙米、深さ三仙米の裂創を追はしめたるに止まり、殺害の結果を遂げざるものなり。

右被告人の所為は、刑法第二百三条第九十九条に該当する犯罪にして、公判に付するに足るべき犯罪の嫌疑十分なりと認め、刑事訴訟法第三百十二条を適用し主文の如く決定す。

昭和三年十月十六日

旭川地方裁判所

予審判事 所 恭之介

(注) 山崎有信『<sup>法律</sup>裁判殺人未遂火傷害か』(法律新報社・一九二九年一月)には、予審終結決定・検事の論告・弁護士の弁論・裁判長の説示・判決も含めて、一件記録全部が収録されている。

## (二) 説示

### ① KM金作 (旭川地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月24日判決)

#### 一、公訴事実の梗概

被告人は昭和三年九月十六日午後六時頃居村KB與太郎宅に於て同僚解夫SK直治外十名と飲酒中KS孝と口論し数回に亘り殴打されたる為め憤慨して殺害せんことを決意し同家梯子段の下にありたる大工用鉞を以てKSの頭部(前額部)に斬り付け治療日数四週間を要する傷害を加へたるも殺害するに至らざりしものなり

#### 二、説示案

本件の争点に付ては既に検事及弁護人の詳細なる弁論により陪審員諸君は十分に御判りになつたことと思ひます本件は殺人未遂と云ふ公訴事実であります殺人罪と云へは他人に對し殺す意思を以て殺害行為を加へ因て死の結果を來たしたるものにして殺人未遂とは犯意があり殺害行為があつても死亡の結果を生せざりし場合を云ふのであります本件に於ては被告人か人を殺すに足る兇器鉞を以て斬掛りたること之に因て被害者K S 孝は頭部に治療日数四週間に要する傷害を受けたことに付ては争ひない処であります唯被告人かK S 孝に斬付けたる際に果して殺す考があつたか仕うか又飽迄殺す意思はなくとも鉞を以て斬付くれは死ぬかも知れぬ死んでも構はぬと決心して斬付けたか仕うか云ふのか問題であります

殺人罪に於ける犯意に付ては検事の詳細述べられたる通りであります殺人罪の犯意は初めより殺す意思即ち確定したる故意はかりを謂ふのでなく所謂未必の故意と云ひ斯くすれば死ぬこともあると知りながら其の行為を行ふ場合にも犯意は成立するのであります

茲に一言注意すへきことは弁護人の弁論中本件の兇行は全く夢中の行為なるか故に犯意なきか如く主張せらるゝも果して無我夢中の行動にして法律上無意識の意味なりとせば傷害罪をも構成せざることゝなります然るに弁護人は本件を傷害罪に問ふべきものとせらるゝ以上は所謂夢中の行動なりと云ふも別段意味の無いことゝなります仮令又兇行中所謂夢中の意識状態ありしとするも行為を起す直前即ち斬付けんとする際に意識あれば足りるのであります又検事は殺人罪には原因を要せずと論せられしも其の意味は原因は犯罪の構成要素にあらずと云ふ意味であります凡を原因なくして行為の起る訳はありません殊に殺人的行為を為すには相当の原因なければなりません

そこで本件兇行の演せられし経路を見まするに昭和三年九月十六日午後六時頃□□村字□□□KB 與太郎方に於て被告人外十名か酒三升程を飲み多少酔ふて居り平生よりも氣か荒くなつて居りし為め些細の事より何等過ちなきに拘はらず被害者K S 孝は被告人を惨々に殴打したるより被告人は非常に立腹したること而も被告人は一旦喧嘩を避けたるに尚後を追ひ来り殴打したること被告人は被害者より体格も腕力も劣り腕付ては到底叶はぬことを知り腹立の余り鉞棒を投付け最後に鉞を以て斬付けたる事実は本日当公廷に於ける被告人の供述及先刻読聞けたる証人の予審調書によりて明かなることと思ひます

被告人か斬付けたる機会及場所に付て山崎弁護人は喧嘩最中の様に述べられたるも然うてはなく被告人か最後に押へ付けられたるは梯子段の下であつて其処て一旦離れて後被害者か台所板の間に居りたる時であります其の斬付けたる当時の有様は如何であつたかと云ふに被告人は鉞を以て被害者K S に向ひ此野郎斬つて仕舞ふぞと云ひK S は斬つても見よ俺は柔道二段も三段も出来るからとこからても斬て来いと云つたので被告人は鉞を振上げ斬付たことは前に読聞けたる被告人第二回予審調書及本日被告人の申立によりて十分判ることと思ひます

其の時被告人に殺意かあつたか仕うか証拠を見まするに被告人に對する検事の訊問調書に依れば被告人はK S を殺して仕舞う氣で致しましたと明かに殺意を認めて居ります次に被告人の第三回予審調書には私はK S を殺す考は無かつたのでありますか鉞棒を投付けられは危険で当れは死ぬ場合か無いとも限らず亦鉞て斬付ければ危険で一打て死ぬと云ふ事は判つて居りましたと述へて居ります之に依れば確定の故意はなく未必の故意かあつた様に述へて居ります此二つの調書に付き一方を信すれば他方を信することか出来ぬと思ひます

双方を其の記載の俣同時に信用することは出来ません何となれば一方は確定の故意を認め居りますか他方は確定の故意を否認して居ります併し一方の調書を以て他の方を信憑する一つの資料となすことか出来ることと思ひます兎に角此二つの調書は被告人に不利益の証拠となつて居ります弁護人は被告人か果して殺意を以て斬付けたならばもつと重傷を負はず筈であると論せらるゝも傷の軽重深淺に依て殺意の有無を定めることも出来ません仮令相当重量ある鉞を以て頭部を真向から斬付けたりとするも人は自然に他の攻撃を除けんとする作用を起すか故に頭を下ける等のことより左程深く斬込まぬことも想像出来ず本件の証拠上被告人に取つて不利益と見らるゝ点は検事の訊問に対する自白及第三回の予審調書中前きに読聞けたる部分並に兇器の相当重量ある鉞なりし点傷は被害者の前頭部にして重傷なりし点等でありますか一面被告人に利益なる点は被告人と被害者KSとの間には平素別段不和の間柄にもあらず従て怨を持ち居らず咄嗟の出来事なりしこと被害者に斬付けたるは只一回のみにして被害者の後を追ふたる形跡なきことであります

以上諸般の事情に照らし被告人か鉞を以て斬掛つた時の心持は果して仕うてあつたか公訴事実の如く死んでも構はず遣付けると云ふ心であつたか或は夫れ以上に殺して仕舞ふと云ふ確定の故意か有つたか将又一時の腹立紛れに前後の考へなく突嗟に遣つたものであるか其処は諸君の常識に依り慎重に評議を遂げて貰はなければなりません本件に付到底殺人の犯意を認められぬとなれば弁護人所論の如く傷害罪となる事案であります仍て当職より発する問は

主問 被告人KM金作は昭和三年九月十六日午後六時頃礼文郡□□村字□□□□KB與太郎方に於てKS孝に対し殺意を持って同人の頭部に斬付けたるも其の目的を遂げさりしも

のなりや

補問 被告人KM金作はKS孝に対し単に暴行を為す意思にて鉞を以て斬付負傷せしめたるものなりや  
てあります

最後に一言評議に付ての心得を申して置きます評議には先づ陪審長を互選し陪審長は評議整理の任に当らねはなりませんせぬ陪審員諸君は問に対して必ず各自の意思を述べねはなりません評議の顛末や各自の意思は他に漏すことは絶体に出来ません若し漏すときは千円以下の罰金に処せらるゝことになつて居ります評議の結果陪審員の意見か一致したる場合には勿論過半数以上即ち七名以上あれば然りと答申を為し過半数に達せざるときは然らすと云ふ答申を為すのであります同数のときは結局然らすと云ふことになります問題の内主問を然りとすれば最早補問に付て評議は入りません主問然らすとなつたならば次に補問に付て評議答申するのであります諸君は何卒公平誠実に其の任務を尽されんことを希望致します

(三) 問書・答申

①KM金作（旭川地方裁判所殺人未遂被告事件昭和3年11月24日判決）

一、公訴事実の梗概

被告人ハ昭和三年九月十六日午後六時頃居村KB與太郎宅ニ於テ同僚ノ髡夫SK直治外十名ト飲酒中KS孝ト口論シ数回ニ亘リ殴打サレタル為メ憤慨シテ殺害セントコトヲ決意シ同家梯子段ノ下ニアリタル大工用鉞ヲ以テKSノ頭部（前額部）ニ斬リ付ケ治療日数四週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタルモ殺害スルニ至ラサリシモノナリ

二、問

主 問

被告人KM金作ハ昭和三年九月十六日午後六時頃札文郡□□村字□□□KB與太郎方ニ於テKS孝ニ対シ殺意ヲ起シ鉞ヲ以テ同人ニ斬付ケタルモ其目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補 問

被告人KM金作ハKS孝ニ対シ単ニ暴行ヲ為ス意思ニテ鉞ヲ以テ斬付ケ負傷セシメタルモノナリヤ

三、答申

主問、然ラス

補問、然リ

4 釧路

(一) 説示

①被告人YD勇（釧路地方裁判所放火被告事件昭和4年5月16日更新）

一、公訴事実の梗概

被告は実兄清司の病氣療養費及自己の營業資金の窮乏の結果多額の債務を負担し債権者より之れか督促を受け百方金策に狂奔するも意の如くならざるより昭和三年十一月二十九日兄清司所有の十勝國中川郡□□村大字□□字□□市街地所在家屋に火災保険を付したる上之に放火燒燬して保険金を騙取し之れを以て債務を弁済せんと企て同日金壺千円の保険契約を締結し即時第一回の保険料を払込みたる上同日釧路駅発列車に搭し止若駅に下車し同市街地に於て蠟燭を買求め□□市街地に到り其夜同地HD料理店に登樓遊興の後同家に宿泊し翌十一月三十日午前三時三十分頃竊に同家を立出て前記清司所有の家屋の前に買求めたる蠟燭に自宅より携帶したる燐寸を以て点火し之を表入口にありたる藁束に挿入し放火しKI秀次か其一部を借受け現住する同家屋及清司か該家屋の一部に蔵置したる同人所有の家財を燒燬したるものなり

二、説示案

陪審員諸君

検事並に弁護人の弁論か終りましたから之れより事実上並に法律上の論点と之に對する証拠關係を説明致しまして諸君に御評議を煩はすべき問題を提出することに致します。

本件公訴事実の概要は被告人は金融に困つた処から建物を火災保険に入れ之に放火して保険金を取り出し以て一時の窮場を凌かうと云ふ考へから昨年十一月二十九日中川郡□□村字□□市街地にある実兄YD清司所有の建物並に動産に對しNH動産火災保險会社と金一千円の火災保險契約を結び其翌三十日の早朝右建物に放火して之を全焼せしめたと云ふ

こととあります。之れか本件の犯罪事実として陪審の評議に付すべき問題となるのであります。被告人は兄清司か病気の為め札幌大学病院に入院したる結果其入院費用の仕送り等の為め自然自分の営業である菓子製造の原料買入資金に欠乏を生じS T清松から兄清司所有の□□の宅地建物を抵当として金三百円を借り受け其登記を為さるゝ内更にM D力太郎から将来二百円程の菓子原料を掛け売りをして貰ふ約束で右宅地建物を売渡担保として売買登記を為したる処S T清松より期限後返金を迫られ返金か出来なければ約束通り抵当の登記をせよと云ふ厳談を受けたか既に其不動産はM Dに売買登記かしてあるから抵当の登記をすることか出来ないことになつて居り更にS Tとの賃借の仲介人であるY O由藏からは約束通り抵当に入れることか出来ないともし他人にても抵当に入れてあれば詐欺の告訴をすると云はれたので被告人は告訴されては大変たと云ふ考へから窮余の一策として清司所有の建物並に動産を火災保険に付し即日放火の目的で釧路駅より汽車で止若に行き其処から徒歩で□□に到り其夜はH D料理店で飲食遊興して家人の寝静まるのを待つて窃に外出して放火をしたのである又被告人か止若駆て下車したのは本来なれば豊頃駆て下車するの順路であるか他人に覚せられぬ様止若て放火材料たる蠟燭を買ふ為めであつて被告人は此の蠟燭を以て清司の所有建物の表玄関口にあつた藁束に放火したのであると云ふこととあります。

而して被告人か当法廷に於て弁明する処によりますとS T清松に兄清司の建物を抵当に入れたことM D力太郎に売渡担保として売買登記をしたこと並に二十九日に火災保険契約を結び即日釧路駅から止若行の汽車に乗つたこと等は検事の主張される処と大差はないのでありますから別に問題にはならないのであります。論点となるべき相違の筋は保険契約をしたのは放火して保険金を取る為めではなく金融に迫られた結果更にS T清松から賃借をして貰ふ為め抵当の建物を確実にしたのである。又其日汽車に乗つたのは放火の為め茂岩に行く為めではなく金策を頼むべく北見の兄N D吉太郎方に行く為であつた。夫れを止若に下車したのは北見の兄の処までは其日の中に到着すへき汽車かないから是非途中池田駅に一泊せねはならぬ然るに幸に止若に友人かあるのだから友人訪問旁々茲に一泊する積りて下車したのである、処か友人も居らなかつたから茂岩の清司留守宅に廻はつて菓子型を取り豊頃駅から之を釧路に送り自分は其駅から北見に行く考へてあつたか夜分になつたから夜途を照らす為め止若て蠟燭を買つたので放火の為めではない、其晩はH D料理店で遊興宿泊して夜中外出したこともなければ放火したこともないと斯様に弁解致すのであります。

然るに昨年十二月六日予審判事か強制処分として被告人を取調べました際には被告人は明かに放火の罪状を逐一詳細に自白致しましたことは昨日其の調書を朗読致した通りであります。調書に依りますと被告人は其当時斯様に自白致して居るのであります。「Y O由藏からは詐欺の告訴をすることも知れぬと云はれたので万一告訴されては大変である懲役に行かぬはならぬので色々金策をしたか金策か出来ず煩悶した結果右建物を保険に入れて之に放火し失火か不審火の様に装ひ保険金を騙取して自分の借財を皆済し残金は兄清司に送金せんと企て十一月二十九日□□町のNH動産火災保険会社代理店に行き建物並に動産に対し千円の保険契約を為し第一回の掛金を払ひ放火の目的で午後零時五十分の汽車に乗つたので

ある夫れて放火材料として燐寸は用意してあつたか其他の用意かなかつたので蠟燭を豊頃て買ふと発覚の恐れがあるから止若て買ふ考て止若までの切符を買ひ其処で下車して蠟燭を買ひ十時頃□□に到りHD料理店て夜の二時頃まで遊興して家人の寝静まるのを待つて清司所有家屋に到り玄関口にあつた藁束三四束の上に火を点した蠟燭を挿し立て蠟燭の燃えるのを確めてHD料理店に帰つて酌婦の床の中に這入つたと陳述して居るのであります。故にもし此の自白か信用せらるゝならば又他に被告人の有利な証拠もないならば此の自白丈けても被告人の有罪を認定することか出来るのであります。そこで本件に於て最も重要な問題は此の自白か真実か或は偽りの自白であるかと云ふ点に結局帰着するのであります。依て私は此の自白の信否に関する証拠則ち自白を信用すへきか弁解を信用すへきかの点に関して御参考となるべき証拠資料を開陳して公平なる判断を得たいと思ひます。

其前に諸君に御留意を願つて置かなければならないこと凡そ刑事被告人か取調を受けるに当りまして犯罪を自白するものもあると同時に知らぬ存せぬ一点張りて否認するものもあることは当然のことでありまして又其否認する者の中にも實際身に覚えかないから否認する者もありますか事実罪を犯したに拘はらず何とかして刑罰を免れんか為めに否認することも有り勝ちのことてあります。夫れて一旦自白した者は必ず犯人かと申しますと之亦一概に然りと断言することは出来ません。然しなから實際罪を犯したくないに拘はらず私か犯罪者であると申出てますと其結果は自然刑罰を受くることを予想せねはなりませんから左様なことは精神異状者でない限り夫れ相当何か特別の事情理由のあるのか普通であります例へは昔の様な拷問に責められたとか其他色々ありませうか何等かの事情なければ只徒らに偽りの自白を刑罰を受くる危険を冒す様なことは普通の人には多くは見ざる事

例てあります。又犯罪事実を最も能く承知して居る者は犯人其人でありますから真犯人の真の自白は無理がなく能く事実に適合するに反し偽犯人の偽りの自白には無理があつて事実に適合しない事柄や反対の証拠などか出て参るのであります。被告人は曩きには偽りの自白をしたのと弁護致しますから夫れては何にか偽りの自白をせねはならぬ事情でもあつたのかどうかを訊ねました処昨日御聴取の通り被告人は酌婦のIDカツエカ警察で自分に不利益の事を申立てたので其偽りであることを明にする為め一時自白をしたならカツエも本当のことを申立てるであろうそうして置いても後て自白を取消す考てあつたか巡査に親切にされたので自白を取消さす其僣予審判事に自白したのと申して居ります。之れか信否は一に諸君の御判断に俟つより外はないのであります。

そこで今度は被告人の自白の信否に関する証拠関係でありますか之れは甚た複雑致して居りますから先づ第一に被告人の利益の方面に付きまして其自白に不合理の様な点があるか又自白した事実に一致しない証拠若くは弁解の事実に添ふ様な証拠があるか否やと云ふことに関して御参考となるべき材料を提供致したいと思ひます。然し利益とか不利益とか申す正確な区別は出来ないものでありまして見様によりましては色々解釈の出来るものと云ふことを付け加へて置きます。

(一)被告人は曩きの自白の際は放火当夜清司の家則ちKI秀次の居住する家を窺つた処洋灯を細くして熟睡して居つた様に申し居りますか証人KI秀次の証言によりますと其夜は八時半頃寝るとき洋灯を消したと申して居ります此の証言を真実であるとすれば被告人か洋灯の薄明りを見たとき云ふ陳述の一節は事実に適合しないことになりすけれども被告人は其際予審判事の問に対して道路から見たところ表口の障子か微かに明かつたので洋灯を細



くしてあるものと思ひましたと云ひ直してあります夫れてK I秀次の証言は真実ではないと云ふ觀察か出来るものならは問題になりませんか、之れを信用致しましても同人の証言並に被告人の申立によりますと其晩は月かあつたと云ふこととありますから其辺一帶の月明りか白い障子に反射するときには洋灯の薄明りの様に心落ち付かざる者に誤認せらるゝことかないてありませうか此の辺の御考察をも願ひたいのであります

(二)之れも弁護人の弁論にあつたのでありますか被告人の自白の中に釧路出発の際燐寸の外用意しなかつたから豊頃て下車して放火材料を買入るれば直ぐ発覚の恐れかあると思ひ殊更止若までの切符を買ひ同所て蠟燭を買つたと云ふこととありますか此点に付て弁護人は被告人か釧路て燐寸を用意したならば蠟燭も釧路て買ふへきてはないか夫れを態々蠟燭買の為め遠廻はりして不慣れな止若まで乗越すのは可笑いではないかと云ふ趣旨に云はれました。如何にも目的地たる□□に参るには豊頃て下車するか順路て止若に下車しては更に四里程徒歩せねはならず不便であると云ふことは当地方に於きまして顕著なる事柄て諸君御承知のことと思ひます。然し被告人は其当時取り急いで釧路の停車場に來り燐寸のあつたことに気が付き初めて蠟燭を買ふことを思ひ出したのか其辺の証拠に付ては申上くへき材料のないのは遺憾でありますか人間の行動は常に条理に適つたことはかり致して居るものではなく取り急ぐ際などは後から考へて馬鹿々々しいことを致して居る様なことも往々あるのであります。

(三)被告人は曩には放火の為め汽車に乗つたと自白して居りますか当法廷ては二十九日汽車に乗つたのは放火の為めではなく兄ND吉太郎から金を借る為め北見方面に行く為めであつたと申立てゝ居ります。証人ND吉太郎は昨日御聴取りの通り昨年八月頃被告人方て金の証言を信用致しますと金策に窮した結果北見方面に旅行することは有り得ることになるのであります。

(四)被告人は又法廷ては二十九日北見方面に行くのに池田駅から反対の止若に下車したのは其日の中には目的地に到着しないから池田に一泊するのであるか次ぎに止若の友人HD治夫を尋ね其処で一泊する為めであつたと申して居ります而して証人HD治郎松の証言によりますと昨年六七月から十月まで止若に居つたことかあり治夫と被告人とは親友と云ふ程ではないか釧路在住中の知り合であつたと云ふこととあります。之を信用致しますれば被告人か止若まで迂廻したのは全く根拠のないこととになります。

(五)被告人は本件建物を火災保険に入れたのは放火の準備てはなく金融の為めST清松から貸増をして貰つて抵当登記をする為めであつたと申し又弁護人は建物を抵当に入れて登記をするには其前火災保険を付けるのか当地方の慣習であると弁論せられました。左様な顕著な慣習かありますれば勿論でありますか仮令慣習かなくとも抵当建物を火災保険に入れた方が貸増しを頼むのに都合かよいと云ふ御判断は出来ませうか。夫れと同時に放火して保険金を詐取するには是非火災保険に入れて置く必要かあると云ふことも御留意を願つて置きます。

次に方面を異にしまして被告人の自白せる事実に適合する証拠ありや否や此方面の参考

資料を申し上げます

(一)被告人は自白の際蠟燭は止若て買ったと申し居ります証人M T次郎も止若て被告に売ったと証言して居ります尤も此の点は今日でも被告人の認むる処であります兎に角自白したときの供述に適合する証拠もあると云ふことを申述へて置きます

(二)自白の際に於きまして被告人は火災当夜H D料理店で遊興宿泊し家人の寝静まるのを待つて表玄関の心張棒を外し外出して放火して帰つて又床の中に入ったと申し居ります。証人I Dカツエは昨日法廷に於きまして午前二時頃より被告人と同衾したか証人は直ぐに熟睡して被告人か外出したか否やは判らないか夜中被告人の冷たい足か自分の足に触れたので一寸目が醒めたことかあると申し居ります。又証人E Dミエか夜三時頃被告人か外套姿で廊下に佇んで居るのに出会つたことかあると云ふことの顛末は昨日御聴取の通りであります。夫れから検証調書にはH D料理店表玄関には心張かあつて中からは容易に出られる様書いてあり又火災現場とH D料理店との距離は約五町位と云ふことになつて居ります。之等の証拠を信用致しますと被告人は夜中放火の為めH D料理店を抜け出たものと認定することか出来るのであります。

(三)被告人は曩きの自白に於ては放火の方法として清司家屋の表玄関の空箱の傍に稲藁三四束積んであつたから火を点した蠟燭を其藁の上に差立て蠟燭の燃えて居るのを確めて来たとして居ります。証人K I秀次の証言によりますと矢張り表玄関の空箱の傍に稲藁三四束あり其れは五六日前置いたのであつて発火の箇所は玄関口であつて疎忽火ではないと証言致して居りまして被告人の自白に符合して居ります。弁護人はK I秀次の居室内にあつたストーブから発火したのではないかと弁論せられましたか別段之れと申す証拠はありません。

せん、証人K I秀次はストーブは消して寝たと云ひ又火の燃える様な音を聞いて驚いて外に出て見て初めて火事を知つたと証言して居ります。又弁護人は検証調書に玄関口の柱か焼け残つて居る様に書いてあるを理由として発火の箇所は玄関口ではないと弁論せられました。如何にも検証調書には玄関口の柱か僅かでありますか焼け残つて立つて居る様に記載せられてあります。之れも其の時の消防の尽力次第で最も多く水を掛けたとか消防に都合のよい処に力をいれたと云ふことかあれば発火の前後に関はらす焼け残ることかありますか、本件に於ては消防か如何なる点に力を入れたか其辺の事情は判明致して居りません。之れも他の証拠と相俟つて諸君の御判断を乞ふのであります。

(四)被告人は自白の際に池田駅で親子弁当二個を買ひ其中一个を汽車中で食へ一個は止若の町外れの寺の草原に匿して置いた、其匿した訳は放火の帰りに豊頃の渡船の船頭は知つて居るので止若から乗車するかも知れぬと思ひ引上の節食へる用意にしたのと云ふ趣旨を申立て、居ります。証人高橋大吉の証言によりますと証人か巡查として取調べの際被告人より進んで弁当を匿した訳と場所とを申立てたから現場の草原を探したるに善教寺附近の路傍の草原に捜さねは分らぬ様にして草の奥に隠してあつたと云ふことであります此の証言は如何なる証拠関係になるのかともうし之を信用致しますならば被告人は自白通り帰りは止若から乗車することを予想して食用に弁当を匿したことに相成り従て被告人か当公廷に於て申立つるところ茂岩には菓子型を取りに行つたので帰りは豊頃に出る筈たと云ふ弁解は偽りであると見られるのであります。尤も匿したのか捨てたのかは本人の意思で外部からは判らない云ふ御見解も出来るのでありますか何れに致しましても被告人弁解通り豊頃に出る考であつたとすれば之れは汽車時間で当地方に於ては顕著なことにして諸君御承

知のことゝ思ひますか止若からならは其日の中に目的地に到着する汽車かありますか豊頃からは如何に早く乗つても其の日の中に到着する汽車はないのでありますから一度池田から野付牛で一泊せねはならぬことになりす

(五)昨日証人HDサタの予審調書を朗読致しましたか本日は弁護士からもし之を説示に援用するならば異議を述べると云ふ様な条件付の異議がありましたか右証人は病氣保養の爲め転地中で法廷に出頭出来なかつたのでありますから勿論法律上証拠となるのでありますか御異議のあるものを援用しませんでも同じ事項に付証人IDカツエか法廷に於て供述致しました処を申述へれば宜敷かろうと思ひます同証人は火災のあつたときHDサタは被告人を起して焼けて居る家はあなたの親類の家ではないか早く見に行けと注意して更にサタは自分の部屋に帰り丹前を引掛けて来たか被告人は未だ外出せず僕は今迄何処に居つたと云へは宜かろうと申したるに對しHDで飲んで寝て居たと云へは宜いから早く行けと云はれた様に申し述へて居ります。之れか信用せらるゝならば被告人の其の当時の態度を判断せらるゝ上に於て御参考と相成るものと思ひます。

(六)証人TI清二郎は昨日法廷に於て嘗て予審判事の取調を受くる際被告人との保険契約を結ぶとき第一回の保険料を払つて置けば火災のあつた場合保険金か受取れるかと云ふことを被告人に訊ねられ保険料を支払へは契約は有効に成立するから保険金は受取れる又代人でも受取れると返答したと申立てたことは相違ないか今日となつては古いことを判然たる記憶はなきも左様なことは誰れにも云ふことであつて被告人に對しても左様なことを申したことゝ思ふと云ふ様に証言して居ります

以上により大体申尽くしたと思ひますから茲に重ねて其梗概を一括して申述へて見たいと思ひます。本件に於て争なき事実によりますと被告人はST清松には三百円の借財かあつて土地建物を抵当に入れる約束もありMD力太郎には既に其宅地に付き売買登記をして此の俣てはSTに抵当登記をすることか出来ないことになつて居る処へ弁済の督促は受ける詐欺の告訴をするかも知れないと云はれて十二月三日までにSTに必ず抵当登記をすることを確かに約束して仕舞つたと云ふことであります。

被告人は法廷では北見の兄から金融をして貰ふ見込かあつたと申しますか強制処分の際には金策を試みたか金策か出来ず煩悶したと述へて居ります。又先程申したTI清二郎の証言を真実と致しますれば被告人は保険契約の際第一回の保険料を払つて置けば火災の際には保険金の支払を受けられることを確めて居つたことになりす。又争なき事実によりますと保険契約を二十九日に致して間もなく三十日の午前三四時頃保険に入れた建物か火災に罹つて居り被告人は其当夜□□に居つたのであります処て被告人は強制処分に於て明に放火したことを詳細に自白して居るのであります本件公訴事実も其自白した内容の事実と同一趣旨になつて居るのであります。以上申述へました処によりまして右の自白並に其他の証拠に照しまして此の場合公訴事実の通り被告人を犯人と認むのか正当なりや否や如何てありませうか、もし後段に述べたる証拠を照し合はせまして被告人か放火したと云ふ自白を真実なりと御信用になれば被告人は金に窮した結果此の犯行を為したものであると御認めになつて差支ないのであります。従て被告人か金策の爲め北見の兄の処に行く目的であつたとか又は友人HD治夫を訪問する爲め止若に迂廻したと云ふことは多少の根拠のある処から自白後に考へ出した遁辞に過ぎないと見ることか出来るのであります。反之前段に挙げました証拠関係を被告人の有利に御解釈になつて又弁護人の弁論もあつたこと

てありますから夫れも御考慮に入れて被告人の自白は真実とは認められないと云ふ御意見  
てあれは有罪とするには出来ないこととなります。何分慎重御評議の上裁判の威信を保  
ち社会の秩序を維持する為め厳正公平なる御判断を切望する次第であります。

之れを以て事実関係並に証拠の説明を終わりますか最後に法律上の問題か残つて居ります  
実は本件に於ては特に申述ふる程の法律論はないのでありまして証人K I秀次の証言に依  
りますと建物の一室にはK I秀次夫婦が現住して居り其建物は全焼したのでありまして此  
の事実は別に争点にもならないのでありますから之れを刑法の条文に照しますと現に人の  
住居する建物を焼燬したるものと謂ふのに該当するのであります。

依て直に諸君に評決を煩はすへき問題を提出致します

5 樺太

(一) 予審終結決定

① A B 益吉 (樺太地方裁判所殺人被告事件昭和3年11月6日判決・「樺太日日新聞」昭和3年11月6日)

予審終結決定

本籍並住居 樺太野田郡□□□村大字□□須□線□番地

農業 A B 益吉

当三十一

右殺人被告事件につき予審を遂げ決定すること左の如し

主 文

本件を樺太地方裁判所の公判に附す

理 由

被告人は大正十五年五月妻スガと郷里高知県吾川郡□□町より樺太に移住し前記肩書地に  
於て農業に従事中昭和三年五月負債整理のため郷里に赴きたる処スガはその不在に乗じ同  
村M M爲吉と姦通したるが被告人は郷里より帰宅後間もなく勤務演習のため旭川歩兵連隊  
に入営し同年九月三日帰村したるにスガは又爲吉方に行夜に入りて帰来したるため尚醜関  
係を継続するものと思惟して憤怒して同人を殴打したり然るにスガは翌四日家出をなしたる  
より被告人はその翌五日朝爲吉方にいたりスガを尋ねたるに爲吉は□□山中炭焼小屋へ  
出かけスガも姿を隠したることを知り午前九時頃同人の跡を追い右炭焼小屋に到りスガと  
返してくれと交渉したるも爲吉は話の判るまでは返せぬと峻拒して応ぜず被告人がスガと

共に逃ぐるかと云ふやスコップを振上打掛つたるより憤怒其極に達したる被告人は偶々傍らに鉦のありたるを見て俄に殺意を決し之を以て爲吉に斬付其頭部に五ヶ所何れも頭蓋骨を割断せる割創と背部及腰部に各一ヶ所に皮膚創を被らしめ脳質損傷及出血により即死せしめたるものにして被告人は犯行後直に小能登呂巡査部長派出所に到り自首したるものとす

右被告人の殺人の所為は刑法第九十九条に該当する犯罪にして公判に附するに足るべき嫌疑十分なりと認むるに依り刑事訴訟法第三百十二条に則り主文の如く決定す

昭和三年十月十二日

樺太地方裁判所

予審判事 池ノ内一郎

(二) 説示

① 阿部益吉 (樺太地方裁判所殺人被告事件昭和3年11月6日判決)

一、公訴事実の梗概

被告人は昭和三年九月五日午前九時頃居村□□山中の炭焼小屋附近に於て予て被告人の妻と姦通し居たるMM爲吉を鉦(被害者所有)を以て其の頭部等に切付け死に致らしめたる後直に自首したるものなり

二、説示集

本件公訴事実の大体は被告人は妻スガと共に大正十五年樺太に來り□□□村にて農業を為し居る中用事ありて昭和三年五月郷里に行き滞在中スガかMM爲吉と姦通し居る事実

を弟の手紙にて知り同年八月二十五日帰宅したるもスガに対して其醜行を咎めずして更に同月二十九日旭川に行き翌九月三日帰宅したるに其際スガは爲吉方に居り夜に入りて帰宅したるより被告人はスガと爲吉と姦通を継続し居るものと思ひスガを叱責し且つ殴打したるにスガは翌四日被告人の不在中家出したるより被告人は翌五日の朝爲吉方に至りスガの所在を尋ねしに爲吉は明言せずして其俣□□山中の炭焼小屋に出掛けたるより這は爲吉に於てスガか同小屋附近に隠し置くものと思ひ直に同所に至り爲吉に対しスガを戻し呉れと頼みしも応せざるより汝とスガと共に逃走するのかと云ふや爲吉は其場に在りしスコップを振り揚げて打掛りたるより被告人は憤怒に堪へ兼ね其場の鉦か目に触るゝや遽かに殺意を生し其鉦にて爲吉の頭部に五個所其他にも切付け殺害の目的を遂げ直に小能登呂巡査部長派出所に自首したと云ふことである

当法廷では被告人は此公訴事実について殺害の意思は全然ない、殺す心算にて切付しにあらすと云ふを以て此事件の重要な争点は被告人は殺す心算にて切付しや少なくとも爲吉は死んでもよいと云ふ心算で切付しや否やに在り従て陪審員の判断するところも此の何れかにある而して之を決するには証拠に依らねばならぬ次第で爲吉は死亡し又其現場に他人は居らず仍て当法廷に於て証拠調を為したるものに就て吟味し証拠として信用すへきや否やを決定せねばならぬ次第なり被告人は切付し後直に其鉦を持って巡査部長派出所に自首したとのことは被告人の認むるところにして其自首した時の調書に「私は憤慨の余り爲吉を殺害したり」と申立し旨記載あり其次に警察署に於ける被告人の第一回訊問調書には其当時爲吉に対し切付し模様を当法廷に於て証拠調の際読上し如く詳細に述べ居り「爲吉か倒れし際多量の血が出て夫れから同人は確かに死んだことを私は認めたり固より殺ろす気で爲

吉の処へ行つたのではなかつたかといふ同人か私に向つて来たため殺して仕舞つたのである云々」と申立し旨記載あり次に其第二回訊問調書に「其際は夢中で切り付けしか地面につく迄しつかり倒れぬ前私の方に後向きに倒れた際に三回程切付た時は同人の打伏せに倒れた左脇に居て切付たのであります」と申立し旨の記載あり又検事廷に於ける被告人の訊問調書に「鈍て爲吉の頭部に切付け即死せしめたり」と申立てし旨記載あり夫れから予審に於ける被告人の第一、二訊問調書は曩に証拠調の際読上げし通りなるか其第二回調書中「爲吉は更にスコツプにて私に掛ろうとしたので私は自分の女房を取つた上自分迄も殺ろさうとする心算りかと思ひ残念でクワツと夢中になりしか一寸振返ると直ぐ後に鈍か在了たから思はず其鈍を手に取りて同人の頭部を四五回切つた様にも思ふ」と申立し旨記載あり更に進んで公判準備手続の際は「夢中で切付た」と申立て当法廷にては「其際鈍て爲吉か持つて居るスコツプで叩いたと思ふか兎に角其時同人の頭部を切つたかも判らぬか又続いて倒れた時か何か知らぬか頭部を二三回切つたのである」と申立て居るか要するに被告人は自首以来訊問を受くる毎に申立を変更し居れり殊に準備手続及び当法廷の申立は切付し当時の事実にて明瞭を欠き居る様である更に進んで被告人の性質か感激し易い男か否かと云ふことに付て見るに被告人に対し兵事教育を施したりとの当法廷の証人S J喜久は「被告人は極めて真面目で忍耐力強く寡言沈黙不言実行の美風あり」と証言せり之れに依れば被告人に比較的沈着家の様に見受けらる次に其切付くる当時の被告人の心持に付ては被告人は当法廷に於て「女房を取られた上私までスコツプで殺さるゝかと思ひ大変無念に思つたことは確かである」と申立てゝ居り又之を日常の事柄に照して見るに被告人の申立て居る通りの事実として姦通し居る自分の妻か姦夫の許に隠れ居るを戻し呉れと頼みに行きた

るも姦夫は之れを却け刺へスコツプにて打掛る場合に平然として己か胸を撫て少しも手出しせず其場合其場に鈍の如き刃物あるを認むるも其俣其場を立去り得るか又は其際刃物か目に触るゝや是迄積り積つた怒心頭に発して其姦夫を斬り殺ろし今迄の恨を霽さんと決心するか普通人情の然らしむるところなるかは陪審員諸氏の判断すへきところなり而して茲に被告人か爲吉に切付し前後に於ける様子を見るに被告人の懇意なる証人WD芳吾は当法廷に於て「其五日の朝被告人は証人と共に右の如く爲吉方を尋ねスガを連れ戻し得さりしことに付て立腹した様子なく平素の通りなり」と証言し居れり此点は被告人に有利なる一面同証人は「自分は平素被告人の立腹したことない」と証言し其通りとすれば沈着家なる被告人のことである其朝立腹し居る様子か表はれさりしものなりと云ひ得ないことは無いでもない様である更に同証人は「其五日の午前十時頃被告人は証人方へ立寄り今MM爲吉をやつつけて来たか之れから自首するから後の事は弟金利に依頼すと伝言して呉れと申したり」と証言せり次に爲吉の屍体を鑑定したる証人医師土屋一實は当法廷に於て「爲吉の頭部に五個所ある創の中二個所の創は爲吉か倒れし後へ加へられしものにして又一個所の創は倒れかゝりし時か又は倒れし後かに加へられしものと認む」と証言し更に同証人の作成したる鑑定書には爲吉の頭部にある五個の創傷は何れも頭蓋骨を完全に割断して其の創傷は何れも死因たり得へきも殊に其内の脳質損傷及び出血は致命傷たるを認むと記載あり次に本事件の法律点に付き吟味するに殺人罪は殺す意思にて人に害を加へし場合なることを要するか法律上の解釈としては害を加ふる際相手を殺ろすと確定的にはつきりした意思なくとも相手方が死んでも構はぬと思ひなから害を加へた場合にも殺害の意思ありと認定するに差支なし即ち死んでもよいと思ふて害を加ふることは即ち相手の命を取つても

よいと言ふことになるなり命を取つてもよいと言ふことの意味を殺意と認むるに何等差支なし若し右の意思なくして害を加へた為め死に致した場合は傷害致死罪となる而して此事件を見るに以上説示した証拠中被告人の自首調書警察署に於ける訊問調書を仮りに信用するとせは少なくとも被害者爲吉は死んでもよいとの意思の許に被告人か同人に切付しものと断定するに差支なし然し証拠を信用するとせぬとは陪審員諸氏の自由なり又仮りに殺人罪と断定しても本件犯罪の情状憫むべき点ありと仮定すれば減刑して所謂刑の執行猶予を与へることも刑法上出来る次第なり

次に弁護人より本件加害行為は正当防衛に出てもよいと主張するも裁判所検証の結果、其他情況により其点の説示の要なきものなり

以上を以て本事件の事実、証拠法律点の説示と為すか陪審員諸氏は情実に捉はれず公平なる各自の明るい心の鏡に映つた俛て判断して賞ひ度い若し説示不十分ならば遠慮なく問はれ度く又証拠物件や一件書類を見度い時には申出てられ度し

(三) 問書・答申

① A B 益吉 (樺太地方裁判所殺人被告事件昭和3年11月6日判決)

一、公訴事実ノ梗概

被告人ハ昭和三年九月五日午前九時頃居村□□山中ノ炭焼小屋付近ニ於テ予テ被告人ノ妻ト姦通シ居タルM爲吉ヲ鈍(被害者所有)ヲ以テ其ノ頭部等ニ斬付ケ死ニ致ラシメタル直後自首シタルモノナリ

二、問

主 問

被告人ハ昭和三年九月五日午前九時頃樺太野田郡□□村大字□□字□□須□線□炭焼小屋付近ニ於テM爲吉ヲ殺害ノ意思ニテ押収ノ鈍ヲ以テ其頭部其他ニ斬ツケケ死ニ致シタルモノナリヤ

補 問

若シ為ラストセハ被告人ハ前日時場所ニ於テ殺害ノ意思ナクシテ右鈍ヲ以テM爲吉ノ頭部其他ニ斬付ケタル為メ爲吉ハ死亡シタルモノナリヤ

三、答申

② N M 善藏 (樺太地方裁判所尊属嘱托殺人事件昭和9年5月9日判決・「樺太日日新聞」昭和9年5月10日)

問の區別		問 書	答 申
主 問	被告人は昭和八年十月十六日午前一時頃名好郡□□町大字□□字□□通□丁目□番地の自宅に於て就寝中の実母 S K キクノの頸部に細紐及兵児帯を巻付けて之を絞殺したるものなりや	然らず	
補 問	若し然らずとせば被告人ハ右キクノより其の殺害方を嘱托せられたる為め該嘱托に基き同日時同所に於て同人を前示の如く絞殺したるものなりや	然り	

昭和九年五月九日 樺太地方裁判所刑事部 裁判長判事 池ノ内一郎	陪審長 扇田 彦助
---------------------------------------	--------------

五 刑事判決書

札幌控訴院管内の札幌・函館・旭川・釧路・樺太の各地方検察庁においては、陪審事件の判決書は、札幌地方検察庁に一件中八件①⑤⑨⑩事件、函館地方検察庁に三件中三件①②③④事件、旭川地方検察庁に四件中三件①③④事件、釧路地方検察庁に②③⑤⑥事件保存されているが、樺太の二件は存否は不明である。

また、『大審院刑事判例集』には、函館③事件の上告審判決が収録されている。

1 札幌

① S 持平 (殺人及殺人未遂事件昭和年1月24日判決)

判決

本籍 朝鮮慶尚北道延日郡□□面□□番地不詳  
住居 北海道空知郡□□村字□□炭鉱□□下□□□号□□舎  
坑夫

S 持平  
当四十二年

右ノ者ニ対スル殺人及殺人未遂被告事件ニ付検事男庭善之助関与審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告S持平ヲ懲役三年ニ処ス  
押収ノ出刃庖丁ハ之ヲ没収ス  
訴訟費用ハ被告ノ負担トス

理 由

被告人ハ大正十一年頃ヨリSSKキミト内縁関係ヲ結ヒ示来同棲シ其間三児ヲ挙ケタリシカキミハ昭和二年頃ヨリ被告人ノ同僚FY久松ト密カニ情ヲ通シ居リタル処昭和三年九月十七日キミカ無断家出シ帰宅セサルヨリ其所在ヲ搜索シ空知郡□□村住友S炭砒ニ居ルコトヲ聞知シ同月十九日同人ヲ帰宅セシメント隣人ト共ニS炭砒ニ到リキミニ帰宅ヲ促シタルモ之レニ応セサルヲ以テキミノ連レ居ル幼児清三(昭和三年六月生)ヲ取戻シ一旦帰宅シタルモキミカ帰宅スル模様ナキヨリ嫉妬ノ情押へ難ク寧ロキミノ頭髮ヲ切断シ以テ同人ノ意思ヲ翻ヘサシメムト決意シ同月二十一日自己所有ノ出刃庖丁ヲ用意シ同夜午後七時頃自宅ヲ出テ途中飲酒ノ上同夜午前一時頃右住友SK炭砒第□□号坑夫NY長屋YG三保藏方ニ到リタル処偶々FY久松トキミカ同衾セルヲ見テ之ヲ怒リ殺意ナク携帯ノ出刃庖丁ヲ以テ久松及キミニ斬付ケ又ハ突刺シFY久松ノ頸部左肩胛部頭部其他ニ合計十三ヶ所ノ傷ヲ負ハシメ因テ死ニ至ラシメキミノ右肩胛部ニ重傷ヲ負ハシメタルモノナリ

右行為ハ連続ニ係ルモノナリ  
当裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ右事実ヲ判断シタルモノナリ



法律ヲ按スルニ被告ノFY久松ニ対スル行為ハ刑法第二百五条第一項ニSSKキミニ対スル行為ハ刑法第二百四条ニ該当スル処連続ニ係ルヲ以テ同法第五十五条ニ依リ右二百五条所定期限範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク押収ニ係ル出刃包丁ハ本件犯行ノ供用物件ニシテ被告人ノ所有ニ属スルニ依リ刑法第十九条ヲ適用シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ被告ニ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年一月二十四日

札幌地方裁判所刑事部

裁判長判事

矢野 慎治 印

判事

谷 忠治 印

判事

籠倉 正治 印

②TY政吉（放火未遂事件昭和4年3月20日判決）

判決

本籍並住居

小樽市□□町□丁目□□番地

荷馬車追業

TY 政吉

明治十八年五月□日生

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付検事男庭善之助干与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如

シ

主 文

被告人ヲ懲役二年六月ニ処ス

未決勾留日数九十日ヲ本刑ニ算入ス

押収物件中古外套（証第一号）燐寸（証第二号）

古新聞包刻煙草（証第三号）縄切（証第四号）ハ

之ヲ没収ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ自己所有ニ係ル小樽市□□町□丁目□□番地所在木造榎茸平家建住宅一棟及附属厩舎一棟ニ付予テTYD火災保険株式会社及TK火災保険株式会社ト各千円宛二口ノ火災保険契約ヲ締結シアリタルカ近時家庭ノ不幸其他ニ依リ借財嵩ミ經濟上困窮ニ陥リタルヨリ該建物ヲ焼燬シ保険金ノ支払ヲ受ケント企テ昭和三年十月十八日午前二時過頃隣家ナル同所□□番地GM秀男所有木造亜鉛茸平家建同人住宅ニ放火シ因テ自己ノ前示建物ニ延焼セシメントシ揮発油ヲ注キタル古外套ト刻煙草燐寸ヲ新聞紙ニ包ミ其刻煙草ニ点火シ新聞紙ノ上ヨリ荒縄ニテ括リタルモノトヲ右GM秀男方便所ニ其窓口ヨリ内部ノ床上ニ落込ミ以テ放火シタルモ同家人力之ヲ発見消火シタル為メ該便所内壁板ノ一部ヲ僅ニ燻焦シタルノミニテ焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ判定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八十条第一百二十二条ニ該当スルヲ以テ同条所定期中

有期懲役刑ヲ選択シ未遂罪ナルニ依リ同法第四十三條第六十八條第三号ニ則リ減輕シタル  
刑期範圍内ニ於テ懲役二年六月ニ処シ未決勾留日數ノ通算ニ付テハ同法第二十一條ヲ適用  
シ押収物件中主文特記ノ物件ハ本件犯罪供用物件ニシテ被告人以外ノモノニ属セサルヲ以  
テ同法第十九條第一項第二号第二項ニ則リ没収シ訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十  
七條ヲ適用シ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月二十日

札幌地方裁判所刑事部

裁判長判事 矢野 慎治 印

判事 谷 忠治 印

判事 室谷 慶一 印

③HS政雄（放火被告事件昭和5年9月11日判決）

判決

本籍 空知郡□□町□条西□丁目□番地

住居 同 所

飲食店員

HS 政雄

明治三十九年八月□日生

右者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事仲塚松太郎干与審理判決スルコト左ノ  
如シ

主 文

被告人ヲ懲役壹年六月ニ処ス

但本判決確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ大正十五年四月以来空知郡□□町□条西□丁目□番地飲食店業HSスミ方ニ寄  
隅シ同人ヨリ学資ノ給与ヲ受ケ昭和四年三月中同郡ST農業学校ヲ優良成績ニテ卒業シ翌  
四月中スミニ望マレテ同人ノ一人娘スワノ婿養子トナリ同家ニ養母スミ等ト居住シ帳場等  
ヲ担任シ居リタルモノナルカ近時養母並妻カ自己ヲ疎外スルノ風アリテ些細ノ事ニモ口汚  
ク罵ラル、為メ内心快シトシ居ラサル折柄昭和五年五月二十六日頃夜電灯ヲ照シ読書シタ  
ル俛寝込ミタルトコロ養母ニ電球ト眼鏡ヲ持去ラレタル為メ従来屢々夜間読書スルコトヲ  
禁セラレ居リタルコト、テ内氣ナル被告人ハ養母ニ面罵セラレンコトヲ恐レ數日間居室ニ  
引籠リタルニ養母ハ他ニ帳場ヲ雇入レタルヲ以テ被告人ハ同家ヨリ見離サル、モノト思惟  
シ煩悶ノ極同月三十一日午前五時頃自己ノ寢具ヲ片付クル際養母スミ等ノ居住スル右家屋  
ニ放火スルノ意思ヲ生シ之ヲ焼燬スル目的ヲ以テ當時自己ノ使用セシ敷布ニ其場ニ在リタ  
ル燐寸ヲ以テ（注、削十二字）点火シ之ヲ奥六畳間自己居室ノ押入内ニ投入レ放火シタルモ家人  
ノ為メ発見セラレ該押入ノ板壁、棚板襖並押入内ニ在リタル蒲団等ノ各一部ヲ焼燬シタル  
ノミニテ右家屋ヲ焼燬スルニ至ラサリシモノナリ

右犯罪事実ハ陪審ノ評議ニ附シ之ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八條第百二十二條ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役

刑ヲ選択シ未遂罪ニ係ルヲ以テ同法第四十三條第六十八條第三号ニ依リ法律上ノ減輕ヲ為シ犯罪ノ情狀憫諒スヘキモノアリト認メ同法第六十六條第七十一條第六十八條第三号ニ依リ酌量減輕ヲ為シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役壹年六月ニ処シ尚刑ノ執行ヲ猶予スヘキ情狀アリト認メ同法第二十五條ニ依リ裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予シ訴訟費用ノ負担ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和五年九月十二日

札幌地方裁判所刑事部

裁判長判事 谷 忠治印

判事 池野 仁二印

判事 中兼 謙吉印

④TSふよ（殺人被告事件昭和6年7月16日判決）

判決

本籍 幌別郡□□村大字□□村字□□瀧□□□番地

住居 同所

無職

フユ事

TS ふよ

明治十二年一月□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事仲塚松太郎関与ノ上審理ヲ遂ケ陪審ノ評

議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ふよヲ懲役拾貳年ニ処ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ふよハTS長吉（当五十四年）ノ妻ト為リ二十數年來幌別郡□□村大字□□村□□瀧□□番地ニ同棲中昭和六年三月上旬頃夫長吉カ予テ同郡同村大字□□村字□□□KBシカト情交關係ヲ結ヒ同女ニ妊娠セシムルニ至リタル事實ヲ聞知スルヤ長吉ニ対シ其ノ非行ヲ難詰シタルニ同人ハ更ニ之ヲ悔ヒサルノミナラス却テ被告人ニ対シ「才前ノ世話ニハナラヌクタバレ」等ト罵詈訾被告人ヲ疎外スルノ風アルヨリ被告人ハ痛ク其ノ措置ヲ憤慨シ同月十日過頃曾テ長吉カ狐捕獲ノ為メ使用シタル毒藥「ストリキニーネ」ノ自宅ニ残存スルコトニ想到スルヤ之ヲ服セシメテ同人ヲ殺害セント決意シ爾來其ノ機ヲ覗ヒ居リタルモノナルカ同月二十四日午後八時頃右自宅ニ於テ家人ノ外出中窃カニ右「ストリキニーネ」ヲ長吉カ平素胃藥トシテ携帯シ必然服用スヘキ状態ニ在リタル重炭酸ナトリウムノ容器中ニ混入シ置キ長吉ヲシテ翌二十五日午後三時頃外出先ナル同村□□□YG駒吉方ニ於テ右毒藥ノ混入セルコトニ気付カスシテ之ヲ服用セシメ因テ全日午後六時二十分頃其ノ中毒ニ依リ窒息死ニ至ラシメ以テ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

以上ノ事實ハ其ノ証明十分ナルヲ以テ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第百九十九條ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役拾貳年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第

二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年七月十六日

札幌地方裁判所刑事部

裁判長判事 山口富次郎 印

判事 高原 太郎 印

判事 宮里 正徳 印

⑤MO宇三郎（殺人未遂被告事件昭和7年2月3日判決）

判決

本籍 愛媛県南宇和郡□□町大字□□□□番地

住居 不定

火 夫

MO宇三郎

当二十五年

右者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事仲塚松太郎関与審理ヲ遂ケ陪審ノ評議  
ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役老年ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人宇三郎ハ神戸市KS株式会社所有汽船KM丸ニ火夫トシテ乗組ミ居タルモノナルト  
コロ同船火夫長M里松（当三十八年）カ酒癖悪ク且ツ平素部下ヲ叱責殴打等虐待スルノミ  
ナラス時々部下ニ渡スヘキ俸給ヲ自ラ費消シ偶部下ノ請求スルモノアレハ他ニ事ヲ構ヘテ  
却テ之ヲ殴打シ若クハ上長ニ讒訴スル等ノ事アリテ部下一般ヨリ嫌忌セラレ居リ被告人モ  
亦部下トシテ虐待セラレシコト一再ニ止マラス深ク其ノ暴戾ヲ憤リ居タル折柄同船カ北海  
道小樽港ニ碇泊中昭和六年七月五日午前四時頃船内火夫長室入口ニ於テ右里松カ油差夫O  
G武一ト衝突格闘シタルヲ知り同所ニ到リ里松ニ対シ其ノ原因ヲ訊ネタルニ其際同人ノ為  
メ「貴様等カ出ル幕テハナイ」云々ト散々ニ悪罵セラレタルヨリ平素ノ鬱憤一時ニ発シテ  
激怒シ機関部食堂ノ棚ニ仕舞ヒアリシ匕首ヲ持チ来リ右火夫長室入口ニ於テ之ヲ右里松の  
頸部背部等ニ數回突刺シ因テ入院治療五十六日ヲ経過スルモ尚全治セサル程度ノ右側下顎  
部刺創兼右側頸部刺創兼両側肩胛部刺創等ノ重傷ヲ負ハシメタルモノナリ  
右ノ事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ同条所定刑中懲役刑ヲ  
選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役老年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十  
七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年十一月二十一日

札幌地方裁判所刑事部

裁判長判事 山口富次郎 印

判事 高原 太郎 印  
判事 佐藤竹三郎 印

◎SU彌二郎 (強姦致傷事件昭和8年1月21日判決)

判決

本籍 秋田県山本郡□□村□□字□□□□出口□□番地  
住居 秋田県長野□□□□町□□□□番地

香油行商

彌三郎事

SU彌二郎

明治三十六年九月□□日生

右ノ者ニ対スル強姦致傷被告事件ニ付当裁判所ハ検事仲塚松太郎関与ノ上審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス  
但シ未決勾留日数中各百日ヲ右本刑ニ算入ス  
訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ費用ハ  
全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ香油行商ヲ為シ居ル者ナルトコロ昭和七年六月五日瀧川町□□□□町□□丁目□□百□

□□番地旅人宿KG屋TGマサ方ニ投宿シ同日午前十一時過頃同家十二番客室ニ於テ同家四女ミツ子(当時十歳)ニ夏蜜柑等ヲ与ヘ戯レ居ル内劣情ヲ起シ同児ヲ姦淫セント欲シ熱ヲ見テヤル等ト称シテ同児ヲ自己ノ服ノ上ニ抱キ上ケテ姦淫シ因テ同児ノ処女膜ヲ裂傷シ且淋毒ヲ感染セシメ以テ傷害ヲ加ヘタルモノナリ  
右事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八十一条第七十七条後段ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処シ未決勾留日数ノ通算ニ付同法第二十一条ヲ適用シ訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
依テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年一月二十一日

札幌地方裁判所刑事部

裁判長判事 高田 豊 印

判事 廣瀬 通 印

判事 山下 正夫 印

◎TTT宏 (放火被告事件昭和8年2月10日判決)

判決

本籍 北海道札幌郡□□町大字□□町字□□□□番地  
住居 同所□□□□番地YDハル方

明治四十年三月□□日生

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事仲塚松太郎関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ

全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ大正八年三月頃ヨリ札幌郡□□大字□□町字□□町□□番地時計商Y D末次郎方ニ時計修繕職工トシテ雇ハレ右末次郎ノ病死後引続キ其ノ寡婦ハルヘニ雇ハレ中主人ハルヘカ昭和四年末頃T M已喜造ヲ職工トシテ雇入ル、ニ及ヒ被告人ニ対シ従来ノ信賴ヲ示ササルニ至リシ為メ爾来悶々ノ情ニ堪エス如何ニモシテ往時ノ信任ヲ回復セムト焦慮スルノ余リ俄ニ主人ハルヘ方物置内ニ放火シ恰モ何者カカ放火シタルヲ自己ニ於テ発見消止メタルモノノ如ク装ヒテ其ノ忠勤振リヲ示シ以テ同人ノ歛心ヲ購ハムコトヲ企テ昭和七年五月二日午後十二時頃前記ハルヘ方母屋続キナル物置内板土間ニ板壁ニ接シテ鉋屑木端等ヲ差置キ右物置ヲ焼燬スル惧レアルコトヲ認識シナカラ之ニ所携ノ燐寸ヲ以テ放火シ因テ同人所有ノ物置板壁等約一坪ヲ焼燬シ以テ右非現住建造物ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪事実ハ其ノ証明十分ナリト認メ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十九条第一項ニ該当スルヲ以テ其ノ刑期内ニ於テ被告人ヲ懲役参年ニ処スヘク同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入シ訴訟費用ノ負担ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年二月十日

札幌地方裁判所刑事部

裁判長判事 高田 豊印

判事 廣瀬 通印

判事 山下 正夫印

⑩MY四郎 (建造物等以外放火被告事件昭和9・4・2判決)

判 決

本籍並住居 北海道蛇田郡□□村字□□別□□百□□番地

自転車修繕職工

MY 四郎

明治四十年十月□□日生

右者ニ対スル建造物等以外放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事仲塚松太郎関与審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス

但本裁判確定ノ日ヨリ参年間右刑ノ執行ヲ猶予ス  
訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ北海道蛇田郡□□村字□□別□□番地米穀仲買商MY里次其妻はるノ養子ニシテ妻ハル子(当二十五年)其他ノ家族ト共ニ養父母ノ許ニ同居シ居宅ヨリ四十五間許離レ人家稠密セル場所ニ存スル同字千□百□番地ノ□□所在木造桎葺平家建長家屋一棟中央一戸ヲ賃料月四円ニテ借受ケ毎日該借家ニ出張シ自転車修繕工ニ従事シ食事宿泊ハ前記居宅ニテ弁シ居タルモノナル処昭和八年十月下旬妻ハル子ト共ニ右借家ニ別居スルノ議家族間ニ纏リタルモ該借家ニハ間口二間奥行三間ノ板敷土間ヲ除キテハ僅ニ六畳一間アルノミニテ住居ニ適セサルニ反シ右建物中被告人借家ノ東隣ナル曲物及桎製作職ST松藏方ハ借料同額ナルニ拘ラス井戸炊事場便所其他ノ設備略備ハリ遙力ニ居住ニ便益ナル為メ該居宅ヲモ借受ケンコトヲ要望シ予テ松藏方母家裏手ニ接続スル木造桎葺下屋内桎仕事場床板上ニハ松藏所有ノ桎束材料及屑類等堆積セルヲ知り居タルヨリ之ニ放火シ恰モ松藏方家人ノ失火ナルカ如ク為做シタランニハ家主及隣人等ハ同年夏頃松藏方小供力該下屋附近ニテ火ヲ弄ヒタルコトアルヲ想起シ愈々松藏方家人ノ火氣ノ不始末ヲ惧レ松藏方ヲ立退カシムヘク左スレハ自己ニ於テ之ヲ借受ケ得ヘシト做シ同日午後五時半頃自己ノ借家ニ在リタル石油(証第七号)ニハトロン紙片(同第一号)ヲ浸シ之ト新聞紙一枚(同第三号)徳用燐寸一箱(同第六号)ヲ携帯シテ該下家ノ土間ニ立入り其場ニ在リタル約一抱ノ鉋屑ヲ前記床板上ニ載セ其上ニ順次所携ノ新聞紙石油ノ浸潤セルハトロン紙ヲ置キ右燐寸ニテ該ハトロン紙ニ点火シテ放火シ右鉋屑及其附近ニ在リタル曲木屑桎屑等ヲ焼燬(損害

金二、三円程度)シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第一百条第一項ニ該当スルヲ以テ其ノ所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役老年ニ処スヘク尚情状刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認ムヘキヲ以テ同法第二十五条刑事訴訟法第三百五十八条第二項ニ則リ右裁判確定ノ日ヨリ参年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条陪審法第一百七条ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年四月二日

札幌地方裁判所刑事部

裁判長判事 高田 豊印

判事 野田 底司印

判事 関 護印

2 函館

①KT留吉(殺人未遂被告事件昭和4年3月15日判決)

判決

本籍 秋田県□□郡□□村字□□谷□□番地

住居 函館市□□町□□番地MK柴三郎方

漁夫

KT 留吉

明治三十九年十月□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主 文

被告人K T留吉ヲ懲役八月ニ処ス  
未決勾留日数參拾日ヲ本刑ニ算入ス  
押収ノ真切尅挺ハ之ヲ没収ス  
証人ニ給与シタル訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人K T留吉ハ昭和三年二月中函館市□□町飲食店T Y N屋事H Z久作方ノ酌婦T Hキヨシト夫婦約束ヲ為シ爾來同人ニ対シ數回ニ約金參百余円ヲ与へ同年十二月八日漁場ヨリ函館市ニ歸來シキヨシト同市□町A Dちよ方ニ於テ寢食ヲ共ニシタル処キヨシカ屢々外泊シタルヨリ被告人K T留吉ハキヨシカ同市□□町□番地T M榮方ニ間借セル情夫S K富衛ノ許ニ外泊セルモノト思惟シ痛ク其ノ變心ヲ恨ミ同月十四日午後五時頃前記T M方ニ到リ折柄同家流元ニ在リタルキヨシニ対シ言ヲ掛ケタル処同人カ五月蠅イト言ヒナカラ肱ヲ以テ強ク被告人ノ胸部ヲ突キタルヨリ被告人ハ激怒シ直チニ携へ居タル自己所有ノ真切ヲ以テキヨシノ右頬ヲ突キ刺シ因テ同部ヲ貫通シ舌右側縁部ニ至ル治療約三週間ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルモノナリ

右被告人ノ行為ハ刑法第二百四条ニ該當ス懲役刑ヲ選択シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数參拾日ヲ本刑ニ算入スヘク押収ノ真切ハ犯罪ノ用ニ供シタル被告人所有ノ物件ナルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収スヘク証人ニ給与シタル訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ノ負担ト為スヘキモノナリ  
仍テ主文ノ如ク判決ス

検事藤岡大英関与ス

昭和四年三月十五日

函館地方裁判所刑事部

裁判長判事 井上鍊太郎 印

判事 鈴木 為吉 印

判事 松野孝太郎 印

② I T勝三郎 (殺人未遂被告事件昭和7年5月15日判決)

判 決

本籍 函館市□□町□百□□番地

住居 同市□□町□□□番地

日雇

I T勝三郎

明治二十八年五月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事中島美樹関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文



被告人ヲ懲役壹年ニ処ス

但シ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中証人ニ給与シタル分ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ數年前ADマサト内縁ノ夫婦トナリ同棲中ニ女ヲ挙ケタルカ昭和六年十二月中旬マサカ鰯場稼中其漁夫ノ着衣ヲ自宅ニ於テ洗濯シ或ハ錢湯行ニ長時間ヲ要シタル事實等ニ鑑ミテ同人ニ情夫アリト信シ嫉妬憤激ノ余リ同月二十日右マサト争論シ遂ニ同人ヲ離別シタルモ尚未練アリタルトコロ同月二十四日午後六時頃同居ノ大工某ヨリ右マサカ函館市□□町□番地AGY好五郎方ニ止宿セル由ヲ聞知スルニ及ヒ這ハ必定マサカ情夫ト媾曳シ居ルモノト邪推シテ悶々ノ情ニ堪エス同夜八時頃右好五郎方ニ至リ同家奥六疊ノ間ニ立入り右マサト併ヒ其隣床ニ就寝中ノ好五郎ノ内縁ノ妻KGユミ(当時二十四歳)ヲマサカ情夫ト誤認シ「此野郎」ト叫ヒナカラ即時所携ノ鯖裂庖丁ヲ以テ右ユミ目魁ケテ突刺シ因テ同人ノ頤部其他鎖骨上部等三箇所ニ全治約二週間ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルモノナリ法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用中証人ニ給与シタル分ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス仍テ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和七年五月二十五日

函館地方裁判所刑事部

裁判長判事 増田 喜一 印  
判事 猪瀬 一郎 印  
判事 大崎孝之榮 印

③〇〇國治郎・AB勝治(通貨偽造被告事件昭和8年3月4日判決)

判決

本籍 函館市□□町□□番地

住居 同市□□町□□番地

印刷業 ○〇國治郎

明治二十九年一月□日生

本籍 函館市□□町□□番地

住居 同市□□町□□番地

印刷工 AB 勝治

明治三十四年七月□□日生

右被告人兩名ニ対スル通貨偽造被告事件ニ付当裁判所ハ検事中島美樹関与ノ上陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人〇〇國治郎ヲ懲役貳年六月被告人AB勝治

ヲ懲役貳年ニ各処ス

押収物件中偽造拾円紙幣二百二十七枚(証第一号)

原紙一枚（証第二号）石版二個（証第三号）突針二本（証第五号）齒毛筆一本（証第六号）硝酸ゴム一瓶（証第七号）ベニガラ一包（証第八号）ラヂン一包（証第九号）紫インキ一包（証第一〇号）茶インキ一包（証第一一号）赤インキ一包（証第一二号）草インキ一包（証第一三号）墨インキ一包（証第一四号）トキズミ一包（証第一五号）コロム紙一枚（証第一六号）ゼラチン紙一枚（証第一七号）ローラー一本（証第一八号）ハンド印刷機一台（証第一九号）ハ之ヲ没収ス  
訴訟費用中証人ニ給与シタル分ハ被告人兩名ノ連帶負担トス

#### 理由

被告人兩名ハ共同シテ昭和六年十一月初旬函館市□□町□□番地ニ於テS G美術社ナル名義ノ下ニ石版印刷業ヲ開業シタルトコロ右開業当初ヨリ手違ヒヲ生シタル為營業成績予期ニ反シ經營日ヲ追フテ困難トナリ負債ノ支払ニ窮スルニ至リタル結果之カ打開策トシテ被告人兩名ハ行使ノ目的ヲ以テ昭和七年七月二十日頃ヨリ同年九月二日迄ノ間ニ前記S G美術社内ニ於テ石版ゼラチン突針ベニカラ各種インキ模造紙等ヲ使用シ石版印刷ノ方法ニ依リ日本銀行発行ニ係ル拾円兌換券二百二十七枚ヲ偽造シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人兩名ノ判示所為ハ孰レモ刑法第四百四十八條第一項第六十條ニ該當スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ各選択シ其所定刑期範圍内ニ於テ夫々処断スヘキトコロ犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六條第七十一條第六十八條ニ依リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人〇〇國治郎ヲ懲役貳年六月被告人A B勝治ヲ懲役貳年ニ各処シ押収ニ係ル偽造拾円紙幣二百二十七枚（証第一号）ハ本件犯罪行為ヨリ生シタル物ニシテ又右押収物件ヲ除ク主文第二項掲記ノ各押収物件ハ孰レモ被告人兩名カ本件犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物ニシテ右ハ孰レモ被告人兩名以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九條第一項第二号第三号第二項ニ依リ之ヲ没収スヘク訴訟費用中証人ニ給与シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項第二百三十八條ヲ適用シ被告人兩名ノ連帶負担タルヘキモノトス  
仍テ陪審法第九十七條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和八年三月四日

函館地方裁判所刑事部

裁判長判事 増田 喜一 印

判事 渡邊 泰敏 印

判事 松本 勝夫 印

③〇〇國治郎・A B勝治（通貨偽造上告事件昭和8年6月21日判決）

#### 判決書

本籍 函館市□□町□□番地

住居 同市□□町□番地

印刷業

〇〇國治郎

明治二十九年一月〇日生

本籍 同市〇町〇〇番地

住居 同市〇町〇〇番地

印刷工

A B 勝治

明治三十四年七月〇〇日生

右通貨偽造被告事件ニ付昭和八年三月四日函館地方裁判所カ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ各被告原審弁護士赤井力也ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ孰レモ之ヲ棄却ス

理由

各被告人弁護士川端正夫上告趣意書原判決ハ法令ニ違反シタルモノニシテ破毀ノ理由アリ判決ニハ凡テ犯罪事實ノ認定ニ付各具体的ノ証拠ニ基キタル理由ヲ附セサルヘカラス刑事訴訟法第四百十條第一項第一九号ハ之ヲ命シタル法意ナリ陪審法ニ基キタル判決ニ於テモ之ヲ除外セラルルモノニアラス陪審ニ於ケル「有罪ノ答申」ハ有罪ト断定シ得ル有力ナル理由資料タルニスキス陪審法第九十七條ニヨリ「陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ヲ為シタリ」トノ記載ハ未タ以テ犯罪事實ノ認定ニ理由ヲ附シタルモノト云フヘカラス即判決ニハ個々ノ証拠ニ基キ有罪ト断定シタル理由ヲ記載スルコトヲ要スヘク亦仮令之ヲ為サストモ少クト

モ陪審ノ答申ニシテ有罪ナルヲ以テ裁判所モ之ヲ有罪ト断定スルノ外ナシ」トノ裁判所自体ノ認定理由ヲ記載セサルヘカラス原判決ニハ右ノ理由ノ記載ヲ欠クヲ以テ違法ナリト云フニ在レトモ陪審法ハ刑事訴訟法ニ対シテ特別法タル關係ニ在ルモノニシテ陪審法第九十七條ハ第一項ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ノ言渡ヲ為スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヘキコトヲ規定シ第二項ニ於テ有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事實及法律ノ適用ヲ示スヘキコトヲノミ規定スルニ止リ刑事訴訟法第三百六十條ニ於ケルカ如ク証拠ニ依リ罪ト為ルヘキ事實ヲ認メタルノ理由ヲ説明スルコトヲ要求セス然ラハ原判決カ判示通貨偽造ノ事實ヲ認定スルニ付其ノ之ヲ認メタル証拠理由ヲ挙示セサリシハ固ヨリ当然ニシテ毫モ所論ノ如キ理由不備ノ違法アルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事柴碩文関与

昭和八年六月二十一日

大審院第三刑事部

裁判長判事 菰渕 清雄

判事 横村米太郎

判事 草野豹一郎

判事 岸 達也

判事 日下部義夫

右謄本也

昭和八年六月二十一日

③〇〇國治郎・A B勝治（通貨偽造被告事件昭和8年6月21日判決・「大審院刑事判例集」第12卷第10号

●通貨偽造被告事件（昭和八年（れ）第五二三号同年六月二十一日第三刑事部判決 棄却）

【上告人】原審被告 弁護人 赤井力也

【被告人】〇〇國治郎外一名 弁護人 川端正夫・鈴木義男・赤井力也・二關敏

【第一審】函館地方裁判所

○判示事項

陪審事件ニ於ケル有罪判決ト証拠理由

○判決要旨

陪審ノ答申ヲ採択シテ有罪ノ言渡ヲ為スニハ証拠ニ依リ罪ト為ルヘキ事實ヲ認メタル理由ヲ説明スヘキモノニ非ス

〔参照〕陪審法第九十七条 陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ノ言渡ヲ為スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヘシ

有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事實及法令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル事実上ノ主張アリタルトキハ之ニ対スル判断ヲ示スヘシ

無罪ノ言渡ヲ為スニハ犯罪構成事實ヲ認メサルコト又ハ被告事件罪ノ為ラサルコトヲ示スヘシ

○事實

第二審ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ判決ヲ為ス旨ヲ示シテ左記ノ如ク事實ヲ認定シ刑法第四百八条第六十条第六十六条第七十一条第六十八条ヲ適用シテ被告人國治郎ヲ懲役二年六月被告人勝治ヲ懲役二年ニ処シタリ

被告人兩名ハ共同シテ昭和六年十一月初旬函館市□□町□□番地ニ於テS G美術社ナル名義ノ下ニ石版印刷業ヲ開業シタルトコロ右開業成績予期ニ反シ経営日ヲ追フテ困難トナリ負債ノ支払ニ窮スルニ至リタル結果之カ打開策トシテ被告人兩名ハ行使ノ目的ヲ以テ昭和七年七月二十日頃ヨリ同年九月二日迄ノ間ニ前記S G美術社内ニ於テ石版ゼラチン突針ベニガラ各種インキ模造紙等ヲ使用シ石版印刷ノ方法ニ依リ日本銀行発行ニ係ル拾円兌換券二百二十七枚ヲ偽造シタルモノナリ

原判決ハ罪ト為ルヘキ事實及法令ノ適用ヲノミ示シ証拠ニ依リ罪ト為ルヘキ事實ヲ認メタル理由ヲ示サス

○主 文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

○理 由

各被告人弁護人川端正夫上告趣意書原判決ハ法令ニ違反シタルモノニシテ破毀ノ理由アリ判決ニハ凡テ犯罪事實ノ認定ニ付各具体的ノ証拠ニ基キタル理由ヲ附セサルヘカラス刑事訴訟法第四百十条第一項第十九号ハ之ヲ命シタル法意ナリ陪審法ニ基キタル判決ニ於テモ之ヲ除外セラルルモノニアラス陪審ニ於ケル「有罪ノ答申」ハ有罪ト断定シ得ル有力ナル理由資料タルニスキス陪審法第九十七条ニヨリ「陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ヲ為シタリ」トノ記載ハ未タ以テ犯罪事實ノ認定ニ理由ヲ附シタルモノト云フヘカラス即判決ニハ箇々

ノ証拠ニ基キ有罪ト断定シタル理由ヲ記載スルコトヲ要スヘク亦仮命之ヲ為サストモ少クトモ「陪審ノ答申ニシテ有罪ナルヲ以テ裁判所モ之ヲ有罪ト断定スルノ外ナシ」トノ裁判所自体ノ認定理由ヲ記載セサルヘカラス原判決ニハ右ノ理由ノ記載ヲ欠クヲ以テ違法ナリト云フニ在レトモ

【要旨】陪審法ハ刑事訴訟法ニ対シテ特別法タル關係ニ在ルモノニシテ陪審法第九十七条ハ第一項ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ノ言渡ヲ為スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヘキコトヲ規定シ第二項ニ於テ有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事実及法律ノ適用ヲ示スヘキコトヲノミ規定スルニ止リ刑事訴訟法第三百六十条ニ於ケルカ如ク証拠ニ依リ罪ト為ルヘキ事実ヲ認メタルノ理由ヲ説明スルコトヲ要求セス然ラハ原判決カ判示通貨偽造ノ事実ヲ認定スルニ付其ノ之ヲ認メタル証拠理由ヲ挙示セザリシハ固ヨリ当然ニシテ毫モ所論ノ如キ理由不備ノ違法アルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ（其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス）

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス  
検事柴硯文関与

③〇〇國治郎・A B勝治（通貨偽造被告事件昭和8年6月21日判決）、「法律新聞」昭和8年10月15日

●陪審法第九十七条ト刑事訴訟法第三百六十条

●昭和八年(レ)第五二三号

判決

本籍 函館市□□町□□番地

住居 同市□□町□番地、印刷業

〇〇國治郎

明治二十九年一月□日生

外一名

右通貨偽造被告事件ニ付昭和八年三月四日函館地方裁判所カ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ各被告原審弁護人赤井力也ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

【主文】本件上告ハ敦レモ之ヲ棄却ス

【理由】各被告人弁護人川端正夫上告趣意書原判決ハ法令ニ違反シタルモノニシテ破壊ノ理由アリ判決ニハ凡テ犯罪事実ノ認定ニ付各具体的ノ証拠ニ基キタル理由ヲ附セサルヘカラス刑事訴訟法第四百十条第一項第十九号ハ之ヲ命シタル法意ナリ陪審法ニ基キタル判決ニ於テモ之ヲ除外セラルルモノニアラス陪審ニ於ケル「有罪ノ答申」ハ有罪ト断定シ得ル有力ナル理由資料タルニスキス陪審法第九十七条ニヨリ「陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ヲ為シタリ」トノ記載ハ未タ以テ犯罪事実ノ認定ニ理由ヲ附シタルモノト云フヘカラス即判決ニハ個々ノ証拠ニ基キ有罪ト断定シタル理由ヲ記載スルコトヲ要スヘク亦仮令之ヲ為サストモ「少クトモ陪審ノ答申ニシテ有罪ナルヲ以テ裁判所モ之ヲ有罪ト断定スルノ外ナシ」トノ裁判所自体ノ認定理由ヲ記載セサルヘカラス

原判決ニハ右ノ理由ノ記載ヲ欠クヲ以テ違法ナリト云フニ在レトモ

【判決理由】陪審法ハ刑事訴訟法ニ対シテ特別法タル關係ニ在ルモノニシテ陪審法第九十七条ハ第一項ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ノ言渡ヲ為スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付

シテ事実ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヘキコトヲ規定シ第二項ニ於テ有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事実及法律ノ適用ヲ示スヘキコトヲノミ規定スルニ止リ刑事訴訟法第三百六十条ニ於ケルカ如ク証拠ニ依リ罪ト為ルヘキ事実ヲ認メタルノ理由ヲ説明スルコトヲ要求セス然ラハ原判決カ判示通貨偽造ノ事実ヲ認定スルニ付其ノ之ヲ認メタル証拠理由ヲ挙示セザリシハ固ヨリ当然ニシテ毫モ所論ノ如キ理由不備ノ違法アルモノト謂フヘカラス論旨理由ナシ、右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事柴碩文関与

昭和八年六月二十一日

大審院第三刑事部

裁判長判事 菰淵 清雄

判事 横村米太郎

判事 草野豹一郎

判事 岸 達也

判事 日下部義夫

3 旭川

①KM金作（殺人未遂被告事件昭和3年11月24日判決）

判決

本籍 青森県中津軽郡□□村字□□幡□□番地

住居 北海道札文郡□□村大字□□村□□□□KB與太郎方

解夫

TH初太郎事

KM 金作

明治三十二年十月□□□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事松野嘉七関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八月ニ処ス

証人KS孝ニ支給シタル旅費日当ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人KM金作ハ昭和三年九月十六日午後六時頃札文郡□□村□□□□KB與太郎方ニ於テ同僚外数名ト飲酒ノ後些細ノ事ヨリ口論ノ末KS孝ニ数回殴打セラレタルヲ憤リ有合セタル鉞（証第一号）ヲ以テ斬付ケ同人ノ前頭部ニ治療日数約四週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタルモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ評議ニ附シ其ノ答申ニ依リ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ右所為ハ刑法第二百四条ニ該当スル処懲役刑ヲ選択シ所定期限範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八月ニ処スヘク訴訟費用中証人ニ関スル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月二十四日

旭川地方裁判所刑事部

裁判長判事 綿貫 清隆 印  
判事 内藤 丈夫 印  
判事 濱 守龍 印

② Y M 米作 (殺人未遂被告事件昭和4年4月22日判決)

判決

本籍 和歌山県海草郡□町村□百□□番地  
住居 不定

土工夫

Y M 米作

明治三十年五月□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事石川近之進関与ノ上審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役貳年ニ処ス

陪審費用ヲ除ク訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ土工夫ナル処昭和三年十一月十三日夜北海道川上郡□□村N J遊郭貸座敷業H F M樓事Y G達次郎方ニ登樓シ娼妓久榮事T Bキクエ(当時二十年)ヲ敵娼トシテ遊興シタルカ翌十四日午前七時頃自己ノ境遇ヲ憐ミ右久榮ヲ死出ノ道連レトシ自殺セムト企テ被告

人カ締メ居リタル兵児帯ヲ睡眠中ノ久榮ノ頸ニ捲キ付ケテ引締メ以テ同女ノ頸部ニ全治迄約十日間ヲ要スル傷害ヲ負ハシメタルモ未タ死ニ至ラサル内被告人ハ自己ノ意思ニ因リ其ノ犯行ヲ中止シタルモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ右行為ハ刑法第二百三条第百九十九条ニ該当スルヲ以テ其有期懲役刑ヲ選択シ同法第四十三条但書第六十八条第三号ニ依リ法律上ノ減輕ヲ為シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処スヘク陪審費用ヲ除ク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

依テ主文ノ如ク判決シタリ

昭和四年四月二十二日

旭川地方裁判所刑事部

裁判長判事 綿貫 清隆 印  
判事 内藤 丈夫 印  
判事 中兼 謙吉 印

③ F S 喜作 (強盜傷人被告事件昭和4年12月16日判決)

判決

本籍 北海道上川郡□□村□線□□号  
住居 同所

農業

右ノ者ニ対スル強盜傷人被告事件ニ付検事田部頭穂関与判決ヲ為スコト左ノ如シ

## 主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

陪審費用ヲ除キ其余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

## 理 由

被告人ハ予テ花柳病ニ罹リ其治療費ニ窮シ居リシトコロ昭和四年九月十五日居村□文□  
□線□□号MB勝次郎カ米ノ売却代金ヲ所持シ居ルヲ知リ之カ窃取ノ目的ヲ以テ同日午後  
十一時頃表入口ヨリ同人方ニ侵入シ金員ノ所在ヲ搜索シタルモ未タ其目的ヲ遂ケサリシ内  
翌十六日午前二時頃用便ノ為メ起キ出テタル勝次郎ヨリ同家板土間ニ於テ逮捕セラレント  
スルヤ之ヲ免ルル為メ手薦（証第二号）ヲ以テ勝次郎ヲ殴打シ因テ同人ノ左腕関節其他ニ  
治療約二週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中住居侵入ノ点ハ刑法第三百十条前段ニ窃盜逮捕ヲ免レ  
ントシテ傷害シタル点ハ同法第二百三十八条前段ニ各該当スルトコロ右各所  
為ノ間ニハ互ニ手段結果ノ關係アルヲ以テ同法第五十四条第一項後段第十条ニ依リ重キ同  
法第二百四十条前段ノ刑ニ從ヒ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ処断スヘキトコロ情状憫諒  
スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第六十八条ニ依リ酌量減輕シ其刑期範圍内ニ於テ被  
告人ヲ懲役五年ニ処スヘキモノトシ陪審費用ヲ除キ其余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三

十七条第一項ニ則リ全部被告人ノ負担タルヘキモノトス

昭和四年十二月十六日

旭川地方裁判所刑事部

裁判長判事 綿貫 清隆 印

判事 柿本 知己 印

判事 重友 芳夫 印

## 4 釧路

②YD勇（放火被告事件昭和4年7月11日判決）

昭和四年公第四号

## 判 決

本籍 中川郡□□村大字□□字□□番外地

住居 釧路市□□□百□番地

菓子製造卸業

YD 勇

明治参拾六年壹月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事三島恒三郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判  
断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決ヲ為スコト左ノ如シ

## 主 文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス



未決勾留日数中壹百貳拾日ヲ右本刑ニ算入ス  
陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年一月頃ヨリ肩書住居ニ於テ鈴蘭豆ノ製造販売業ヲ営ミ漸ク其生計ヲ保持スルノ状態ニ在リタルモノナルカ同年四月頃実兄清司カ病氣ノタメ北海道帝国大学附属病院ニ入院シ之カ費用ヲ補給セサルヘカラサルニ至リ自然其營業資金ニモ窮乏ヲ来タシタル為メ同年七月頃Ｙ〇由藏ヲ介シテ釧路市□□□ＳＴ清松ヨリ実兄清司所有ニ係ル中川郡□□村大字□□字□□市街地大通□□丁目□番地所在宅地八十四坪及地上家屋壹棟ヲ担保トシテ金參百円ヲ返済期日ハ同年九月三十日ト定メテ借受ケタルカ其抵当權設定登記ヲ為スニ先立チ更ニ同年九月十五日同市□□町ＭＤ力太郎ヨリ右宅地並ニ家屋ヲ売渡担保トシテ參百円相当額限度ノ砂糖及麥粉ノ供給ヲ受クルコトヲ約シ同年十月二十三日其名義書換ヲ了シタリ然ルニＳＴ清松ニ対スル債務ハ期限経過ノ結果同人ヨリ敵シキ督促ヲ受ケ其金策不如意ノ為メ焦燥シ居リタル処越ヘテ同年十一月二十八日清松ハＹ〇由藏ヲ通シテ十二月三日迄ニ前記抵当權設定登記ヲ為スヘク要求シ尙由藏ヨリ若シ右抵当物件カ他ニ担保トシテ提供シアル如キアラハ清松ニ於テ告訴スルニ至ルヘキ旨警告シタルヨリ被告人ハ右登記請求ニ応スルノ止ムナキニ至リタルモ他ニ金策ノ見込ナク困憊苦惱シタル末遂ニ右家屋並ニ家財道具ニ火災保險ヲ附シ之ヲ燒燬シテ保險金ヲ領収シ以テ右清松等ノ債務ヲ弁済シ剩余アラハ清松ノ療養費ニ充テムコトヲ企圖シ翌二十九日午前十一時三十分頃右家屋及其家財道具ニ付ＮＨ動産火災保險株式会社釧路代理店ＴＩ清二郎ト保險金壹千円ノ保險契約ヲ締結シ即時第一回保險料金七円ヲ払込ミタル上同人ヨリ其仮領収証ヲ受取り同日午後零時五

十八分釧路駅發列車ニ乗シ止若駅ニ下車シ同駅附近雜貨商〇Ｂ虎平方ヨリ西洋蠟燭四本ヲ買求メ徒歩ニテ午後十時頃右家屋所在ノ茂岩市街ニ到リ同所料理店ＨＤサダ方ニ於テ遊興就寝シタル後翌三十日午前三時三十分頃窃カニ同家ヲ起出テ前記清司所有家屋ニ到リ前記止若ニテ購求シタル蠟燭ノ一本ニ自宅ヨリ携帯シタル燐寸ヲ以テ点火シ之ヲ該家屋ノ左方空室ノ表入口ノ板戸ニ接シ積ミアリタル藁束ニ挿立テ放火シ因テ當時ＫＩ秀次カ其一室ヲ借受ケ現在スル同家屋（間口五間奥行二間半葎葺平家）壹棟ヲ燒燬シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示行為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ処断スヘキトコロ所犯情憫諒スヘキモノト認メ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ依リ減輕シタル範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処シ未決勾留日数中本刑算入ニ付同法第二十一条ノ規定ニ從ヒ訴訟費用ノ負担ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月十一日

釧路地方裁判所刑事部

裁判長判事 渡邊常太郎 印

判事 井上 敏夫 印

判事 三村 一惠 印

③KH彦三郎（殺人未遂被告事件昭和4年11月25日判決）

昭和四年公第一八号

判決

本籍 北海道河西郡□□町大字西□条□丁目□□番地  
住居 岐阜県大垣市□町

無職

KH彦三郎

慶応二年七月□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事遠山茂関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役老年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其余ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハHT逸郎カ其内縁ノ妻ニシテ被告人ノ長女タルKY千代ニ対シ暴行ヲ加フルコトアリ又HT逸郎ハ被告人ノ所有建物ノ売買周旋ヲ為シナカラ其代金取立意ノ如クナラサルアルヲ憤慨シ居ル際偶々昭和四年九月七日午前一時半頃河西郡□□町字西□条□丁目□番地HT逸郎方ニ於テ小用ノ為メ戸外便所ニ赴キ其通路ニ於テ「タタキ」ト称スル鉄槌状ノ石工道具ノ手ニ触レタルヨリ更ニ憤情怒ヲ誘発シ之ヲ寝所ニ持チ帰り同室ニ寝臥中ノ逸郎ノ前額部ヲ殴打シ頭蓋骨ノ一部ヲ粉碎シ傷害ヲ加ヘタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ所定刑中懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役老年ニ処スヘク訴訟費用ノ負担ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十一月二十五日

釧路地方裁判所刑事部

裁判長判事 井上 敏夫 印

判事 三村 一惠 印

判事 内田 實 印

⑤ YU梅治 (放火被告事件昭和8年1月28日判決)

昭和七年公第二六号

判決

本籍 岩手県気仙郡□□村字□□平□□番地

住居 北海道河西郡□□村字□□南□線□□番地TG丑松方

元刑務所看守

YU 梅治

明治三十一年六月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事田口環関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

但シ未決勾留日数中壹百日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ニ係ル燐寸一箇(証第一号)ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除キ其ノ他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ北海道河西郡□□町番外地所在帯広刑務支所ニ看守トシテ在職中予テヨリ同支所勤務看守部長ⅠⅠ澄ハ兎角偏頗ノ行為多ク殊ニ被告人ニ対シテハ常ニ排斥的態度ニ出ツルモノナリト思惟シ含ムトコロアリタルカ昭和七年六月初頃被告人ハ時間外勤務手当金ノアル外役勤務ヨリ其ノ手当金ナキ見張勤務ニ配置替ヲサレタルヨリ之亦ⅠⅠ澄ノ指金ニ因ルモノナリトシテ同人ニ対スル反感ノ念ヲ増スニ至リタルトコロ偶々同月十二日午前二時ヨリ右刑務支所構内巡警中ⅠⅠ澄ニ対スル憎悪ノ念極度ニ昂マリ寧ろ人ノ現住セル同支所ノ建物ヲ焼燬シテ同夜ノ宿直監督者タル同人ヲシテ其ノ責任上免官ノ止ムナキニ至ラシメテ其ノ鬱憤ヲ霽サンコトヲ決意シ同日午前二時八分頃同建物ノ一部タル第二懲役場ニ入り第二十四号房在中ノ古綿ニ所携ノ燐寸(証第一号)ヲ以テ放火シ因テ右建物ヲ焼燬シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ同條所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定期限範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八年ニ処断シ刑法第二十一條ニ則リ未決勾留日數中百日ヲ右本刑ニ算入スヘク押収ニ係ル燐寸一箇(証第一号)ハ本件犯罪ノ用ニ供シタルモノニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九條第一項第二号第二項ニ依リテ之ヲ没収スヘク陪審費用ヲ除キタル其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ヲ適用シ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年壹月貳拾八日

釧路地方裁判所刑事部

裁判長判事 田沼 金造 印

判事 藤山 藤作 印

判事 中林 利一 印

⑥KM次信(殺人傷害被告事件昭和15年5月31日判決)

昭和十四年(陪)第一号

判決

本籍 北海道雨龍郡□□村字□田□□番地ノ□百□□□

住居 同道紋別郡□□町字□□市街

鍼力職

KM 次信

明治三十七年十一月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人傷害被告事件ニ付当裁判所ハ検事米丸歳郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

但シ本判决確定ノ日ヨリ三年間刑ノ執行ヲ猶予ス

押収ニ係ル竹槍一挺(証第五号)ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用全部及陪審費用

ノ三分ノ一ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ其ノ肩書居宅ニ於テ妻女イサ(当三十年)及十一歳ヲ頭ニ四人ノ子女ヲ擁シ鍼力職ヲ営ミ辛ウシテ其ノ生計ヲ立テ居タル者ナルトコロ右イサカ昭和十四年春頃ヨリ北海道常呂郡□□村字□□ND吉五郎(当時五十九年)ノ為誘惑セラレ同人トノ間ニ情交關係ヲ結フニ至リタル為兎角家庭ニ風波絶ヘサリシカイサハ同年八月二十日頃更ニ吉五郎ノ誘引ニ依リ家出シ其ノ隱家ニ潛ミ家庭トノ消息ヲ絶チシカハ被告人ハ数多ノ幼児ヲ抱ヘ途方ニ暮レ只管イサノ行方ヲ捜シタル後其ノ所在ヲ確カメン為同年九月二十四日午後一時頃前示吉五郎方ニ赴キ吉五郎ノ非行ヲ難詰セシトコロ却ツテ同人ヨリ罵詈暴行ヲ加ヘラレ全然要領ヲ得サル俣帰宅スルノ已ムナキニ立至リタルモ子女ノ行末等ヲ考ヘ到底其俣放置スルニ忍ヒス再度イサノ存否ヲ確メン為同月二十五日午後四時半頃自宅ヨリ鉞(証第二〇号)ヲ携帶シ前日ノ暴行等ニ鑑ミ途上右□□村字中□□市街ニ於テ旗竿ヲ買求メ鉞ヲ使用シテ長サ約七尺ニ切斷シ其ノ先ヲ尖ラシ竹槍(証第五号)ヲ作り之ヲ携ヘ同日午後八時頃吉五郎方ニ到リ約三時間半ニ亘リ同家附近ニ佇立シ屋内ノ動靜ヲ窺ヒタルカ更ニイサノ存否ヲ確認セントシテ午後十一時半頃同家表入口ノ硝子戸ヲ押外シタル処屋内ヨリ吉五郎及其ノ子女等ニ妨ケラレ鬪争トナリタルカ其ノ際右玄關土間上リロノ間ストーブノ東側傍ニ立チ居タル吉五郎ノ腹部ヲ右竹槍ニテ突刺シ其ノ臍ノ斜左上方約十糎ノ箇所ニ長サ約四糎深サ腹腔内ニ達シ且小腸ノ一部ニ小指頭大ナル二個ノ破裂創ヲ伴フ瀕死ノ刺創ヲ与ヘ又其ノ折父ヲ庇ハントシテ右ストーブノ西側傍ニ出テ来リタル吉五郎ノ子NG君子(当二十年)ノ上口唇部及左側臀部ヲ竹槍ニテ突刺シ同部位ニ治療約四十日ヲ要スル傷害ヲ負ハシメタ

ルカ吉五郎ハ同年十月一日午後十時頃右同郡□□町北□□条西□□丁目□□番地KB病院ニ於テ前示創傷ヨリ腹膜炎ヲ併發ノ上死亡スルニ至リタルモノナリ

而シテ右傷害及傷害致死ノ所為ハ犯意繼續ニ係ルモノトス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中傷害ノ点ハ刑法第二百四条ニ傷害致死ノ点ハ同法第二百五条第一項ニ各該当スルトコロ右ハ連續犯ナルニ依リ同法第五十五条第十條ヲ適用シ重キ傷害致死ノ一罪ト為シ其ノ所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処シ情狀ニ依リ刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認メ同法第二十五条刑事訴訟法第三百五十八條第二項ニ則リ本判決確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク押収ニ係ル竹槍一挺(証第五号)ハ被告人カ判示各犯行ノ用ニ供シタル物ニシテ且犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ刑法第十九條第一項第二号第二項ニ從ヒ之ヲ没収シ訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項陪審法第六條第七條ニ則リ主文第四項掲記ノ如ク之ヲ負担セシムヘキモノトス

昭和十五年五月二十一日

釧路地方裁判所刑事部

裁判長判事 森岡 信二印

判事 濱邊 信義印

判事 中込 研尚印

六 新聞報道に見る陪審公判

## 1 司法省陪審宣伝並各地法況―「法律新報」による報道―

陪審法が、昭和三（一九二八）年一〇月から実施されるに当たり、法律新報社は、司法省による最後の陪審宣伝と行動を共にして、全国に特派員を派遣した。こゝでは、その特派員により報告された「司法省陪審宣伝講演並各地法況」の記録を収録した。

（注）広島控訴院管内および大阪控訴院管内においては、各地の新聞記事を検索して、陪審法施行に先立って行われた司法省による陪審法の実施に関する宣伝活動、陪審法の解説、陪審法廷の構造、陪審模擬裁判、昭和三年一〇月一日の司法記念日に天皇が大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸した状況、司法大臣、大審院長などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事、ならびに陪審法施行後の陪審法実施状況に関する報道なども収録していた。そして、「法律新報」に連載された「司法省陪審宣伝並各地法況」も紹介した。

ところが、東京控訴院管内においては、東京において展開された陪審法施行の準備から施行停止に至るまでの間の陪審法の実施状況や陪審法の改廃などに関する新聞記事は、その目録を収録するに止めた。これは、各地の準備状況については、膨大な新聞報道を検索・収集・電磁ファイル化する余裕が無かったからである。また、東京控訴院管内の「司法省陪審宣伝並各地法況」も、大量なで紹介できなかった。

なお、法律新報社は、長崎控訴院管内の「司法省陪審宣伝並各地法況」については、特派員を派遣しなかった。しかし、名古屋控訴院管内、宮城控訴院管内および札幌控訴院管内においては、「司法省陪審宣伝並各地法況」が、「法律新報」に連載されたので紹介することにした。

## ① 「法律新報」昭和3年7月5日

### 札幌控訴院管内

### 第二班 友次特派員

札幌控訴院管内に於ける陪審宣伝は、去月十八日函館を最初として、小樽、札幌、岩見沢、留萌、旭川、帯広、根室、釧路、網走、野付牛、稚内の順序で挙行せられ、本五日より八日まで樺太大泊、豊原、真岡を最後として挙行されることゝなつて居るが、之れで全国七控訴院管内全部に亘り一巡の宣伝を終了する次第である。

### △函館講演会概況

函館地方裁判所及検事局主催の陪審講演並に活動写真会は去月十八日午後七時より函館市西川町函館市民館に於て開催された。来会者は市中の陪審員候補者殆んど全部の外主として知識階級の人士多く婦人、学生等は殆んど皆無で正味約千名と註せられた。先づ函館区裁判所監督判事細谷朝次氏の開会の辞があつて後札幌控訴院判事杉浦忠雄氏の『陪審制度の精神』なる演題で左の如き講演があり、終りて映画に移り感興深く来会者に陪審の趣旨を徹底せしめ十時過ぎ散会した。

### △杉浦判事講演要旨

杉浦判事は劈頭に於て陪審の意義、陪審員の資格要件、陪審の組織、公判の手續、検事の被告事件陳述、証拠調、検事の論告、裁判長の説示等陪審に於ける手續を詳説し、陪審員の心得として陪審員の法律上定められたる心得の外、規定以外の注意事項として陪審員は常に公平無私ならざるべからざること、事件に対して予断を抱かぬこと、感情に走らぬこと、他人の意見に盲従すべからざること等を指摘して陪審員の注意を促がし、陪審法の内容の説明としては欧米各国の実況視察の結果を参考として述べ『欧米各国でも陪審の成績の良い所と、良くない所とあるが、成績の最も良い所は英国である。英国の陪審裁判が

何故良いかと云ふ原因に就て考へて見たのである。英国の陪審は判断が間違はない。陪審の判断が間違はないから裁判が正しい。裁判が常に正しきが故に国民の裁判に対する信頼が益々高くなる。何故斯く英国国民は裁判に対して絶対的の信頼と威厳とを認めて居るかと云ふと、私の見た所では英国の国民性が常識的であり、實際的であつて独逸の如く理論的でなく、又仏蘭西の如く感情的でない所に裁判の公正と、判断の適切が期待されるものと思ふ。例へば書籍を見ても英国の書物は独逸のやうに理論的ではなく實際的であることが判る。独逸のそれが飽くまで理論を以て事を解決しやうとするに反し、英国のそれは飽くまで實際方面から常識的に之を解決しやうとするのであるから、読んで見てつまらないと思つたものでも、後でそれが実際の役に立つと云ふのが英国の書物の特徴である。学校教育にしても欧州の諸国は概して学生にノートを使はしめて居るのに反して英国ではノートの如きは決して強要しない。主として個人教授として教師の室に学生を入れて親しく膝を交へて談笑の間に教へて行くと云ふのが英国の教育方法である。斯の如く常識的、實際的思想が裁判の上にも現はれて居ることが覗はれる。即ち英国人は大局に眼を注いで大局を達観する。又英国人は個性は強いが団体的の仕事をする場合には大局の利害、大きく云へば国家の利害に関しては個人の意見や権利をも抛棄して事を決するのである。之れは一面から見れば協調精神に富んで居るものとも見ることが出来る。故に英国に於ける団体行動は常に多数決で多く全員一致でなければならぬと称せられて居る位であるから例へば労働運動としても全員一致の行動を開始するから其所に非常に強味がある此点に於ても独逸辺りの理論倒れに終ることの多いのと英国国民性の異なる点を発見される。次に英国人は各個人に訓練のあることも国民性の特徴とせねばならぬ。英国には美人が多いと云ふことは

何人も知つて居る所であるが、何故英国に美人が多いかと云ふと美は天性が基礎を為すこととは云ふまでもないが、訓練に依つて美を益々増加し發揮することは争はれない事実である。即ち天性に加ふるに知育、徳育、体育が完全に加はつたならば美は益々其の真価を發揮することは固より当然である。英国人は個人教育に於て此点に最も注意するから美人が多いと云ふことは全く之れに原因して居るものと思ふ。英国では下宿屋のお神でも政治、宗教、経済、裁判等に対して堂々と意見を述べれば、また他の意見を徴すると云つた工合に個人的の訓練と同時に公衆に対する訓練が行き届いて居るから、苟も陪審員にでも選ばるゝものは斯の種の訓練が如何に行き届いて居るかは想像するまでもない所である、これが英国の陪審裁判が絶対的権威を有する一因であると思ふ。又英国の裁判の実況も参考とする必要がある。英国の法廷が森厳極まりなきことは一たびその実況を見たものが等しく直感する所である。英国人は法廷を称して『正義の殿堂』と云つて居るが、此の名は直に名実共に適つた名称である。英国の法廷が総て儀式的であるために森厳の度を増すことも争はれない所であるが、それよりも寧ろ国民精神が裁判に対する絶対服従の精神に訓練されて居ることが森厳の度を増す所以であらうと思はれる。私は偶々共産党事件の公判を傍聴して尠からず感心したことは、被告人の態度が何れも実に敬虔であつたことである。共産党の被告人は各国共に概して法廷に於ても狂暴な態度であるのが通例で、独逸でも同じ共産党事件を傍聴した所が一人の被告人に対して一人宛の取締を付けて警戒して居た。然るに英国の方は法廷では決して取締を付けて居ないのに被告人の態度は極めて静肅で敬虔の態度であることは実に裁判に対する国民精神の一端を表明したものであると思つたのである。斯の如く英国は裁判に対しては全国民が絶対的の信頼を払つて居ることが陪審の上

にも遺憾なく現はれて居るのである。英国の陪審裁判が世界の模範となることの理由は此の点に原因して居るものと思ふ。我国に於ても近く陪審制度が実施さるゝに当つては此の英国の美点を他山の石として参酌したいものである。即ち我国に於ては陪審をして意義あらしむべく完全なる運用を期するには国民が挙つて裁判の如何なるものなるかを自覚して実施前に準備し、実施後に大に研究しなければならぬ。完全なる陪審法の運用は懸つて陪審員の双肩にあるのである。

#### △小樽市の講演会

小樽市に於ける講演と活動写真会は小樽市役所、小樽警察署、小樽弁護士会、小樽区裁判所及検事局主宰の下に二十日午後七時から同市稲穂町中央座に於て開催された。当日は非常な豪雨であつたに拘らず入場者は定刻前千五百名を算せられ忽ちにして満員札止めとなつたが、場に溢れたものは会場の周囲に立ち尚約一町に亘り雨傘の行列の奇観を呈した。会場場の混雑を慮れて約一千の来会者は空しく引き返した。同市は市中の候補者百名中約七十名の来会者あり、殊に同地政友会の大御所寺田省婦氏を始め代議士山本厚三、森正則、の諸氏並に市会議員其の他の公職者も相当に來会して異常の緊張理に開催された。先づ主催者の一人として札幌弁護士会を代表して同会副会長板谷吉次郎氏は開会の辞として『我国に於て近年最も国民権利の拡張された者が二ある。其一は普選法であり其二は陪審法である』と国民の権利伸張と陪審法との関係を述べ、陪審の世界的沿革より我国陪審法の制定理由及び其沿革を詳説し『陪審は裁判の公正を期し、裁判をして国民全体の信頼を厚からしむる為めに設けられたる制度である。裁判に対して国民が信頼せぬときは其の国は遂に滅亡の外はない。裁判に対して国民が絶対的に心服する所に国民の幸福があり、国家の

繁栄が期待されるのである。今や我国に於ては陪審法が実施せられんとするに当り国民が裁判に關与する時期が到来したことは国民全体の幸福を將來するものである』と陪審員の職責の重大なることを述べ各講師の講演を紹介して降壇。(以下次号)

#### ② 「法律新報」昭和3年7月15日

司法省陪審宣伝並各地法況

札幌控訴院管内

第二班 友次特派員

#### △小樽講演概況(承前)

板谷弁護士会副会長開会の辞の後を承け札幌地方裁判所検事村上雄治氏は「陪審員の心得と証人の義務に就て」と題し別項の如く、次いで杉浦札幌控訴院部長は前日函館に於けると同様の講演を試み午後十一時映画を了へ散会した。

#### △村上検事講演要旨

昔京都の所司代板倉重宗は白州の縁先の障子を締め膝頭に茶臼を載せて之をひきながら訴を聴き争ひを判断したと伝へられて居る。障子を締めるのは争ふものゝ容貌を見るときは愛憎の念が起るからそれを防ぐ為めであり、茶臼をひくことは自分の心が平かであるか否かを試す為めであつた。それは要するに裁判を為すには私心を挟んでは公平の裁判が出来ないと云ふ所から斯くはしたもので我国では有名な話であるが、それと同時に裁判の公平を期することは今も昔も変わらないことを証するものである。外国では裁判と云ふ文字と正義と云ふ文字を同一に用ひて居り、我国でも裁判所のことを司直の府と云つて正義即ち

裁判なる観念は全國民の間に澎湃として漲つて居る。正義の念の強い国は益々榮へ、その弱い国は衰へると云ふことは争はれない事実である。故に國家の使命は正義であり、正義なき所に國家はない。即ち正義を維持し尊重し、伸張し、發揚するのが裁判である。泥棒を罰し、借金の返済を命ずることは等しく裁判であるが、それは形であつて其の實質は正義の擁護であり、その發揚である。國民が國家を組織して居る以上其の正義を維持尊重する裁判に國民が参与すると云ふことは國民の義務である。陪審裁判の根柢は實に此所に存するものである。故に陪審員の任務は極めて重大であると同時に陪審員の向背は實に國家の存亡に関するものである」と巧妙に陪審法の由来と、陪審員の使命に論及して陪審員は金力、権勢に屈せず感情に走らず至公至平の判断を下さなければならぬ旨を述べジャン、ジョーレス事件を引証して仏國陪審の採るに足らざるを痛罵し、証人の偽証の弊を矯正しなければならぬことを付加して聴衆に多大の感動を与へた。

#### △札幌市公演概況

札幌市に於ける講演会は六月二十一日午後七時から同市大通西一丁目札幌市公會堂に於て開かれた。同公會堂は最近建築されたもので明治大帝行幸の歴史を有する豊平館に隣りして外形宏壯を極め内部の構想亦善美を尽し市營公會堂としては全國有数のものと称せられて居る。収容人員も無理をすれば三千人以上を容れ得ると云はれて居るが此日恰かも梅雨霽れの快晴であり場所が市の中心地である為め定刻前に入場せるもの既に三千を超へ尚場に溢れて犇めき合ふ群衆實に数百名であつた。聴衆は知識階級も多く中には北海道庁巡查教習所の教員百余名が熱心に待ち構へて居たのは特に注目を引いた。聽て定刻を過ぐる十分、開会の辞を述べべく札幌弁護士會長村田不二三氏登壇

#### 村田弁護士開会の辞

同氏は我國陪審法制定の由来から説き起し「陪審法は其の制定の當時賛否相半ばして居たのであるが今日は賛否の論を為すべき時でなくして如何に之を運用すべきかの時期である。唯今日残されて居る問題は之れに対して國民が果して興味を以て司法に参加するや否やの問題である」と前提し「陪審法は一言にして云へば、裁判に民衆の力を加ふことである故に一面から見れば國民の權利の拡張であるが、併し我國の陪審法は諸外國のそれと異なり國民自ら裁判官と共に裁判をするのではない。唯犯罪事實の有無に付裁判官の問に答へて「然り」或は「然らず」と答へるのみであるから、謂はゞ消極的の權利に過ぎない。唯之れに依つて裁判官と民衆が接近し、互に親しみを持つに至ることは疑ふことは出来ない。私は此の点に於て陪審法に大なる期待を持つものである。由来我國民は裁判所を敬遠して、裁判所に入出することを一種の恥辱と心得て居るやうであるが之は大なる時代錯誤である」と裁判の民衆化を力説し、更に陪審法の内容に論及して「我陪審法は幾多の点に於て我が國情に適する点を發見するが、而かも又其の反面に於て欠点も見出される。例へば犯罪事實を自白したものは陪審に付せないと云ふが如きは其の最たるものである」として被告人の自白必ずしも信ずべからざる旨を説明し、自分の實際取扱つた事件の疑獄的自白事件を引証し、被告人の自白の危険なることを指摘して此点に関する改正意見を述べ、更に陪審と証人の關係証言義務の最も重大なる國民の義務たることを明にし「我國では兵役の義務、納税の義務を國民の二大義務として居るが、証言義務も之れに加へて三大義務として教科書中にも入るべきである」と述べ、陪審法の實施が國民の証言義務に好影響を与ふる所以を説き「此等のことは現在陪審員になつて居る人は所謂現役であり現在陪審員



でない人も予備であり、後備であり、国民軍であるからいつ何時自分の身に振り掛つて來るかも知らぬから一般国民が知悉する必要がある」と論結し各講師を紹介して降壇、次で札幌地方裁判所検事村上雄次氏は「陪審員の任務に就いて」と題し、前夜小樽市に於けると同趣旨の講演を為し、最後に札幌控訴院判事谷忠次氏は「陪審制度に就て」と題し別項の如く講演し、映画「屍は語らず」は例に依り大好評裡に十時半閉会した。

#### △谷判事講演要旨

谷判事は遣外法官として欧米陪審制度を視察して歸つた人であるが、外国の例よりも我国の陪審法は如何なる精神で、如何なる実質を有するかを説明することが急務であるから外国の見聞は他の機会に譲り本日は我国の陪審法に就て説明する」と前提し、我陪審法の内容に付て概説し「陪審員は直接裁判の衝に当るものではないが、併し裁判所は陪審員の答申に反して裁判することは出来ない。即ち陪審員の答申は裁判官を拘束するのであるから陪審員の権限は裁判官と同等であると謂はなければならぬ。陪審員の任務は斯の如く重大であるから其の判断は勿論適正でなければならぬ。我国の陪審法が果して立派に行はれるや否やは国民の双肩に掛つて居る最も重大なる懸案である。故に目下国民の代表者として選定されて居る陪審員諸君は同法実施の暁に於て克く国民の信任を繋ぎ得るやう万全を期せられたい」と陪審員に対する注意事項を詳説し更に「此事は陪審員であると否とに拘らず一般国民が充分に理解と興味とを以て後援せねばならぬ」と結びて演了す。

#### △其他各地講演概況

札幌地方裁判所管内岩見沢町では同二十二日午後七時から同町大正座に於て講演会を開き聴衆約二千人、札幌控訴院検事林靜氏の「陪審法の概要に就て」の講演あり、旭川地方

裁判所管内留萌町では同二十三日留萌小学校に於て同様の講演聴衆千五百人旭川市では二十四日国技館に於て開催聴衆約二千二百名の盛会。旭川弁護士会大塚守穂氏の開会の辞、林検事の講演あり同地は夏期に於ては連日の講演会あり市民の講演中毒の傾向あるも本講演は活動写真入りなると裁判に興味を持つ人士の多き土地丈けに開催前既に満員となり且陪審員候補者も近郷より態々來会する等主宰者側に於ては大に満足の意を表して居た。尚同裁判所管内稚内では本月三日同町大正座に於て開會、旭川弁護士村上政次郎氏の開会の辞、札幌控訴院判事谷忠次氏の講演会あり聴衆千五百人であつた。

#### △釧路管内講演概況

釧路地方裁判所管内帯広町では六月二十五日同町千代田館に於て開催、入場者千二百名、判事宮野照章氏の開会の辞、札幌控訴院判事遠藤正規氏の「陪審制度の大意」（別項）なる講演、根室町では同二十七日同町キネマ館に於て開催、入場者約千人判事田中義仁氏の開会の辞、遠藤判事の講演、釧路市では同二十八日釧路公会堂に於て開催、入場者千五百名、釧路地方裁判所部長井上敏夫氏の開会の辞、遠藤判事の講演、網走町では同三十日同町演芸館に於て開催、入場者千三百名、判事小林順雄氏の開会の辞、札幌控訴院判事谷忠次氏の講演、野付牛町では七月一日同町北見劇場に於て開催、入場者約一千人、網走区裁判所書記森倉政美氏の開会の辞、谷判事の講演あり、各地共陪審員候補者並同資格者其の他市又は町内外の有志等孰れも熱心に傾聴し予期以上の成績を挙げたことは洵に喜ばしいことである。

#### △遠藤判事講演要旨

同氏の講演要旨は、先づ陪審法制定に至れる理由及び同法実施以前に於て充分の準備を

整ふる必要ある旨を説き、次で同法の内容説明として、陪審の概念、陪審に附すべき事件、陪審員の資格、陪審組織、公判手続、裁判長の説示、問書、評議、答申に至るまで極めて平易に、且つ直裁簡明の説明し、一般国民に対する希望として「我国に於て陪審制度を採用した理由如何と云ふに之れは全く立憲政治の本旨を完くするの趣旨に出でたものである。立憲政治は民意に聞いて国政を行うを本義とするものであるから、政治の一部門たる司法に対しては、民意を聴き、之を裁判に加味するを以て其の趣旨に副ふ所以であるとして此の制度を採用するに至つたのである。斯くすれば従来と雖も裁判は合理合法にして且つ公正に行はれて居て国民も充分之を信頼し、関係者も之に心服して居たのであるが、更に一層其の裁判をして光輝あらしむる所以で之に依て国家の正義は正しく擁護せられ司法の威信を彌が上にも発揚せられることになるのである。之れが即ち此の制度の真髓であり、精神である。故に諸君は此の点に努力せられ、本制度の美果を收むることに尽されんことを希ふて止まない次第である」と述べたのである。

#### 各地法況

司法官は何故北海道を嫌ふか

札幌控訴院長 成田惟忠氏談

北海道は其面積からすれば四国、九州、台湾と新潟県を合した丈けの広さであるが、人口の密度は南方は別として北部北見、釧路天塩地方はまだ人跡未踏の地があると云はれて居る位であるから、北海道未知の人から想像すれば、今猶熊とアイヌとを連想するの外何物もないかも知れぬ。しかしその実際は人口は二百六十万、商工業の發達せること、文化

の進歩せることに於ては実に想像以外で、北海道を見て東京の延長であると云ふことは何人も直感する所である。札幌控訴院の管轄は尚此の外に樺太を加へて居るのであるから面積に於ては正に全国一である。管轄地方裁判所は札幌、函館、旭川、釧路の四裁判所であるが、その外に小樽の如きは人口十四万の大都會で優に地方裁判所の資格があるに拘らず今尚支部があるのみであり、室蘭市の如きもまだ区裁判所がある丈けで支部さへもなく其の他陸々として發展しつゝある奥地方面の農村都市の文化と相俟つて裁判所の新設若くは拡張を要すべきものは殆んど枚挙に遑がない。

私は立石前院長の後を承けて大正十四年八月此所に赴任して以来、徐ろに北海道の状勢を観察して見ると、その土地の肥沃なること、天然の資源の豊富なること、商工業の發達せること、文化の進歩せること等には実に驚異の眼を以て見て居るのである。こんな良い土地を一般司法官が何故希望しないのか、歴代の控訴院長、検事長が常に頭を悩ますのは北海道に於ける人事行政であつた。将来は知らず、過去に於ては北海道に來たがるものは極めて尠なかつた。來ても落着かない人も多かつた。之れは氣候風土の關係が然らしめたのは勿論であらうが、研究問題の尠なかつたことも固より将来ある司法官としては物足りないには相違なかつたであらうが、今日では札幌、函館、小樽の如きは何れも内地六大都市に並ぐ殷盛な都市であり従つて法律問題としても研究すべき問題は非常に多い。将来益々發展し従て法律問題も益々複雑ならんとするとき新進氣鋭の司法官諸君が暖地に安逸を貪るの氣風を捨て、将来ある新天地に活躍されんことを希望する。

#### 植民地氣風と犯罪

事件の趨勢から見れば北海道は先づ閑散の中に属するだらう。札幌控訴院管内で検事局の受付ける件数は恰度大阪の地方裁判所と区裁判所で受付けるものより少し尠く、一ヶ年二万九千件（大阪は三万件位）宮城控訴院の全管内と比較するときは此方の方が少し多い。事件の種類から見るときは、何処でも一番多いのは窃盗だが此方は詐欺が一番多い。詐欺は実に多く大抵一ヶ年六千七八百件もあるのに反して窃盗は四千五六百件しかない。何故こんなに詐欺が多いかと云ふと、北海道は今尚幾分植民地気風があるのと、今一つは場所に依つて違ふが労働者が多く、其の労働者が労銀の前借りをする詐欺が最も多いのである。漁場方面では漁夫、山の方面では土工或は其の他の農工業労働者、それ等が三人も五人もの雇主から雇傭契約を結んでは三十円とか五十円の前借金を詐取して逃げる。雇主の方では直ぐ訴へ出る。之れが詐欺の最も多い原因である。併し此等は全部起訴するには至らず大半は示談で解決するが、兎も角労働者が資本家を欺くと云ふことは北海道の労働者の悪弊として矯正しなければならぬ所である。

犯罪統計に依つて見ると人口十万人に付ての犯罪率は従来北海道が第一等であつたが、現在では樺太が第一等になつて居る。それは人が一箇所に永住すれば犯罪は自然減少するのが普通であるが、之れに反して人が常に移動する所には犯罪は増加するのが原則であつて、北海道は農村は何れも移住民で近隣の善みとか、友人関係とが極めて薄く、都会地でも此の傾向があるので普通ならば話合で済むことでも直ぐに警察とか検事局に持ち込むと云つたやうな人情の稀薄と云ふよりも、寧ろ意思の疎通を欠く場合が多いので新開地は何うしても事件が多いことは免れない。今一つの原因は内地から渡つて来る者に前科者が多

い。此の前科者は新開地へ新開地へと多く入り込むのでそれが為めに一時は北海道が全国第一位の犯罪率であつたのか今日では樺太に之れが移つたと云ふ結果を示して居るのである。思想方面から見れば、北海道は総ての文化が東北を抜きにして一足飛びに北海道に飛んで来ると同様に思想問題の如きも頗る急速に発展するやうである。今度の共産党事件の如きも固より根強いものではないが、兎も角東京、大阪に次ぐ六十四人と云ふ多数の起訴者を見たことは如何に此の方面の思想が一部の人士の間に瀰漫して居るかを窺ふに充分である。小作争議にしても内地のやうに祖先伝来の関係でないから、少しでも小作人側が有利の話の聞くと義理も人情もなく直ぐそれに賛成すると云ふのが一般の傾向であつたが、最も激しかつた旭川附近の小作争議も今日では小作人側の自覚に依つて漸次争議は退化して来た模様である。

此方に来てから最も困つて居ることは人事行政のことである。私が大阪に居た頃は大阪への転任希望者は殺到したのだが此方では其の正反対に向希望者が無い。そのみならず、来て呉れと頼んでも却々応じて呉れない。之れは畢竟北海道は寒いと云ふことゝ文化が進まないと云ふことが一般に北海道未知者の頭を支配して居る結果と思ふが、實際に来て見れば何人も予想外として喜ぶ所であることが未だ一般に知られない結果である、之れは実物を実験する以外に如何に宣伝しても今日の所無駄と思ふから、私は方針を一変して成るべく予備検事から来て貰つて相当年月の経つた所で一先づ内地に帰し、内地と北海道を比較して北海道が好いと思つた際は再び来て貰ふと云ふより致方がない。一度北海道へ来たものならば必ず再び北海道へ帰ることは恐らく十人が十人まで、あらうと私は確信

して居る。

民刑共に露領漁業関係のものが多い

函館地方裁判所長 井上鍔太郎氏談

函館地方裁判所の管轄は北海道としては面積は最も狭い所であるが、それでも人跡未踏の地も相当にあり村落の方では十四五里も出なければ汽車も船も便のない所は沢山ある。村落から村落まで四五里あり、其の村落に三人五人と陪審員が散在して居るのであるから、巡回講演をやるにしても相当骨が折れる。けれども一巡は済ました。唯今後斯ふ云ふ土地に居る人が陪審員に当つたとすれば何うかと云ふことを考へると、随分迷惑なことであらうと今から想像される。斯ふ云ふ交通不便の所に居るものに対しては事情の許す限りは呼出にも多少の手加減が必要だらうと思はれる。此の点は内地からは殆んど想像されない所かも知れない。

管内の人口は四十二万六千人であるが其の中には人口十七万を有する函館市があるので事件の大部分は此の市を中心として起つて居る。函館市は云ふまでもなく北海道の玄関で、海陸物産の集散地であり、露領漁業の策源地であるだけに民事にしても刑事にしても事件は頗る多い方である。殊に露領漁業に於ては函館の輸出入は年額四億円と称せられて居るのであるから、之れに関与した事件が多いのも当然である。即ち函館で著しく目に立つ事件としては漁漁資金の貸借、漁場に関するもの船舶運賃等に関するものである。近年は不景気の為め余り大きな事件は少いが、それでも二十万円、三十万円と云ふ漁業関係の事件はボツ／＼裁判所に現はれて来る。民事々件は近年漸減の歩調を辿つて居るが之れは弁護

士の話に依ると訴訟材料が無いのではなくして訴訟しても効果がないので抛棄して居るものが多いとのことである。之れが真相であらう。通常訴訟は大正十四年の新受が百八十三件、同十五年は百四十八件、昭和二年は百五十三件、現在繫属事件三百五十二件、刑事では地方裁判所事件は予審、控訴を通じて九十五件乃至百件位年々取扱つて居る。区裁判所事件の多いことは東北、北海道を通じて札幌が第一であるが函館はこれに次ぐ忙しい所である。北海道は一体刑事々件としては有名な監獄部屋と称する土工の虐待事件が多かつた所であるが、近年は漸次減少されたと云ひながら土木工事の益々盛なる結果、矢張り根絶の時期には至らない。函館管内として特殊の刑事々件は年々時期を定めて起る事件はカムチツカ出漁船が出漁中殺人とか傷害とかの事件を年々持ち帰ることである。之れは何分にも領域外の出来事ではあり、多くは時日をへて居るので審理は極めて面倒である。

人気は一帶に鷹揚

函館地方裁判所検事正 芥川兵吉氏談

思想方面から北海道全体を見るときは東京、大阪に次ぐ悪化地である。今回の共産党事件の如きもきそされたものは東京百五十余名、大阪八十余名、北海道全体では六十余名に達して居る。その中函館丈けでも十七名の起訴者がある。函館を中心として見るときは、管内では大地主がなく主として自作農であるのと漁民が多いので小作争議は皆無であるが、所謂労働争議に属するものとしては函館は大工場が比較的多く船渠会社、水電会社、鉄工所等の多数職工を使用する方面には夫々リーダーが連絡を取つて居て絶へず小問題を起すやうである。之を北海道全体に比較して見ると小樽は舛人夫が最も悪化して居り、札

幌は知識階級の学問的悪化が多く、旭川はリーダーに可なり学問のあるものが多く従つて根強く跋扈して居るやうである。函館は元来漁業の中心地であるから漁期になると約三万の漁夫が北海道の北部或は露領方面に出稼ぎするので犯罪の状況も時期に依つて異ふ。又露領方面に行くものは相当労働問題の宣伝を受けるやうであるが、その方は今日の所大した実害はないやうである。漁夫其の他の労働者の多い結果、犯罪としては傷害罪が非常に多い。普通犯罪率は全国から見て多い所であるが近頃は少し減つて居るやうである。当地として特に著しく内地と異つて居る犯罪は冬期間に最も多い。それは北海道は内地から見れば未だ金でも顛がつて居るやうに思つて無鉄砲に濡出で粟を掴むやうな考へで渡つて来る労働者の群が春から夏に掛けては相当仕事があるので贅沢をして暮すが冬になると仕事がなくするので内地へ帰るべく函館まで出て来るがそれから先きの旅費もなく、仕事もないので、冬になると函館市中は無職の徒がゴロゴロして居る。それが為めに小さな犯罪も其の頃になると激増して来るのが常である。此等は一寸他では想像されない現象だらうと思ふ。

今私の見て居る北海道の三大都市を比較して見ると、札幌は官吏と学生、小売商の都であり、小樽は商港として北海道中最も活気と将来の発展力を有して居る所であるが、函館は人口に於て、財力に於て他の二市に優つて居るが、併し今や年少気鋭の域を脱して老成の都と云ふ観のある所である。元来函館は漁業を以て今日の繁栄を来した丈けに漁業家で大資産を持つて居るものが非常に多いのと、其の漁業家氣質が一般の函館人の気風となつて居ることは他の土地では見られない面白い所がある。例へば普通何所の土地でも、人に金を貸して回収出来ない場合は支払命令とか、差押をやるのが普通のやうであるが、函館

のは決してさうでない。催促しても返さなければそれは手元不如意の為めであると債権者の方で寧ろ遠慮して催促しない。そればかりでなくまだその上に入用ならば其の上にも貸付けて事業を継続せしめ債務者が事業に成功するのを気長に待つと云ふのが漁業家の金の貸方である。之れには大なる理由のあることである。即ち漁業は二年や三年不漁で欠損しても三年目か五年目に一度大魚をすれば数年間の欠損を償ふて尚余りあるからである。斯ふした気風が一般の商家にも幾分馴致されて居るやうに思はれる。だから一般の気風は極めて鷹揚でコセくした所がないのは函館——或は北海道——の特徴の如く自分は見て居る。それは函館市ばかりでなく管内一体に農村は極めて豊かであるが漁村は非常に豊かで、上磯郡、松前郡の漁村は年額一人当り二百幾十円、森村の附近では四百幾十円の収入があるから到底他とは比較にならぬ裕福な生活をして居る訳である。

### ③ 「法律新報」昭和3年7月25日

司法省陪審宣伝並各地法況

札幌控訴院管内

第二班 友次特派員

### △北海道の第一印象

札幌地方裁判所長 矢野慎治氏談

和歌山地方裁判所長に栄転した伊藤浩藏氏の後を承けて、秋田から栄転になつた矢野所長とは氏の赴任の途次函館で会ひ、二十一日記者が札幌地方裁判所へ訪問したときは恰度初登庁の日で室内も何となく落付がない様子であつた。氏は『まだ御承知の通りの状態で

何も判らない。新聞記者諸君も沢山お見へになつたが何も別段考へて居ることもないので私が北海道に足を踏み込んで直感した所丈けをお話した。私が北海道に来て第一に感じたことは内地と異つて何となくのんびりした大陸的の風致のあることである。而かも時が北海道の初夏であるから山も野も畑も寧ろ黒色を帯びた緑が眼に映じ、如何に北海道の地味が肥沃であるかを物語つて居ることが非常に気持よく感じた。殊に函館を始め小樽にしても、札幌にしても市中に活気のあること、文化の程度が進んで居ることは到底東北地方各都市の及ぶ所ではなく寧ろ驚歎に値ひするものがある。然るに今尚北海道の人は内地に北海道を紹介するのに熊だとか、アイヌ等の絵葉書を盛に送る風習があるが、之は最も誤つた紹介方法と思ふ。さなきだに北海道未知の人は熊とアイヌ以外に想像しない所へ偶に北海道へ旅行した人とか定住の人から斯んな紹介を受ければ札幌でも、小樽でも市中に熊やアイヌが居ると思ふのは必然である然るに来て見ればアイヌ所か、風俗は頗る倚羅びやかであり、総ての建築物から其他の設備は堂々たる大都会の名に恥ぢないものである。唯冬季の厳寒を思へば聊か心配であつたが実際に冬を経た人の話を聞くと防寒設備が何処でも完備して居るので寒さは決して驚く程のこともないさうであり、殊に前任地の秋田辺りより過し宜いさうであるから総ての方面から見ても前途を頗る楽しみとして居る』と北海道に對する第一象を語つた。

司法官は必ず一度は北海道へ

札幌地方裁判所検事正 男庭善之助氏談

私の前任地は松山であつたから風光明媚の庭園のやうな所から昨年の五月、厳寒僻地と

称せらるゝ北海道に一足飛びに飛んできたのであるから、可なり生活上に激変が来るだらうと自分でも聊か心配して来たものであるが、実際に過して見ると決して想像した程のこともなく頗る愉快であつた。北海道の夏が清涼の別天地で内地人の渴仰の的となることは云ふまでもなく、それこそ人生の儲け物のやうな気分であることは私一人ではあるまい。冬の雪、是れ亦必ずしも苦にならぬ寧ろ北海道の冬は男性的で活動的である所に特長があり愉快味がある。而かも本年の如きは秩父宮殿がスキーの御旅行に遙々北海道まで御出でになつたことは青年の士気を鼓舞するのみならず、如何に北海道の冬が厭ふべきでなく、楽しむべきであることが裏書されたもので感激に堪へない所である。人間は何処でも住めば都で、何処かに特長が見出される。其の特長に對して楽しみを念慮さへあれば人生到る所青山あり、愉快も自ら感じられるのである。茲に於て雪、熊、アイヌの連想される北海道は人の生活上には物質的にも精神的にも何等不自由がないのみならず平々凡々の内地生活よりも精神的には寧ろ得る所が多いのである。暖国は暖国として良い所があり、寒国は寒国として良い所があるのであるから、寒国殊に北海道に未だ無理解な多数の司法官諸君は必ず一度は北海道の生活を味はれたら何うかと思ふ。

当地方裁判所管内の状況は、管轄は札幌、小樽、室蘭の三市十二郡で区裁判所六箇所、警察署二十二箇所ある、昭和二年度の札幌地方裁判所検事局の受理件数は一万百三十六件、区裁判所で二千件以上受理した所は札幌、小樽、岩見沢の三箇所であつた。犯罪の種類は内地と同様各種のものがあがるが、就中詐欺は最も多い。之は北海道全体に亘つての現象であるが、昨年度は札幌管内だけで千九百七十件の多きに達して居る。其の大部分が前借詐欺であることは他の諸君が話されたと同様である。其の他殺傷事件も相当多い方であるが、

最近の現象として昨年度は保険詐欺の目的でやる放火が激増の傾向があつたので検挙を厳重に努めた結果、本年に入つては殆んど跡を絶つたやうである。労働争議も相当あるが従来は大なる事件はなかつたが本年の共産党事件では札幌、小樽、岩見沢、室蘭等で約四十名の起訴者を出したことは甚だ遺憾に思つて居る。思想方面から見るときは各地共学生思想悪化は近來著しいやうであるが札幌は学生の比較的多い割合に悪化したものは尠いやうである。今度の共産党事件でも大学生は一人しか出て居ない。北海道大学の学生が悪化しないのは学長佐藤昌介博士の徳に基因するものとも思つて居る。

#### 証言義務の理解が最も肝要

札幌弁護士会長 村田不二三氏談

陪審法が実施せられんとする矢先き、ケチを付ける訳ではないが、全く厄介な法律が実施せらるゝことと思ふ。私は常に思ふ。現代文明中有りがた迷惑を感じるものはラジオと陪審法である。ラジオが年から年中ジャン／＼ブ／＼下らない音楽や低級芸術を放送するのは一般人に取つては迷惑至極である。陪審法も其の趣旨に於ては甚だ結構であるが、其の法律の内容には首肯し難い点が多い。例へば陪審事件は控訴が出来ぬとか、或は自白した者は陪審事件にならぬとか。其の立案の主旨が何処にあるか判らない。其の他内容に付ては多くの反対意見があるが夫等は実施して見てだん／＼改良せられることと思ふが、私は寧ろ恣んな余計なことをするよりも、司法官をウンと優遇し、司法官の停年制を廃し、第一審の部を殖やして第一審は判事一人制とし書記を優遇して全能力を發揮せしめたならば我国の裁判は更に一層威厳あり効果の挙ることを疑はない。但しこれは私一箇の見る所

丈けであるから、決して陪審法の実施を呪ふものではない。一旦実施した以上は飽くまで所期の目的を達しなければならぬ之は朝野法曹の全責任であること丈けは考へて居る。

陪審法そのものには右の如く私は多少の異論を持つて居るものであるが、その陪審法の実施によつて間接に得る所があると思ふことは、国民の証言義務と云ふことが陪審法の実施によつて国民一般に理解さるべき最も径捷であると思ふことである。我国の証人は現在の所全く乱脈である。証人を始め裁判官も、弁護士も其の乱脈中に盲動して居るのである。偽りの明しを立てることは仏教に於ても基督教に於ても充分に訓戒かされ居る。此の宗教觀念に立脚してならば偽証の如きは全く跡を絶つべきであるが、而かも多年馴致された我が裁判制度の上には益々偽証の溝渠が深まりつゝあることを看過がすことは出来ない。先年私の関係した事件で、小樽の裁判所に英国人の水夫を証人として呼んだことがある。其の時裁判長は種々訊問の後「それではお前は何う考へるか」と訊いたので思想的には低級であると思はれる其の水夫は「日本の裁判官は証人の考へ(意見)をお聞きになるのですか」と驚いた態度を示したので裁判長は悚然として恐れをなし前言を翻したことがある。証人は見聞の俛を陳述すべきもので、意見を述べべきでないことを英国の水夫はよく心得て居たから日本の裁判官の訊問が如何にも腑に落ちなかつたのである。裁判官を始め既に斯ふである。弁護士も証人も眞の証言を理解して居ないのが我国の現状である。而かも証言が如何に重要な裁判の基礎となるかを承知しながら。之れでは裁判の威信は保たるべきであるまい。此の点に於て陪審法が実施されるれば国民自ら証言を判断するのであるから如何に証言が重要な裁判の基礎を成すかを自覚するに至ることを思はゞ陪審法の実施が国民の証言義務を理解する大なる助けとなることを期待するものである。私は我国の国民普

通教育の教科書に兵役の義務、納税義務の外に証言義務を加へて国民の三大義務なることを教ふる必要のあることを平素力説して居るのである。

北海道の裁判所では近頃往々妙な裁判をすることが弁護士間で問題になつて居る。それは債権を譲渡した其の譲渡人を証人として喚問し、其の証言を基礎として債務者に敗訴の判決を下すことである固より証拠の取捨は裁判官に自由であり立証方法も自由であるから必ずしも常に之を不当とは云はぬが、近来債権の取立を目的として債権譲渡をし、そして譲渡人が証人として出て譲渡人譲受人が忸れ合ひで取立の目的を完ふする風があるので、之は北海道弁護士協会の問題として当局に警告を發する考へである。

#### 北海道独特の商慣習

小樽区裁判所監督判事 箕浦清氏談

小樽は北海道の海陸産物の集散地であつて本道中最も活気のある商港である。従つて裁判事務は民事に於ては頗る複雑な事件の多い所であるが、事件の概数は好況時代は地方裁判所事件は四百件以上あつたが、今日の不況時代は三百件未満になつて居る。小樽の管轄は小樽市を除く外、農村は極めて少いから事件の種類は一般商工業に関するものゝ外、特殊の事件としては船舶、木材積取りに関する事件が頗る多い、事件の性質は船舶とか貨物とかに関するものが多い結果、内容は頗る複雑で此の点に於て神戸、横浜等と略同様のものがある。殊に木材積取りに関する事件は殆んど小樽独特と云つても宜い事件があつて特殊の商慣習に支配されるやうな事件がある。例へば船舶に依る木材積取りの如きは其の商慣習は北海道に於て發達し、北海道に於てのみ認められることで内地には通用されないやうな慣例を作つて居るものがある。それはオホツク海とか日本海に面した海岸は激浪の爲め冬期間杯には航海不能の時期がある爲めに船主、傭船者或は木材業者の間には特殊の慣例を認めそれが纏て慣習的に繰り返さるゝ結果一種の商慣習を生んだものである。

人口の点から見ると小樽は十四万人と称せられて居るが、而かも小樽は船舶の出入が頻繁な爲めに常に上陸して居る人員が七、八千人を下らないから定住者の外にそれだけの人口が常に多い訳である札幌は人口十五万人であるが、それは北海道の主都だけに学校、役所等が集中して居る爲めに近郊外の發展は素晴らしいものである。札幌と小樽を比較すると札幌は官吏、学生、小売商の都である、小樽は純然たる商港であつて、市中の間屋の如きは北海道、樺太全体に涉つて物資を供給して居る商人が多いから小樽と札幌とは市中の人氣は全然異つて居る。けれども之れを事件の趨勢から見るときは札幌の方が管内が広く、札幌を始め、岩見沢、室蘭、浦河方面の北海道の中枢地を全部管轄して居る爲めに刑事の地方裁判所事件は札幌の方が多い。小樽は市の外には僅少の農村と漁村とを管轄して居るだけであるから札幌に比して地方裁判所事件は少いが、商業地であるだけに区裁判所事件は札幌より多い。民事々件は地方、区共に札幌より常に多い。

#### 商人は太つ腹

小樽区裁判所上席検事 神岡文章氏談

小樽は地方裁判所支部としても全国有数の大きい所で小倉、下関、姫路、浜松、土浦の次位にある所であるから、刑事々件は北海道としては函館地方裁判所に次ぐ多い所である。事件の種類としては、之は北海道一般の特色である前借詐欺が最も多い。即ち男は漁業、



農業、炭山夫、土工夫と云ふ方面に雇主から前借をして逃走する。女は酌婦とか芸者に住み込むべく前借金を受取つて逃げる。之が北海道全体に亘る悪風習として瀰漫して居る犯罪であるが、小樽も之が一番多い労働者が多い結果兇悪な犯罪が多いやうにも思はれるかも知れないが、強盗殺人のやうな兇悪な犯罪は極めて少い。それは道筋が定まつて居るので逃げ道が少い為めでもあらう。唯累犯者は非常に多い。それは北海道とか樺太には内地の食ひ詰者の中でも前科者が多く入り込む結果である。之は新開地として免れ難い趨勢であらうと思ふ。時期に依つて犯罪の増減があるのも北海道の特色である。即ち三月から五月頃に掛けては北海道全体に亘つて内地から数万の鯨漁夫が入り込んで来るので此の時期には賭博、傷害窃盗と云ふやうな小犯罪が激増する。又年末頃になると奥地で働いて居た労働者が仕事がなくなるので続々小樽に集まつて来る。集まつて来ても仕事がないから結局悪いことをする。之が時期に依る犯罪の増減の原因である。

人情風俗に至つては東京と殆んど異なる。唯北海道はその昔裸一貫で渡つて来たものが一代分限となつて居るものが殆んど大部分であるから、商人は却々太つ腹のものが多し。小さなことにケケケチしない風が内地のそれに比して著しく眼に着く、近来は全国的の不況の影響を受けて頗る不景気であるが、此の不景気風が極度に至らない以前は公共事業杯で寄附を募ると忽ちにして数万の金が集まつたもので此等は他の地に比して一寸見られない所であつたやうに思ふ。

思想の悪化は北見の果まで

旭川地方裁判所長 井上直吉氏談

旭川管内は北海道に於ける小作争議の元祖地であるだけに一時は最高潮に達した時代もあつたが、小作人側でもだん／＼自覚して争議の愚なるに至つて近年は殆んど跡を絶つたやうである。偶に起きてでも大争議ではなく部分的のものであるのと何々団と云ふやうな背景がない為めに直ぐに調停が成立すると云ふ簡単なものである。つまり農民が小作争議を以て政争の具に供すると云ふ愚を悟り又団体勢力に引き摺られて行つて不当の利得を得んとする夢想が破れた訳である斯くの如く農民の思想運動は近来滅切り下火にはなつたが、而かも思想団体が早くより根城を張つた所丈けに所謂細胞運動的小団体が折々事を起すことがある現に旭川には香具師の団体である鎖断社と云ふのがあるが、之は何れかと云へば無自覚な直接行動に出づるものであるから固より何等の勢力のあるものではないが往々人の意表に出づるやうな行動を採ることもある。最近最も社会の耳目を聳動したものは当管内に於ける集産党事件である。之は北見国名寄町を中心に、鉄道従業員等が中堅となつて青年を糾合して共産党の細胞活動を開始して居たのが発覚した近來の大事事件である。其の首謀者は名寄駅に勤務して居た石井長治<sup>三</sup>で起訴されて最近判決になつたものは松崎豊作外九人で都合十一人が治安維持法に依つて処罰された訳である。其の信ずる所に依ればマルクス主義の研究、政治的自由の獲得、党の目的を遂行するは共産主義の政治結社に依らねばならぬ、と云ふ純然たる政治結社を作つたものであつた此の事件は大正十五年末辺りに結社組織が出来て芸術協会と云ふ名称で盛んに同志を糾合しやうと云ふ計画であつた所を昨年の春検査され予審に附されて居たのが公判に廻つた結果五月十六日首謀者に禁錮二年の言渡をし以下夫々有罪の判決を下した結果目下何れも控訴中である。斯くの如く思想の悪化は津々浦々に湿潤して今や思想問題の前途は実に暗澹たるものがあるこ

を思はせる。之を以て見るも吾々司直の任にあるものは此の方面の研究を怠るべからざることを痛感して居る。

#### 監獄部屋の現況

旭川地方裁判所検事正 藤岡大英氏談

旭川地方裁判所の管轄は石狩国の一部分、天塩全体、北見の一部分であるから可なり広い。此の土地の広大なことは驚くべきもので稚内線の幸枝村の如きは一村九十八方里もあつて、村内に停車場が七八箇所もあるやうな所がある。それだけ人口も稀薄であるが、事件は斯ふ云ふ所にも起るのである。中にも此の程当裁判所で判決のあつた集産党の如きは北見国の名寄町を中心として稚内に至るまで脈絡を通じて居たことは恐らく内地の人から見れば想像の外であらう。集産党に手を入れたのは今年の春であつたが黨員は二十数名あつて中には中学五年生のものが四五人も居たので此等は深く悪化して居るものでないから起訴せず将来を警めて父兄に引取らし起訴したものは十一名であつた。北見の山奥と云へば北海道中でも最も僻地として疎げられて居る所であるがその反面に於て斯うした文明的犯罪があることは時代の流れとは云へ実に寒心に堪へない所である。

旭川以北は鉄道工事、灌漑溝工事等で多数の土木部屋があつて、彼の有名な監獄部屋の所である。土工の虐待、酷使は一時非常に世人の注目を引いた所であるが、漸次改善されて今では問題は余り起らない。問題が起るのは以前の如く暴力を用ひて労働を強ひず、逃亡すれば直ちに前借詐欺で告訴すると云ふ風になつた結果、それが詐欺罪として裁判所に現はれる。之れが此の地方で詐欺の多い原因である。所謂監獄部屋の実情を見ると土

工の虐待酷使と云ふことが必ずしも使用人側の不当ばかりではないことも覗はれる。北海道では土工に売られるものを俗にタコと云つて居る。タコと云ふのは自分の身を食ふと云ふ意味かも知れないが、兎も角そのタコになつものは懶け者とか、労働に耐へないやうなものが相当にあるさうである。さう云ふ者に前貸をして連れて来て働かせると云ふのだから或る程度までは労働を強ふる必要もあり逃亡を防ぐべき相当の設備をすると云ふことも使用人の自己保全としても或は必要であることは想像できる。その程度を越したものが所謂監獄部屋問題として嘗つては相当の社会問題ともなつたのである。今でもさうした問題は全然ないとも云へない。往々土工の虐待問題は起つて居る。が昔日程に大なる問題は極めて少くなつたやうである。

#### 借地借家法の実施を希望

旭川弁護士会長 別府賢吉氏談

旭川の法曹界は先づ平穩無事と云つて宜しい。裁判所と弁護士間は常に円満を保ち名実共に朝野法曹の協力一致の実を挙げて居ることは当地の一の誇りとする所である。司法官弁護士協同会は昨年全国一斉に実施せらるゝ以前の前大内所長時代から法友会というのがあつて毎月一回位会合して事務の打合や意思の疎通を図つて居たため裁判所との交渉は常に円滑に行つて居たから、今年の協議会実施に当つても別段改まつて協議会を開く必要もなく名称も旧名の法友会を其の俛に用ひて居る次第で協議事項等も随時決定して居るが最近に於ては左の事項を協定して現に之を實行して居る。

一、左記事項を勵行すること

イ、開廷時間の励行

ロ、判決正本の送達を速かに為すこと

ハ、口頭弁論続行印紙の納付を速かにすること

ニ、証拠申請の手續を速かに為すこと

三、法廷の演述を明瞭ならしむることに留意すること

四、訴訟記録の閲覧は期日以前に於て為し法廷に於て閲覧することを遠慮すること

四、立証趣旨を証拠写余白に記載せらるゝやう致されたきこと

右の協定は今日実際に行はれて居るが、弁護士も裁判所も之れが為めに大に便益を得て居る。尚旧く申合はせた事項で実行が漸次弛緩して居るものゝ如きは随時申合せて実行する筈である、司法部に対する希望として今旭川弁護士会が希望をして居ることは北海道にも是非借地借家法の実施を希望することはその一である此の問題は地主家主に取つては不利益だと云ふものもあるが併し借主を保護する反面は貸主をもより以上保護するものであるから斯る都市的立法は旭川市位の都会には是非共実施して貸主借主共に平等に保護することが急務であらうと思ふ。今一つの希望は旭川地方裁判所管内に増毛区裁判所は鉄道其の他の便が悪く、且つ天塩国の中心地は留萌町であるから之は是非留萌に移転すべきであることは多年の懸案であるから近く具体的に運動方法を講じたいと思つて居る。

#### 釧路地方裁判所の模擬陪審裁判

釧路地方裁判所は昭和三年七月四日午後一時より陪審法廷に於て非公開の下に左の事件に付模擬陪審裁判の試演を為したり今其概況を挙げれば

判検事書記弁護士被告人各役割を定め（別紙の如し）陪審員も亦裁判所員を以て構成し緊張裡に開廷

先づ正規の公判準備手續より始まり即時公判期日を指定し正式に陪審員の構成を了り裁判長より陪審員に対する諭告宣誓の手續を践み次で審理に入り数時間に涉り証人訊問を為し証拠調を終り、検事の熱烈なる論告あり弁護人の熱誠なる弁論あり茲に於て裁判長は陪審員に詳細なる説示ありたる後陪審員は問書を受取り評議室に於て評議の末主問公訴事実に對し然り、別問正当防衛に基く行為なりやに對し然らず、と答へ陪審員は任務終了し退席し、検事は適用法条及科刑に付意見を述べ弁護士は情狀論を為し酌量減輕して刑の執行猶予を与へられんことを述べ裁判長は合議を遂げ午後八時過検事求刑通り被告人を懲役八年に処する旨の言渡ありたるを以て弁護士は即座に直に上告すべしと述べ閉廷したり

#### 予審終結決定書

原籍 青森県三戸郡平崎村大字双内六十番戸 平民

住所 北海道足寄郡足寄村字上利別久根田牧場内

久山造材部 山小屋、杣夫

上沼 鐵夫

当三十一年

右に對する殺人被告事件に付予審を遂げ決定すること左の如し

#### 主 文

本訴を釧路地方裁判所の公判に付す

#### 理 由

被告鐵夫は十勝国足寄郡足寄村字上利別久根田牧場内久野造材部に杣夫として雇はれ居る者なるが従来杣夫の経験なく其作業拙劣なることとて同僚山川長次郎より屢々罵倒せられ同人の高慢なる態度に付き甚しく不快の念を感じ居たる折柄昭和三年一月十六日右造材部山小屋に於て山川長次郎外数名の同僚と共に酒、焼酎、牡丹餅等を飲食したるところ同夜十時頃山川長次郎は松山重太と牡丹餅の分与方に付き互に口論の末重太を組伏せたるが他に其仲裁を為す者無きことを目撃したる被告は之を傍觀するに忍びず喧嘩を止せと大声叱咤したるに長次郎に於ては平素被告を侮蔑し居りたることとて被告に対し生意気なる奴なり、今松山を殺したる後汝をも殺害す可しと怒号し其挙に出でんとするが如き氣勢を示したるより被告は寧ろ機先を制し同人を殺害するに如かずと思惟し矢庭に右山小屋の棚に在りたる自己使用の鉋を取上げ右長次郎の頭部頸部胸部四肢等を滅多斬と為したる為め同人の左側頸大動靜脈及び頸髓を切断して大出血を来し心臓等を麻痺せしめたる結果同人を即死せしむるに至りたるものとす

右事實は之を認むるの証拠十分にして被告の所為は刑法第九十九条に該当する犯罪なりと思料するを以て刑事訴訟法第六十七條に則り主文の如く決定したり

昭和三年一月二十八日

釧路地方裁判所

予審判事

陪審模擬裁判役割割

裁判長 渡邊所長、陪席判事 井上衛藤両判事、列席檢事 松野檢事正、立會書記 大畑

書記、被告人 遠山檢事、弁護士 麓檢事、証人 下田判事、同 志熊檢事、同 齋藤書記、同 川瀬書記、同 高村書記、同 三村判事、同 西宮書記、同 本多書記、同 高橋常雄書記、廷丁 山部連太郎

## 2 陪審公判に関する新聞報道

新聞報道は、札幌は北海タイムス、小樽新聞、函館は函館毎日新聞、函館日日新聞、函館新聞、北海タイムス、旭川は旭川新聞、北海タイムス、釧路は釧路新聞、北海タイムス、小樽新聞、樺太は樺太日日新聞、その外に全体的に、東京朝日新聞・東京日日新聞・読売新聞の北海道樺太版などを検索・収集した。こゝでは、事件の概要と新聞記事の見出しを紹介する。

(一) 札幌 陪審公判に関する報道

### ① S時平（殺人及未遂被告事件昭和4年1月24日判決）

○事件の概要 被告人S時平（四二）は、永年連れ添った内縁の妻キミを、FY久松に寝取られ、キミとの間にできた三人の子供の養育やキミにする未練やらで、一旦は同僚数名の助けを借りてキミを迎えに行つたが、見事に撥ね付けられて、悔しさの余りキミを殺害して恨みを晴らそうと、キミのありかを捜して兇行の現場であるキミの母の内縁の夫であるYG方に赴いた処、そこにキミが情夫FYと枕を並べて寝ているので、矢も楯もたまらず、今度は男諸共殺害しようと躍り込み、携えてきた兇器出刃庖丁を揮つて、遂にFYを

殺害し、キミに対しては目的を達せなかったが足腰が立たぬ重傷を加えた。

被告人は、警察に自首したが、公判において殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「F Yおよびキミに対する殺人の事実」、補問一「キミには殺意がなく、F Yのみに対する殺人の事実」、補問二「F Yには殺意がなく、キミに対する殺人の事実」、補問三「F Yに対する傷害致死およびキミに対する傷害の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問一・二に対し「然らず」、補問三に対し「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年の判決を言渡した。

- 1 「東京日日北海道樺太版」昭和4・1・9 「札幌では初の陪審公判、興味を惹く殺人事件」
- 2 「北海タイムス」昭和4・1・24夕 「興味と期待をもって、はつの陪審裁判開廷」
- 3 「小樽新聞」昭和4・1・24夕 「傷害致死か殺人の岐路、鮮人坑夫の殺人及殺人未遂」
- 4 「北海タイムス」昭和4・1・24 「子供だけ一見見て死にたいと被告泣く殺意を全然否認す」
- 5 「小樽新聞」昭和4・1・24 「緊張して陪審員の署名、事実しらべに入る札幌初の陪審法廷」
- 6 「東京日日北海道樺太版」昭和4・1・24 「札幌最初の陪審公判、被告まづ殺意を否認し」
- 7 「北海タイムス」昭和4・1・25夕 「周到な冒頭の下に殺意ありと論告す劈頭：弁護士へ注意」
- 8 「小樽新聞」昭和4・1・25夕 「約四十分で亘る検事の殺人論同情のため法はまげられぬ」
- 9 「北海タイムス」昭和4・1・25 「殺意を認めず傷害致死として判決陪審員最初のお手柄」
- 10 「小樽新聞」昭和4・1・25 「傍聴席からすゝり泣きの声弁護士が心理的に解剖し検事の論告を駁す」
- 11 「小樽新聞」昭和4・1・25 「死刑を：気づかう被告、問書に対する答申一致」

- 12 「東京日日北海道樺太版」昭和4・1・25 「札幌陪審公判の続行、検事正の峻烈な論告」
- 13 「東京日日北海道樺太版」昭和4・1・26 「札幌初陪審雑観」

## ②TW政吉（放火未遂被告事件昭和4年3月20日判決）

○事件の概要 被告人TW政吉（四四）は、母親や子供等の死亡と打ち続く不幸から約二千五百円の借財を負い、困窮の余り保険金詐取の悪心を起し、昭和三年一〇月一七日午前二時頃、札幌市□□町□丁目の自宅に付していた火災保険金二千円欲しさに、刻み煙草に点火し箱入り燐寸を添えて新聞紙に包み、これに揮発油を振り掛けて外套にくるみ、隣家のGM秀雄方便所に投げ込んで放火し、自宅に延焼させようとしたが、GM方娘（一七）が発見して、放火未遂に終わった。

被告人は、警察、検事、予審において詳細に自白をしていたが、自白は警察の拷問によると、公判準備手続において放火を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火未遂の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役二年六月を求刑し、裁判長は合議の上、懲役二年六月の判決を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和4・3・19夕 「札幌の第二回陪審裁判まづ陪審員決定のエピソード」
- 2 「小樽新聞」昭和4・3・19夕 「有罪か無罪か謎の火つけ、陪審裁判に附された」
- 3 「北海タイムス」昭和4・3・19 「午後は事実調べ、泣き出した被告きのふ札幌地裁にて」
- 4 「小樽新聞」昭和4・3・19 「実際どうもなさけない、筒袖で顔を覆ふて泣く被告」

- 5 「東京日日北海道権太版」昭和4・3・19「札幌の第二回陪審、十八日に開く」
- 6 「北海タイムス」昭和4・3・20夕「前日に引続き承認調べ、更に新事実発覚す」
- 7 「小樽新聞」昭和4・3・20夕「三浦看守は不利な証言、小樽□□町馬車道の放火事件」
- 8 「北海タイムス」昭和4・3・20「午後全部の証拠調べ終る、小樽放火未遂陪審公判」
- 9 「小樽新聞」昭和4・3・20「いよいよけふ検事の論告、小樽放火未遂陪審裁判続き」
- 10 「北海タイムス」昭和4・3・21夕「犯行の原因方法等三段に分けて論告放火の事実疑ひなし」
- 11 「小樽新聞」昭和4・3・21夕「放火したのは被告と断定現場にあった材料は被告の物」
- 12 「北海タイムス」昭和4・3・21「陪審員の答申は被告を放火犯と断ず、懲役二年六月」
- 13 「小樽新聞」昭和4・3・21「小樽奥沢放火事件、陪審公判終る、問書に然りと答申」

### ③HS政雄（放火未遂被告事件昭和5年9月12日判決）

○事件の概要 被告人HS政雄（三五）は、近時養母HSスミならびに妻スワが、自己を疎外する風があつて、些細のことにも口汚く罵るため、内心快く思っていなかつた折柄、養母から夜読書することを禁ぜられていたが、昭和五年五月二六日頃、夜電灯を点じ読書したまゝ寝込んだところ、養母に電球と眼鏡を持ち去られたため、内気な被告人は養母に面罵されることを恐れて、数日間居室に引き籠もつたので、養母は被告人がしていた店の帳簿の仕事について他に人を雇い入れた、こゝにおいて被告人は同家から見放されたと思つて、煩悶の末、同年五月三一日午前五時頃、居室を焼燬して苦境を脱しようと思ひ、当時使用中の敷布に燐寸を以て点火し、これを自己居室押入内の蒲団の上に投棄して放火したが、家人に見見されて、右押入の板壁棚板襖ならびに押入内の蒲団を焼燬したのみで、その居室を焼燬するに至らなかつた。

被告人は、警察、検事、予審において詳細に自白をしていたが、公判においては煙草の不始末からの出火であると放火を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一年六月・執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和5・9・10夕「何が模範青年に放火させた、苦境に悩んだ婿養子」
- 2 「北海タイムス」昭和5・9・11夕「放火事実は飽まで否認、模範青年の放火事件」
- 3 「小樽新聞」昭和5・9・11夕「疑問の放火、岩見沢飲食店の養子、陪審裁判に附さる」
- 4 「北海タイムス」昭和5・9・11「放火陪審事件続き、不利有利の証言交々」
- 5 「小樽新聞」昭和5・9・11「岩見沢の放火に有利な証言、職工の口から不思議な事実」
- 6 「小樽新聞」昭和5・9・11「姑と妻とが被告を庇ふ、岩見沢放火に有利な証言」
- 7 「北海タイムス」昭和5・9・12夕「引つゞき証人調べ、岩見沢放火事件陪審公判」
- 8 「小樽新聞」昭和5・9・12夕「岩見沢放火事件証人調べ、陪審第二日」
- 9 「北海タイムス」昭和5・9・12「疑問の放火、陪審裁判の二日目」
- 10 「小樽新聞」昭和5・9・12「被告弁解は理屈に合はぬ：仲塚検事の論告」
- 11 「小樽新聞」昭和5・9・12「警察官の杜撰な捜査方法を難詰：笹沼弁護人反駁」
- 12 「北海タイムス」昭和5・9・13「岩見沢放火に執行猶予の判決」

④TSふよ（殺人被告事件昭和6年7月16日判決）

○事件の概要 被告人TSふよ（五三）は、TS長吉（五四）の妻となり、二〇数年来登別の自宅において同棲中、昭和六年三月上旬頃、長吉が登別のKBシカと情交関係を結び、同女を妊娠させたことを告知したので、長吉に対しその非行を難詰した処、長吉は之を悔いないのみならず、却って被告に対し「お前の世話ならぬ、くたばれ」と痛罵し、被告人を疎外するの風があったので被告人は痛く憤慨し、同年三月一〇日過ぎ頃、長吉が狐捕獲のために使用していた毒薬ストリキニーネが自宅に残っているのを思い出し、これを飲ませて殺害しようとしたと決意し、その機をうかがっていたが、三月二四日午後八時頃、右自宅において家人の外出中密かに右ストリキニーネを、長吉が日頃胃薬として携帯し食後に必ず服用していた重曹の容器中に混入しておき、翌二五日午後三時頃、外出先のYG駒吉方で、長吉をして右毒薬の混入してあることに気づかず服用させ、よって同日午後六時二〇分頃、その中毒により窒息死するに至らしめた。

被告人は、警察、検事、予審において詳細に自白をしていたが、公判においては、腹痛を起こさせるつもりであったと殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役一五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一二年の判決を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和6・5・31「恐しい夫殺し、予審終結して公判に」
- 2 「北海タイムス」昭和6・7・16夕「夫を毒殺した妻、陪審法廷に立つ札幌地裁の傍聴席満員」
- 3 「小樽新聞」昭和6・7・16夕「登別夫毒殺の陪審公判、殺意の点は否認」

- 4 「北海タイムス」昭和6・7・16「婆にやられた断末魔の声、夫殺しの証人調べ」
- 5 「小樽新聞」昭和6・7・16「夫殺しの証人調、けふも続行」
- 6 「北海タイムス」昭和6・7・17夕「婦人傍聴で賑ふ、夫殺し陪審裁判証人七名の訊問」
- 7 「小樽新聞」昭和6・7・17「登別の夫殺し陪審裁判、弁護人は傷害致死論」
- 8 「北海タイムス」昭和6・7・18「夫殺し事件に懲役十二年の判決陪審公判漸くをはる」
- 9 「小樽新聞」昭和6・7・18「登別の夫殺しに、殺意ありの答申、十二年の判決言渡」

⑤MO宇三郎（殺人未遂事件昭和6年11月21日判決）

○事件の概要 被告人MO宇三郎（二五）は、KS汽船の貨物船GS丸の乗組員一等火夫であつが、同船の火夫長M里松（三三）は、酒癖が悪い上に部下の給料を使い込んで渡さないうことがあり、船中の嫌われ者であつた、同船が小樽港停泊中、昭和六年七月五日午前二時頃、被告人は仲間と陸上でメートルをあげて帰船したところ、同四時頃二等油差のOGと火夫長が喧嘩を始めたのを仲裁に出て火夫長から罵倒され、剃刀で向かってきた火夫長を同僚の匕首で刺した。

被告人は、公判準備手続において陪審を請求し、殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」、別問「正当防衛」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」、別問に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役一年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一年の判決を言渡した。

- 1 「小樽新聞」昭和6・10・22 「船員殺人未遂は陪審へ」
- 2 「小樽新聞」昭和6・10・28夕 「殺人未遂火夫の証人調べ、GS丸にて」
- 3 「小樽新聞」昭和6・11・23 「殺人未遂が傷害となる、GS丸乗組員の刃傷事件」

⑥ Y N 美雄（放火被告事件昭和7年2月3日判決）

○事件の概要 被告人Y N 美雄（三三・鍛冶職）は、昭和六年一月二日午前零時三〇分頃、岩見沢町所在H D 哲治所有の葎葎六件棟の内、自己の賃借居住する南側一戸の屋根の腐朽が甚だしいので、家主に修繕方を度々依頼したが、直して呉れないので、該屋根を焼燬しようとして、自宅北側の屋根裏の敷板上に鉋屑を置き、かつ機械油を散布し、右鉋屑にマッチで火を点じ以て放火し、同所屋根約三尺四方を焼き以て該家屋の一部を焼燬した。

被告人は、警察、検事、予審において自白をしていたが、公判においては自白は警察の拷問によると放火を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火の事実」について、評議、評決して答申するするように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し無罪を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和6・12・24 「謎の放火、被告頭から否認、明春陪審公判」
- 2 「北海タイムス」昭和7・1・31 「無罪か有罪か、謎の放火事件ボロ家の保険金一万六千円」
- 3 「北海タイムス」昭和7・2・2夕 「裁判長の訊問に明快な口調で否認、謎の放火陪審」
- 4 「小樽新聞」昭和7・2・2夕 「疑問の放火にけふ陪審公判頭から事実を否認する被告」
- 5 「北海タイムス」昭和7・2・2 「謎の放火事件陪審公判、証人の供述は被告に悉く有利」
- 6 「小樽新聞」昭和7・2・2 「殴られて：虚偽の自白、午前が続いて否定する被告」

- 7 「北海タイムス」昭和7・2・3夕 「岩見沢の放火事件、証人しらべ」
- 8 「北海タイムス」昭和7・2・3 「放火の陪審裁判、きのふ二日目の午後」
- 9 「小樽新聞」昭和7・2・3 「岩見沢放火事件に、注目される答申…弁護人は極力無罪を主張」
- 10 「北海タイムス」昭和7・2・4夕 「謎の放火事件、弁論の第三日目午前」
- 11 「小樽新聞」昭和7・2・4 「岩見沢怪火に然らずと答申…無罪の判決下る」
- 12 「北海タイムス」昭和7・2・5 「謎の放火事件無罪と決定、犯罪の証明不十分で」
- 13 「北海タイムス」昭和7・2・5 「謎の放火のY N、冤罪の補償請求か」

⑦ T M 義一郎（猥褻致傷被告事件昭和7年9月12日判決）

○事件の概要 被告人T M 義一郎（三三）は、少女（二二）に悪戯をして、淋毒を感染させ猥褻致傷で公判に付されたが、被告人は猥褻行為をしたことは認めたが、自分も妻もそういう病気はないと否認し、陪審公判となった。

審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「猥褻傷害の事実」について、評議、評決して答申するするように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年・未決勾留九〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「小樽新聞」昭和7・9・13 「わいせつ致傷の陪審公判、三年に処分」

⑧ T T 宏（放火被告事件昭和7年9月29日決定）

○事件の概要 被告人T T 宏（二六）は、大正八年三月頃より、札幌郡□□時計商Y D 末



次郎方に時計修繕職工として雇われ、右末次郎の病死後引続き其の寡婦ハルへに雇われ中、主人ハルへが昭和四年末頃T M已喜造を職工として雇入れるに及び、被告人に対し従来のような信頼を示さないようになったため、往時の信任を回復しようと焦慮する余り、主人ハルへ方物置内に放火し恰も何者かが放火したのを、自分が発見消したものの如く装って、以て他人の歓心を購うことを企て、昭和七年五月二日午後一二時頃前記ハルへ方母屋続きの物置内板土間に板壁に接して鉋屑木端等を置き、右物置を焼燬し、それが母屋に延焼する恐れあることを認識しながら、之に所携の燐寸を以て放火し、因て同人所有の物置板壁等約一坪を焼燬した。被告人は、警察、検事、予審において自白をしていたが、公判においては自白は警察官の拷問のためであると、放火を否認した。

審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択せず、再陪審の決定を下した。

- 1 「北海タイムス」昭和7・9・28 「江別の放火陪審公判」
- 2 「小樽新聞」昭和7・9・29 「自殺を翻す被告に痛烈な検事の論告、陪審公判三日目」
- 3 「小樽新聞」昭和7・9・30 「裁判長が陪審員の答申を認めず札幌地裁で陪審の更新を宣言す」
- 4 「東京日日北海道権太版」昭和7・9・30 「陪審員更新、江別の放火事件で山口裁判長から」
- 5 「北海タイムス」昭和7・9・30 「然らずの答申、裁判所不服、江別の放火事件陪審」

#### ◎SU彌二郎（強姦致傷被告事件昭和8年1月21日判決）

○事件の概要 被告人SU彌二郎（三〇・香油行商）は、昭和七年六月五日□□町旅人宿KG

屋TGマサ方に投宿し、同日午前一一時過頃同家客室に於て同家四女ミツ子（当時一〇歳）に夏蜜柑等を与えて戯れている内、劣情を起し同女を姦淫しようと欲し、熱を見てやる等と称して、同女を抱き上げて姦淫し、因て同女の処女膜を裂傷し、かつ淋毒を感染させ以て傷害を加えた。

被告人は、公判準備手続において陪審を請求し、淋毒を感染させたことはないと否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「淋毒感染の事実および処女膜破壊の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役四年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役四年・未決勾留百日算入の判決を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和7・10・15夕 「暴行陪審公判準備公判期日」
- 2 「小樽新聞」昭和8・1・22 「瀧川暴行男に、然りの答申、陪審公判に四年の懲役」

#### ◎TT宏（放火被告事件昭和8年2月10日判決）

○事件の概要 本事件は、⑧事件の再陪審である。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「母屋に延焼することがあるのを知りながら放火した事実（現住建造物放火罪）」、補問「物置にのみ燃え移るおそれがあることを知りながら放火した事実（非現住建造物放火罪）」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役六年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役三年・未決勾留百日算入の判決を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和8・2・7 「江別放火事件二度目の陪審裁判二日掛り今日も開廷」
- 2 「小樽新聞」昭和8・2・7 「矢張り虚偽の自白を主張、江別町疑問の放火事件再陪審」
- 3 「北海タイムス」昭和8・2・8 「江別放火の再陪審、昨日証人調べ」
- 4 「小樽新聞」昭和8・2・8 「江別放火の証人調、再陪審の続行」
- 5 「北海タイムス」昭和8・2・9 「放火の再陪審、けふも続行」
- 6 「小樽新聞」昭和8・2・9 「江別の放火はけふ結審」
- 7 「北海タイムス」昭和8・2・11 「江別の放火三年、再陪審の結果有罪と決定」
- 8 「小樽新聞」昭和8・2・11 「再陪審を経て四日間江別放火犯に懲役三年の判決を言渡す」

⑩MY四郎（建造物等以外放火被告事件昭和9・4・2判決）

○事件の概要 被告人MT四郎（二八）は、昭和八年一〇月二十九日午後五時半から午後六時までの間に、直に消し止められるべきことを念い、古新聞紙に石油を浸しパトロン紙を放火材料とし、喜茂別のST末藏方裏手下屋内床板上の鉋屑曲木屑柘屑（価格二、三円）等に放火してこれを焼燬し、因つて公共の危険を生ぜしめた。

審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火の事実（建造物等以外放火罪）、補問一・補問二（いづれも不詳）について、評議、評決して答申するするように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役一年六月を求刑し、裁判長は合議して、懲役一年・執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和9・4・2 「喜茂別の放火未遂、陪審公判四日目」

- 2 「北海タイムス」昭和9・4・4 「放火被告の両親、陪審法廷に罵るMT四郎は執行猶予」
- 3 「小樽新聞」昭和9・4・4 「喜茂別の放火、執行猶予、寛大な判決」
- 4 「北海タイムス」昭和9・4・6 「喜茂別の放火未遂釈放」

(二) 函館 陪審公判に関する報道

⑪KT留吉（殺人未遂被告事件昭和4年3月15判決）

○事件の概要 被告人KT谷留吉（二四）は、昭和三年二月中、函館市飲食店TYN家事HZ久作方の酌婦THきよし（二八）と夫婦約束をし、爾来被告人はきよしに対し数回にわたり約三百円を与え、専心漁場稼ぎしていたが、昭和三年一月八日漁場から帰り、更に同月中旬利尻島の漁場へ出稼ぎの予定で、当時きよしの寄寓していた□町ADちよ方に宿泊したが、きよしは被告人を嫌忌し、TM榮一方に間借りしている情夫SK富衛の許に外泊し帰宅したので、被告人は痛くその変心を恨み、同月一四日午後五時TM榮一方に至り同家の流元ではたらいでいたきよしを詰問すると、きよしは五月蠅いと云いながら脇を以て強く被告人の胸元を突いたので、被告人は激怒し即座にきよしを殺害して自殺しようとして決意し、所持していたイカ割用の真切りを以て、きよしの右頬を突き刺し、同部を貫通し約三週間を要する切創を与えたが、殺害の目的を遂げられなかった。

被告人は、警察、検察、予審では殺意を認めていたが、公判では殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問「傷害の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲

役八月を求刑し、裁判長は合議の上、懲役八月未決勾留三〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京日日北海道権太版」昭和4・2・24 「函館最初の陪審公判、情婦斬りの事件」
- 2 「函館日日」昭和4・3・12 「愈よ明日午前九時から函館最初の陪審裁判…弁天の情婦斬り」
- 3 「函館新聞」昭和4・3・13夕 「最初の陪審裁判、愈々明日開廷証人多く結果注目さる」
- 4 「函館日日」昭和4・3・13 「興味と好奇の的となった函館最初の陪審裁判…傍聴人殺到」
- 5 「函館毎日」昭和4・3・14夕 「人気を沸かした函館最初の陪審裁判押すな押すな傍聴者」
- 6 「函館毎日」昭和4・3・14 「情婦斬り初陪審、夜に入るも尚続行傷の程度の相違は如何と」
- 7 「函館日日」昭和4・3・14 「情婦斬り陪審裁判、キヨシの若い燕と被告留吉の睨合」
- 8 「函館新聞」昭和4・3・14 「傍聴者先を争って陪審廷に殺到し硝子を破るの大騒ぎを演ず」
- 9 「北海タイムス」昭和4・3・14 「函館初の陪審公判、酌婦斬り開廷被告涙含みて事実供述」
- 10 「小樽新聞」昭和4・3・14 「函館酌婦殺し、第一回陪審裁判、宣誓書を朗読して」
- 11 「函館毎日」昭和4・3・15夕 「案外平気で法廷に起った被害者T日きよし当時の模様を陳述」
- 12 「函館新聞」昭和4・3・15夕 「情婦斬り事件陪審裁判第二日…廷内頗る静粛」
- 13 「函館毎日」昭和4・3・15 「犯行は殺人未遂と検事は陪審員に説明、被告の行為は」
- 14 「函館毎日」昭和4・3・15 「裁きを前へに親切な裁判長の説明約一時間に亘り諄々と説明」
- 15 「函館日日」昭和4・3・15 「検事の求刑通り八ヶ月の言渡傷害罪となったY T留吉」
- 16 「函館新聞」昭和4・3・15 「藤岡検事立って被告の殺意を力説弁護士は被告の殺意を否認す」
- 17 「小樽新聞」昭和4・3・15 「千葉巡査は被告に不利な証言…井上警部補も同様」
- 18 「函館毎日」昭和4・3・16夕 「情婦斬り被告に懲役八ヶ月を求刑藤岡検事正の峻烈な論告」
- 19 「函館新聞」昭和4・3・16夕 「被告の行動は体刑に値すと極論し検事懲役八ヶ月求刑」

- 20 「北海タイムス」昭和4・3・16夕 「函館の陪審裁判然らずと答申」
- 21 「函館毎日」昭和4・3・16 「陪審裁判は傍聴者の眼にどんな風に写ったか」
- 22 「北海タイムス」昭和4・3・16 「函館陪審判決は懲役八月」
- 23 「小樽新聞」昭和4・3・16 「いよく検事の論告、函館陪審裁判」
- 24 「東京日日北海道権太版」昭和4・3・16 「函館初陪審、懲役八月の判決…陪審員殺意を否認」
- 25 「函館毎日」昭和4・3・17 「初舞台としては先づ出来と初陪審の重荷を下ろして藤岡検事正語る」

## ② I T 勝三郎 (殺人未遂被告事件昭和7年5月25日判決)

○事件の概要 被告人 I T 勝三郎 (三八) は、大正一三年に現在の内妻 A D マサ (二九) と内縁夫婦関係を結んで、爾来同棲し二人の女兒も出生していたが、昭和六年一二月に至って、些細のことから仲違いを生じ、マサは勝三郎方を出て、女友達の K G ユミ方の身を寄せ、この間大森海岸の鰯(するめ)漁業に日雇出稼ぎをしていたが、被告人はこれを、K G ユミがマサに情夫を取持ち、マサはその情夫とユミ方に寝泊まりしていると邪推し、憤慨して同月二四日午前九時頃、自宅で焼酎五合を飲んだ上、K G ユミ方に至り、奥座敷六畳間にマサと枕を並べて就臥中の K G ユミをマサの情夫と思い頭部顱丁部咽喉部の三ヶ所に所持の鰯裂き包丁で斬り付け、重傷害を負わせた。

被告人は、公判では殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問「傷害の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役一年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役一

年未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「函館日日」昭和7・5・23夕「明日の陪審裁判、午前十時から開廷さる傍聴券六十枚を發行」
- 2 「函館日日」昭和7・5・24夕「陪審員紋服姿で、傍聴人は寿し詰め物珍らしい興味を惹いた」
- 3 「函館毎日」昭和7・5・24「愈々あす陪審公判、法廷はけふ大掃除大混雑を予想して傍聴券」
- 4 「函館毎日」昭和7・5・25夕「厳肅な宣誓を終へ、けふ陪審公判開く殺人未遂か傷害か」
- 5 「函館新聞」昭和7・5・25「陪審員緊張して審理の経過に注目、けふ函館第二回陪審」
- 6 「函館日日」昭和7・5・25「殺意から刺したかの主問に然らずと答申…殺意なしと答申」
- 7 「北海タイムス」昭和7・5・25「情婦と感違ひ人妻を斬る、未練男の陪審裁判」
- 8 「小樽新聞」昭和7・5・25「痴情の殺人未遂、函館の陪審公判」
- 9 「函館毎日」昭和7・5・26夕「検事の論告に対し三弁護人痛烈に反駁緊張せる第二回陪審」
- 10 「函館新聞」昭和7・5・26夕「陪審員の答申被告を喜ばず、殺人未遂然らず傷害然り」
- 11 「函館新聞」昭和7・5・26「懲役一年の判決、傷害と認定されて、陪審公判幕をとづ」
- 12 「北海タイムス」昭和7・5・26「函館の殺人未遂、陪審員は殺意を認めず」
- 13 「北海タイムス」昭和7・5・26「人違ひの刃傷、懲役一年求刑」
- 14 「小樽新聞」昭和7・5・27「陪審の勝三郎に然らずの答申、懲役一年の判決言渡」

### ③〇〇國治郎・A B勝治（通貨偽造被告事件昭和8年3月4日判決）

○事件の概要 被告人〇〇國治郎（三六）及同A B勝治（三三）は、共同して昭和六年一月初旬函館市□□町においてS G美術社なる名義の下、石版印刷業を開業したところ、右開業成績予期に反し、経営日を追うて困難となり、負債の支払に窮するに至りたる結果、

これが打開策として行使の目的を以て、昭和七年七月二〇頃より同年九月二日までの間に、前記S G美術社内において石版ゼラチン突針ベニガラ各種インキ模造紙等を使用し、石版印刷の方法に依り、日本銀行発行に係る拾円兌換券二百二十七枚を偽造した。

被告人兩名は、公判において通貨偽造の点は認めたが行使の点は否認した。審理を終わりに、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「行使の目的を以て通貨を偽造した事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、被告人兩名に各懲役三年を求刑し、裁判長は合議の上、被告人〇〇に懲役二年六月、被告人A Bに懲役二年の判決を言渡した。

被告人兩名は上告したが、昭和八年六月二一日、大審院は上告を棄却した。

- 1 「函館日日」昭和8・2・14夕「贋造紙幣事件は陪審に附する行使の目的を否認したので」
- 2 「函館新聞」昭和8・2・15夕「紙幣贋造事件、陪審公判と決定…けふ公判中止さる」
- 3 「北海タイムス」昭和8・2・15「贋紙幣一味、函館で陪審公判に」
- 4 「小樽新聞」昭和8・2・15「函館の偽造事件両被告、陪審で開廷」
- 5 「函館日日」昭和8・2・28夕「第三回目の陪審公判〇〇・A B両被告人うなだれて悄然出廷」
- 6 「函館毎日」昭和8・3・1夕「大法廷を埋めた傍聴者けふ陪審公判開く…〇〇一味の贋札事件」
- 7 「函館日日」昭和8・3・1夕「被告を泣かせた老母涙の証言傍聴席からもすゝり泣きの声」
- 8 「函館新聞」昭和8・3・1夕「紙幣偽造事件陪審公判開かる…裁かるゝ〇〇一味」
- 9 「函館毎日」昭和8・3・1「贋札事件陪審公判（夕刊続報）検事の追究、〇〇窮す」
- 10 「函館新聞」昭和8・3・1「紙幣偽造事件の公判、〇〇苦しい答弁」

- 11 「北海タイムス」昭和8・3・1 「ニセ札陪審裁判、赤字埋め美術社事件」
- 12 「小樽新聞」昭和8・3・1 「函館偽造紙幣の公判」
- 13 「函館毎日」昭和8・3・2夕 「行使の目的で贋造、陪審員の答申は然り」
- 14 「函館新聞」昭和8・3・2夕 「陪審員の答申、犯罪事実を認む：贋札事件の公判」
- 15 「小樽新聞」昭和8・3・2夕 「函館偽造被告の苦しい答弁、両名に懲役三年求刑」
- 16 「函館新聞」昭和8・3・2 「陪審公判、言渡は四日、贋札事件結審す」
- 17 「函館日日」昭和8・3・3夕 「紙幣偽造に嘆願書出る」
- 18 「函館日日」昭和8・3・4夕 「紙幣偽造事件けふ言渡〇〇二年半、A B二年、両被告人直ちに上告」
- 19 「函館毎日」昭和8・3・4 「贋幣事件犯人に減刑歎願」
- 20 「函館新聞」昭和8・3・5夕 「贋札使ひにけふ判決〇〇・A Bに懲役言渡し、両名不服上告」
- 21 「函館毎日」昭和8・3・5 「贋札事件の〇〇二年半の懲役、A Bは懲役二ヶ年」
- 22 「小樽新聞」昭和8・3・6 「函館の紙幣偽造に懲役、両被告共控訴（注、上告）」
- 23 「北海タイムス」昭和8・3・7 「ニセ札の判決」

(三) 旭川 陪審公判に関する報道

① KM金作（殺人未遂被告事件昭和3年11月25日判決）

○事件の概要 被告人KM金作(三三)は、礼文郡□□村KB與太郎方にKF運送(株)漕部解夫として雇われていたところ、昭和三年九月一六日、同社二階解夫寢室において同僚KS武外数名と共に飲酒した後、茶の間において些細のことから右KSと口論し同人より殴打されるや、一〇畳の間に避けたがKSより追跡されて殴打足蹴りにされ、物置外側に

逃れたがKSより殴打され取っ組み合いとなった所、FT外一が兩人を引き離したが、被告人は憤慨の余り鉄棒を取ってKSに投げ付けたが果たさず、FTの誘うまゝ二階解夫寢室に至り事なきを得た、その後、被告人は茶の間に出たがKSから殴打され、二階梯子段下に押さえつけられ殴打足蹴りにされるなど、KSの執拗な態度に憤慨し鉞を手にするや、殺害の結果を予知しながら鉞を振りかざしてKSの前頭部に切りつけたが、治療日数約四週間を要する裂創を負わせたに止まった。

被告人は、警察、検察では殺意を認めていたが、予審第二回訊問から殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問「傷害の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役一年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役八月の判決を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和3・11・17 「旭川初の陪審公判、□□の殺人事件で」
- 2 「旭川新聞」昭和3・11・23 「あす本道最初の陪審裁判傍聴者殺到を予想して五十枚限り傍聴券発行」
- 3 「北海タイムス」昭和3・11・25夕 「本道最初の陪審裁判、今日旭川地裁で開廷」
- 4 「小樽新聞」昭和3・11・25夕 「本道最初の陪審裁判、□□の殺人未遂事件」
- 5 「旭川新聞」昭和3・11・25 「□□の漁夫殺しを組上に、本道最初の陪審裁判：開幕」
- 6 「北海タイムス」昭和3・11・25 「旭川の陪審公判（夕刊続き）被害者の証人が曖昧な証言」
- 7 「小樽新聞」昭和3・11・25 「頭を割られて前後を忘れたか証人調べに裁判長突っ込む」
- 8 「東京日日北海道権太版」昭和3・11・25 「本道最初の陪審裁判、□□村殺人未遂事件」
- 9 「北海タイムス」昭和3・11・26 「陪審裁判、求刑一年に対し八月を判決」

10 「東京日日北海道樺太版」昭和3・11・27 「陪審の結果、懲役八ヶ月殺人未遂罪も傷害罪に変わる」

### ② Y米作（殺人未遂被告事件昭和4年4月22日判決）

○事件の概要 被告人Y米作（三三）は、僅かの前借に縛られて土工部屋から土工部屋へと転々とする流浪の身をはかなみ、一夜遊興した旭川市NJ遊郭HF M娼妓久栄事TBキクエ（二二）を道連れに心中しようと、昭和三年一月一三日朝、熟睡中のキクエの頸部を、自己の兵児帯を以て絞めたが、家人に発見されてキクエを仮死の状態に陥らせたのみで、殺害の目的を遂げることができなかった。

被告人は、殺害を認めて居たが、公判では殺害行為を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問一「自己の意思により殺害行為を中止した事実」、補問二「傷害の事実」について、評議、評決して答申するように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問一に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役四年を求刑したが、裁判長は合議の上、懲役二年の判決を言渡した。

- 1 「旭川新聞」昭和4・3・15 「二回目陪審はNJの無理心中か：予審も近くに決定」
- 2 「小樽新聞」昭和4・3・18 「旭川殺人未遂事件の公判」
- 3 「旭川新聞」昭和4・4・9 「悲観したタコ女郎を絞める、NJ遊郭の無理心中」
- 4 「旭川新聞」昭和4・4・14 「無理心中の陪審公判、陪審員の人選終る」
- 5 「旭川新聞」昭和4・4・22 「無理心中を俎上にけふ二回目的陪審裁判：傍聴券を出して混雑を整理」
- 6 「旭川新聞」昭和4・4・23 「陪審裁判に相応しい、NJの無理心中事件被告は知らぬ存ぜぬ」

- 7 「北海タイムス」昭和4・4・23 「春あさく、無理心中の陪審裁判開く流浪の土工が廊の兇行」
- 8 「旭川新聞」昭和4・4・24 「殺さうとして途中で止めた陪審員の答申に依って、殺人未遂で二年」
- 9 「北海タイムス」昭和4・4・24 「旭川無理心中陪審裁判、意思中止による殺人未遂」

### ③ FS喜作（強盗傷人被告事件昭和4年12月17日判決）

○事件の概要 被告人FS喜作（三三）は、淋病に罹ったが治療費の調達に窮していた折柄、昭和四年九月一五日、隣家のMB勝次郎が米を売ってその代金を持って居ることを知り、これを奪取しようと企て、同日夜一二時頃、成金帽子を眉深かに被って懐中電灯を携え、表口から屋内へ侵入し先ず茶の間の電灯を取外し、同室及び表板間等を捜したが、金が見当たらないため、暫く玄関手前土間にあった薪の側に座っている内、翌一六日午前二時頃、勝次郎が奥六畳の寝室より便所に行き、右板間に帰って来たので、突然右手を以て同人の胸倉を捕らえ、左手首を握って同人に対し「今朝の金を渡せ」と迫ったが、勝次郎が米代金は他に渡し今は一文もないと拒絶したので「金を出さなければ命がないぞ」と脅迫したが、勝次郎は泥棒々と連呼して助けを求めたため、後ろにあった雑箱の上にあつた手鳶で、勝次郎の左手を殴打左腕関節に打撲傷を、左右手背部に擦過傷、左足指拇尖部に皮膚剥離を与え、治療二週間を要する障害を与えた。

被告人は、公判において強盗を否認し金を貸して欲しいとお願いをしたと供述し、被告人の父親は被害者とは五〇円出して示談を纏めたという。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「強盗傷害の事実」、補問一「窃盗し、逮捕を免れるため傷害を与えた事実」、補問二「単なる窃盗の事実」、補問三「単なる傷害の事実」について、評議し

て答申するするように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問一に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は、懲役五年を求刑し、裁判長は合議の上、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「小樽新聞」昭和4・12・1 「強盗でないと言張る、結局陪審か」
- 2 「北海タイムス」昭和4・12・7 「鷹栖の示談強盗、強盗の点を否認、陪審裁判になる」
- 3 「旭川新聞」昭和4・12・15 「鳶口強盗で三回目の陪審裁判、傍聴券で混雑を整理」
- 4 「北海タイムス」昭和4・12・15 「鷹栖の強盗傷人は陪審公判として、明日旭川地裁で」
- 5 「旭川新聞」昭和4・12・17 「強盗には入らぬ、金を借りに行つた…きのふ久しぶりの陪審裁判」
- 6 「北海タイムス」昭和4・12・17 「強盗の被告が小声で否認：懲役五年判決」
- 7 「小樽新聞」昭和4・12・17 「殺すぞと脅した覚えは無い、…旭川強盗傷人公判」

#### ④NM外五郎（強姦致傷被告事件昭和14年9月29日判決、懲役4年・未決勾留60日算入）

○事件の概要 被告人NM外五郎（五七・精米所雇人）は、近所の娘に強姦致傷を加えた。

- 1 「小樽新聞」昭和14・9・30 「暴行漢へ重刑」

#### （四）釧路 陪審公判に関する報道

#### ①YD勇（放火被告事件昭和4年5月16日決定）

○事件の概要 被告人YD勇（二七）は、実兄清司の病氣療養費及び自己の営業資金の欠乏の結果、多額の債務を負担し債権者より督促を受け、百方金策に奔走しても意の如くならないので、昭和三年一月二九日、兄清司所有の十勝国中川郡□□村所在空屋に火災保

険を付した上、これに放火し焼燬して保険金を騙取し、これを以て債務を弁済しようと企て同日金千円の保険契約を締結し、即時第一回の保険料を払込んだ上、同日釧路駅発列車に搭乗し止若駅に下車し、同市街地において蠟燭を買求め茂岩市街地に至り、その夜同地HD料理店に登楼遊興の後同家に宿泊し、翌一月三〇日午前三時三〇分頃、密かに同家を立出で前記清司所有の空屋に、前に買い求めた蠟燭に自宅より携帯した燐寸を以て点火し、これを表入口にあつた藁束に挿入し放火し、KI秀次がその一部を借受け現住する同家屋及清司が該家屋の一部に蔵置した同人所有の家財を焼燬した。

被告人は、放火について自首していたが、公判では放火の範囲及び行為を否認した。審理を終わりに、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火の事実」について、評議、評決して答申するするように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審に付する決定を下した。

- 1 「北海タイムス」昭和4・5・4夕 「釧路で最初の陪審裁判、□□村の放火被告事件」
- 2 「北海タイムス」昭和4・5・16 「釧路地裁の初陪審、放火事実を被告は極力否認」
- 3 「北海タイムス」昭和4・5・18夕 「釧路の陪審然らずと答申裁判長不当と認め更に公判を再開」
- 4 「小樽新聞」昭和4・5・18 「本道に珍らしい陪審員の解散、釧路の納豆屋の放火事件」
- 5 「東京日日北海道権太版」昭和4・5・18 「陪審員を解散、釧路の放火事件」

#### ②YD勇（放火被告事件昭和4年7月11日判決）

○事件の概要 本件は①事件の再陪審事件である。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火の事実」について、評議、評決して答申するするように命じた。

陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役四年未決勾留二〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「小樽新聞」昭和4・7・10 「十数名の証人調べ、釧路陪審裁判」
- 2 「小樽新聞」昭和4・7・11夕 「釧路放火の第二回陪審、十日も続行」
- 3 「北海タイムス」昭和4・7・12 「疑問の放火事件然りと答申、第二回陪審公判にて」

#### ③KH彦三郎（殺人未遂被告事件昭和4年11月25日判決）

○被告人KH彦三郎（六四・無職）は、被告人の実子チヨを内縁の夫HT悦郎が虐待したのと、HTに委託した建物売却代千円の内五百円が滞ったところからHTを憎み、昭和四年九月六日午後一時頃石工用タタキでHTの額を二回殴打して重傷を加えHTが絶命したと思ひ、自分は刺身庖丁で咽喉を刺し自殺を計ったが果たさなかった。被告人は、公判廷で酒を飲んでいたので殺す気で殴ったかはっきりしないと殺意を否認し、手元不如意で自殺しようとしたと供述した。

審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」、別問「心神喪失の事実」について、評議、評決して答申するするように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」、別問に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択した。検事は懲役二年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役一年の判決を言渡した。

- 1 「小樽新聞」昭和4・11・26 「酒の上の事で殺意は無かつた自殺は先きに考へてみた」

- 2 「小樽新聞」昭和4・11・28 「傷害罪として懲役一年、帯広川原の陪審裁判」

#### ④YU梅治（放火被告事件昭和7年11月25日決定）

○事件の概要 被告人YU梅治（三五）は、帯広刑務所支所に看守として勤務していたが、予てから反感を抱いていた看守部長が、同人を外勤から内張りへと役替えして外勤手当を奪つたものと邪推した結果、昭和七年六月一二日午前二時頃、第二懲役場に放火し、同夜当直監督の立場にあるII看守部長を、その責任上免官させようと謀つた。

被告人は自白していたが、公判では放火を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火の事実」について、評議、評決して答申するするように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択せず、再陪審に付する決定を下した。

- 1 「北海タイムス」昭和7・10・25夕 「帯広の放火看守、近く陪審公判に！」
- 2 「北海タイムス」昭和7・11・7 「前帯広刑務所看守の放火事件実地検証犯人YUは陪審請求」
- 3 「北海タイムス」昭和7・11・14 「元看守の陪審公判、十六日釧路で」
- 4 「東京朝日北海道権太版」昭和7・11・17 「陪審公判へ、帯広刑務所放火の看守」
- 5 「小樽新聞」昭和7・11・27夕 「事実しらべに放火を否認、帯広刑務支所の元看守」
- 6 「小樽新聞」昭和7・11・27 「恨みの放火看守に、然らずの答申…裁判長、更新と宣言」
- 7 「東京日日北海道権太版」昭和7・11・27 「陪審やり直し、帯広看守の放火事件」
- 8 「北海タイムス」昭和7・11・28 「然らずの答申で放火看守再陪審へ」



⑤ YU梅治（放火被告事件昭和8年1月28日判決）

○事件の概要 本件は④事件の再陪審事件である。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「放火の事実」について、評議、評決して答申するよう命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役一二年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役八年未決勾留百日算入の判決を言渡した。

- 1 「小樽新聞」昭和7・12・16 「帯広刑務所へ放火の実地検証、再陪審のYU看守」
- 2 「北海タイムス」昭和8・1・27夕 「謎の放火事件再陪審開く、被告頭から否認づめ」
- 3 「釧路新聞」昭和8・1・27 「刑務所放火事件の再陪審公判開く、：慎重な審理振り」
- 4 「小樽新聞」昭和8・1・27 「帯広放火看守の裁き、拷問に無実の自白犯人は自分でない」
- 5 「釧路新聞」昭和8・1・28夕 「けふ午前中掛つて証人調べを完了刑務所放火事件の第二日」
- 6 「釧路新聞」昭和8・1・28 「被告の心理を具さに解剖した名論告：法定只水を打った静けさ」
- 7 「釧路新聞」昭和8・1・29夕 「再陪審は然り：検事一二年求刑」
- 8 「北海タイムス」昭和8・1・29夕 「然りの答申に、放火看守は有罪再陪審で無罪くつがへる」
- 9 「釧路新聞」昭和8・1・29 「YU看守に懲役八年判決：淋しげな微笑」
- 10 「北海タイムス」昭和8・1・29 「放火看守は懲役八年」
- 11 「小樽新聞」昭和8・1・29 「やり直しの陪審は、然りと答申す放火看守に十二年求刑」
- 12 「東京日日北海道樺太版」昭和8・1・29 「放火元看守懲役八年言渡り直し陪審で決定」

⑥ KM次信（殺人被告事件昭和15年5月21日判決）

○事件の概要 被告人KM次信（三六）は、昭和一四年九月二五日、妻を奪われたのを怨みに思い、九尺余の竹槍を以て相手方の北見国常呂郡□□村ND吉五郎（五九）を刺し殺し、その場に居合わせた吉五郎の四女君子（二〇）を傷つけた。

被告人は、公判で殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、評議、評決して答申するよう命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役二年執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「北海タイムス」昭和15・5・22 「十年ぶりで陪審裁判、北見の殺人事件」
- 2 「北海タイムス」昭和15・5・23 「遠軽の殺人に情けの判決」

(五) 樺太 陪審公判に関する報道

① AB益吉（殺人被告事件昭和3年11月6日判決）

○事件の概要 被告人AB益吉（三三）は、大正一五年五月、妻スガと高知県吾川郡から樺太に移住し、野田郡□□村において農業に従事中、昭和三年五月負債整理のため郷里に赴いた処、スガは被告人の不在に乗じ、同村MM爲吉と姦通したが、被告人は郷里より帰宅後間もなく勤務演習のため旭川歩兵連隊に入営し、同年九月三日帰村したが、スガは爲吉方に行き夜帰来したため、尚醜関係を継続するものと思惟し、憤怒してスガを殴打したので、スガは翌四日家出した、被告人はその翌日朝、爲吉方に行きスガを訊ねたが、爲吉は炭焼き小屋へ出掛け、スガも姿を隠したことを知り、午前九時頃爲吉の跡を追い、右

炭焼き小屋に至りスガを返してくれと交渉したが、爲吉は話の分かるまでは返せないと峻拒し、被告人がスガと共に逃げると云うと、爲吉はスコップを振り上げ打ち掛かってきたので、被告人は偶々傍らにあった鉋を見て、俄に殺意を生じ、その鉋を以て爲吉に斬り付け、その頭部に五ヶ所何れも、頭蓋骨を割断する創傷と背部及び腰部に各一ヶ所の皮膚創を被らしめ、脳質損傷及び出血により即死させた。

被告人は、事件後直ぐに自首したが、公判では殺意を否認した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」について、評議、評決して答申するするように命じた。陪審員は評議の上、主問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役二年・執行猶予三年の寛大な判決を言渡した。

- 1 「樺太日日」昭和3・11・6 「樺太最初の陪審裁判、被告は姦夫殺し陪審員からも被告に質問」
- 2 「樺太日日」昭和3・11・7 「陪審裁判続行さる、証人調べに五人を召喚した後」
- 3 「東京日日北海道樺太版」昭和3・11・7 「樺太最初の陪審裁判、五日第一回開く」
- 4 「樺太日日」昭和3・11・8 「陪審裁判の模様、姦夫殺しの公判、傍聴席は割れる様」
- 5 「樺太日日」昭和3・11・8 「姦夫殺し帰村、姦婦が駅まで見送り夫に梅香餅など馳走す」
- 6 「北海タイムス」昭和3・11・8 「姦夫殺しに執行猶予の判決、検事の求刑懲役三年」
- 7 「東京日日北海道樺太版」昭和3・11・8 「樺太陪審裁判、懲役二年の判決但し三年間執行猶予」
- 8 「樺太日日」昭和3・11・9 「陪審裁判の模様、姦夫殺しの公判、陪審員長から答申」

## ② N M 善藏（専属殺人被告事件昭和9年5月9日判決）

○事件の概要 被告人N M 善藏（四九）は、高等小学校を卒業すると間もなく、父に死別（二六歳の時）、其後郵便局員、役場の書記、小使、臨時雇員等々下級な月給取りとして、樺太及び北樺太等に生活し、当時は□□町に在って、実母キクノ（六八）と二人暮らしであった、昭和八年九月一七日頃、母が火傷を負った（両腕、ヒジ、腹部等に治療相当日数を要する）その頃の被告人は酒を飲み、母に向かつて「死んだ方が良い」なぞ口走り、随分やけになっていた、また母も老いてグチを云うようになっていた、被告人はその月末、林務所署の臨時職員を解かれて失職し貧困に苦しんだ、一〇月一三日頃、母の治療費として借り受けた金一〇円を母が外出の際紛失したので、懊悩は一層加わり、母さえ死ねば苦しみが多少でも軽くなると思ひ、一六日午前零時半頃、メリンス細紐及び兵児帯を以て母を絞殺した。被告人は、予審などでは殺害を自白していたが、公判では火傷に苦しむ母から頼まれて絞殺したと主張した。審理を終わり、裁判長は説示の上、陪審員に対し、主問「殺人の事実」、補問「囑託殺人の事実」について、評議、評決して答申するよう命じた。陪審員は評議の上、主問に「然らず」、補問に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は懲役五年を求刑し、裁判長は陪席判事と合議の上、懲役五年の判決を言渡した。

- 1 「樺太日日」昭和9・3・29夕 「実母殺し陪審公判、五月八日開廷に延期」
- 2 「樺太日日」昭和9・5・8 「火傷に苦しむ実母を見るに忍びず絞殺、今日陪審公判」
- 3 「樺太日日」昭和9・5・9夕 「母から頼まれ仕方なく殺した、N Mは飽迄犯意を否認」
- 4 「樺太日日」昭和9・5・9 「飽くまでも頼まれたと陳述、満廷水を打った緊張振り」
- 5 「樺太日日」昭和9・5・10夕 「答申の重点は殺意の有無一時間に亘る松田検事の論告」

6 「樺太日日」昭和9・5・10「苦悶の後を認めぬ、絞殺された老母の顔、湯村弁護士」

## 七 陪審公判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第7巻第10号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行一周年記念号(第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された札幌控訴院検事長安達駿三郎、札幌控訴院長成田惟忠、札幌地方裁判所検事正男庭善之助、札幌地方裁判所検事村上雄治、札幌地方裁判所部長谷忠治、樺太地方裁判所検事長若林祐三郎、樺太地方裁判所検事正堀井治一郎の感想、ならびに前掲『法曹公論』に掲載された「陪審法と新民事に対する法曹の声」の中、札幌、小樽、函館の弁護士達の感想を収録した。

(注)全国の判事・検事・弁護士の感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(『法學セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

### 1 札幌

#### (一) 判検事の感想

#### ① 「陪審裁判の実績に就て」

札幌控訴院検事長 安達駿三郎

科学の進歩に伴ひ各方面の分業益微細に亘る時に際し我帝国は陪審法を制定し民衆をして裁判事務に参与せしめたるを以て其実施の成績如何は朝野法曹の均しく掛念せし所なり成法を非議するは職責の許さざる所殊に親しく其職務に当らずして妄評を試むるは聊か妥当を欠ぐの感なきにあらずと雖法曹会主宰者の要求に依り所見の一端を述べん。

陪審法の制定は果して民衆の要望せし所なるか実施後の状態を觀れば請求陪審事件は全国未だ審判せられしを聞かず法定陪審事件と雖被告人より陪審手続を辞退するもの多く札幌控訴院管内も各地方裁判所共一件若くは二件を審判せしに過ぎず此統計は民衆の陪審裁判に対する信用を卜するに足ると信ず然るに当控訴院管内に於ける陪審法廷の状態を近きは実見に依り遠きは既済記録の調査に依り觀察するに各陪審員は孰れも熱誠其職務に従事し其評決も概ね妥当なりしと思考せらる殊に都会に居住し比較的智識階級に属する陪審員の参加せし場合には評決其当を得たるを見る又陪審員に於て否決の評決を為したる案件は裁判長の審問徹底を欠ぎ事実の全般が法廷に頭はれざりし感あり故に陪審法第二十七条に規定せる地方裁判所長が陪審員を抽籤す可き市町村の順序は之を適當に定め陪審員中都会に居住する者を必ず参加せしむるの途を講ずるの必要あり又被告人証人の訊問に際しては訴訟記録を一読せざる者をして事実關係を了解せしむる必要あることを念頭に置き事件の内容を法廷に表頭する様審問を為すの必要あり殊に事実の争点に直接關係なき証人を訊問する場合には何故に其証人を喚問せしか他の証人の供述又は被告人の供述と如何なる關係ある為なるかを陪審員をして明瞭に理解せしむる様徹底的に訊問するの必要ありと思考す若し此点に留意せず多数の証人を喚問するときには徒に事実關係を複雑ならしむるに止り陪

審員をして倦怠を来さしめ事実の判断に苦ましむるに至らん又検事の論告捜査の改善司法警察官吏の態度改良に付多少の意見あるも字数の制限に達するを以て他日に譲ることゝせり。

## ② 「感想」

札幌控訴院長 成田 惟忠

札幌控訴院管内では陪審が始まつてから札幌地方裁判所で二件、函館地方裁判所で一件、旭川地方裁判所で二件、釧路地方裁判所で一件、樺太地方裁判所で一件だけ陪審事件があつた。其中釧路の裁判所の一件は放火事件であつたのですが、最初の陪審では然らずとの答申があつて、再陪審に付せられて、共再度の陪審で結審したやうです、さうして是は矢張り陪審で然りと云ふ評決があつて懲役四年かの言渡があつたのであります。其位のこと法定の陪審事件として公判に付せられたるものも辞退するものが大分ある、今此件数は頭に残つて居りませぬが比較的陪審となるのが少い、又請求陪審と云ふものは之れに該当する事件は大分あるのであるが、是も請求になるものは殆んど無いと云ふやうな有様であります、そこで最初陪審法を施行せられる時の予定の件数に比較して實際陪審となる事件数が甚だ少い、此点は予期に大に反して居るやうに思はれる、何ぜ此請求陪審が少く又法定陪審を辞するものが多いのであらうかと云ふ理由に付ては大に研究を要することゝ思ひまするが、之に付ては既に他の院長各位からそれゝ詳しく御話があつたらうと思ひまするし又時間も無いから私は之れを述べることは止めにして置きます。去七月一日の日本陪審新聞に「陪審先覚者の失望」と題する論説が掲載されて居るのを見て私も稍々感を同ふして居るやうな訳であります。どうも陪審は今日の結果から見れば我國民性に余り適合して居ないのではあるまいかと一寸疑念を抱いて居るやうな次第である、陪審事件の審理

に關係しては色々所感もありますけれども、それ等のことは余り管々しくなるから、さう云ふ方面は略して、唯所感のほんの一端を述べて是れで御免を蒙むることゝする。

## ③ 「雑感」

札幌地方裁判所検事正 男庭善之助

陪審法実施以来当地方裁判所に於て開廷せる陪審公判は僅に二件に過ぎないのであるから別段深き感想とてもないが一寸頭に浮びたる二三を挙ぐれば

一、陪審員の態度真摯にしてよく審理に注意し一意専心事実の真相を捉ふる事に力めらるゝは全国的に一致するところにして大に喜ばしき事である此の美風は永久に持続する事を望みて止まないし如何に陪審員が熱心であるからとて余りに審理弁論を強行し深更に及ぶが如きは如何なるものであらうか尤も事件によりては一日の内にさつさと片付け立派な答申を求め得る事件もあらうが複雑したる事件になると長時間の審理弁論は陪審員の頭を疲労せしめ適切なる判断を下す事が出来ない虞れありはすまいか成程陪審員の為めにも裁判所の為めにも極めて迅速に終了することは望ましき事なれども余りに取急いで頭脳の混乱を来さしむるが如き事は考へなければならぬ当裁判所に於て三日間開廷せる某放火事件は少し複雑せるを以て三日間を要した而して二日間は被告人証人の訊問等に止め三日目は検事及弁護人の弁論裁判長の説示を清新なる頭を以て聴て貰ひたるに其の結果は宜かつた様に思ふた。

二、陪審員は各種の人を網羅衆智を集める様にしたいものである官吏もあり銀行員もあり会社員もあり農業もあり商業もありと云ふ風に陪審法第二十七条によれば地方裁判所長は陪審員の抽籤に付予め市町村の順序を定め置く事になつて居るから其順序の定め方により各種の陪審員を選定する事が出来よう各種の陪審員中には学識経験のあるものもあ

るから濫りに他人の説に雷同する事なく又感情論に動かさるゝ事なく事実の真相を捉へ適切な答申をする事が出来る。

三、被告人が警察検事予審と綺麗に自白しながら公判に於て絶対否認する口実としては警察官の拷問に依ると云ふのが十の十迄と云つても差支ない不幸にして如斯事が絶無であると断言は出来まいか自白したる総ての事件が悉く然りと云ふ如き事があらう筈はない被告人が其罪責を免れんがために警察拷問を主張するし其立場として無理からぬ事でもあらうが若し堂々たる辯護人が深く其真相を極めずして被告の言を口移にし左も実見したるが如く高調し我国警察権の威信を害し陪審員の頭脳を攪乱せんとする如き事あらば実に憂うべきものにして弁護人のために甚取らざるところである法廷の戦術と云へばそれ迄だが戦術も少し綺麗なものにして欲しい。

#### ④「陪審裁判を顧みて」

札幌地方裁判所部長 谷 忠治

陪審法実施せられて茲に一年未だ其期間短く十分なる経験を得ないけれども施行の当初果して能く陪審は事件に対し適正な答申を与へ得るであらうか陪審員は出廷を嫌悪するとはなからうか等種々重大な疑問があつたけれども此一年の実績に徴し殆ど是等は杞憂に過ぎなかつた程答申の結果も出廷率も良好であつた当裁判所に於ては陪審を更新したるもの一つもなく出廷率は約九割で其成績の良好を示して居る。

当裁判所に於て昨年十月一日実施以後本年七月末迄に陪審事件として受付けたのは法廷陪審事件十四件であつたが此の中予審以来犯罪を否認したるもの殺人事件で一件公判に来て否認したるもの殺人事件で一件放火事件で一件其他は総て予審公判共に犯罪を認めたもの許りであつた、右犯罪を否認した殺人事件は何れも殺意の点を否認して居たのみで一件

は事件を大袈裟に取扱はれたくないといふ被告人の希望から陪審を辞退したため実際陪審の下に審理されたのは結局殺人一件放火一件の僅に二件に過ぎなかつた、約一年にして一地方裁判所の陪審事件が僅に二件とは当初の予想を裏切つた最も大なるものであらう、然し其起因するところは国民に陪審制度が徹底せざる為でも又陪審を信頼せざる為でもない右の如く犯罪否認の事件が少い結果法律の要件に限局せらるゝが為である斯の如く徒に公判に於て犯罪事実を否認するものゝ少きは事件に対する検挙又は取調の精密と正確とを物語るものとせば慶すべき現象と云はなければならぬ。

陪審員をして事件の關係を理解せしめ適正なる判断を為さしむるために裁判長の説示の重要な事は勿論である今更申す迄もない且説示は裁判長の才能と伎倆との直接の試金石であるから裁判長が之に全努力を捧げるのは当然である然しながら其基礎たる被告人及証人等の訊問証拠の取調は説示をして完璧ならしむるに一層緊要なりと云はなければならぬ如何に説示が忠実に詳細に巧妙になされても其取調が陪審の脳裡に徹底して居なければ証拠に対する価値判断の表示を許さざる以上審陪は其取捨に惑ひ判断を誤るであらう、既に事実取調の間に於て陪審をして事件の大体に付心証を得せしむる迄に進むならば裁判長は説示に左程の努力を須ひずして十分なる効果を挙げ得るのである此事は放火事件の審理に当り痛感したところであるが本件は未遂に終りたる關係よりして放火事件としては稀に見る証拠の整ふたものであつた、審理の進展するに従ひ事實關係は明瞭にせられたが然し随分複雑した案件であつたので陪審の評議には相当長時間を要すべしと想像した然るに五分を出でさりしには皆一驚を喫したるが之れは恐らく事實審理中に於て既に心証を得たりし為めと想像せられたのであつたのである陪審事件に於ては一層証拠の蒐挙取調の精密が緊

急であることを考へさせられた。

陪審員は比較的法律上の知識に乏しく殊に短時間に於ける説明で十分に之を会得せしむるは困難と考へられて居たが特に殺人事件に於て所謂犯意の認識主義に付で一層此感を深くした少くとも犯人が死の結果を認識して居た事は明瞭なりと思料せらるゝ案件に於ても犯人が之を積極的の目的として居つた事が了解せられなければ陪審は殺意の点に付然りの答申を為さず寧ろ傷害致死の安全地帯に退くの傾向が見受けられる一考を要すべきことにあらざるか。

陪審法実施満一年の記念に当り之を回顧し思ひ浮かびし俛を誌すこと此の如し。

(二) 弁護士感想

① 佳山良三(小樽)

一、我が民族固有の趣向を加味して、陪審制度に改正するの外適作なし。

② 松原佐武郎(北海道)

一、陪審法は、時々中学生等の參觀に供する位、其官舎等は全然腐朽を待つ無用の長物。

政府は財政整理に之等を判検事書記の宿舎に充つる英断雅量なきや。本法施行当初の宣伝劇に高名を轟かさんとして登場したる弁護士諸君、今日尚ほ其の気概ありや。民衆は已に本法を忘れんとして、独り年々陪審員の決定に市町村吏を悩ますのみ嗚呼。

③ 小泉嘉平(小樽)

一、陪審法第四条の規定を廃止し、総ての犯罪に付き、陪審の請求を為し得ることとする。

2 函館

(一) 弁護士感想

① 大平金之助(函館)

一、函館地方裁判所は、同法施行後、陪審に附したる事件一件あるのみにして、陪審法なるものは、全く有名無実価値なきものと信ず。従つて、庁舎及宿舎は只徒に腐朽するに過ぎざるものならむ。

② 松居喜三郎(函館)

一、当地は只一回のみみて、且つ自ら担当せざりしが故、不明なるも、要するに期待せし程の効果なかりし様思はる。

3 旭川

(一) 判検事感想

① 「陪審法第九十五条の理論と実際」

旭川地方裁判所判事 中兼 謙吉

陪審法施行されて茲に第一週年を迎へ様として居る。此の国民的記念日に際し、実例を通して陪審法第九十五条の陪審の更新に関する規定に付愚見を開陳するも亦徒事ならずと思ひ拙文を草する次第である。

一 謂ふ迄もなく陪審法第九十五条は裁判所が陪審の答申を不当と認むるときは幾回となく陪審を更新し得る事を規定したもので陪審の評決が裁判所を拘束しないと云ふ欧米諸国に類例のない我が陪審法の一大特異性を示して居る法文である。然らば此の特色ある規定

が實際の手續上に如何に表現せらるゝであらうか、私は興味の眼を以て眺めて來た一人である。

統計(註一)に依ると陪審法実施以來昭和四年三月迄の陪審事件総件数は七十五件で其の内三件更新せられ而も右の三件は総て一回の更新で終結し孰も陪審の答申が変更せられ裁判所は之を採択したと報ぜられて居る。(註二)此の具体的事實は考察の対象とすべく余りに數に劣しい憾はあるけれ共私には尚意味深き暗示を包含して居るものと思はれるのである。

二 陪審法案が帝國議會に於て審議せられた際第九十五条の規定を中心として多くの論議が闘はされたのであるが、其の一つは此の規定に依ると制限なく陪審は更新せられ得る結果帰結する處を知らざる場合が生ずるではないかと言ふ疑問であつた。多くの議員から此の点に関する質問が為されたのである。成程条文の文字解釈に拘泥すれば將に斯く解せざるを得ないのであるが、然し乍ら右三件の實例は斯る疑問が單なる一片の杞憂に過ぎざる事を示して呉れた。又陪審を幾回か更新するも尚裁判所の意見と陪審の答申とが一致せざる場合に於ける何等かの規定を設けなかつたのは法の不備ではあるまいかと言ふ疑も机上の空論と謂ふべく第九十五条の規定は此の点に於て何等欠ぐる處なき事を右の具体的事例は雄弁に物語つて居る

三 然し特に注目すべき現象は陪審の更新が総て一回で終つて居る事實である。今陪審法を採用して居る諸国の法制を觀るに、陪審の更新を認めて居る國に仏蘭西がある。仏蘭西に於ては刑事訴訟法第三百五十二条に依り陪審が被告人に犯行ありと認められた場合即ち有罪の評決を為した場合に於てのみ裁判所が之を不当と確認したるときは更に新なる陪審の評議に付する事を得る。但し裁判所は第二の陪審の答申には拘束される旨規定せられて居る。

又英吉利に於ては判事が陪審の決定を不当と認むるときは之に再考を命ずる事を得る、然し第二の陪審の決定に対しては更に再考を命ずる事は為し得ない事になつて居る。従つて陪審の更新を為すものではないが裁判所が陪審の答申を不当と認めた場合に於ける救済方法を設けた点に於て同一である。而して英仏兩國共第二の陪審の評決に対し裁判所は拘束されるに反し我が法制は必然不拘束主義を採用して居る事明で彼此の法制上大なる差異あるが如くであるけれ共實際の結果に於ては彼此同一に帰着して居るのである。又陪審法案が議會に提案された際關直彦氏外二名の議員に依り私か前述したと同じ理由を以て第九十五条を陪審の更新は二回に限ると言ふ規定に修正すべき旨の修正案が提出されたのであるが事實に於て右の修正案は通過するもせざるも同一の結果に陥つて居る。

蓋し裁判所に於ける陪審更新の決定が広く言へば、一般國民に対し狭く言へば新陪審員に対し二回以上更新を為す必要な程度に反省を促す強い効力を有する事は更新後の陪審の答申が常に変更せられ、裁判所が之を採択して居る實例に徴し明確にされた處であり、又裁判所に於ても陪審の答申が二回共一致したる場合は反省考慮する處あるべく、且陪審費用が平均三、四百円の多額を要する実情等よりして、法文の解釈如何に拘らず、我が陪審法の実際は二回以上陪審を更新する事はあるまいか。斯る理由よりして實際は理論を無視し我が法制も英仏兩國の法制も同様の経路を歩むものと考へるのである。

四 然し乍ら私は最後に次の如く述べ此小拙文を結び度く思ふ。我が國が欧米諸國に倣ひ、陪審制度を採用した所以は、國民を裁判手續に關与せしめ、司法裁判をして『國民の裁判』たらしめるにある以上、陪審の答申が常に裁判所の意見と一致し、一回にして直ちに民意

が裁判の上に反映する事を理想としなければならない。陪審法第九十五条が實際上適用せらるゝ事絶無となり謂はゞ、無用の規定と化したときこそ我が陪審法が最も其の精華を發揮したときであると。

註一 大審院検事局の陪審手続実施事件結果調（自昭和三年十月至昭和四年三月）に拠る

註二 陪審を更新した三件の具体的内容を示すと次の如くである（昭和四年一月二十一日付刑事局長より送付ありたる調査表と法律新聞とに拠る）

裁判所	件名	問	答申	結果
(一) 水戸	第一回 殺人未遂 第二回 同	主問一、二、三 補問一、二	補問二然り 主問一、二、三然り	更新
				採択
(二) 佐賀	第一回 殺人 第二回 同	主問 補問 別問	補問然り 別問然り 補問然り	更新
				採択
(三) 大分	第一回 放火未遂 第二回 同	主問 補問	主問然らず 補問然らず	更新
				採択

#### 4 樺太

##### (一) 判検事の感想

##### ① 「陪審法実施に関する意見」 樺太地方裁判所長 若林祐三郎

第一 陪審公判に於ける審理時間短縮手段に付て

陪審法の運用上証拠に付同法第七十三条、第七十四条の制限あるも同法第七十五条に依り訴訟関係人の異議なき場合には証拠と為し得るものなるも該異議なしとの申立は公判に至り初て有効に行はるゝものにして公判準備に於ては其手続の規定なきにより裁判長が予審其他に於ける証人の訊問調書を証拠に援用せんと欲する場合に該準備に於て訴訟関係人に対し当該証人を喚問せざるも異議なき旨を確め其旨準備調書に記載（法律上は其効なきも言質の意味にて）なし置き而して其者を喚問せず公判に至りて更に該異議なき旨の申立を為さしむるときは結局其分丈の証人訊問の手数を省き得て公判審理の時間短縮し得べし。

第二 陪審員をして正当の判断を為さしむる手段に付て

公判廷に於て被告人に対し事実訊問着手後例令ば殺人の公訴事件に付被告人は傷害致死なりと供述するや裁判長は陪審員に向ひ這は本件事実の重要なる争点なりと簡潔に云ひ審理を進むるときは陪審員は既に争点を了知し居るより爾後被告人、証人の訊問に付事実の要領を呑込み結局失当の判断を為すこと少なかるべし。

第三 弁論により陪審員の頭脳を惑乱せしめざる手段に付て

同法第七十六条第一項第三項の規定を励行し苟も当該事件の事実及び法律点以外に渉る弁論は嚴重に之を制限せざるべからず兎角他の事件の例を挙げ本案事件と対照比較して弁



論するがために陪審員の頭脳惑乱を来すの虞れあり。(以上)

## ②「感想」

樺太地方裁判所検事正 堀井治一郎

一、昭和三年十一月五、六両日に亘りて行はれたる阿×××なる者に対する姦夫殺事件

右陪審裁判は樺太に於ては最初の事にもあり一体陪審員諸氏は如何なる考を持ち又如何なる態度を持つて之に接するかと云ふ事に付いては懸念に堪へざるものがありました。所が實際陪審員として選ばれたる人々を見るに何れも頗る真面目で豊原地方を始め遠くは本斗、長浜方面から遙々と出向する者もあつたのであります。遠方程出頭率が多く三十一名といふ多数の出席を見交通不便な土地柄としては予想外なる良好の出頭率を示したのは誠に喜ばしく思ふ所でありました。而もいよく之を実施するに及んで其陪審態度の頗る要領を得たるものあるに驚きました。即ち裁判長が被告人の訊問を了へて後陪審員に対し「質問があつたら、する様に」と云はれた時六番陪審員(陪審長となりし人)は「被告人は如何なる劇を好むや」と問ひ又四番陪審員は「被告人は犯行当時酒気を帯び居たるや否や」との質問を發したのであります。更に被害者の頭部の傷は如何なる場合に如何なる態度に依り斬付けられしものなりやと云ふ点に付疑問が生じた時五番陪審員は其兇器たる鉞を手に取つて見て「鉞には右利きの人の使ふものと左利きの人の使ふものにより左刃のものと右刃のものとの二種あるが此鉞は左刃であるがら右利きの人の使ふものである。従つて右利きの被告人が斬つたとすれば其斬付方は証人の云ふ如く上方から振り下したものに相違ない」と云ふ判定を下したのである。此意見の如きは實際私共も知らなかつた新智識で只々其専門的解釈の極めて合理的且つ實際的なのは驚嘆し敬服したのであります。右事件は頗る同情すべき点があつて遂に刑執行猶予の言渡を見るに至りたる程の案件であ

りましたが陪審員諸氏は公平無私能く条理を弁別し事件の真相を捉へ情状は情状として而かも事実の認定を誤らず敢然として所信に従つて終始したのであります。其態度の真摯熱誠なる、其評決判断の公正的確なる真に専門家たる裁判官をすら瞠若たらしむるの概があつたのは只々感激の外はなかつたのであります。かくて右裁判の当初に於て私共の抱いた懸念も單なる杞憂に終つたといふことは新制度の首途に於ける大なる収獲として将来の爲めに意を強うし且つ祝福を禁ずる能はざる所であります。

二、陪審員は十二名乃至十三、四名一団と為り一日乃至数日間所謂詰生活を為すを要するものであるによつて人の嫌忌する疾患者特に結核、慢性皮膚病患者の如きは之を全然欠格者とはなさざる迄も少くとも検事に於て忌避するを適當と認めらるゝが故に予め之が調査を為し置くを可なりと思惟致します。

三、陪審員は無色透明全く白紙にて裁判に臨み厳正公平専ら公判に現れたる各般の証拠に因つて得たる心証に基き評議を遂げ判断を下さねばならぬ。世間の風評や新聞紙の記事等に依つて事件に關し予断を抱いてならぬことは勿論であります。して世間の風評といふ様なものは余り遠方へは伝りませぬから左迄の弊害はあるまいと思ひますが新聞紙に至つては今日如何なる辺土僻陬の地と雖も殆んど到らざる限なしと申しても過言ではありませぬ従つて一旦陪審事件に關する記事が新聞紙に掲載せられますと世人は兎角予断を抱くの憂なきを保せず陪審員亦然であります。故に若し出来得べくんば陪審事件に付ても予審中の事件と同様其内容を新聞紙に掲載せしめざる事にしては如何かと考ふるものであります。

札幌控訴院管内における陪審判を担当した判検事・弁護士は、前記「二・二 陪審判概要一覧表」に掲載した通りである。

ここでは、判検事の履歴を『日本法曹界人物事典』（第2巻～第5巻）、『司法大観』（昭和32年・昭和42年）、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』（日本弁護士協会録事法曹論号外）、『日本弁護士大観』（昭和37年）、『全国弁護士大観』（昭和52年）、『官報』などを中心に紹介した。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「Googleブックス」で検索した。

「Googleブックス」は、「国立国会図書館サーチ」では検索できない、思わぬ資料がヒットすることがある。

なお、『官報』（昭和22年5月3日以降）は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館などにおいて公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない人名や履歴も相当ある。原因は、検索機能がテキスト文書に依拠しているもので、官報の原文から誤ってテキスト文書に打ち込まれた文字がかなりあると考えられる。また、『官報』（昭和27年3月まで）は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、検索機能は付いていないのが不便である。

（注1） 履歴を調査するのに用いた資料の主なものは、次の通りである。

- ① 『帝国大学出身名鑑』（校友調査会・一九三二年一月）。後に、『帝国大学出身人名辞典』第1巻～第3巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録。（以下、「帝国大学出身名鑑」と表記する）
- ② 『大衆人事録』第14版（北海道奥羽関東中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）。後に、『昭和人名辞典』第2巻・北海道・奥羽・関東・中部篇、日本図書センター・一九八七年一月に収録）
- ③ 『人物物故大年表』日本人編Ⅰ・Ⅱ（日外アソシエーツ、二〇〇五年一月・二〇〇六年一月）。（以下、「人物物故大年表」日本人編・平成17年・平成18年と表記する）
- ④ 『日本法曹界人物事典』第1巻～第5巻（ゆまに書房・一九九五年八月）には、第1巻に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月）、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補（帝国法曹大観編纂会・一九二二年一月）、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版（帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月）、第4巻に『大日本法曹大観』（大日本法曹大観編纂会・一九三六年一月）、第5巻に『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月）が、収録されている。（以下、「人物事典」Ⅰ～Ⅴと表記する）
- ⑤ 『司法大観』（法曹会・一九五七年七月、一九六七年七月）。（以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する）
- ⑥ 『日本弁護士大観』（国際聯合通信社・一九六二年二月）。（以下、「日本弁護士大観」昭和37年と表記する）
- ⑦ 『全国弁護士大観』（法曹公論社・一九七七年六月）。『全国弁護士大観』別冊追録（法曹公論社・一九七八年一月）。（以下、「全国弁護士大観」昭和52年・昭和53年と表記する）
- ⑧ 『司法沿革誌』（法曹会・一九三九年一月）
- ⑨ 『続司法沿革誌』（法曹会・一九六三年三月）
- ⑩ 『法務沿革誌』第1巻～第8巻（法曹会、一九六七年三月・一九七四年一月・一九七九年五月・一九八五年五月・一九九三年五月・一九九六年五月・二〇〇三年五月・二〇〇八年四月）。注、第1巻・第2巻は法務大臣官房司法法制調査部
- ⑪ 『裁判所沿革誌』第1巻～第6巻（法曹会、一九六八年四月・一九六九年三月・一九七八年七月・一九八八年七月・一九九八年二月・二〇〇八年三月）。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局
- ⑫ 『法曹会雑誌』（法曹会・一九二七年一月～一九四四年三月）所収の「叙任辞令」欄・「公証人の異動」欄（注、脱落が多い）
- ⑬ 『国立公文書館所蔵 明治大正昭和 官員録・職員録集成』マイクロフィルム版（日本図書センター・一九九〇年一月）

⑭『官報』所収の「叙任及辞令」欄・「彙報」欄

⑮『自由と正義』（日本弁護士連合会発行）所収の「登録・登録換・登録取消」欄

⑯『日本弁護士名簿』明治32年～昭和16年「欠号、明治34年・明治44年・大正11年・大正12年」、『日本弁護士協会録事・法曹公論』号外・日本弁護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館、東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館所蔵、『日本全国弁護士名簿』昭和8年～昭和12年（『正義』号外・帝国弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵）、『大日本弁護士名簿』昭和17年・昭和18年（大日本弁護士会聯合会発行。東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館、法務図書館所蔵）

⑰『日本弁護士総攬』第1巻・第2巻・合本（東京法曹会、一九一一年八月・一九一二年二月・一九一五年八月。後に、『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）

⑱『現代弁護士大観』（丸萬商店・一九三二年二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）

⑲札幌弁護士会史編纂委員会編『札幌弁護士会百年史』（札幌弁護士会・一九八三年七月）

⑳旭川弁護士会編『旭川弁護士物語 旭川弁護士会百周年記念誌』（旭川弁護士会・二〇一七年五月）

㉑釧路弁護士会史編纂委員会編『釧路弁護士会の歩み』（釧路弁護士会・二〇一五年二月）

㉒高野隆之『北海道人名辞書』（北海道人名辞書編纂事務所・一九一四年一月）

㉓金子信尚『第二版 北海道人名辞書』（北海民論社・一九三三年九月）

（注2）弁護士の間歴調査に当たっては、北海道立図書館・札幌・函館・旭川・釧路の各市立図書館のレファレンス・サービスを受けたが、適確に対応して戴き、感謝する次第である。

## 1 札幌

### ① 矢野慎治

●明治五年二月二十七日生、愛媛県越智郡近見村、明治三四年六月明治法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年二月司法官試補・松山地方裁判所詰、明治三八年四月松山地方裁判所判事、明治四〇年三月京都地方裁判所判事、明治四五年三月高知地方裁判所判事、大正二年五月高知地方裁判所部長、大正五年三月五条区裁判所監督判事、大正七年七月大津区裁判所監督判事、大正八年十一月堺区裁判所監督判事、大正一〇年二月丸亀区裁判所監督判事、大正一二年四月姫路区裁判所監督判事、大正一四年七月秋田地方裁判所長、昭和三年六月札幌地方裁判所長（『人物事典Ⅰ～Ⅲ』）、昭和六年三月宇都宮地方裁判所長（『官報』昭和6・3・11）、昭和一〇年二月大審院判事・退職裁判所構成法第八〇条ノ二（『官報』昭和10・2・28）、昭和一〇年五月弁護士登録・宇都宮（『官報』昭和10・5・3）、昭和二七年六月八日登録取消・死亡（『官報』昭和27・7・5）

●「矢野慎治」『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三〇年七月）

### ② 谷忠治

●明治二三年一月二日生、名古屋市東区杉村町、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年三月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正六年一〇月静岡地方裁判所予備判事、大正九年六月東京区裁判所判事、大正一二年一〇月横浜地方裁判所判事、大正一四年七月札幌控訴院判事、大正一四年七月北海道帝国大学農学部講師嘱託、大正一四年八月公証人懲戒委員、昭和二年三月欧米各国へ出張、昭和三年七月札幌地方裁判所部長、昭和五年九月札幌控訴院判事、昭和九年五月札幌控訴院部長、昭和九年一二月名古屋地方裁判所部長、昭和一二年四月名古屋区裁判所監督判事、昭和一四年四月旭川地方裁判所長（『人物事典Ⅱ～Ⅴ』）、昭和一六年四月札幌地方裁判所長（『官報』昭和16・5・3）、昭和一八年三月和歌山地

方裁判所長〔官報〕昭和18・3・29)、昭和二十一年二月大審院部長・退職〔官報〕昭和21・2・22)、昭和二十一年六月弁護士登録・名古屋〔官報〕昭和21・8・13)、昭和二十六年三月八日登録取消・死亡〔官報〕昭和36・4・15)

●「谷忠治」〔《帝国大学出身名鑑》、校友会・一九三二年二月〕、「谷忠治」〔《大衆人事録》近畿・中国・四国九州篇、帝国探偵社・一九四三年九月〕

### ③ 籠倉正治

●明治三十五年二月八日生、福島県石城郡湯本町、大正一五年三月中央大学法律科卒業、大正一五年一月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・札幌地方裁判所詰、昭和三年一〇月札幌地方裁判所判事、昭和四年七月帯広区裁判所判事、昭和五年五月旭川地方裁判所判事、昭和十一年一〇月花巻区裁判所判事、昭和十二年九月盛岡地方裁判所判事、昭和十四年一〇月宮城控訴院判事〔《人物事典Ⅲ》V〕、昭和十八年三月秋田地方裁判所部長〔官報〕昭和18・4・2)、昭和二十二年一月秋田地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24)、昭和二十四年二月兼秋田家庭裁判所判事〔官報〕昭和24・3・14)、昭和二十五年九月福島地方裁判所若松支部長兼福島家庭裁判所若松支部長〔官報〕昭和25・9・25)、昭和三十一年六月仙台高等裁判所判事〔官報〕昭和30・6・24)、〔司法大観〕昭和32年)、昭和三十四年一〇月仙台高等裁判所判事事務総括者〔官報〕昭和34・10・23)、昭和三十六年六月山形地方裁判所長兼山形家庭裁判所長〔官報〕昭和36・6・3)、昭和三十九年一月依願免本官〔官報〕昭和39・2・3)、昭和三十九年二月公証人・東京〔官報〕昭和39・2・7)、昭和三十九年一月二日死亡〔官報〕昭和39・12・16)

●「籠倉正治」〔《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕

### ④ 室谷慶一

●明治二六年一月一〇日生、札幌市北三条、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正十一年三月東京地方裁判所詰、大正十二年三月東京地方裁判所予備判事、大正十二年五月大分地方裁判所判事、大正十三年一月函館地方裁判所判事、昭和二年二月函館区裁判所判事、昭和二年四月札幌地方裁判所判事、昭和七年五月札幌控訴院判事、昭和十一年八月札幌区裁判所監督判事〔《人物事典Ⅱ》V〕、昭和十三年一月二月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事・東京控訴院填補、昭和十六年九月東京控訴院判事兼中国立新民学院教授、昭和十九年七月免兼務〔《司法大観》昭和32年)、昭和十九年一月二月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事〔官報〕昭和20・1・4)、昭和二十〇年八月岩見沢区裁判所判事〔官報〕昭和20・8・16)、昭和二十一年三月大審院判事・退職〔官報〕昭和21・5・1)、昭和二十二年一月岩内簡易裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24)、昭和二十三年五月札幌地方裁判所岩内支部判事〔官報〕昭和23・6・4)、昭和二十三年六月、昭和二十四年一月兼札幌家庭裁判所岩内支部判事〔官報〕昭和24・2・3)、昭和二十四年三月札幌地方裁判所兼札幌家庭裁判所判事・札幌高等裁判所事務局長事務取扱〔官報〕昭和24・4・15)、昭和二十九年二月依願免本官〔官報〕昭和29・2・16)、昭和二十九年二月公証人・札幌〔官報〕昭和29・2・17)、昭和三十八年一月依願免公証人〔官報〕昭和38・11・15)、昭和三十九年二月弁護士登録・札幌〔官報〕昭和39・3・18)、昭和四十九年一月登録取消〔官報〕昭和49・3・7)

●「室谷慶一」〔《大衆人事録》東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月〕

### ⑤ 池野仁二

●明治三十三年六月二〇日生、東京市渋谷区千駄ヶ谷町、大正一四年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年四月司法官試補・東京地方

裁判所詰、昭和二年二月札幌地方裁判所予備判事、昭和三年八月帯広区裁判所判事、昭和四年一月札幌区裁判所判事、昭和六年五月函館区裁判所判事、昭和七年一月新潟地方裁判所判事、昭和四年九月前橋区裁判所判事、昭和十二年七月横浜区裁判所判事（『人物事典』Ⅲ（Ⅴ））、昭和十二年三月甲府区裁判所監督判事、昭和十二年一月甲府簡易裁判所兼甲府地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和二十三年六月東京地方裁判所判事（『官報』昭和23・6・24、昭和23・6・28）、昭和二十四年三月東京地方裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和24・4・15）、昭和四〇年三月二十九日死亡（『官報』昭和40・4・6）

#### ⑥ 中兼謙吉（新潟判事参照）

●明治三十五年二月二日生、埼玉県児玉郡松久村、大正一三年一月高等試験行政科合格、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月前橋地方裁判所予備判事、昭和三年八月旭川地方裁判所判事、昭和五年八月札幌地方裁判所判事、昭和六年五月新潟地方裁判所判事、昭和七年一二月柏崎区裁判所判事、昭和八年八月浦和地方裁判所判事、昭和一〇年一二月横浜区裁判所判事、昭和一二年七月札幌地方裁判所判事、昭和一二年一月旭川地方裁判所部長（『人物事典』Ⅱ（Ⅴ））、昭和一七年三月前橋区裁判所監督判事兼前橋地方裁判所判事（『官報』昭和17・3・5）、昭和二十二年一月仙台高等裁判所判事、昭和二十六年一月仙台地方裁判所判事、昭和二十七年一月仙台地方裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和27・2・4）、昭和二十七年五月弘前簡易裁判所判事司法行政事務掌理者・青森地方裁判所弘前支部長兼青森家庭裁判所弘前支部長（『官報』昭和27・6・3、昭和27・6・23）、昭和二十八年一月仙台高等裁判所秋田支部長、昭和三〇年五月釧路地方裁判所長兼釧路家庭裁判所長（『官報』昭和30・5・16、「司

法大観』昭和32年）、昭和三二年三月札幌家庭裁判所長（『官報』昭和32・4・3）、昭和三三年二月山形地方裁判所長兼山形家庭裁判所長（『官報』昭和33・2・12）、昭和三六年五月依願免本官（『官報』昭和36・5・22）、昭和三六年六月公証人・東京（『官報』昭和36・6・3、「司法大観』昭和42年）、昭和四七年一月依願免公証人（『官報』昭和47・12・23）、昭和四八年二月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和48・3・30）、昭和六三年四月一六日登録取消・死亡（『官報』昭和63・6・11）

●「中兼謙吉」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）

#### ⑦ 山口富次郎（千葉・浦和判事参照）

●明治二五年八月一五日生、千葉県安房郡七浦村、大正五年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正五年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正七年四月東京地方裁判所予備判事、大正七年七月神戸地方裁判所検事、大正八年三月千葉地方裁判所判事、大正九年六月木更津区裁判所判事、大正一〇年四月八日市場区裁判所判事、大正一〇年七月東京区裁判所判事、昭和二年八月千葉地方裁判所判事、昭和四年四月東京地方裁判所判事、昭和五年九月札幌地方裁判所部長、昭和七年一〇月東京区裁判所判事、昭和八年八月前橋地方裁判所部長、昭和一二年四月浦和地方裁判所部長、昭和一四年一〇月弘前区裁判所監督判事（『人物事典』Ⅱ（Ⅴ））、昭和一五年七月宮城控訴院部長（『官報』昭和15・7・25）、昭和一六年四月那覇地方裁判所長（『官報』昭和16・5・3）、昭和一八年一二月佐賀地方裁判所長（『官報』昭和18・12・29）、昭和二十二年二月熊本地方裁判所長（『官報』昭和21・2・22）、昭和二十二年三月大審院部長（『官報』昭和22・4・4）、（注）山口富太郎は、昭和23年10月1日現在「司法部職員録」には記載されていない。

●「山口富次郎」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国探偵社・一九四三年九月）

#### ⑧ 高原太郎

●明治三十七年四月二三日生、大分県宇佐郡八幡村、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年四月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和三年一二月熊本地方裁判所予備判事、昭和四年三月旭川地方裁判所判事、昭和六年六月札幌地方裁判所判事、昭和七年一〇月函館区裁判所判事、昭和七年一二月函館地方裁判所判事、昭和一〇年七月松本区裁判所判事、昭和一三年三月宇都宮地方裁判所判事、昭和一四年五月東京刑事地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ・Ⅴ）、昭和一八年二月福岡区裁判所兼福岡地方裁判所判事、昭和一八年六月大分地方裁判所兼大分区裁判所判事・予審掛、昭和二一年八月大分地方裁判所部長、昭和二三年八月福岡高等裁判所判事、昭和二五年二月福岡地方裁判所判事、昭和二九年九月福岡高等裁判所判事、昭和三三年一〇月秋田地方裁判所長、昭和三六年六月仙台地方裁判所長、昭和三七年一月福岡高等裁判所判事、昭和三九年二月福岡地方裁判所長（『司法大観』昭和32年・42年）、昭和四二年五月福岡高等裁判所長官（『官報』昭和42・5・18）、昭和四四年四月定年退官（『官報』昭和44・4・25）、昭和四四年五月弁護士登録・福岡県（『官報』昭和44・7・1）、平成三年一二月一九日登録取消・死亡（『官報』平成4・1・29）

●「高原太郎」『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一月

### ⑨宮里正徳

●明治三十六年九月九日生、鹿児島県薩摩郡入来村、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年五月司法官試験・札幌地方裁判所詰、昭和五年一二月札幌地方裁判所予備判事、昭和六年一月帯広区裁判所判事、昭和八年二月稚内区裁判所判事、昭和九年六月札幌地方裁判所判事、昭和九年一〇月大分地方裁判所判事、昭和一〇年六月宮崎地方裁判所判事、昭和一一年七月大島区裁判所判事、昭和一三

年八月久留米区裁判所判事、昭和一六年三月二五日死亡（『官報』昭和16・4・8）

●「宮里正徳」『大衆人事録』中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四〇年八月

### ⑩佐藤竹三郎

●明治二九年一二月一日生、秋田県由利郡象潟町、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年東北帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試験・札幌地方裁判所詰、昭和五年一二月札幌地方裁判所予備判事、昭和六年一月釧路地方裁判所判事、昭和七年五月函館地方裁判所判事、昭和八年七月小樽区裁判所判事（『人物事典』Ⅳ）、昭和一二年二月退職、昭和一二年一二月満洲国遼陽地方法院次長、昭和一四年六月宮口地方法院次長、昭和一六年七月新京高等法院庭長、昭和一八年一二月奉天地方法院次長、昭和二〇年八月退職、昭和二五年二月帰国、昭和二五年四月中頓別簡易裁判所判事、昭和二五年一〇月札幌地方裁判所小樽支部判事、昭和二六年一〇月札幌高等裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和二七年一月札幌地方裁判所兼札幌家庭裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和27・11・27）、昭和三六年一月定年退官（『官報』昭和36・12・2）、昭和三六年一二月弁護士登録・札幌（『官報』昭和37・1・12）、昭和四八年九月二三日登録取消・死亡（『官報』昭和48・12・11）

●「佐藤竹三郎」『満洲紳士録』第3版・第4版、満蒙資料協会・一九四〇年二月・一九四三年二月、「佐藤竹三郎」『大衆人事録』外地・満文・海外篇、帝国秘密探偵社・一九四三年一月

### ⑪広瀬通

●明治三〇年九月一〇日生、松江市新雑賀町、大正一〇年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年一月文官高等試験合格、大正一三年五月司法官試験・東京地方裁判所詰、大正一五年一月札幌地方裁判所予備判事、昭和三年一月釧路地方裁判所網走支部判事、昭

和四年一〇月小樽区裁判所判事、昭和六年六月札幌区裁判所判事、昭和一〇年九月静岡地方裁判所判事、昭和十二年二月横浜区裁判所判事、昭和十四年五月東京民事地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和十五年九月東京刑事地方裁判所部長・退職（『官報』昭和15・9・26）、康徳七年（昭和十五年）九月滿洲国審判官・最高法院判官、康徳一〇年七月最高法院庭長（『大衆人事録』昭和18年、「日本弁護士大観」昭和37年）、昭和十八年一二月東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所兼東京区裁判所判事（『官報』昭和18・12・13）、昭和十九年六月東京控訴院判事（『官報』昭和19・6・10）、昭和二十年一〇月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所判事（『官報』昭和20・10・9）、昭和二十二年一月東京地方裁判所判事（『官報』昭和22・11・26、昭和23・1・24）、昭和二十四年四月依願免本官（『官報』昭和24・4・13）、昭和二十四年七月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和24・8・22）、昭和五十八年七月一九日登録取消・死亡（『官報』昭和58・8・11）

●「広瀬通」『大衆人事録』外地・滿支・海外篇、帝国秘密探偵社、一九四三年一月、「広瀬通」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月、「広瀬通」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

#### ⑫ 柴原八一（金沢判事参照）

●明治三十八年九月六日生、広島県御調郡河内村、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・札幌地方裁判所詰、昭和五年一二月札幌地方裁判所予備判事、昭和六年八月釧路地方裁判所判事、昭和六年一月札幌区裁判所判事、昭和九年五月金沢地方裁判所判事、昭和十一年六月安濃津地方裁判所判事、昭和十三年一月名古屋地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ～Ⅴ）、昭和二十年七月名古屋控訴院判事、昭和二十二年一二月岐阜地方裁判所部長、昭和二十二年一月兼岐阜簡易裁判所判事、昭和二十二年五月岐阜地方裁判所判事、昭和二十二年一月広島高等裁判所判事、昭和二十三年

一〇月広島高等裁判所岡山支部判事、昭和二十七年二月広島地方裁判所判事、昭和三十年四月広島高等裁判所判事、昭和三十五年一二月広島高等裁判所岡山支部長、昭和三十九年一月釧路地方裁判所長兼釧路家庭裁判所長（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和四十二年九月岡山家庭裁判所長（『官報』昭和42・9・22）、昭和四十五年九月定年退職（『官報』昭和45・9・8）、昭和四五年一二月弁護士登録・広島（『官報』昭和46・1・23）、平成元年九月一五日登録取消・死亡（『官報』平成元・11・10）

#### ⑬ 山下正夫

●明治三十五年一〇月二五日生、鳥取県岩見郡稲葉村、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年六月司法官試補・札幌地方裁判所詰、昭和六年一二月札幌地方裁判所予備検事、昭和七年九月旭川区裁判所検事、昭和七年一〇月札幌地方裁判所予備判事、昭和九年一二月熊本区裁判所判事（『人物事典』Ⅳ）、昭和十一年一二月川内区裁判所兼鹿児島地方裁判所川内支部判事・予審掛（『官報』昭和11・12・29）、昭和十三年三月熊本地方裁判所判事・退職（『官報』昭和13・3・24～25）、康徳五年（昭和十三年）三月滿洲国錦州高等法院審判官、康徳五年一二月錦州地方法院次長兼錦州区法院監督審判官兼錦州高等法院審判官、康徳八年五月退官・律師開業（『滿洲紳士録』昭和15年・昭和18年）、昭和二十一年一月弁護士登録・前橋（『官報』昭和21・12・19）、昭和四八年一二月一〇日登録取消・死亡（『官報』昭和49・3・7）

●「山下正夫」『滿洲紳士録』第3版・第4版、滿蒙資料協会・一九四〇年一二月・一九四三年一二月、「山下正夫」

『人事興信録』人事興信所・一九四三年一〇月

#### ⑭ 高田豊

●明治一八年三月一二日生、東京市世田谷区、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年八月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正三年一〇月岐阜地方裁判所予備判事、大正四年一月函館地方裁判所判事、大正五年一月台湾総督府法院判官、大正一二年六月長野地方裁判所上田支部判事、大正一三年一二月栃木区裁判所判事、大正一五年七月宇都宮地方裁判所判事、昭和七年一〇月札幌地方裁判所部長、昭和一〇年五月東京区裁判所判事、昭和一〇年一二月横浜地方裁判所判事（人物事典Ⅰ・Ⅲ〃Ⅴ）、昭和一二二年七月浜松区裁判所監督判事兼静岡地方裁判所浜松支部長（官報 昭和12・7・13）、昭和一七年五月大審院判事・退職（官報 昭和17・5・6〃7）、昭和一七年五月公証人・東京（官報 昭和17・5・9）、昭和二〇年九月依願免公証人（官報 昭和20・9・28）、昭和二二年一月弁護士登録・宇都宮（官報 昭和22・2・28）、昭和二二年一〇月登録取消（官報 昭和23・1・19）、昭和二二年一〇月真岡簡易裁判所判事（官報 昭和22・10・16、昭和22・11・18）、昭和二二年一二月兼宇都宮地方裁判所真岡支部判事（官報 昭和22・12・23、昭和23・1・9）、昭和二四年一月兼宇都宮家庭裁判所判事（官報 昭和24・2・3）、昭和二五年三月定年退官（官報 昭和25・3・17）、昭和二五年三月宇都宮簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（官報 昭和25・4・17）、（注）これ以降は、「官報」の検索では、出てこない。

●「高田豊」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月〕

#### ⑮野田底司

●明治三三年九月四日生、岐阜県安八郡下宮村、大正一五年三月明治大学法学部法律科卒業、大正一五年六月裁判所書記兼司法属・大臣官房調査課勤務、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年一月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和四年四月陸軍三等主計、昭和四年七月東京地方裁判所予備判事、昭和五年四月名古屋区裁判所判事、昭和七

年一〇月札幌地方裁判所判事、昭和一〇年一月富山地方裁判所判事、昭和一一年七月金沢地方裁判所判事、昭和一二二年三月松阪区裁判所判事、昭和一二二年一〇月岐阜地方裁判所判事、昭和一四年八月名古屋地方裁判所判事（人物事典Ⅲ〃Ⅴ）、…安濃津地方裁判所部長兼安濃津区裁判所判事、昭和二二年一月名古屋控訴院部長・退職（官報 昭和22・2・6）、昭和二二年二月弁護士登録・名古屋（官報 昭和22・3・20）、昭和六三年八月二六日登録取消・死亡（官報 昭和63・10・13）

●「野田底司」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

#### ⑯關護

●明治三九年一二月一〇日生、福岡県山門郡柳河町、昭和三年一〇月高等試験行政科及司法科合格、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・神戸地方裁判所詰、昭和五年三月東京地方裁判所詰、昭和七年一〇月旭川地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月岩見沢区裁判所予備判事、昭和八年二月岩見沢区裁判所判事、昭和九年二月札幌地方裁判所判事、昭和九年一二月徳島地方裁判所判事（人物事典Ⅱ・Ⅴ）、昭和一三年七月伊丹区裁判所判事、昭和一四年七月関東庁高等法院判官、昭和二二年三月昭和二二年勅令第二八七号により自然退職、昭和二二年四月神戸区裁判所兼神戸地方裁判所判事、昭和二二年五月神戸地方裁判所判事、昭和二三年三月退職、昭和二三年五月弁護士登録・神戸、昭和二七年五月登録取消、昭和二七年五月神戸地方裁判所姫路支部兼神戸家庭裁判所姫路支部兼姫路簡易裁判所判事（司法大観 昭和32年）、昭和三八年一月兼神戸地方裁判所姫路支部判事事務総括者（官報 昭和30・1・31）、昭和三八年四月神戸地方裁判所判事事務総括者兼神戸簡易裁判所判事（官報 昭和38・4・4）、司法大観 昭和42年）、昭和四六年一二月判事定年退官・簡裁判事退官（官



報」昭和46・12・13)、昭和四六年一二月弁護士登録・神戸(官報)昭和47・2・1)、平成二年一〇月五日登録取消・死亡(官報)平成2・12・18)

●「關護」(『滿洲紳士録』第3版、滿蒙資料協会・一九四〇年二月)、「關護」(『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)

## (二) 検事の閲歴

### ① 男庭善之助

●明治五年八月二四日生、茨城県行方郡武田村、明治二五年七月東京法学院卒業、…裁判所書記…、明治三十一年一月判事検事登用試験及第、明治三十一年一月司法官試補・和歌山区裁判所詰、明治三十三年七月和歌山区裁判所検事、明治三八年四月大阪区裁判所検事、明治四〇年七月白河区裁判所検事、明治四一年三月福島地方裁判所検事、明治四二年一二月青森地方裁判所検事、明治四五年二月福岡地方裁判所検事、大正二年五月姫路区裁判所検事、大正六年一月佐賀地方裁判所検事正、大正八年五月大分地方裁判所検事正、大正一一年七月富山地方裁判所検事正、大正一三年九月松山地方裁判所検事正、昭和二年四月札幌地方裁判所検事正、昭和四年八月岡山地方裁判所検事正、昭和六年八月浦和地方裁判所検事正、昭和七年三月大審院検事・退職、昭和七年四月公証人・東京(『人物事典』155頁)、昭和一七年四月依願免公証人(官報)昭和17・4・4)

●「男庭善之助」(『大衆人事録』帝國探偵社・一九三〇年七月)

### ② 仲塚松太郎

●明治二一年七月一〇日生、鳥取県西伯郡日吉津村、明治四〇年七月中央大学卒業、大

正元年一二月判事検事登用試験及第、大正元年一二月司法官試補・岡山地方裁判所詰、大正三年七月岡山地方裁判所予備判事、大正三年九月玉島区裁判所判事、大正四年一〇月津山区裁判所判事、大正五年二月大阪区裁判所検事、大正七年七月高知地方裁判所検事、大正九年一二月大阪地方裁判所検事、大正一二年八月盛岡地方裁判所検事、大正一四年七月京都区裁判所検事、昭和四年一二月札幌地方裁判所検事、昭和九年五月長岡区裁判所検事、昭和一一年六月浜松区裁判所検事、昭和一三年一月新潟地方裁判所検事(『人物事典』155頁)、昭和一五年二月松本区裁判所兼長野地方裁判所松本支部検事(官報)昭和15・2・16)、昭和一八年九月二一日大審院検事・死亡(官報)昭和18・9・28、昭和18・10・5)

●「仲塚松太郎」(『大衆人事録』北海道・奥羽・關東・中部篇、一九四三年三月)

### ③ 津島静雄

●明治三〇年一月二五日生、広島県佐伯郡木野村、大正一五年一二月高等試験司法科及行政科合格、昭和二年三月日本大学法律科卒業、昭和二年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和三年一二月函館地方裁判所予備検事、昭和四年四月釧路地方裁判所検事、昭和七年一月札幌区裁判所検事、昭和九年四月旭川地方裁判所検事、昭和一一年五月宇和島区裁判所検事、昭和一二一年七月岡山地方裁判所検事、昭和一二一年二月高梁区裁判所検事、昭和一三年一二月西条区裁判所検事(『人物事典』III55頁)、昭和一六年六月大洲区裁判所兼松山地方裁判所大洲支部検事(官報)昭和16・6・25)、昭和一七年九月八幡浜区裁判所検事(官報)昭和17・10・1)、昭和二一年三月広島控訴院判事・退職(官報)昭和21・4・2号外)、昭和二一年六月弁護士登録・松山(官報)昭和21・8・13)、昭和五一年一月二四日登録取消・死亡(官報)昭和51・3・

●「津島靜雄」《大衆人事録》近畿・中国・四国・九州篇、帝國秘密探偵社・一九四三年九月

(三) 弁護士の閲歴

①高野精一

●明治一九年六月二一日生（北海道人名辞書 大正12年）、「出身地」山形、「事務所」札幌市大通西六丁目、「電話」札幌一五七八（日本弁護士名簿 昭和4年）、明治三十九年七月早稲田大学法律科卒業（北海道人名辞書 大正12年）、明治四一年一二月判事検事登用試験及第（官報 明治41・12・3）、明治四一年一二月司法官試補・青森地方裁判所詰（官報 明治41・12・28）、明治四四年七月青森地方裁判所予備判事（官報 明治44・7・15、明治44・7・17）、明治四五年一月鹿児島地方裁判所判事（官報 明治45・1・18）、大正二年五月鹿児島区裁判所検事（官報 大正2・5・29、30）、大正二年六月兼鹿児島地方裁判所検事（官報 大正2・6・25）、大正三年四月退職（官報 大正3・4・25）、大正三年五月弁護士登録・鹿児島（官報 大正3・5・23）、大正五年三月登録換・山形（官報 大正5・3・13）、大正六年七月登録換・札幌（官報 大正6・8・2）、昭和七年一二月登録取消（官報 昭和7・12・23）、昭和八年二月弁護士登録・札幌（官報 昭和8・3・9）、昭和二一年一〇月登録取消（官報 昭和21・11・25）、昭和二三年九月弁護士登録・札幌（官報 昭和23・10・26）、昭和二三年三月一六日登録取消・死亡（官報 昭和24・4・20）

●「高野精一」《北海道人名辞書》第二版、北海民論社・一九三三年九月、「高野精一」《養田政徳『人物評論』第1編、北日本刊行協会・一九二六年八月）、「高野精一」《現代札幌人物史》札幌現代社・一九三二年一月）、「高野精一」《札幌弁護士会百年史》、札幌弁護士会・一九八二年七月）

②小寺叔輔

●明治二一年七月二二日生（大衆人事録 昭和18年）、「出身地」北海道、「事務所」札幌市大通西六丁目、「電話」札幌一六六九（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報 大正4・7・12）、…三菱合資会社総務部勤務（大衆人事録 昭和18）…、大正一〇年九月弁護士登録・横浜（官報 大正10・9・10）、大正一一年八月登録換・札幌（官報 大正11・8・22）、昭和一三年四月札幌弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和13年）、昭和二五年四月・昭和二六年四月札幌弁護士会長（札幌弁護士会百年史 昭和58年）、昭和四八年八月三日登録取消・死亡（官報 昭和48・10・6）

●「小寺叔輔」《北海道人名辞書》第二版、北海民論社・一九三三年九月、「小寺叔輔」《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月）、「小寺叔輔」《札幌弁護士会百年史》、札幌弁護士会・一九八二年七月）

③山田清壹

●明治三二年三月二九日生（札幌弁護士会百年史 昭和58年）、「出身地」北海道、「事務所」東京市日本橋区数寄屋町二、「電話」——（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正一五年一二月弁護士試験 大正二年法律第五号合格（官報 大正15・12・21）、昭和二年一月弁護士登録・東京（官報 昭和2・2・5）、昭和五年八月登録換・札幌（官報 昭和5・9・9）、昭和四一年八月二九日登録取消・死亡（官報 昭和42・11・21）

④秋山常吉

●明治一〇年一月二五日生（札幌弁護士会百年史 昭和58年）、「出身地」愛媛（大衆人事録 昭和18）、「事務所」小樽市富岡町一丁目、「電話」小樽六一四（日本弁護士名簿 昭和4年）、明治三五年七月東京法学院卒業（大衆人事録 昭和18）、明治三五年一二月弁護士試験及第（官報 明治35・12・6）、明治三六年一月弁護士登録・東京（官報 明治36・2・2）、大正七年五月登録換・札幌（官報 大正7・5・20）、昭和一八年四月・昭和一九年四月札幌弁護士会副会長（札幌弁護士会百年史 昭和58年）、昭和

二八年四月三日登録取消・死亡〔官報〕昭和28・5・9〕

●「秋山常吉」〔『北海道人名辞書』第二版、北海民論社・一九三三年九月〕、「秋山常吉」〔『小樽の人と名勝』小樽出版協会・一九三二年八月〕、「秋山常吉」〔茶碗谷徳次『人物覚書帳』事業と人社・一九三六年五月〕、「秋山常吉」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕、「秋山常吉」〔『札幌弁護士会百年史』札幌弁護士会・一九八二年七月〕

### ⑤ 笹沼孝藏

●明治二六年七月一三日生（札幌弁護士会百年史〔昭和58年〕、「出身地」宮城〔大衆人事録〔昭和18〕、「事務所」札幌市南二条西一三丁目、「電話」札幌三二二六九〔日本弁護士名簿〔昭和5年〕、大正七年七月明治大学法律科卒業、大正七年一二月判事検事登用試験及第、大正七年一二月司法官試験・長野地方裁判所詰、大正九年一二月東京地方裁判所詰、大正一一年四月札幌地方裁判所判事〔人物事典Ⅱ〕、大正一二年七月樺太地方裁判所兼豊原区裁判所判事〔官報〕大正12・7・13〕、大正一三年八月岩内区裁判所判事〔官報〕大正13・8・7〕、大正一四年七月岩見沢区裁判所判事〔官報〕大正14・7・10〕、大正一五年九月札幌地方裁判所判事・退職〔官報〕大正15・9・28〕、大正一五年一〇月弁護士登録・札幌〔官報〕大正15・10・29〕、昭和一九年一月七日登録取消・死亡〔官報〕昭和19・2・12〕

●「笹沼孝藏」〔『現代札幌人物史』、札幌現代社・一九三二年一月〕、「笹沼孝藏」〔茶碗谷徳次『人物覚書帳』事業と人社・一九三六年五月〕、「市会議員・弁護士笹沼孝藏」〔『自治産業発達誌』、国際通信社・一九四一年六月〕、「笹沼孝藏」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕、「笹沼孝藏」〔『札幌弁護士会百年史』、札幌弁護士会・一九八二年七月〕

### ⑥ 木下三四彦

●明治一六年一二月二二日生（札幌弁護士会百年史〔昭和58年〕、「出身地」北海道、「事務所」札幌市北三条西一丁目、「電話」札幌三六六四〔日本弁護士名簿〔昭和6年〕、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業〔官報〕明治45・7・12〕、大正二年三月弁護士登録・東京〔官報〕大正2・3・13〕、昭和一一年三月登録取消〔官報〕昭和11・4・10〕、昭和一二年二月弁護士登録・札幌〔官報〕昭和12・3・13〕、昭和二三年四月・昭和二四年四月札幌弁護士会会長（札幌弁護士会百年史〔昭和58年〕、昭和四九年一月三日登録取消・死亡〔官報〕昭和49・3・7〕

●「木下三四彦」〔『札幌之人』鈴木源十郎・一九一五年一月〕、「木下三四彦」〔『北海道人名辞書』第二版、北海民論社・一九三三年九月〕、「新区会議員木下三四彦」〔『静浪遺稿』十一州社・一九三二年四月〕、「木下三四彦」〔『現代札幌人物史』、札幌現代社・一九三二年一月〕、「木下三四彦」〔『北海道権大名士大鑑』、北日本出版株〕・一九三五年九月〕、「木下三四彦」〔茶碗谷徳次『人物覚書帳』、事業と人社・一九三六年五月〕、「木下三四彦」〔『札幌弁護士会百年史』、札幌弁護士会・一九八二年七月〕

### ⑦ 井川伊平

●明治二八年一月一八日生（札幌弁護士会百年史〔昭和58年〕、「出身地」徳島〔大衆人事録〔昭和18〕、「事務所」札幌市北一条西九丁目〔日本弁護士名簿〕昭和7年〕、「電話」札幌三五七一〔日本弁護士名簿〕昭和6年〕、大正一〇年三月明治大学法科大学卒業（大衆人事録〔昭和18〕、大正一二年二月弁護士試験及第〔官報〕大正12・2・27〕、大正一二年四月弁護士登録・札幌〔官報〕大正12・4・20〕、昭和三四年六月参議院議員当選2回・自由民主党（参議院議員名鑑〔平成2年〕、昭和四二年四月登録取消〔官報〕昭和42・5・25〕、昭和五四年一月二日死亡（参議院議員名鑑〔平成2年〕

●「井川伊平」〔『北海道人名辞書』第二版、北海民論社・一九三三年九月〕、「井川伊平」〔『現代札幌人物史』、札幌現代社・一九三二年一月〕、「井川伊平」〔茶碗谷徳次『人物覚書帳』、事業と人社・一九三六年五月〕、「井川伊平」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕、「井川伊平」〔『札幌弁護士会百年史』、札幌弁護士会・一九八二年七月〕、

「井川伊平」(『議会制度百年史』貴族院・参議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)、「井川伊平」(『北海道歴史人物事典』北海道新聞社・一九九三年七月)

### ⑧ 上田保

●明治三十一年一〇月二日生(札幌弁護士会百年史「昭和58年」)、「出身地」北海道、「事務所」札幌市南二条一〇丁目、「電話」札幌四七八五(『日本弁護士名簿』昭和8年)、大正一三年三月京都帝国大学経済学部卒業(『大衆人事録』昭和18)、:台北高等商業学校教授(『大衆人事録』昭和18):、昭和六年一月高等試験司法科合格(『官報』昭和6・11・13)、昭和七年三月弁護士登録・札幌(『官報』昭和7・3・29)、昭和二三年四月札幌弁護士会副会長、昭和三一年四月・昭和三二年四月札幌弁護士会長(『札幌弁護士会百年史』昭和58年)、昭和三九年四月札幌弁護士会長(『法曹百年史』昭和44年)、昭和四四年九月二日登録取消・死亡(『官報』昭和44・11・24)

●「上田保」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月)、「上田保」(『人事興信録』第17版、人事興信所・一九五三年九月)

### ⑨ 高田富與

●明治二五年五月一日生(札幌弁護士会百年史「昭和58年」)、「出身地」福島(『大衆人事録』昭和18)、「事務所」札幌市大通西一丁目、「電話」札幌一四五五(『日本弁護士名簿』昭和8年)、大正一二年二月弁護士試験及第(『官報』大正12・2・27)、大正一二年四月中央大学専門部修業(『日本の歴代市長』昭和58年)、大正一二年五月弁護士登録・東京(『官報』大正12・6・5)、大正一二年一〇月登録換・札幌(『官報』大正12・10・30)、昭和二二年五月一〇日登録取消(『官報』昭和22・6・25)、昭和二二年四月(『昭和三四年四月札幌市長(『日本の歴代市長』昭和58年)、昭和三四年一〇月弁護士登録・札幌(『官報』昭和34・11・13)、昭和三五年五月衆議院議員(当選2回・自由民主党(衆議院議員名鑑』平成2年)、昭和四六

年三月登録取消(『官報』昭和46・5・1)、昭和五一年一〇月一七日死亡(衆議院議員名鑑』平成2年)

●「高田富與」(『現代札幌人物史』札幌現代社・一九三二年一月)、「高田富與」(『茶碗谷徳次』人物覚書帳』事業と人社・一九三六年五月)、「高田富與」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月)、「高田富與」(『札幌先生萬華鏡』編集委員会編『高田先生萬華鏡』(高田会・一九七三年五月)、「高田富與」(『札幌弁護士会百年史』札幌弁護士会・一九八二年七月)、「地方自治の振興に貢献高田富與」(『北海道開発功労賞受賞に輝く人々』北海道・一九八三年三月)、「高田富與」(『日本の歴代市長』第1巻、歴代知事編纂会・一九八三年一月)、「高田富與」(『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月)、「高田富與」(『北海道歴史人物事典』北海道新聞社・一九九三年七月)、「人間・高田富與(弁護士出身・第5代札幌市長」(STVラジオ編『第四集ほっかいどう百年物語』中西出版(株)・二〇〇四年四月)

●高田富與『綴方連盟事件』(高田富與・一九五八年六月)、高田富與『なぎさのあしあと』(柏葉書院・一九七〇年一〇月)

### ⑩ 岩澤惣一

●明治二八年一月二〇日生(札幌弁護士会百年史「昭和58年」)、「出身地」千葉、「事務所」札幌市南一条西一二丁目、「電話」札幌一六四六(『日本弁護士名簿』昭和9年)、大正一二年二月弁護士試験及第(『官報』大正12・2・27)、大正一三年六月弁護士登録・東京(『官報』大正13・6・19)、昭和五年七月登録換・札幌(『官報』昭和5・7・22)、昭和二五年四月・昭和二六年四月札幌弁護士会副会長(札幌弁護士会百年史「昭和58年」)、昭和三二年一月一五日登録取消・死亡(『官報』昭和33・1・13)

(注)岩澤惣一弁護士は、「九官鳥返還請求事件」(大審院昭和7年2月16日判決「大審院民事判例集」第11巻第2号138頁、穂積重遠『有閑法学』、日本評論社・一九三四年五月、第53話・第54話)の破毀差戻審において反訴を提起し、勝訴して九官鳥を取戻した(逃げた九官鳥の元の所有者(『稻垣梅太郎』)の訴訟代理人であった)。

(一) 判事の閲歴

① 井上鍊太郎

● 明治一〇年一〇月一六日生、横浜市中区戸部町、明治三一年七月明治法律学校卒業、明治三二年一月判事検事登用試験及第、明治三二年一月司法官試補・大津区裁判所詰、明治三四年七月大津区裁判所判事、明治三六年六月神戸区裁判所判事、明治三八年四月大坂区裁判所判事、明治四一年五月大坂控訴院判事、大正二年五月高松地方裁判所部長、大正五年七月広島控訴院判事、大正八年六月岡崎区裁判所監督判事、大正一一年一〇月宮城控訴院判事、大正一一年一〇月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、昭和一二年四月宮城控訴院部長、昭和一四年三月盛岡地方裁判所長、昭和二年四月函館地方裁判所長、昭和四年七月金沢地方裁判所長、昭和八年一〇月安濃津地方裁判所長（『人物事典』I-V）、昭和二年一〇月大審院検事・退職（『官報』昭和12・10・30、昭和12・11・1、昭和12・11・4）

● 「井上鍊太郎」『大衆人事録』帝國秘密探偵社・一九三七年一月

② 鈴木爲吉（改姓、小山）

● 明治八年八月二日生、宮城県志田郡古川村、明治三五年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三五年七月司法官試補・大坂地方裁判所詰、明治三七年二月熊本地方裁判所判事、明治三八年四月若松区裁判所判事、明治三九年一二月福島地方裁判所判事、明治四〇年三月依願免本官、大正五年一月弁護士登録・仙台、大正八年七月登録取消（『官報』大正8・8・4）、大正八年七月小樽区裁判所判事、大正一一年七月福島地方裁判所判事、大正一四年七月浦和区裁判所監督判事、昭和二年八月高崎区裁判所監督判事、昭和三年九月函館地方裁判所部長（『人物事典』II-V）、昭和五年一〇月釧路地方裁判所部長（『官報』昭和5・10・7）、昭和七年四月札幌控訴院部長・退職（『官報』昭和7・4・26、昭和7・4・30）、昭和七年六月公証人・東京（『官報』昭和7・6・4）、昭和二〇年五月依願免公証人（『官報』昭和20・5・17）

● 「鈴木爲吉」『帝國大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月、「鈴木爲吉」『大衆人事録』東京篇、帝國秘密探偵社・一九四二年一〇月

③ 松野孝太郎

● 明治二九年四月二〇日生、宮城県牡鹿郡蛇田村、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年一〇月司法官試補・長崎地方裁判所詰、大正一二年七月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月水戸地方裁判所下妻支部判事、大正一三年八月札幌地方裁判所判事、大正一五年九月北海道帝国大学予科講師、昭和二年四月函館区裁判所判事、昭和四年七月函館地方裁判所判事、昭和五年五月丸亀区裁判所判事、昭和八年九月京都地方裁判所判事（『人物事典』II-V）、昭和一四年一二月大津地方裁判所判事・予審掛（『官報』昭和14・12・29）、昭和一九年八月大坂控訴院部長・退職（『官報』昭和19・8・19、昭和19・8・21）、昭和一九年一〇月弁護士登録・旭川（『官報』昭和19・11・15）、昭和二六年五月七日登録取消・死亡（『官報』昭和26・4・9）

● 「松野孝太郎」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇・一九四三年三月

④ 増田喜一（新編判事参照）

● 明治二〇年一〇月一五日生、栃木県下都賀郡間々田村、大正二年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正二年八月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正四年三月千葉地方裁判所予備判事、大正四年四月奈良地方裁判所判事、大正六年五月水戸地方裁判所判事、大正六年九月水戸区裁判所判事、大正八年一二月水戸地方裁判所判事、大正一〇年六月太田区裁

判所判事、大正一一年七月長岡区裁判所判事、大正一二年八月浦和地方裁判所判事、大正一三年一月熊谷区裁判所判事、大正一四年七月浦和地方裁判所判事、大正一五年一二月甲府地方裁判所判事、昭和四年七月水戸地方裁判所判事、昭和七年四月函館地方裁判所部長、昭和九年五月新潟地方裁判所部長（『人物事典』Ⅰ～Ⅴ）、昭和一六年五月八日市場区裁判所監督判事兼千葉地方裁判所八日市場支部長（『官報』昭和16・5・27）、昭和二〇年四月大審院判事・退職（『官報』昭和20・4・21）、：昭和二二年一〇月古河簡易裁判所判事（『官報』昭和22・10・16、昭和22・11・18、「司法大観」昭和32年）、昭和三二年一〇月任期滿了退官（『官報』昭和33・2・6）

●「増田喜一」〔『帝國大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月〕、「増田喜一」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕

### ⑤猪瀬一郎

●明治三一年九月四日生、茨城県結城郡三妻村、大正一二年三月明治大学法律科卒業、大正一三年一二月高等試験司法科合格、大正一四年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年一月秋田地方裁判所予備判事、昭和三年五月函館区裁判所判事、昭和七年一〇月古川区裁判所判事、昭和八年三月山形地方裁判所鶴岡支部判事、昭和一〇年一二月若松区裁判所判事、昭和一二年九月山形地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一四年一月福島区裁判所判事、昭和一八年八月盛岡区裁判所判事、昭和二一年四月山形区裁判所判事、昭和二二年一二月山形地方裁判所判事、昭和二三年二月兼山形家事審判所判事（『官報』昭和23・3・3）、昭和二七年一月仙台高等裁判所判事、昭和二八年三月青森地方裁判所弘前支部長兼青森家庭裁判所弘前支部長兼弘前簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（『官報』昭和28・3・4、昭和28・3・7、「司法大観」昭和32年）、昭和三二年一〇月旭川地方裁判所長兼旭川家庭裁判所長（『官報』

昭和32・11・2～3）、昭和三五年一二月仙台家庭裁判所長（『官報』昭和35・11・18）、昭和三八年九月定年退官（『官報』昭和38・9・5）、昭和三八年一二月弁護士登録・東京（『官報』昭和39・1・18）、昭和四七年一〇月登録取消（『官報』昭和47・11・27）

●「猪瀬一郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕

### ⑥大崎孝之榮

●明治三〇年四月二〇日生、北海道上川郡名寄町、昭和二年三月中央大学専門部卒業、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・札幌地方裁判所詰、昭和四年一月札幌地方裁判所予備判事、昭和五年五月帯広区裁判所判事、昭和六年一二月函館地方裁判所判事、昭和七年一二月網走区裁判所判事、昭和九年四月釧路地方裁判所判事、昭和一一年五月大曲区裁判所判事、昭和一四年五月青森地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一七年樺太地方裁判所部長（『官報』昭和17・12・29）、：旭川地方裁判所部長（『司法職員録』昭和21年9月）；、昭和二二年一二月旭川地方裁判所判事（『官報』昭和22・11・26、昭和23・1・24）、昭和二三年五月札幌高等裁判所判事（『官報』昭和23・6・3）、昭和二四年一二月札幌地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和24・11・26）、昭和二六年一〇月札幌地方裁判所小樽支部長（『官報』昭和26・10・23）、昭和二六年一二月兼札幌家庭裁判所小樽支部判事（『官報』昭和26・12・13）、昭和二八年一月兼小樽簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（『官報』昭和28・1・13、昭和28・1・28）、昭和二八年三月依願免本官並兼官（『官報』昭和28・4・2）、昭和二八年四月公証人・札幌（『官報』昭和28・4・7）、昭和四二年四月退職（『官報』昭和43・8・23）、昭和四二年五月弁護士登録・札幌（『官報』昭和42・6・27）、昭和四七年一〇月登録取消（『官報』昭和47・11・27）

●「大崎孝之榮」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕

## ⑦ 渡邊泰敏

●明治三十七年九月八日生、茨城県真壁郡下妻町、昭和二年一月高等試験行政科合格、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和六年九月東京地方裁判所予備判事、昭和七年五月函館地方裁判所検事、昭和九年二月横浜区裁判所判事（『人物事典』ⅣⅤ）、昭和十一年九月退職、昭和十一年一〇月満洲国撫順地方法院次長、昭和十三年三月司法部理事官民事司第二科長、昭和十四年九月司法部参事官司法部大臣官房文書科長、昭和十五年四月司法部理事官司法部大臣官房人事科長、昭和十八年四月新京地方法院次長、昭和二十年四月牡丹江高等法院長、昭和二十一年一〇月水戸区裁判所兼水戸地方裁判所判事、昭和二十二年八月退職（『司法大観』昭和32年）、昭和二十二年九月弁護士登録・水戸（『官報』昭和22・10・22）、昭和二十七年一二月茨城県選挙管理委員会委員当選（『官報』昭和28・1・23）、昭和三〇年一二月茨城県選挙管理委員会委員当選（『官報』昭和31・1・9）、昭和三十一年九月茨城県選挙管理委員会委員退職（『官報』昭和31・10・17）、昭和三十六年一〇月登録取消（『官報』昭和36・11・8）、昭和三十六年一〇月青森地方裁判所長兼青森家庭裁判所長（『官報』昭和36・10・5Ⅴ6）、昭和三十八年八月奈良地方裁判所長兼奈良家庭裁判所長（『官報』昭和38・8・19）、昭和四〇年九月福島地方裁判所長兼福島家庭裁判所長（『官報』昭和40・9・10）、昭和四二年三月仙台地方裁判所長（『官報』42・3・18）、昭和四四年七月依願免本官（『官報』昭和44・7・3）、昭和四四年一月弁護士登録・福島（『官報』昭和44・12・26）、昭和五一年六月登録換・水戸（『官報』昭和51・7・24）、平成三年三月一三日登録取消・死亡（『官報』平成3・7・12）

●「渡邊泰敏」『満洲紳士録』第3版・第4版、満蒙資料協会・一九四〇年一月、一九四三年一月）、「渡邊泰敏」『大衆人事録』外地・滿支・海外篇、一九四三年一月）

## ⑧ 松本勝夫

●明治三十七年六月二日生、京都市下京区小河通、昭和三年四月早稲田大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験行政科合格、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和六年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一二月函館地方裁判所予備判事、昭和八年二月函館地方裁判所判事、昭和九年一二月長野地方裁判所上田支部判事、昭和十一年一二月千葉地方裁判所判事、昭和十二年一二月東京区裁判所判事（『人物事典』ⅣⅤ）、昭和十八年一二月東京控訴院判事、昭和十八年一二月海軍司法官、昭和二十一年五月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所兼東京区裁判所判事、昭和二十二年五月東京区裁判所判事・略式掛上席、昭和二十二年一二月東京地方裁判所判事、昭和二十三年九月最高裁判所調査官（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和三十三年一月横浜地方裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和32・12・13）、昭和三十六年五月東京高等裁判所判事（『官報』昭和36・5・4）、昭和三十七年九月鹿児島地方裁判所長兼鹿児島家庭裁判所長（『官報』昭和37・9・11）、昭和三十九年一二月東京高等裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和39・12・8）、昭和四四年六月定年退官（『官報』昭和44・6・24）、昭和四四年九月東京簡易裁判所判事（『官報』昭和44・9・2Ⅴ3）、昭和四九年六月簡裁判事定年退官（『官報』昭和49・6・25）、昭和四九年七月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和49・10・2）、平成五年二月五日登録取消・死亡（『官報』平成5・3・16）

●「松本勝夫」『人事興信録』第19版、人事興信所・一九五七年一月）、「松本勝夫」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

## (二) 検事の閲歴

## ① 藤岡大英

● 明治四年五月五日生、滋賀県犬上郡日夏村、明治二六年七月東京法学院卒業、明治三〇年一月判事検事登用試験及第、明治三〇年一月司法官試補・名古屋区裁判所詰、明治三二年七月名古屋区裁判所判事、明治三三年一月東京区裁判所検事、明治三四年三月依願免本官〔官報〕明治34・3・28）、明治三四年三月弁護士登録・東京〔官報〕明治34・4・16）、明治三四年一〇月大阪地方裁判所検事〔官報〕明治34・10・30）、明治三四年一月弁護士登録取消〔官報〕明治34・11・8）、明治三八年四月丸亀区裁判所検事、明治三九年三月京都府裁判所検事、明治四〇年七月奈良地方裁判所検事、明治四一年六月神戸区裁判所検事、明治四四年八月大阪地方裁判所検事、大正二年四月大津地方裁判所検事正、大正三年七月浦和地方裁判所検事正、大正八年六月宮城控訴院判事、大正一二年四月秋田地方裁判所検事正、大正一三年九月岐阜地方裁判所検事正、昭和二年七月旭川地方裁判所検事正、昭和三年七月函館地方裁判所検事正〔人物事典Ⅰ〕ⅴ）、昭和六年八月山口地方裁判所検事正〔官報〕昭和6・8・14）、昭和九年五月退職裁判所構成法第八〇条ノ二〔官報〕昭和9・5・8）

● 「藤岡大英」『大衆人事録』帝國探偵社・一九三〇年七月

## ② 中島美樹

● 明治二四年一月二日生、佐賀県佐賀郡西川副村、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正七年九月東京地方裁判所予備検事、大正七年一月大津区裁判所検事、大正一〇年一二月和歌山区裁判所検事、大正一三年一月室蘭区裁判所検事、大正一三年八月札幌区裁判所検事、大正一五年五月岐阜区裁判所検事、昭和二年八月神戸区裁判所検事、昭和三年七月大阪地方裁判所検事、昭和四年

一月長崎控訴院検事、昭和七年四月函館地方裁判所検事、昭和九年五月札幌控訴院検事、昭和一〇年六月函館地方裁判所検事、昭和一一年一月函館保護観察所長、昭和一一年一月二月広島控訴院検事、昭和一三年七月名古屋控訴院検事〔人物事典Ⅲ〕ⅴ）、昭和一四年一月富山地方裁判所検事正、昭和一九年三月前橋地方裁判所検事正、昭和二一年二月大審院検事・退職、昭和二一年八月弁護士登録・第二東京、昭和二九年七月登録取消、昭和二九年八月公証人・前橋〔司法大観〕昭和32年）、昭和三六年一月依願免公証人〔官報〕昭和36・1・24）、昭和三六年六月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和36・7・15）、昭和四七年七月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和47・11・27）

● 「中島美樹」『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝國秘密探偵社・一九四三年九月、「中島美樹」『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月）

## (三) 弁護士の履歴

### ① 溝口久太

● 「出身地」北海道、「事務所」函館市青柳町、「電話」函館二六二二六（日本弁護士名簿）昭和4年）、大正一二年二月弁護士試験及第〔官報〕大正12・2・27）、大正一二年五月弁護士登録・函館〔官報〕大正12・5・25）、昭和一〇年四月函館弁護士会長（日本弁護士名簿）昭和10年）、昭和二六年五月登録取消〔官報〕昭和26・6・12）

### ② 樋渡道一

● 明治三〇年一月八日生（函館紳士名鑑）昭和7年）、「出身地」宮城、「事務所」函館市松風町、「電話」函館七三三三（日本弁護士名簿）昭和7年）、…：中央大学法科卒業…：大正一二年二月弁護士試験



及第〔官報〕大正12・2・27、大正一二年四月弁護士登録・函館〔官報〕大正12・4・13、昭和七年四月函館弁護士会副会長（日本弁護士名簿）昭和7年、昭和三六年四月函館弁護士会長（法曹百年史）昭和44年）、昭和五〇年九月二〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和51・2・3）

●「樋渡道一」〔北海道人名辞書〕第二版、北海民論社・一九三三年九月、「市会議員樋渡道一」〔函館紳士名鑑〕  
函館紹介出版社・一九三二年一月、「函館市市会議員列伝樋渡道一」〔函館産業要覧〕、北海道新聞社・一九三二年二月、「樋渡道一」〔函館名士録〕、函館名士録発行所・一九三六年二月、「樋渡道一」〔茶碗谷徳次『人物覚書帳』、事業と人社・一九三六年五月）、「樋渡道一 昭和7年8月函館市選出・北海道議会議員・政友会」〔北海道議会「歴代議員名簿」〕

### ③ 赤井力也

●「出身地」宮城、「事務所」東京市麹町区内幸町一ノ三大阪ビル新館七階七六五安積方、「電話」銀座三三九五（日本弁護士名簿）昭和7年）、昭和六年一月高等試験司法科合格〔官報〕昭和6・11・13）、昭和六年二月弁護士登録・東京〔官報〕昭和7・1・8）、昭和七年一〇月登録換・函館〔官報〕昭和7・10・24）、昭和三五年一〇月一四日登録取消・死亡〔官報〕昭和35・12・20）

●赤井力也「筆のまにまに」〔北海新誌〕10、一九三四年九月）

### ④ 橋本清次郎

●明治四〇年二月二日生（全国弁護士大観）昭和52年）、「出身地」北海道、「事務所」函館市松風町四四、「電話」函館一七〇四（日本弁護士名簿）昭和8年、昭和六年三月明治大学法学部卒業（全国弁護士大観）昭和52年）、昭和六年一月高等試験司法科合格〔官報〕昭和6・11・13）、昭和七年五月弁護士登録・函館〔官報〕昭和7・6・14）、昭和一一年九月登録取消〔官報〕昭和11・10・14）、昭和一三年四月弁護士登録・函館〔官報〕昭和13・5・16）、昭和四〇年四月函館弁護士会長（全国弁護士大観）昭和52年）、昭和五七年八月三日登録取消・死亡〔官報〕昭和57・9・13）

●「橋本清次郎」〔函館名士録〕家庭新聞社・一九五六年五月）、「橋本清次郎」〔全国弁護士大観〕、法曹公論社・一九七七年六月）、「橋本清次郎 昭和30年4月函館市選出・北海道議会議員・社会党当選3回」〔北海道議会「歴代議員名簿」〕

## 3 旭川

### (一) 判事の閲歴

#### ① 綿貫清隆

●明治八年一月二八日生、新潟県中頸城郡榑池村、明治三七年七月東京法学院卒業、明治三七年一月判事検事登用試験及第、昭和三七年一月司法官試補・宮崎地方裁判所詰、明治三九年一二月根室地方裁判所判事、明治四五年一月札幌地方裁判所判事、大正四年五月函館地方裁判所判事、大正四年七月函館控訴院判事、大正八年六月釧路地方裁判所部長、大正一〇年七月札幌地方裁判所部長、大正一四年七月札幌控訴院部長、大正一四年八月公証人懲戒委員・文官普通懲戒委員、昭和二年一二月旭川地方裁判所長、昭和六年九月福井地方裁判所長、昭和八年六月退職、昭和八年六月公証人・横浜（人物事典〔I〕V）、昭和一三年九月依願免公証人〔官報〕昭和13・9・17）

●「綿貫清隆」〔大衆人事録〕、帝國秘密探偵社・一九三〇年七月）

#### ② 内藤丈夫（補和判事参照）

●明治一九年九月三日生、山梨県巨摩郡円野村、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年一月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正九年八月横浜地方裁判所予備判事、大正九年一〇月山形地方裁判所判事、大正一二年四月飯田区裁判所判事、大正一三年二月松本区裁判所判事、昭和二年五月旭川地方裁判所部長、昭和四年九月札幌地方裁判所判事、

昭和五年九月札幌控訴院判事、昭和八年二月宮城控訴院判事、昭和十一年二月伊那区裁判所判事、昭和十一年四月浦和地方法裁判所判事、昭和十四年九月松戸区裁判所判事（人物事典Ⅱ（V））、昭和二十二年三月東京控訴院部長・退職（「官報」昭和二十一年四月二日号外）、昭和二十一年六月弁護士登録・第一東京（「官報」昭和二十一年八月十三日）、昭和二十三年一月登録換・千葉（「官報」昭和二十三年十一月二十七日）、昭和三十一年四月千葉弁護士会副会長（「千葉県弁護士会史」平成7年）、昭和四十一年八月一日登録取消・死亡（「官報」昭和四十一年八月一日）

### ③濱守龍

●明治二六年三月七日生、富山県下新川郡経田村、大正六年七月日本大学法律科卒業、大正十一年九月判事検事登用試験及弁護士試験及第、大正十一年一月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正十三年六月名古屋地方裁判所予備判事、大正十四年一月旭川地方裁判所判事、昭和四年四月函館地方裁判所判事、昭和七年四月久留米区裁判所判事、昭和八年一月日田区裁判所判事（人物事典Ⅲ（V））、昭和十一年五月京城覆審法院判事、昭和十二年一月公州地方法院大田支庁判事、昭和十三年七月京城地方法院春川支庁判事、昭和十五年七月大邱地方法院慶州支庁判事、昭和二十一年五月退職（「司法大観」昭和三十三年）、昭和二十一年一月弁護士登録・富山（「官報」昭和二十一年十一月二十五日）、昭和二十二年一月登録取消（「官報」昭和二十二年五月五日）、昭和二十二年一月泊簡易裁判所判事（「官報」昭和二十二年五月十六日）、昭和二十七年五月富山地方裁判所魚津支部兼富山家庭裁判所魚津支部兼魚津簡易裁判所判事（「官報」昭和二十七年五月七日、昭和二十七年五月十四日）、昭和三十三年三月判事・定年退官…、昭和三十八年三月簡易裁判所判事定年退官（「官報」昭和三十八年三月三日）

### ④中兼謙吉（新潟・札幌判事参照）

### ⑤柿本知己（千葉判事参照）

●明治二十一年六月一日日生、青森県三戸郡倉石村、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・仙台地方法裁判所詰、大正九年五月東京地方法裁判所詰、大正十一年四月函館地方法裁判所判事、大正十三年一月札幌地方裁判所判事、昭和四年九月旭川地方法裁判所部長、昭和七年一月山形地方法裁判所判事、昭和九年一月仙台地方法裁判所判事、昭和十二年九月東京刑事地方法裁判所判事、昭和十四年七月千葉地方法裁判所部長（人物事典Ⅱ（V））、昭和十九年九月兼千葉区裁判所判事（「官報」昭和十九年九月十六日）、昭和二十二年三月一日大審院判事・死亡（「官報」昭和二十二年三月三日、「朝日新聞」昭和二十二年三月三日）

●「柿本知己」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月）

### ⑥重友芳夫

●明治二十八年三月四日生、岡山県赤磐郡鳥取上村、大正十一年一月京都帝国大学法学部卒業、大正十二年五月司法官試補・東京地方法裁判所詰、大正十四年三月東京地方法裁判所予備判事、大正十四年七月前橋地方法裁判所予備判事、大正十五年五月前橋地方法裁判所判事、大正十五年五月退職（人物事典Ⅳ）、大正十五年六月弁護士登録・東京（「官報」大正十五年六月十六日）、昭和四年七月登録取消（「官報」昭和四年七月二十六日）、昭和四年七月旭川地方法裁判所判事、昭和五年五月釧路地方法裁判所判事、昭和七年一月網走区裁判所判事、昭和七年一月山形地方法裁判所酒田支部判事、昭和九年一月山形区裁判所判事、昭和十一年二月水戸地方法裁判所判事（人物事典Ⅴ）、昭和十四年七月札幌地方法裁判所兼札幌区裁判所判事（「官報」昭和十四年七月二十二日）、昭和十五年一月小樽区裁判所兼札幌地方法裁判所小樽支部判事（「官報」昭和十五年十二月二十七日）、昭和二十二年四月水戸区裁判所判事（「官報」昭和二十二年四月十二日）、昭和二十二年一月水戸地方法裁判所判事（「官報」昭和二十二年二月三日）、昭和二十四年一月兼水戸家庭裁判所判事（「官報」昭和二十四年二月三日）、昭和二十四年

六月水戸家庭裁判所兼水戸地方裁判所判事〔官報〕昭和24・6・21）、昭和二五年五月二七日勳四等に叙し瑞宝章を授ける 勳五等重友芳夫（「官報」昭和25・7・6）、（注）昭和25年5月27日死亡か

## （二） 検事の履歴

### ① 松野嘉七（福井検事参照）

● 明治一三年一月二日生、岐阜県本巣郡穂積村、明治三五年七月和仏法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・福井地方裁判所出詰、明治三八年四月松本区裁判所検事、明治四一年八月延岡区裁判所検事、明治四二年五月宮崎地方裁判所検事、明治四五年七月高岡区裁判所検事、大正二年一月神戸区裁判所検事、大正四年八月大阪地方裁判所検事、大正七年七月千葉区裁判所検事、大正年六月盛岡地方裁判所検事、大正一〇年一月青森地方裁判所検事、大正一二年八月小樽区裁判所検事、大正一四年一〇月小倉区裁判所検事、大正一五年九月釧路地方裁判所検事正、昭和三年七月旭川地方裁判所検事正、昭和四年二月福井地方裁判所検事正、昭和七年一月熊本地方裁判所検事正、昭和一一年四月仙台地方裁判所検事正、昭和一一年一月静岡地方裁判所検事正、昭和一四年九月名古屋地方裁判所検事正（「人物事典」155）、昭和一六年五月大審院検事・退職（「官報」昭和16・5・14）、昭和一六年八月公証人・東京（「官報」昭和16・9・2）、昭和二〇年六月依願免公証人（「官報」昭和20・7・9）、昭和二一年四月弁護士登録・名古屋（「官報」昭和21・5・25）、昭和三〇年四月二日登録取消・死亡（「官報」昭和30・5・18）

● 「松野嘉七」〔『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月〕

### ② 石川近之進（甲府検事参照）

● 明治九年二月三日生、山口県阿武郡萩町、明治三四年七月明治大学卒業、明治三六年一二月判事検事登用試験及第、明治三六年一二月司法官試補・広島地方裁判所詰、明治三八年九月広島地方裁判所予備検事、明治一九年一月徳島区裁判所検事、明治四〇年一月脇町区裁判所検事、明治四二年五月徳島区裁判所検事、明治四三年三月和歌山区裁判所検事、明治四四年一二月舞鶴区裁判所検事、大正二年八月松山区裁判所検事、大正三年八月鳥取地方裁判所検事、大正一〇年七月長崎地方裁判所検事、大正一三年三月長崎控訴院検事、大正一三年八月公証人懲戒委員、昭和三年一月熊本地方裁判所検事、昭和四年二月旭川地方裁判所検事正、昭和六年八月大津地方裁判所検事正、昭和九年四月安濃津地方裁判所検事正、昭和一〇年四月甲府地方裁判所検事正（「人物事典」155）、昭和一三年三月大審院検事・退職（「官報」昭和13・3・24、25）、昭和一三年四月公証人・大阪（「官報」昭和13・3・25）、昭和二五年一月依願免公証人（「日本公証制度沿革史」昭和43年）

● 「石川近之進」〔『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三七年二月〕

### ③ 田部顯穂（岐阜検事参照）

● 明治二四年五月二三日生、松江市北堀、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正九年五月千葉地方裁判所詰、大正一〇年四月千葉地方裁判所予備判事、大正一〇年八月大分地方裁判所判事、大正一二年五月水戸地方裁判所土浦支部検事、大正一三年五月水戸地方裁判所検事、大正一五年一月室蘭区裁判所検事、大正一五年七月小樽区裁判所検事、昭和三年七月旭川地方裁判所検事、昭和八年九月札幌控訴院検事、昭和九年一〇月岐阜地方裁判所検事、昭和一一年一月名古屋控訴院

検事、昭和一二年九月名古屋地方裁判所検事、昭和一四年七月東京控訴院検事（『人物事典』Ⅱ  
Ⅴ）、昭和一六年一〇月山形地方裁判所検事正（『官報』昭和16・11・4）、昭和一八年八月甲府地  
方裁判所検事正（『官報』昭和18・9・1）、昭和二一年二月宇都宮地方裁判所検事正（『官報』昭和21・2  
・22）、昭和二二年一〇月浦和地方裁判所検事正（『官報』昭和22・10・14）、昭和二四年五月依願免  
本官（『官報』昭和24・5・23）、昭和二四年七月公証人・東京（『司法大観』昭和32年）、昭和三六年五月依  
願免公証人（『官報』昭和36・5・26）

●田部顯穂「北海道に於ける農村の事情並に農民運動」（『司法研究』第一四輯・報告集5、司法省調査課  
・一九三一年三月）、「田部顯穂」（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月）

### (三) 弁護士の閲歴

#### ①山崎有信

●明治三年一〇月生（北海道人名辞書 大正12年）、「出身地」福岡、「事務所」旭川市六条通八丁  
目、「電話」旭川八三（『日本弁護士名簿』昭和3年）、明治二九年七月関西法律学校卒業（『北海道人名辞書』  
大正12年）、大正五年一二月弁護士試験及第（『官報』大正5・12・12）、大正五年一二月弁護士登録・  
東京（『官報』大正6・1・11）、大正七年六月登録換・旭川（『官報』大正7・6・28）、大正一二年四月旭  
川弁護士会副会長（『旭川十傑』大正12年）、昭和二〇年五月死亡（『月刊メディアあさひかわ』平成6年2月号）

●「山崎有信」（『北海道人名辞書』第二版、北海道民論社・一九二三年九月）、「山崎有信」（『市制施行記念・旭川回顧録』  
改造評論社・一九二三年一月）、「山崎有信」（津守篤『北海道市町村総覧』第一卷、旭川市上川支庁管内篇、北洋社・一九二七  
年六月）、「彰義隊 箱館戦争などの貴重な資料を残した弁護士・山崎有信氏とは……」（『月刊メディアあさひかわ』No10、  
（有）メディアあさひかわ・一九九四年二月）

●山崎有信『判検事弁護士試験及第術』（巖松堂書店・一九一七年七月）、山崎有信・小竹森治共著『実  
例競売法手続』（巖松堂・一九二二年五月）、山崎有信『陪審殺人未遂か傷害か』（法律新報社・一九二九年一  
月）、山崎有信『旭川十傑』（博進堂・一九三三年七月）

#### ②大塚守穂

●明治二三年三月一八日生（旭川弁護士物語 平成29年）、「出身地」北海道、「事務所」旭川市四  
条通一〇丁目、「電話」旭川九二一（『日本弁護士名簿』昭和3年）、大正四年七月東京帝国大学法科  
大学卒業（『官報』大正4・7・12）、大正四年九月弁護士登録・東京（『官報』大正4・9・16）、大正五年  
八月登録換・旭川（『官報』大正5・8・26）、昭和九年四月〜昭和一八年四月旭川弁護士会長（『日本  
弁護士名簿』該当年）、昭和二二年四月旭川市長（『日本の歴代市長』昭和58年）、昭和二八年四月〜昭和四  
二年四月・昭和四四年四月旭川弁護士会長（『法曹百年史』昭和44年）、昭和四五年一〇月二五日登  
録取消・死亡（『官報』昭和46・3・3）

●「大塚守穂」（『北海道人名辞書』第二版、北海道民論社・一九二三年九月）、「大塚守穂」（『市制施行記念・旭川回顧録』  
改造評論社・一九二三年一月）、「大塚守穂」（津守篤『北海道市町村総覧』第一卷、旭川市上川支庁管内篇、北洋社・一九二七  
年六月）、「大塚守穂」（『人事興信録』人事興信所・一九二八年七月）、「八代市長大塚守穂」（『旭川市功労者傳』旭川市  
・一九六〇年九月）、「公選市長大塚守穂」（大西功『歴代旭川市長・会頭論』共栄通信社・一九六三年一〇月）、「第二二四話  
四〇日市長」（村上久吉『旭川市史小話』豊談クラブ・一九六四年二月）、大塚重親「おれのオヤジ・第5回故大塚守穂  
氏」（『月刊北海道経済』昭和57年3月号・一九八二年三月）、「大塚守穂」（『郷土の歴史に生きる…旭川九十年の百人』北海夕  
イムス社・一九八〇年九月）、「大塚守穂」（『日本の歴代市長』第一卷、歴代知事編纂会・一九八三年一月）、今井勝人「弁  
護士大塚守穂の生涯について」（『P E T A N U べたぬう』No8、二〇〇七年二月）

#### ③關口勘作

●慶応三年五月五日生、「出身地」茨城（『人物事典』135）、「事務所」旭川市八条通一五丁目、「電話」旭川一三三五（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治二三年七月東京法学院卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・中津区裁判所詰、明治三八年四月中津区裁判所判事、大正元年一〇月延岡区裁判所判事、大正二年五月都城区裁判所判事、大正四年一二月大島区裁判所判事、大正六年一二月宮地区裁判所判事、大正八年六月柳河区裁判所判事、大正一〇年七月旭川地方裁判所判事（『人物事典』135）、大正一三年一二月退職（『官報』大正13・12・18）、大正一三年一二月弁護士登録・旭川（『官報』大正14・2・3）、昭和八年一二月登録換・水戸（『官報』昭和9・2・7）、昭和一一年二月五日登録取消・死亡（『官報』昭和11・2・15）

●「關口勘作」『帝国法曹大鑑』、帝国法曹大鑑編纂会・一九一五年一月、「關口勘作」『法律』、帝国法曹大鑑編纂会・一九三二年一月

#### ④飯島豊

●明治二〇年一月二三日生、「出身地」山梨、「事務所」旭川市七条通一五丁目、「電話」旭川一七四八（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一三年七月明治大学法科専攻科修了（『人事興信録』昭和32年）、大正一四年一二月弁護士試験大正一二年法律第五号合格（『官報』大正14・12・17）、大正一五年四月弁護士登録・旭川（『官報』大正15・5・7）、昭和一七年一〇月登録換・東京（『官報』昭和17・11・13）、昭和三七年一月一三日登録取消・死亡（『官報』昭和37・2・19）

●「飯島豊」『人事興信録』第19版、人事興信所・一九五七年一月

#### ⑤宇野繁衛

●明治二七年一二月二五日生（『北海道市町村総覧』第1巻・昭和2年）、「出身地」青森、「事務所」

旭川市六条通一五丁目、「電話」旭川一〇九九（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正三年七月日本大  
学法科卒業（『北海道市町村総覧』第1巻・昭和2年）、…大正五年北海道炭礦汽船（株）就職：旭川地裁書記…、大正一  
四年一二月弁護士試験大正一二年法律第五号合格（『官報』大正14・12・17）、大正一五年二月弁護士登録  
・旭川（『官報』大正15・3・9）、昭和九年八月二五日登録取消・死亡（『官報』昭和9・9・1）

●「宇野繁衛」〔津守篤『北海道市町村総覧』第1巻・旭川市上川支庁管内篇、北洋社・一九二七年六月〕

#### 4 釧路

##### （一）判事の閲歴

#### ①井上敏夫

●明治一〇年五月一〇日生、長野県埴科郡松代村、明治三六年七月東京帝国大学法科大  
学卒業、明治三六年七月司法官試補・水戸地方裁判所詰、明治三八年四月名古屋地方裁判  
所判事、明治三九年一二月横浜地方裁判所判事、明治四三年五月東京区裁判所判事、明治  
四四年三月松江地方裁判所判事、大正二年五月松江區裁判所判事、大正三年八月神戸区裁  
判所判事、大正五年一〇月大阪区裁判所判事、大正六年九月新宮区裁判所判事、大正六年  
八月舞鶴区裁判所監督判事、大正一二年八月山形区裁判所監督判事、昭和二年八月釧路地  
方裁判所部長、昭和五年一〇月函館区裁判所監督判事、昭和九年四月大審院判事・退職、  
昭和九年五月公証人・大阪（『人物事典』134）、昭和二〇年四月依願免公証人（『官報』昭和20・4・21）

●「井上敏夫」『人事興信録』第9版、人事興信所・一九三一年六月

#### ②名越鉄夫（旧姓、赤羽）

●明治二二年九月二日生、松本市北深志、大正一二年二月弁護士試験及第、大正一二年

三月弁護士登録・東京〔官報〕大正12・3・28、昭和三年八月登録取消〔官報〕昭和3・9・14、昭和三年八月釧路地方裁判所判事、昭和四年七月浦河区裁判所判事、昭和七年五月札幌地方裁判所判事、昭和七年一〇月名寄区裁判所判事、昭和八年二月名寄区裁判所監督判事、昭和一〇年九月野付牛区裁判所判事、昭和十一年二月水沢区裁判所判事、昭和十三年一月盛岡区裁判所監督判事〔人物事典〕Ⅳ、Ⅴ、昭和一八年八月盛岡区裁判所一関支部兼一関区裁判所判事・予審掛〔官報〕昭和18・8・7、昭和一八年一月岩村田区裁判所判事〔官報〕昭和18・27、昭和二十一年三月東京控訴院判事・退職〔官報〕昭和21・4・2号外、昭和二十一年五月弁護士登録・長野〔官報〕昭和21・6・26、昭和四十二年二月一三日登録取消・死亡〔官報〕昭和42・5・25

●「名越鉄夫」〔《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕

### ③三村一恵

●明治三〇年一二月三日生、熊本県玉石郡鍋村、大正一一年三月陸軍歩兵少尉、大正一二年二月弁護士試験及第、大正一二年一月弁護士登録・熊本〔官報〕大正12・11・12、大正一四年八月高等試験予備試験合格、大正一五年一二月高等試験行政科合格、昭和二年七月釧路地方裁判所判事、昭和五年五月柳河区裁判所判事、昭和六年五月宮崎区裁判所判事、昭和七年一二月山鹿区裁判所判事、昭和一二年二月八女区裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ、Ⅴ、昭和一六年三月都城區裁判所判事、昭和一八年一月唐津区裁判所判事〔司法大観〕昭和32年、昭和二十一年三月福岡控訴院判事・退職〔官報〕昭和21・3・19、昭和二十三年一月弁護士登録・熊本〔官報〕昭和23・2・25、昭和二六年八月登録取消〔官報〕昭和26・10・6、昭和二六年八月熊本家庭裁判所玉名支部兼熊本地方裁判所玉名支部判事〔官報〕昭和26・8・28、昭和二七年五月熊本地方裁判所玉名支部兼熊本家庭裁判所玉名支部判事〔官報〕昭和27・5・30、昭和二七年一月兼玉名簡

易裁判所判事〔官報〕昭和27・11・11、昭和27・11・27、昭和三五年四月兼玉名簡易裁判所司法行政事務掌理者〔官報〕昭和35・4・11、昭和三六年一月熊本地方裁判所天草支部兼熊本家庭裁判所天草支部判事兼天草簡易裁判所判事〔官報〕昭和36・1・18、昭和三七年一二月判事定年退官・簡易裁判所退官〔官報〕昭和37・12・5、昭和三八年一月弁護士登録・熊本〔官報〕昭和38・3・20、昭和六〇年九月一〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和60・10・7

●「三村一恵」〔《人事興信録》第19版、人事興信所・一九五七年一月〕、「三村一恵」〔《全国弁護士大観》、法曹公論社・一九七七年六月〕

### ④内田實

●明治三五年七月七日生、栃木県安蘇郡田沼町、大正一五年二月高等試験司法科合格、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和四年七月東京地方裁判所予備判事、昭和四年八月釧路地方裁判所判事、昭和六年七月旭川地方裁判所判事〔人物事典〕Ⅲ、Ⅴ、昭和一〇年七月函館区裁判所兼函館地方裁判所判事〔官報〕昭和10・8・1、昭和10・8・3、昭和一一年四月室蘭区裁判所判事〔官報〕昭和11・4・21、昭和一四年一〇月旭川区裁判所兼旭川地方裁判所判事〔官報〕昭和14・10・21、昭和一五年四月札幌区裁判所兼札幌地方裁判所判事〔官報〕昭和15・4・17、昭和一五年五月札幌地方裁判所兼札幌区裁判所判事〔官報〕昭和15・5・17、昭和一六年一月宮城控訴院判事〔官報〕昭和16・11・5、昭和一七年五月浜松区裁判所兼静岡地方裁判所判事〔官報〕昭和17・5・14、昭和一七年一二月水戸区裁判所兼水戸地方裁判所判事〔官報〕昭和17・12・24、昭和一九年一二月土浦区裁判所兼水戸地方裁判所土浦支部判事〔官報〕昭和19・12・18、昭和二十一年四月東京控訴院判事〔官報〕昭和21・4・2号外、昭和二三年茨城地方経済調査庁長〔官報〕昭和23・10・12、昭和二五年一〇月茨

城地方経済調査局長〔官報〕昭和25・11・24）、昭和二十七年三月依願免経済調査官〔官報〕昭和27・3・27）、昭和二十七年四月弁護士登録・宇都宮〔官報〕昭和27・5・14）、昭和五十六年一月一六日登録取消・死亡〔官報〕昭和57・2・9）

●「内田實」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

### ⑤ 渡邊常太郎

●明治元年二月四日生、東京市麹町区紀尾井町、明治二十七年七月東京法学院卒業、明治三十七年十一月判事検事登用試験及第、明治三十七年十一月司法官試験補・東京地方裁判所詰、明治三十九年一二月前橋地方裁判所判事、明治四一年七月新潟区裁判所判事、明治四二年一月東京区裁判所判事、明治四四年五月佐原区裁判所判事、大正二年四月八日市場区裁判所判事、大正三年三月横須賀区裁判所判事、大正七年七月浦和地方裁判所判事、大正八年七月横浜地方裁判所判事、大正九年一〇月横浜区裁判所監督判事、大正一四年七月姫路区裁判所監督判事、昭和二年一〇月釧路地方裁判所長、昭和五年七月山形地方裁判所長、昭和六年二月退職、昭和六年四月公証人・大阪〔人物事典〕I-V、昭和一三年四月依願免公証人〔官報〕昭和13・4・7）

●「渡邊常太郎」〔『人事興信録』第8版、人事興信所・一九二八年七月〕

### ⑥ 黒瀬善治

●明治二五年七月三日生、石川県能美郡湊村、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試験補・横浜地方裁判所詰、昭和七年三月東京地方裁判所詰、大正八年三月東京地方裁判所予備判事、大正八年三月仙台地方裁判所判事、大正一一年七月宇都宮地方裁判所判事、大正一三年二月名古屋地方裁判所判事、大正一三年一二月岐阜地方裁判

所判事、大正一五年七月宇都宮区裁判所判事、大正一五年八月香具師二関スル事項ノ調査研究ヲ命ス、昭和三年九月浦和区裁判所判事、昭和四年一月小樽区裁判所判事、昭和七年五月釧路地方裁判所部長、昭和八年九月大阪地方裁判所判事、昭和九年六月大阪控訴院判事、昭和一〇年一二月徳島地方裁判所部長〔人物事典〕II-V、昭和一三年一二月大阪控訴院部長・退職〔官報〕昭和13・12・23、昭和一三年一二月公証人・神戸〔官報〕昭和13・12・24）、昭和二二年一月一九日死亡〔日本公証制度沿革史〕昭和43年）

●黒瀬善治「医事法制に就て」〔『司法研究報告書集』第2輯5、司法省調査課・一九二六年一二月）

### ⑦ 藤山藤作

●明治四〇年九月三日生、新潟市沼垂町、昭和三年六月高等試験予備試験合格、昭和四年一二年高等試験司法科合格、昭和五年六月司法官試験補・札幌地方裁判所詰、昭和六年一二月札幌地方裁判所予備判事、昭和七年四月札幌地方裁判所判事、昭和九年四月小樽区裁判所判事、昭和一〇年九月飯田区裁判所判事、昭和一一年一二月長野地方裁判所松本支部判事、昭和一三年二月長野区裁判所判事〔人物事典〕IV-V、昭和一六年二月水戸地方裁判所兼水戸区裁判所判事〔官報〕昭和16・2・14）、：昭和二一年九月現在・新潟地方裁判所兼新潟区裁判所判事〔司法部職員録〕昭和21年）、昭和二一年一二月東京控訴院判事・退職〔官報〕昭和22・1・7）、昭和二二年一月弁護士登録・新潟〔官報〕昭和22・2・28）、昭和三四四年四月新潟県弁護士会副会長、昭和三九年四月新潟県弁護士会会長〔新潟弁護士会史〕第2巻・昭和48年）、昭和六二年一月三日登録取消・死亡〔官報〕昭和62・2・10）

●「藤山藤作」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月〕

### ⑧ 中林利一

●明治三五年一月二日生、豊橋市松葉町、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年六月司法官試補・札幌地方裁判所詰、昭和六年一二月札幌地方裁判所予備判事、昭和七年七月釧路地方裁判所判事、昭和八年七月岩内区裁判所判事、昭和一〇年二月札幌地方裁判所判事、昭和一〇年九月富山地方裁判所判事、昭和一二二年三月安濃津地方裁判所判事（人物事典ⅣⅤ）、昭和一七年四月名古屋少年審判所少年審判官、昭和二二年六月金沢少年審判所審判官、昭和二三年一二月金沢地方裁判所判事、昭和二四年一月兼金沢家庭裁判所判事、昭和二四年四月名古屋家庭裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三八年五月依願免本官（官報）昭和38・5・4、昭和三八年五月公証人・名古屋（官報）昭和38・5・20、昭和三九年五月三十一日死亡（官報）昭和39・6・15）

●「中林利一」《人事興信録》第22版、人事興信所・一九六四年三月）

### ◎田沼金造（宇都宮判事参照）

●明治一二二年四月二〇日生、群馬県山田郡桐生町↓桐生市本町、明治三七年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三七年七月司法官試補・千葉地方裁判所詰、明治三九年一二月千葉地方裁判所予備判事、明治四〇年三月長岡区裁判所判事、明治四一年六月浜松区裁判所判事、大正元年一〇月静岡地方裁判所判事、大正五年五月鹿児島地方裁判所判事、大正七年七月宮崎地方裁判所部長、大正八年六月甲府区裁判所判事、大正九年一〇月甲府地方裁判所部長、大正一三年一月静岡地方裁判所部長、昭和二年三月土浦区裁判所監督判事、昭和三年七月宇都宮地方裁判所部長、昭和七年三月釧路地方裁判所長、昭和八年一二月山形地方裁判所長、昭和一二二年二月岐阜地方裁判所長（人物事典ⅠⅤ）、昭和一五年四月退職（官報）昭和15・4・16、昭和一五年四月公証人・岐阜（官報）昭和15・4・18、昭和一七年九月公証人・

名古屋（官報）昭和17・9・2）、昭和二〇年四月依願免公証人（官報）昭和20・4・27）

●「田沼金造」《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三二年二月）、「田沼金造」《大衆人事録》北海道・奥羽・

関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

### ◎森岡信二

●明治二五年四月八日生、岡山県児島郡日比町、大正五年七月中央大学卒業、大正七年一二月判事検事登用試験及第、大正七年一二月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和九年八月広島地方裁判所予備判事、昭和九年一〇月宇和島区裁判所判事、昭和一〇年一二月山口地方裁判所判事、昭和一四年七月広島区裁判所判事、昭和二年一二月三次区裁判所判事、昭和三年七月三次区裁判所監督判事、昭和四年一二月岩国区裁判所判事、昭和八年一〇月鳥取区裁判所監督判事、昭和一〇年六月旭川区裁判所監督判事、昭和一一年三月樺太地方裁判所部長（人物事典ⅡⅤ）、昭和一七年八月札幌控訴院部長・退職（官報）昭和17・9・1Ⅴ2）

●「森岡信二」《大衆人事録》北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

### ◎濱邊信義

●明治三六年七月一五日生、鳥取県岩美郡東村、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和一〇年一二月高等試験司法科合格、昭和一〇年一二月弁護士登録・京都（官報）昭和11・1・11）、昭和一一年五月登録取消（官報）昭和11・6・5）、昭和一一年五月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、昭和一二二年一二月名古屋地方裁判所予備判事、昭和一三年二月釧路地方裁判所判事（人物事典Ⅴ）、昭和一八年一二月秋田区裁判所兼秋田地方裁判所判事、昭和二一年四月弘前区裁判所兼青森地方裁判所弘前支部判事・予審掛、昭和二一年八月秋田区裁判所兼秋田地方裁判所判事、昭和二三年二月初田地方裁判所兼秋田家事審判所兼秋田簡易裁判所



判事（司法大観）昭和32年、「官報」昭和23・1・23、昭和23・3・3）、昭和二十四年一月兼秋田家庭裁判所判事（「官報」昭和24・2・3）、昭和二十四年一月免兼官判事兼簡易裁判所判事（「官報」昭和24・10・26）、昭和二十四年一月仙台高等裁判所秋田支部判事（「官報」昭和25・3・28）、昭和二十六年四月過料三千円仙台高等裁判所判事（「官報」昭和26・6・8）、昭和二十七年一月秋田家庭裁判所判事兼秋田地方裁判所判事（「官報」昭和27・1・22）、昭和二十九年四月仙台高等裁判所秋田支部判事（「官報」昭和29・4・20）、昭和三十二年四月依願免本官（「官報」昭和32・4・22）、昭和三十二年五月弁護士登録・秋田（「官報」昭和32・6・12）、昭和四十八年九月三日登録取消・死亡（「官報」昭和48・12・11）

## ⑫ 中込研尙

●明治四十四年八月二十七日生、山梨県在毛塚村、昭和一〇年三月中央大学法学部卒業、昭和十一年一月高等試験司法科合格、昭和十二年二月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和十三年一月横浜地方裁判所予備判事、昭和十四年一月神戸地方裁判所判事、昭和十四年五月釧路地方裁判所判事（「人物事典」V）、昭和十六年四月札幌地方裁判所小樽支部兼小樽区裁判所判事（「官報」昭和16・4・24）、昭和十九年一〇月前橋区裁判所兼前橋地方裁判所判事（「官報」昭和19・10・7、昭和19・10・9）、昭和二十二年三月高田区裁判所兼新潟地方裁判所高田支部判事（「官報」昭和21・4・2）、昭和二十二年八月高崎区裁判所兼前橋地方裁判所高崎支部判事（「官報」昭和21・8・14）、昭和二十二年四月東京区裁判所兼東京刑事事地方裁判所判事（「官報」昭和22・4・19）、昭和二十七年四月横浜地方検察庁判事（「官報」昭和27・4・19）、昭和三十一年三月退職（「官報」昭和31・4・3）、昭和三十一年四月弁護士登録・第二東京（「官報」昭和31・5・14）、昭和五十八年一月二十二日登録取消・死亡（「官報」昭和58・12・12）

●「中込研尙」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月、「中込研尙」『全国弁護士大観』法曹公論

社・一九七七年六月）

## (二) 検事の閲歴

### ① 遠山茂

●明治一五年一月一七日生、横浜市初音町、明治四十四年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四十四年七月司法官試補・高松地方裁判所詰、大正二年五月尾道区裁判所予備判事、大正三年一月函館区裁判所判事、大正三年一月津山区裁判所判事、大正四年一月岡山地区裁判所判事、大正五年七月高梁区裁判所判事、大正七年一月笠岡区裁判所判事、大正一〇年六月御嵩区裁判所判事、大正一二年四月岐阜区裁判所判事、大正一三年八月安濃津地方裁判所判事、大正一五年五月岩見沢区裁判所判事、昭和二年三月釧路地方裁判所判事、昭和五年八月高田区裁判所判事、昭和七年四月七尾区裁判所判事、昭和一〇年一月二月敦賀区裁判所判事、昭和十二年一月津山区裁判所判事（「人物事典」I-V）、昭和十六年六月谷村区裁判所判事（「官報」昭和16・7・3）、昭和十八年一月東京控訴院判事・退職（「官報」昭和18・1・23、昭和16・1・26）、昭和十八年四月弁護士登録・第一東京（「官報」昭和18・5・20）、昭和十九年二月登録取消（「官報」昭和19・3・18）

●「遠山茂」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月）

### ② 三島恒三郎

●明治一三年一月三日生、広島県深安郡加茂村、明治三十四年九月関西法律学校、明治三十七年一月判事検事登用試験及第、明治三十七年一月司法官試補・広島地方裁判所詰、明治四十四年四月徳島地方裁判所予備判事、明治四十四年六月大阪地方裁判所判事、明治四五年

五月大阪地方裁判所検事、大正二年六月甲府地方裁判所検事、大正五年一二月長岡区裁判所検事、大正八年六月名古屋区裁判所検事、大正一一年七月名古屋地方裁判所検事、大正一五年九月小倉区裁判所検事、昭和三年七月釧路地方裁判所検事正〔人物事典〕I 3、昭和五年八月一日死亡〔官報〕昭和5・8・26)

●「三島恒三郎」〔『人事興信録』第8版、人事興信所・一九二八年七月〕

### ③ 鈴木勇七

●明治二五年九月一二日生、仙台市袋町、明治四四年三月東北法律学校卒業、大正一二年二月弁護士試験及第、大正一二年三月弁護士登録・仙台〔官報〕大正12・3・28)、昭和三年一〇月登録取消〔官報〕昭和3・12・8)、昭和三年一〇月名古屋区裁判所検事、昭和六年七月野付牛区裁判所検事、昭和七年一〇月釧路地方裁判所検事、昭和九年一〇月岩国区裁判所検事、昭和一一年五月山口区地方裁判所検事、昭和一一年一〇月郡山区裁判所検事、昭和一四年六月大館区裁判所検事〔人物事典〕Ⅲ 5)、昭和一八年八月古川区裁判所兼仙台地方裁判所古川支部検事〔官報〕昭和18・8・25)、昭和一八年一二月仙台地方裁判所兼仙台区裁判所検事〔官報〕昭和18・12・20)、昭和一八年一二月陸軍司政官〔官報〕昭和18・12・27)、昭和二一年九月白河区裁判所兼福島地方裁判所白河支部検事〔司法職員録〕昭和21・9・1現在)、昭和二二年三月平区裁判所兼福島地方裁判所平支部検事〔官報〕昭和22・3・11)、昭和二三年一月仙台高等検察庁検事〔官報〕昭和23・1・15)、昭和二四年八月二七日從四位二叙スル 正五位鈴木勇七〔官報〕昭和24・9・29)、昭和二四年九月一九日特旨ヲ以テ位一級追陞セラル 故検事正五位鈴木勇七〔官報〕昭和24・9・29)、(注)昭和24年8月27日死亡か。

### ④ 田口環 (山口検事・盛岡検事参照)

●明治一七年五月一日生、熊本市京町、明治四〇年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四〇年七月司法官試補・福岡地方裁判所詰、明治四二年四月山形区裁判所検事、明治四三年五月大分区裁判所検事、明治四四年五月福岡区裁判所検事、明治四五年七月都城区裁判所検事、大正二年五月山鹿区裁判所検事、大正三年六月長崎区裁判所検事、大正六年九月下関区裁判所検事、大正八年六月岩国区裁判所検事、大正八年七月舟木区裁判所検事、大正九年九月水戸区裁判所検事、大正一〇年一二月東京区裁判所検事、大正一二年四月大津地方裁判所検事、大正一四年四月大阪控訴院検事、昭和四年一月下関区裁判所検事、昭和四年九月広島控訴院検事、昭和七年一月釧路地方裁判所検事正、昭和九年五月盛岡地方裁判所検事正、昭和一二年六月奈良地方裁判所検事正〔人物事典〕I 5)、昭和一五年一月大審院検事〔官報〕昭和15・1・12)、昭和二〇年三月退職〔官報〕昭和20・4・4)、昭和二〇年九月弁護士登録・第一東京〔官報〕昭和20・10・12)、昭和二二年四月登録取消〔官報〕昭和22・5・30)、昭和二二年五月公証人〔日本公証制度沿革史〕昭和43年)、昭和二七年一二月退職〔官報〕昭和28・1・9)、昭和三十一年一〇月二三日死亡〔朝日新聞〕昭和31・10・24)

●「田口環」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一〇月〕、「田口環」〔『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月〕

### ⑤ 米丸歳郎

●明治三七年一月一五日生、広島県比婆郡西城町、昭和二年三月日本大学専門部法律科卒業、昭和二年一二月高等試験司法科及行政科合格、昭和三年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和四年一月東京地方裁判所予備検事、昭和五年八月小倉区裁判所検事、昭和六年五月下関区裁判所検事、昭和七年四月米子区裁判所検事、昭和八年五月鳥取区裁判

所検事、昭和八年九月徳山区裁判所検事、昭和一〇年八月広島区裁判所検事、昭和十一年四月東京区裁判所検事、昭和十二年二月札幌地方裁判所検事、昭和十四年一月釧路地方裁判所検事（『人物事典』Ⅲ・Ⅴ）、昭和十六年九月横浜区裁判所兼横浜地方裁判所検事（『官報』昭和16・9・6）、昭和十七年三月東京控訴院検事（『官報』昭和17・3・20）、昭和十七年三月一七日死亡（『官報』昭和17・3・30）

### (三) 弁護士の間歴

#### ① 佐藤忠暉

●明治十九年一〇月二〇日生、「出身地」秋田、「事務所」釧路市浦見町一丁目、「電話」釧路五四七（『日本弁護士名簿』昭和3年）、大正五年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正5・7・12）、大正六年八月弁護士登録・秋田（『官報』大正6・9・5）、大正一五年九月登録換・釧路（『官報』大正15・10・7）、昭和七年四月〇昭和九年四月釧路弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和7年〇昭和9年）、昭和一〇年四月〇昭和十二年四月〇昭和十七年四月〇昭和一八年四月〇昭和一八年四月釧路弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和10〇昭和12年〇昭和17年〇昭和18年〇）、昭和三三年五月登録取消・釧路（『官報』昭和33・6・9）、昭和三四年七月弁護士登録・釧路（『官報』昭和34・8・17）、昭和四四年四月二日登録取消（『官報』昭和44・4・30）

●「佐藤忠暉」『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三八年五月

#### ② 松田雄太郎

●明治元年一月一六日生（『釧路行幸誌』昭和13年）、「出身地」福島（『日本弁護士名簿』大正4年）、「事務所」釧路市浦見町二丁目、「電話」釧路七〇四（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治二十七年七月明治

法律学校卒業（『九大法律学校大勢一覽』明治31年）、明治二十四年一二月代言人試験及第（『官報』明治24・12・12）、明治二十五年一月代言免許・東京（『日本弁護士史』大正3年）、明治二十六年五月弁護士登録・秋田（『官報』明治26・6・9）、明治三十一年一〇月弘前区裁判所判事（『官報』明治31・10・22）、明治三十一年一月青森区裁判所兼青森地方裁判所判事（『官報』明治31・11・10）、明治三十一年一月登録取消（『官報』明治31・11・22）、明治三十八年四月磐井区裁判所判事（『官報』明治38・5・1）、明治四〇年六月網走区裁判所判事（『官報』明治40・6・10）、明治四三年四月釧路区裁判所判事・予審掛（『官報』明治43・4・15）、明治四五年七月根室地方裁判所判事・予審掛（『官報』明治45・7・11）、大正二年五月退職（『官報』大正2・5・24）、大正二年一〇月退職（『官報』大正2・10・25）、大正二年一月弁護士登録・根室（『官報』大正2・11・22）、大正一五年四月〇昭和六年四月釧路弁護士会長。（注、松田は、昭和12年8月「日本弁護士名簿」まで登録されているが、同名簿には「十月退」と書き込みがある。昭和13年以降の「日本弁護士名簿」には登録されていないし、官報の弁護士名簿登録・登録換・登録取消欄にも出てこない。）

●「松田雄太郎」『北海道人名辞書』第二版、北海民論社・一九三三年九月）、「司法関係功勞者調査（二）弁護士・公証人・執達吏」松田雄太郎（『釧路行幸誌』釧路市役所・一九三八年九月）、「松田雄太郎」（松本哲泓『代官人事典』ユニウス・二〇一六年一月）

#### ③ 中田克己知

●明治二十三年一月二八日生（『札幌弁護士会百年史』昭和58年）、「出身地」和歌山（『現代札幌人物史』昭和6年）、「事務所」札幌市大通西一二丁目、「電話」札幌一一五五（『日本弁護士名簿』昭和7年）、大正六年一二月弁護士試験及第（『官報』大正6・12・11）、大正七年四月弁護士登録・大阪（『官報』大正7・3・25）、昭和二年一月登録換・札幌（『官報』昭和2・11・12）、昭和三六年四月八日登録取消・死亡（『官報』昭和36・5・18）

●「中田克己知」『現代札幌人物史』札幌現代社・一九三一年一月

#### ④南雲正朔(旧姓、鳥山)

●明治三十六年一月一日生(大衆人事録「昭和18」)、「出身地」群馬、「事務所」釧路市浦見町五、「電話」釧路八七二(日本弁護士名簿「昭和7年」)、大正一五年一月二月高等試験司法科合格(官報「大正15・12・21」)、昭和二年一〇月弁護士登録・東京(官報「昭和2・10・21」)、昭和三年三月中央大学法科卒業(大衆人事録「昭和18」)、昭和六年五月登録換・釧路(官報「昭和6・6・13」)、昭和一一年二月衆議院議員当選進歩党・当選3回(衆議院議員名鑑「平成2年」)、昭和二二年九月登録換・第一東京(官報「昭和22・10・22」)、昭和二九年四月七日登録取消・死亡(官報「昭和29・5・14」)

●「南雲正朔」〔茶碗谷徳次『人物覚書帳』、事業と人社・一九三六年五月〕、「南雲正朔」〔大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕、「南雲正朔」〔議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月〕

#### ⑤飯島安三郎

●明治二八年七月一日生(大衆人事録「昭和18」)、「出身地」埼玉、「事務所」帯広市西四条南八ノ一〇、「電話」帯広〇二二二(日本弁護士名簿「昭和15年」)、大正九年七月日本大学法科卒業(大衆人事録「昭和18」)、：通信省貯金局・外務省通商局勤務：、「昭和二年一月高等試験司法科合格(官報「昭和2・12・26」)、昭和三年一月弁護士登録・東京(官報「昭和3・1・27」)、昭和三年七月登録換・釧路(官報「昭和3・7・14」)、昭和一四年四月釧路弁護士会長(日本弁護士名簿「昭和14年」)、昭和二七年四月・昭和三五年四月・昭和三六年四月釧路弁護士会副会長(釧路弁護士会の歩み「平成27年」)、昭和四二年一月一日登録取消・死亡(官報「昭和43・1・20」)

●「飯島安三郎」〔大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕

#### 5 樺太

##### (一) 判事の閲歴

#### ①若林祐三郎

●明治五年二月一六日生、長野県埴科郡寺尾村、明治三二年七月日本法律学校卒業、明治三三年一月判事検事登用試験及第、昭和三三年一月司法官試補・上田区裁判所詰、明治三五年七月上田区裁判所判事、明治三五年一〇月高崎区裁判所判事、明治三六年六月前橋地方裁判所判事、明治三八年四月高崎区裁判所判事、明治四〇年一月浦和区裁判所判事、明治四一年七月三条区裁判所判事、明治四四年六月札幌地方裁判所判事、大正三年四月旭川区裁判所判事、大正五年七月行橋区裁判所監督判事、大正六年九月佐世保区裁判所監督判事、大正九年六月高田区裁判所監督判事、大正一三年一月長岡区裁判所監督判事、大正一五年七月浜松区裁判所監督判事、昭和二年八月樺太地方裁判所長(人物事典「I」Ⅲ)、昭和五年五月盛岡地方裁判所長(官報「昭和5・5・6」)、昭和一〇年二月退職(裁判所構成法第七四条ノ二(官報「昭和10・2・19」)、昭和一〇年五月弁護士登録・浦和(官報「昭和10・6・13」)、昭和二七年五月登録取消(官報「昭和27・6・9」)

●「若林祐三郎」〔人事興信録』第8版、一九二八年七月〕

#### ②三浦卓爾

●明治一七年五月四日生、新潟県北蒲原郡水源町、大正四年二月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年七月弁護士登録・新潟(官報「大正5・7・27」)、大正九年一月二月登録取消(官報「大正10・1・12」)、大正九年一月二月司法官試補・長野地方裁判所詰、大正一〇年五月静岡地方裁判所詰、大正一〇年九月東京地方裁判所詰、大正一一年八月旭川地方裁判所判事、大正一

五年一月旭川区裁判所判事、大正一五年五月樺太地方裁判所判事、昭和七年一〇月浦河区裁判所判事、昭和一〇年四月輪島区裁判所判事（『人物事典』ⅡⅤ）、昭和一六年六月松阪区裁判所判事（『官報』昭和16・6・10）、昭和一七年一〇月木本区裁判所兼安濃津地方裁判所木本支部判事・予審掛（『官報』昭和17・10・5）、昭和一八年一月安濃津地方裁判所部長・退職（『官報』昭和18・2・15）、昭和一八年四月弁護士登録・新潟（『官報』昭和18・5・20）、昭和二二年一〇月登録取消（『官報』昭和22・12・5）、昭和二二年一〇月新潟簡易裁判所判事（『官報』昭和22・10・16、昭和22・10・18）、昭和二四年五月判事・定年退官、昭和二九年五月簡易裁判事・定年退官、昭和二九年六月弁護士登録・新潟県（『官報』昭和29・7・24）、昭和四一年六月五日登録取消・死亡（『官報』昭和41・7・23）

### ③ 鶴岡徹一

●明治二七年五月五日生、市原市牛久町、大正四年三月東京府豊島師範学校卒業、大正四年三月東京市済美高等小学校訓導（『人物事典』Ⅲ）、大正一一年三月弁護士試験及第（『官報』大正11・3・27）、大正一一年八月弁護士登録・東京（『官報』大正11・8・19）、昭和二年九月登録取消（『官報』昭和2・10・21）、昭和二年九月豊原区裁判所兼樺太地方裁判所判事（『官報』昭和2・9・29、昭和2・10・1）、昭和四年四月退職（『官報』昭和4・5・1）、昭和四年五月弁護士登録・樺太（『官報』昭和4・6・4）、昭和六年一〇月登録取消（『官報』昭和6・10・19）、昭和八年三月弁護士登録・東京（『官報』昭和8・4・1）、昭和一七年四月四日登録取消・死亡（『官報』昭和17・6・19）

### ④ 池ノ内一郎

●明治一七年二月一三日生、埼玉県入間郡宗岡村、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四三年八月司法官試験補・新潟地方裁判所詰、大正二年三月新潟地方裁判所予備判事、大正二年九月宇都宮区裁判所判事、大正六年九月栃木区裁判所判事、大正八年六

月長岡区裁判所判事、大正一一年七月千葉地方裁判所八日市場支部判事、大正一三年八月木更津区裁判所判事、大正一三年二月川越区裁判所判事、大正一五年一二月豊原区裁判所判事、昭和二年六月裁判所書記登用試験委員、昭和二年一〇月樺太地方裁判所判事、昭和四年一〇月樺太地方裁判所部長、昭和一一年二月函館区裁判所監督判事、昭和一四年五月小樽区裁判所監督判事（『人物事典』ⅠⅤ）、昭和一九年三月大審院判事・退職（『官報』昭和19・4・5）、昭和一九年四月公証人・札幌（『官報』昭和19・4・5）、昭和二九年二月免公証人（『官報』昭和29・2・17）

●「池ノ内一郎」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月〕

### ⑤ 岩城重男

●明治三六年四月六日生、東京市麹町区富士見町、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年一〇月高等試験司法科合格、昭和四年五月司法官試験補・東京地方裁判所詰、昭和七年四月陸軍三等主計、昭和七年一〇月東京地方裁判所予備判事、昭和七年一二月樺太地方裁判所予備判事、昭和八年二月樺太地方裁判所判事、昭和一〇年五月岐阜地方裁判所判事、昭和一二年七月安濃津地方裁判所判事（『人物事典』ⅣⅤ）、昭和一五年一月興亜院事務官、昭和一五年五月興亜院調査官、昭和一七年二月大東亜省書記官大使館一等書記官、昭和一八年一月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事（『官報』昭和18・11・27、昭和18・11・29）、昭和一九年一二月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所検事、昭和二二年七月大審院検事・退職（『官報』昭和21・7・10）、昭和二二年七月弁護士登録・東京（『官報』昭和21・9・26）、昭和二二年八月閉鎖期間整理委員会顧問、昭和二八年一二月登録取消、昭和二八年一二月公証人・東京都墨田区、昭和四〇年五月東京公証人会会長（司

法大観」昭和32年・42年）、昭和三十二年一月公証人・東京都港区（「官報」昭和32・11・21）、昭和四二年一月一日死亡（「官報」昭和42・1・20）

## ⑥伊東甲子一

●明治三十七年二月五日生、愛媛県北宇和郡三間村、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年五月弁護士登録・東京、昭和八年九月登録取消、昭和八年九月東京地方裁判所予備判事、昭和八年九月樺太地方裁判所判事、昭和十一年一月岩内区裁判所判事、昭和十一年七月室蘭区裁判所判事、昭和十二年七月鳥取地方裁判所判事、昭和十三年九月米子区裁判所判事、昭和十四年一〇月大分区裁判所判事（「人物事典」IV、V）、昭和十八年一二月関東地方法院部長兼高等法院上告部・覆審部判官、昭和二十二年九月ソ連抑留、昭和二十五年二月舞鶴帰還、昭和二十五年三月退官（「司法大観」昭和32年）、昭和二十五年五月宇和島簡易裁判所判事兼松山地方裁判所宇和島支部判事補（「官報」昭和25・5・31、昭和25・6・15）、昭和二十五年九月八幡浜簡易裁判所兼松山地方裁判所八幡浜支部松山家庭裁判所八幡浜支部判事（「官報」昭和25・9・25）、昭和二十七年八月松山地方裁判所八幡浜支部兼松山家庭裁判所八幡浜支部判事（「官報」昭和27・9・3、昭和27・9・20）、昭和二十八年一月松山地方裁判所八幡支部判事部事務総括者（「官報」昭和28・1・28）、昭和三十五年九月松山地方裁判所判事部事務総括者兼松山家庭裁判所判事（「官報」昭和35・9・19）、昭和三十八年四月依願免本官（「官報」昭和38・4・3）、昭和三十八年四月弁護士登録・愛媛（「官報」昭和38・6・4）、昭和四五年五月二十九日登録取消・死亡（「官報」昭和45・7・29）

## （二）検事の履歴

### ①堀井治一郎

●明治八年一月二三日生、東京市本所区石原町、明治三六年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三六年七月司法官試補・千葉地方裁判所詰、明治三八年四月金沢地方裁判所判事、明治四〇年六月水戸区裁判所判事、明治四一年六月宇都宮地方裁判所検事、明治四二年三月長崎区裁判所検事、大正二年五月浦和区裁判所検事、大正三年一〇月浦和地方裁判所検事、大正四年一〇月熊谷区裁判所検事、大正七年七月水戸地方裁判所検事、大正九年三月土浦区裁判所検事、大正十一年七月松本区裁判所検事、大正一四年七月弘前区裁判所検事、昭和二年八月樺太地方裁判所検事正（「人物事典」I、III）、昭和五年八月退職（「官報」昭和5・8・6）、昭和五年八月弁護士登録・樺太（「官報」昭和5・10・8）、昭和五年一〇月登録換・富山（「官報」昭和5・10・29）、昭和六年一〇月登録取消（「官報」昭和6・11・26）、昭和六年一月公証人・富山（「日本公証制度沿革史」昭和43年）、昭和十八年九月依願免公証人（「官報」昭和18・9・8）、昭和十八年一〇月弁護士登録・富山（「官報」昭和18・11・15）、昭和三九年一月二五日登録取消・死亡（「官報」昭和40・1・18）

●「堀井治一郎」（『人事興信録』第8版、一九二八年七月）

### ②松田計治

●明治一〇年一月一二日生、群馬県高崎市田町、明治四〇年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四二年七月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、明治四四年一二月名古屋地方裁判所予備検事、大正元年九月仙台地方裁判所検事、大正二年五月青森区裁判所検事、大正五年九月小田原区裁判所検事、大正六年九月横須賀区裁判所検事、大正八年六月横浜地方裁判所検事、大正八年一〇月東京区裁判所検事、大正一〇年九月東京控訴院検事、大正一

二年七月新潟地方裁判所検事、大正一五年七月千葉地方裁判所検事、昭和三年七月東京控訴院検事（『人物事典』Ⅰ～Ⅲ）、昭和五年九月浜松区裁判所兼静岡地方裁判所浜松支部検事（『官報』昭和5・9・25）、昭和八年四月樺太地方裁判所検事正（『官報』昭和8・4・18）、昭和一〇年三月旭川地方裁判所検事正（『官報』昭和10・3・29）、昭和十一年三月秋田地方裁判所検事正（『官報』昭和11・3・20）、昭和十三年三月甲府地方裁判所検事正（『官報』昭和13・3・29）、昭和十三年七月退職（『官報』昭和13・7・8）、昭和十三年七月公証人・東京（『官報』昭和13・7・9）、昭和十九年五月依願免公証人（『官報』昭和19・5・16）

●「松田計治」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、一九四三年三月、「松田計治」『大衆人事録』東京篇、帝國秘密探偵社・一九四二年一〇月）

### （三） 弁護士 の 閱 歴

#### ① 川守田勤治

●明治三〇年一月四日生（札幌弁護士会百年史 昭和58年）、「出身地」岩手、「事務所」樺太豊原町東西一条南四、「電話」豊原五六三（『日本弁護士名簿』昭和3年）、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業（『官報』大正12・5・14）、大正一四年三月弁護士登録・盛岡（『官報』大正14・3・26）、昭和三年七月登録換・樺太（『官報』昭和3・8・11）、昭和八年四月樺太弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和8年）、昭和九年四月樺太弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和9年）、昭和一三年四月樺太弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和13年）、昭和一二年五月登録換・札幌（『官報』昭和22・6・25）、昭和二三年八月一四日登録取消・死亡（『官報』昭和23・10・15）

#### ② 湯村安次郎

●明治七年一月一日生（『人物事典』Ⅱ）、「出身地」宮城、「事務所」樺太豊原町東三条南四ノ七、「電話」豊原二九八五（『日本弁護士名簿』昭和9年）、明治四一年一〇月法政大学法律科卒業、大正四年一二月弁護士試験及第（『官報』大正4・12・7）、大正四年一二月弁護士登録・東京（『官報』大正5・1・8）、大正八年一二月登録取消（『官報』大正8・12・12）、大正八年一二月一関区裁判所判事、大正一〇年二月二戸区裁判所判事、大正一〇年一〇月釧路地方裁判所網走支部判事（『人物事典』Ⅱ）、大正一三年九月樺太地方裁判所判事・予審掛（『官報』大正13・9・6）、大正一四年六月豊原区裁判所兼樺太地方裁判所検事（『官報』大正14・6・10～11）、昭和三年四月退職（『官報』昭和3・4・19）、昭和三年五月弁護士登録・樺太（『官報』昭和3・5・31）、昭和一八年一二月七日登録取消・死亡（『官報』昭和18・12・7）

## 九 おわりに

本資料集は、増田が編集した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、増田、紺谷、矢野、林の協力によるものである。作成した電磁ファイルは、総て増田が校訂した。

「一 はじめに」、「二 陪審公判一覧表」、「三 陪審公判始末簿および刑事統計年報から見た陪審裁判」、「六 新聞報道に見る陪審公判」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴」、「九 おわりに」は増田が執筆し、電磁ファイル化した。

「三 陪審公判始末簿および刑事統計年報から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の刑

事統計年報は、横山妙子の協力により収集した。陪審公判始末簿は、増田が各地方裁判所に閲覧謄写申請をして、デジタルカメラで撮影した。

「四 予審終結決定・説示・問書・答申」については、「説示・問書・答申」は、『陪審説示集』（司法省刑事局・一九二九年一〇月）、『陪審問書集』（司法省刑事局・一九二九年三月）に収録されたものを増田が準備し、矢野・林が分担して電磁ファイルを作成した。また、「予審終結決定」については、増田が山崎有信『陪審裁判殺人未遂か傷害か』（法律新報社・一九二九年一月）から旭川①事件、および『権太日日新聞』から権太①事件を電磁ファイル化した。

「刑事判決書」は、増田が各地方検察庁に閲覧謄写申請をし、デジタルカメラで撮影し、紺谷が電磁ファイルを作成した。更に、『大審院刑事裁判例集』および『法律新聞』に連載された大審院判決を、林が分担して電磁ファイルを作成した。

「六 新聞報道に見る陪審公判」については、国立国会図書館において、増田・横山が、新聞紙を検索して、陪審公判の記事を収集し、更に増田は函館毎日新聞・函館日日新聞・函館新聞、旭川新聞、釧路新聞を函館・旭川・釧路市立図書館で収集した。そして、『法律新報』に連載された「司法省陪審宣伝並各地法況」の内、札幌控訴院管内における報道を、増田が電磁ファイル化した。

「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士感想」の資料は、増田が調査・準備した。その内、矢野が「判検事の感想」を電磁ファイルを作成し、増田が「弁護士の感想」を電磁ファイル化した。

「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴」は、増田が官報・帝国法曹大鑑、司法大観・弁護士大観などの資料により調査・収集した。弁護士の閲歴は、増田が北海道立

図書・札幌・函館・旭川・釧路市立図書館のレファレンス・サービスを受けて、更に収集した。そして、それらの資料を用いて、増田が電磁ファイルを作成した。

『修道法学』第41巻第2号付録DVD・二〇一九年二月掲載予定

平成三〇（二〇一八）年五月三十一日編集終了